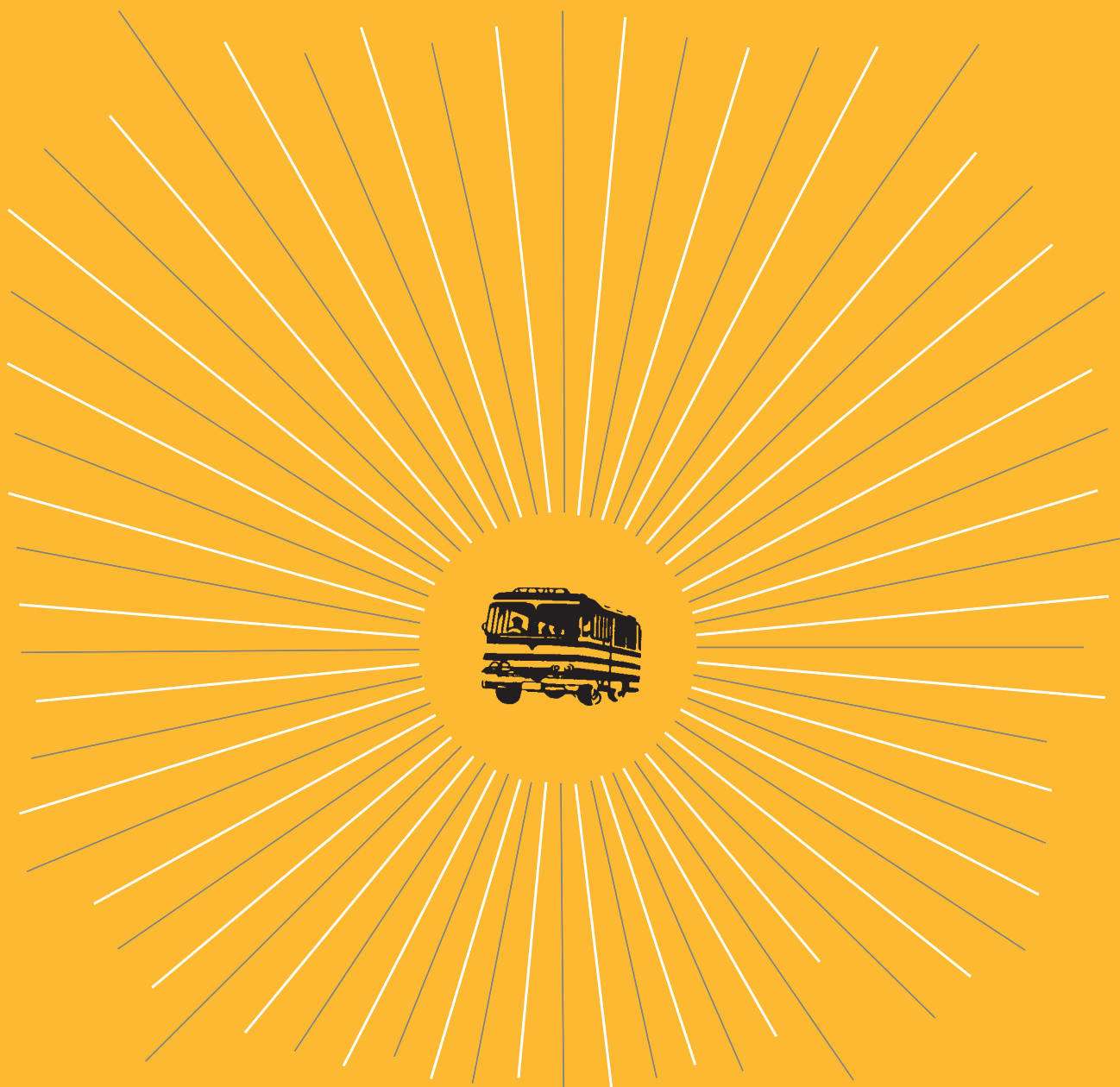


2021年度版（令和3年度）
日本のバス事業



公益社団法人 日本バス協会

60

日本のバス事業・目次

I. バス事業の現状	1
1. 概況	1
(1) 国内輸送	1
(2) バス事業の現状	1
(3) 新型コロナウイルス感染症に伴う対応	1
2. 乗合バス輸送状況推移表	6
3. 貸切バス輸送状況推移表	8
4. バス事業の経営規模	10
5. 国内輸送の現状	12
6. 業態別保有自動車数の推移	14
7. 高速バスの運行状況	16
II. バス事業	17
1. 乗合バス事業	17
(1) 令和2年度乗合バス事業の収支状況	17
2. 都市交通	24
(1) 概要	24
(2) 改正バリアフリー法について	24
(3) MaaSについて	24
(4) 標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP）によるデータ整備	25
(5) 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業） (国土交通省)	25
(6) バス専用通行帯、バス優先通行帯等	27
3. 地方交通	28
(1) 地方交通の状況	28
(2) 地域公共交通確保維持改善事業	32
(3) 生活交通確保対策を講じる地方公共団体に対する地方財政措置	35
4. 乗合バス運賃について	38
(1) 乗合バス運賃制度の見直し	38
(2) ICカードの導入および営業政策的な割引について	38
(3) 地方自治体の補助による敬老乗車券	58
5. 貸切バス事業	60
(1) 貸切バス事業について	60
(2) 令和2年度一般貸切バス事業の収支状況	61
(3) 貸切バス事業者安全性評価認定制度	67
III. インバウンド振興	68
IV. 安全輸送の取組み	70
1. 安全輸送体制の確立	70
(1) 運輸安全マネジメントの推進	70
(2) バス事業における総合安全プラン2025	71
(3) 運転管理の高度化	71
(4) 運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策	72
2. 大規模災害への対応	72
3. 飲酒運転防止対策	73
(1) 飲酒運転防止対策の推進	73
(2) アルコール検知器の使用義務化	73

4. 車内事故防止対策	73
5. 乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用対策	75
6. バスジャック・テロ対策等	75
(1) バスジャック対策の推進	75
(2) テロ対策の徹底	76
(3) 全国瞬時警報システム(Jアラート)等でミサイル発射の情報が発信された場合の対応	76
7. 令和元年・2年の交通事故	78
(1) 全国の交通事故の現状	78
(2) バス(事業用)に係る交通事故情報	79
(3) 事業用自動車の事故	80
8. 安全に資する装置の導入状況	82
(1) デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー	82
(2) 衝突被害軽減ブレーキ等	83
V. バスに係る技術面の向上	85
1. 中央技術委員会の活動	85
2. バス車両の技術開発	85
3. 自動運転について	85
VI. 環境対策と交通バリアフリー法への対応	87
1. 環境対策	87
(1) バス事業における低炭素社会実行計画	87
(2) 令和2年度の日本バス協会の対応	87
(3) NOx・PM対策	88
(4) グリーン経営の推進	88
(5) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略への対応	88
2. 交通バリアフリー法への対応	89
(1) 交通バリアフリー法の概要	89
(2) ノンステップバスの普及方策	89
(3) 令和2年度の日本バス協会の対応	89
3. 人と環境にやさしいバスの導入状況	94
(1) 「人にやさしいバス」の導入状況	94
(2) 「環境にやさしいバス」の導入状況	95
VII. 労務関係	97
1. 令和2年度バス事業賃金、労働時間等実態調査結果	97
(1) 年間総労働時間の実態(回答数 乗合403者、貸切648者)	97
(2) 高齢運転者の雇用状況(回答数813者)	97
(3) 女性運転者雇用状況(回答数437者)	97
(4) バスガイドの雇用状況(回答数228者)	98
(5) 障害者の雇用状況(回答数273者)	98
2. 令和3年度春季労使交渉	99
(1) 各労働組合の春闘に関する動向	99
(2) バス事業における春季労使交渉妥結結果(公営を除く。)	99
3. 令和3年度産業別最低賃金	101
4. 令和3年度地域別最低賃金	101
5. バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン	102
(1) 策定の趣旨	102
(2) 時間外労働改善計画の策定と中間目標の設定	102
(3) 長時間の時間外労働を削減するために取り組むべき各種施策	102

6.	働き方改革の実現に向けた各種取り組みについて	103
7.	改善基準告示の見直しに向けた取り組み	103
8.	運転者確保の取り組み	103
9.	大型二種免許取得要件の緩和等	103
10.	運転者職場環境良好度認証制度（「働きやすい職場認証制度」）への対応	103
VIII.	交付金制度及び事業について	106
1.	運輸事業振興助成交付金	106
(1)	制度の創設	106
(2)	最近の交付金制度について	106
(3)	交付金の額	107
(4)	交付金事業	109
IX.	税制改正	116
1.	令和4年度税制改正要望	116
資料		118
1.	自動車関係諸税一覧表	119
2.	地域別旅行業者数	121
3.	日本のバス事業略年表（H19.4.1～）	122
4.	都道府県バス協会名簿	128

I. バス事業の現状

1. 概況

(1) 国内輸送

令和元年度の国内輸送機関別の旅客輸送人員をみると、総輸送人員は311億72百万人（前年314億98百万人）と対前年1%減と前年から3.3億人減少した。内訳をみるとJRは95億3百万人（前年95億56百万人）と対前年0.6%減、民鉄は156億17百万人（前年157億14百万人）と対前年0.6%減、バスは45億33百万人（前年46億46万人）と対前年2.4%減、ハイタクは12億68百万人（前年13億91百万人）と対前年8.8%減、航空は1億2百万人（前年1億4百万人）と対前年1.9%減となっており、バス、JR、民鉄、ハイタク、航空の全てにおいて輸送人員が減少した。

次に輸送人員の分担率をみると民鉄50.3%に次いで、JRが30.5%、バスは14.6%と第3位、第4位はハイタクの4.1%、第5位は航空、旅客船の0.3%の順になっている。^{※1)}

また、自動車保有台数の推移をみると昭和51年度には3,000万台、56年度に4,000万台、61年度に5,000万台、平成2年度に6,000万台、平成7年度に7,000万台、平成25年度に8,000万台を超え、令和3年3月8,208万台となり、昭和51年から令和3年までの45年間で2.7倍の伸びとなっており、このうち軽自動車は昭和51年に600万台であったが、令和3年3月では3,319万台と5.5倍の伸びを示している。^{※2)}

従って、バス事業は益々陸上交通において自家用車にその領域を侵され、特に、軽自動車の伸びにより悪戦苦闘を続けている状況である。

(2) バス事業の現状

乗合バスの輸送人員は昭和42～45年度の100億人台から年々減少傾向を辿っていたが、平成19年度に下げ止まり、令和元年度は42億5,765万人（前年43億4,773万人）、対前年度2.1%減少した。輸送人キロは平成11年度を底に増加傾向となっていたが、287億人キロ（前年352億人キロ）と対前年18.5%減となっている。

営業収入をみると平成4年度をピークに減収傾向となっていたが、令和元年度は9,344億9,600万円（前年9,545億4,200万円）と対前年2.1%減となった。

貸切バスの輸送人員は長期的には増加傾向であったが、令和元年度は2億7,458万人（前年2億9,804万人）と対前年7.9%減となっており、輸送人キロは271億人キロ（前年289億人キロ）と対前年6.2%減となっている。

また、営業収入は5,276億5,200万円（前年5,729億1,300万円）と対前年7.9%減となった。

(3) 新型コロナウイルス感染症に伴う対応

① 新型コロナウイルス感染症によるバス事業の業績への影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による移動制限や外出自粛等による人流の減少につながり、バス事業に深刻な影響を与えている。自動車輸送統計調査によると、令和2年度の輸送人員は、乗合バスが前年度比約3割減、貸切バスが同5割減となっていた。

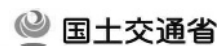
日本バス協会が調査に協力し、国土交通省が毎月とりまとめている「新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響調査」の結果では、乗合バスのうち、一般路線バスについては、運送収入が令和元年比で30%以上減少したと回答した事業者は、令和3年5月、8月、9月には半数を超えていた。回復傾向はみられるが、輸送人員は依然として令和元年比20～30%減と厳しい状況が継続している。高速バス等については、運送収入が令和元年比で7割以上減少したと回答した事業者は、令和3年5月には80%と極めて厳しい状況となっていた。令和3年11月～令和4年1月には約30%となるなど回復傾向が見られるが、令和4年1月においても、輸送人員は令和元年比で約60%減と非常に厳しい状況が継続している。

貸切バスについては、運送収入が令和元年比で5割以上減少したと回答した事業者は、緊急事態宣言が出されていた令和3年5月には90%と極めて厳しい状況であった。東京オリンピック・パラリンピック大会輸

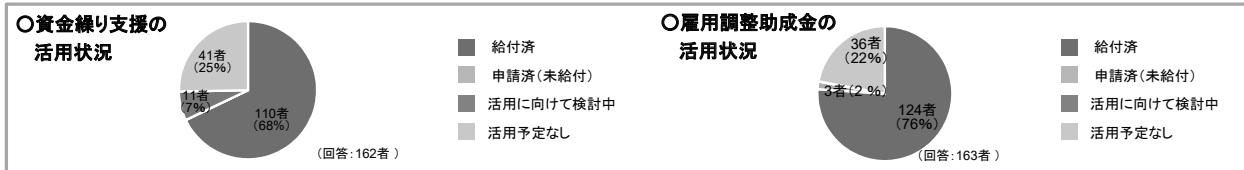
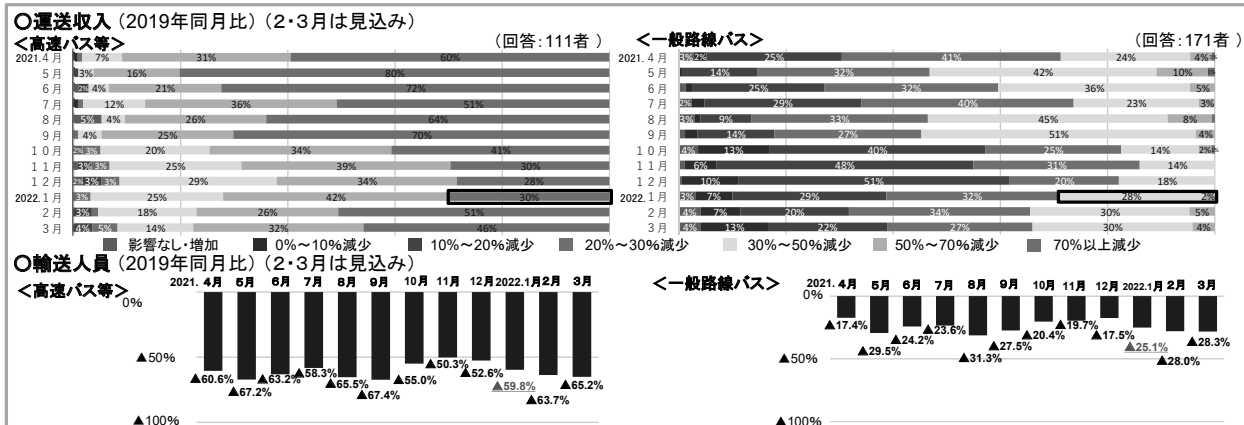
※1) 資料12頁 ※2) 資料14頁

送や緊急事態宣言の解除から回復傾向もみられ、修学旅行等の学校行事を背景に一時的な回復はみられたものの、再度のまん延防止等重点措置を受けて非常に厳しい状況が継続している。

新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響調査（乗合バス）

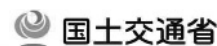


- 高速バス等については、1月の運送収入70%以上減の事業者が全体の30%、輸送人員が59.8%減となるなど、依然非常に厳しい状況が継続。
- 一般路線バスについても、運送収入が30%以上減の事業者が30%、輸送人員が25.1%減となるなど、厳しい状況が継続。
- 2月以降も、オミクロン株の感染拡大の影響もあり、非常に厳しい状況が継続する見込みであり、一般路線バスについても、引き続き厳しい状況となる見通し。
- 支援制度については、資金繰り支援を68%の事業者が活用しており、給付済み。雇用調整助成金を78%の事業者が活用しており、76%の事業者が給付済み。

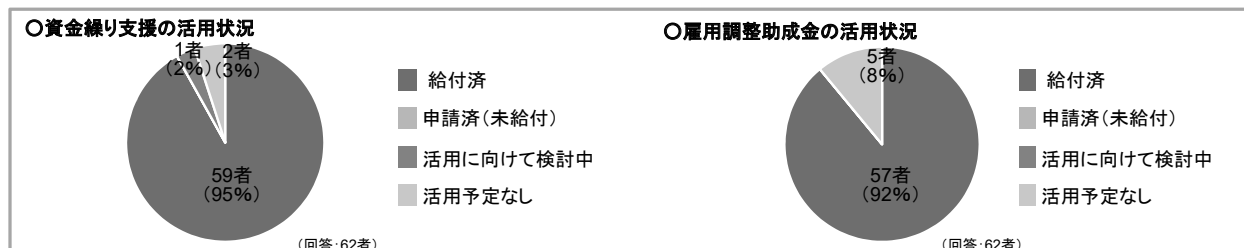
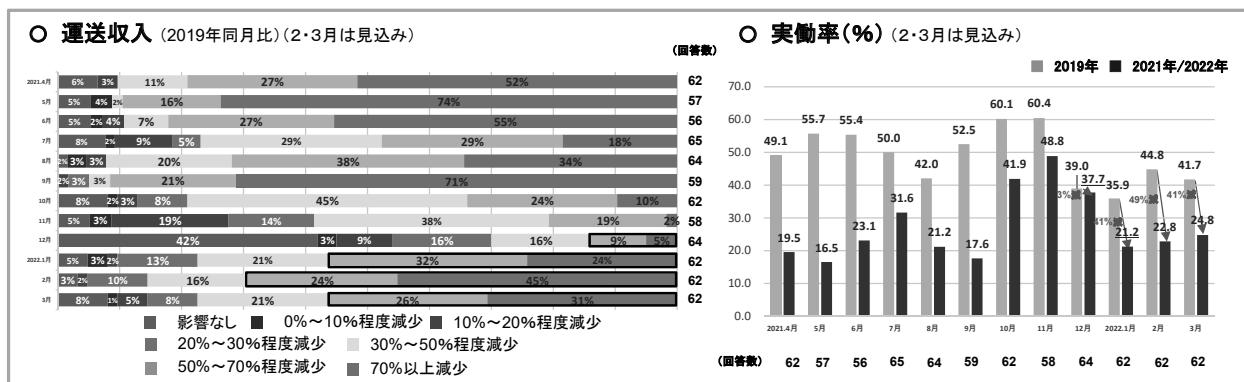


※調査方法：乗合バス事業者239者に対して業界団体を通して影響を調査。

新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響調査（貸切バス）



- 1月において運送収入が50%以上減の事業者は前月の14%から56%に急増し、実働率は前月の約37.7%から約21.2%に大幅に減少と、まん延防止等重点措置の再発出により非常に厳しい状況。
- 2月以降もまん延防止等重点措置延長の影響により、約6~7割の事業者が50%以上の運送収入の減少を見込むなど、さらに厳しい状況となる見通し。
- 支援制度については、資金繰り支援を95%の事業者が活用しており、給付済み。雇用調整助成金を92%の事業者が活用しており、給付済み。



※調査方法：日本バス協会加盟貸切バス事業者(79者)に対して協会よりアンケート調査を実施。

② 新型コロナウイルス感染症の影響による要望について

新型コロナウイルス感染症により、バス事業は未曾有の危機的状況が続いており、未だ終息が見えず先の見通しが立たない状況である。

乗合バスは外出自粛や在宅勤務の拡大等により、地方部のみならず大都市部においても大きな影響を受け、全国的に令和3年度の運送収入は令和元年度比で約3割減少し、県境を越える移動自粛により高速バスも令和3年度の運送収入は令和元年度比で約7割減少している。乗合バスは緊急事態宣言下も、公共交通として定時運行が求められており、雇用調整助成金を活用することができない状況にある。

貸切バスは、令和3年度の運送収入が令和元年度比で約9割減の地域もあり、雇用調整助成金特例措置等の支援によりかろうじて事業を継続し、従業員の雇用を維持している。

日本バス協会としては、国土交通省、総務省、厚生労働省及び自由民主党バス議員連盟関係議員、公明党バス振興議員懇話会関係議員、自由民主党雇用問題調査会関係議員等に対し主に次の内容について要望を行った。

【バス事業全般】

- ・雇用調整助成金の特例措置の更なる延長要望
 - 特に貸切バス事業者にとって、雇用維持に不可欠であるため、コロナ禍の事態が終息するまでの間、特例措置を維持してもらおうよう、特例期間の更なる延長について、その都度要望した。
- ・地方創生臨時交付金によるバス事業者への支援要望
 - バス事業者への支援が十分になされるよう予算確保に努めて頂くとともに、国からも地方公共団体への更なる働きかけ等の支援を要望した。
- ・事業規模に応じた金融支援要望
 - 金融支援策の大部分は、事業規模によらず一律に限度額が設けられている状況にあるため、バスの保有車両数等に比例した支援等、事業規模に見合った資金繰り支援制度としていただく等、制度の拡充を要望した。
- ・バス事業者の納税資金等に対する特別無利子融資制度の創設要望
 - バス事業者の納税資金や社会保険料の事業者負担分に対する政府系金融機関の特別無利子融資制度の創設を要望した。

【乗合バス事業】

- ・「地域公共交通確保維持改善事業」予算の大幅な増額要望
 - バスが地域住民の足としてその役割を引き続き果たしていけるよう生活交通バス路線（地域間系統・地域内系統）の所要予算の確保維持。特に、地域間系統の補助制度については、バス事業者が経営効率化に最大限努力している実情を考慮し、現行補助制度の堅持とともに十分な予算額の確保を要望した。
- ・都市部における通勤・通学等の確保要望
 - コロナによる影響が回復するまでの時限的措置として、都市部における通勤・通学等の確保維持のための予算措置の新設を要望した。

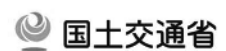
【貸切バス事業】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種でのバスの活用要望
 - 地方自治体による被接種者の輸送、接種会場等として、貸切バスの積極的な活用と、自治体が入札等で事業者選定をする際、安全コストを度外視した法令違反の運賃とならないよう、適正な運賃・料金が遵守されているかを確認することについて、自治体に対する働きかけを要望した。
- ・GoToトラベル事業の再開要望（令和3年1月より機会ある度に要望）
 - GoToトラベル事業の早期再開と併せ、団体旅行支援施策予算の創設及び団体旅行需要促進のため、個人旅行と団体旅行の割引率の格差を設け、貸切バスを利用するような団体旅行の促進を要望した。
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係輸送に係るバス運転者に関する要望
 - 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ要望した。

- ア. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の輸送に係るバス運転者への優先的ワクチン接種を要望。
 - イ. 東京オリンピック競技大会が新型コロナウイルス感染症の拡大により完全無観客での開催が決定された。直前での無観客開催の決定は車両購入等入念に準備をしてきたバス事業者にとって非常に厳しいため、予定していた観客輸送やスポンサー輸送に加え学校観戦プログラム等のバス輸送取消に係る支援を要望。
 - ウ. 東京パラリンピック競技大会の無観客・有観客開催について、新型コロナウイルス感染症による感染者数の推移等の状況を考慮し、感染対策を徹底したうえで、できる限り有観客での開催を要望。
- ・新たなGoToトラベル事業に関する要望（令和4年3月9日要望）
- 日本バス協会、日本旅行業協会及び旅行業協会連名で要望した。
- （国に対する要望）
- ア. GoToトラベル事業の再開にあわせた地域経済へ幅広い波及効果のある団体旅行の官民一体需要喚起策実施時の協賛及び団体旅行への機運醸成を要望。
 - イ. 団体旅行に対する支援不足分を補う観点から、「交通付旅行商品」の給付額に加え、バス1台あたりの補助や感染症対策としてのバス増台分補助等の設定支援を要望。
 - ウ. 都道府県の事業で実施予定の団体旅行専用枠を、国の事業期間にも設定を要望。
- （都道府県による事業の制度設計に関する要望）
- ア. 団体旅行において、都道府県を跨ぐことを考慮し、「団体旅行専用枠」は全国一律での制度設計を観光庁から通達し、利用しやすい制度設計にするとともに、実質的な団体旅行に限定される団体旅行専用枠となるよう配慮を要望。
 - イ. 「国」及び「都道府県」の実施期間を通じて団体旅行枠が20%確保できるよう配慮を要望。

③ バスにおける新型コロナウイルスの業種別ガイドライン、バスの車内換気能力

日本バス協会は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針」を踏まえ、バス事業における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項について整理した「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を令和2年5月14日に策定した。また、日本バス協会及び日本旅行業協会、



観光バス及び路線バスの車内換気能力

大型車メーカー等の協力のもと、主な観光バス及び路線バスの車内換気能力についてまとめました。

観光バスの車内換気能力（別紙1）

窓閉めで **約5分**

※ エアコンを外気導入モードで使用。なお、車両は停止状態

8割以上の車両で、窓開けによる換気も可能

路線バスの車内換気能力（別紙2）

大型車から小型車までの

全タイプで **約3分**

※ 換気扇2機(大型・中型)又は1機(小型)を使用
なお、外気導入のための一部窓開け、デフロスター作動等が必要

全国旅行業協会の3者で構成する貸切バス旅行連絡会として、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策として、令和2年6月19日に「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」を策定した。両ガイドラインともに最新の状況を踏まえた内容となるよう随時改定を行ってきた。バス事業者は、これらガイドラインに沿った対策を講じている。

④ 雇用調整助成金等の活用状況

雇用調整助成金及び持続化給付金は、令和2年9月末時点で7割を超える事業者が受給している。

(令和2年9月末時点)				(令和2年9月末時点)			
①雇用調整助成金受給状況		事業者数	割合	②持続化給付金受給状況		事業者数	割合
内訳	受給済み	669	79.8%	内訳	受給済み	607	73.4%
	申請済み	34	4.0%		申請済み	9	1.1%
	検討中	3	0.4%		検討中	20	2.4%
	予定なし	132	15.8%		予定なし	191	23.1%
計		838	100.0%	計		827	100.0%

⑤ 感染防止対策の周知、利用促進に向けた広報

日本バス協会は、バスを安心して利用していただくため、令和2年度から3年度にかけて次の対応を行った。

- ア. 日本バス協会ホームページ内に「バスにおける新型コロナウイルス感染予防への取り組み」を開設し、車内換気性能のPR動画等を掲載した。
- イ. 国土交通省と連名でバスの車内換気性能を周知するポスターを作成し、バス事業者へ送付、バス車内等に掲出した。
- ウ. 利用者に協力を依頼する事項や、バスの換気性能に鑑みれば、バスは新型コロナウイルス感染症に対して十分に安全な乗り物であることなどをリーフレットにまとめ、利用者等へ周知・PRを図った。また、修学旅行に係る貸切バスの需要喚起のため、修学旅行用リーフレットを作成、学校関係者への周知に努めた。
- エ. 長引くコロナ禍によるバス事業の危機的な状況を訴えるとともに、人流抑制への問題提起、GoToトラベル再開への提言、利用者へ向けた安全確保と将来への取組について、全国紙へのPR広告の掲出等を実施し、周知を行った。
- オ. コロナ禍におけるバス事業の現状と、バス事業者の取組等を広く一般へ紹介するため、日本バス協会ホームページ内に「特設サイト」を開設し、プロモーション動画を公開するとともに、SNSによる広告を展開した。

「バスにおける新型コロナウイルス感染予防への取り組み」



「特設サイト」



(表1)

2. 乗 合 バ ス 輸

項 目	事業者数	車 両 数	実 働 率	許 可 キ ロ	総 走 行 キ ロ	輸 送 人 員	営 業 収 入
年 度		両	%	キ ロ	千キロ	千人	百万円
昭和22	237	12,532		84,095	229,302	735,175	2,570
23	255	13,490		85,054	274,662	804,497	7,809
24	276	16,532		85,339	361,994	1,024,961	14,450
25	303	17,741	80.0	89,688	491,240	1,376,000	19,922
26	316	19,394	80.0	95,975	616,392	1,789,153	31,448
27	326	21,771	84.0	101,299	761,858	2,021,367	39,216
28	331	24,293	87.0	110,637	856,228	2,497,396	49,361
29	341	26,681	85.0	118,894	973,727	3,013,121	57,114
30	346	28,932	84.0	125,741	1,103,937	3,461,000	64,117
31	344	32,193	86.0	131,912	1,223,268	4,008,000	72,946
32	344	35,908	86.0	138,060	1,377,857	4,642,000	84,994
33	349	39,014	86.0	140,938	1,524,800	5,094,000	94,560
34	344	41,932	86.0	147,128	1,673,068	5,767,000	107,074
35	347	44,912	83.7	152,475	1,680,671	6,044,498	118,578
36	342	48,457	86.0	156,770	1,837,869	6,913,597	129,638
37	354	50,575	85.9	162,877	1,980,675	7,583,269	147,348
38	354	56,893	83.9	165,004	2,149,524	8,052,227	184,403
39	362	59,827	85.9	173,301	2,502,315	8,793,067	203,600
40	362	62,923	87.9	177,390	2,636,126	9,862,056	233,500
41	361	64,716	85.8	185,319	2,770,647	9,938,061	268,741
42	360	66,888	91.1	187,890	2,857,427	10,116,590	288,065
43	361	67,694	85.2	191,165	2,906,389	10,143,807	309,280
44	362	66,891	84.8	193,703	2,910,987	10,133,880	323,079
45	359	67,911	84.7	190,040	2,935,122	10,073,704	368,914
46	352	66,250	85.0	191,348	2,897,130	9,946,964	381,502
47	368	66,377	85.0	193,852	2,886,363	9,941,805	427,333
48	359	67,336	83.8	192,362	2,858,792	9,607,238	502,345
49	363	67,694	84.5	191,226	2,831,276	9,506,234	600,951
50	364	68,435	84.8	180,879	2,878,520	9,118,868	713,266
51	359	68,037	85.1	180,187	2,894,431	8,772,854	806,006
52	358	67,660	85.6	178,805	2,893,703	8,588,962	834,572
53	356	67,620	85.6	177,104	2,897,740	8,307,541	878,969
54	354	67,309	85.8	177,340	2,910,665	8,176,373	920,987
55	355	67,142	85.6	177,310	2,909,759	8,096,622	971,369
56	358	66,897	86.4	178,074	2,917,489	7,902,624	1,017,640
57	358	66,843	86.4	179,521	2,917,514	7,654,324	1,059,905
58	351	66,222	86.4	177,709	2,909,086	7,432,056	1,074,326
59	349	65,636	86.5	176,972	2,886,305	7,179,130	1,085,948
60	350	65,258	86.2	176,532	2,879,928	6,997,602	1,124,663
61	349	65,093	85.9	177,007	2,878,784	6,847,944	1,129,206
62	362	65,081	86.1	181,052	2,907,885	6,698,574	1,128,354
63	370	65,121	86.2	210,080	2,939,657	6,629,258	1,151,416
平成元	372	65,278	86.2	258,488	3,000,772	6,552,089	1,156,362
2	377	64,972	85.7	282,841	3,038,390	6,500,489	1,193,909
3	390	64,469	85.7	293,701	3,039,816	6,496,094	1,216,663
4	393	63,857	85.4	296,414	3,018,431	6,358,294	1,233,184
5	398	63,263	85.1	299,700	2,992,589	6,195,844	1,216,118
6	405	62,568	84.8	297,576	2,969,970	5,938,505	1,205,256
7	404	61,861	84.4	298,886	2,955,635	5,756,231	1,189,332
8	404	61,171	84.7	296,140	2,935,727	5,599,617	1,170,042
9	406	60,354	84.5	298,054	2,916,750	5,399,848	1,133,086
10	414	59,426	84.5	297,998	2,904,569	5,171,516	1,109,413
11	430	58,689	84.0	300,368	2,900,487	4,937,130	1,069,592
12	444	58,348	83.9	304,931	2,896,959	4,803,141	1,050,944
13	451	58,273	83.6	314,376	2,924,444	4,633,010	1,020,818
14	485	58,801	83.4	330,465	2,951,699	4,502,726	992,755
15	511	58,335	83.6	340,898	3,008,903	4,447,859	990,574
16	516	58,119	83.6	352,687	3,028,566	4,335,453	974,281
17	513	58,430	83.7	357,103	3,015,339	4,243,854	968,320
18	1,087	58,252	83.6	372,654	3,013,347	4,241,284	971,999
19	1,185	59,313	83.0	396,955	3,034,001	4,264,106	980,863
20	1,347	58,944	82.6	417,285	3,046,438	4,303,817	992,414
21	1,453	58,793	82.0	417,394	3,042,916	4,177,722	973,742
22	1,640	59,195	82.0	420,757	3,034,289	4,158,180	929,762
23	1,836	59,100	81.2	420,844	3,017,914	4,117,704	965,069
24	1,991	58,994	81.2	433,597	3,026,989	4,124,997	971,529
25	2,120	59,027	81.3	477,667	3,099,993	4,175,831	976,546
26	2,171	59,979	80.8	510,252	3,126,800	4,174,821	969,813
27	2,217	60,352	80.2	537,604	3,132,829	4,269,867	966,440
28	2,267	60,429	79.68	561,741	3,130,979	4,288,516	959,112
29	2,279	60,522	79.08	585,879	3,125,398	4,342,261	949,775
30	2,296	60,402	78.65	587,155	3,009,176	4,347,726	954,542
令和元	2,321	61,542	77.45	588,329	3,037,000	4,257,648	934,496

送 状 況 推 移 表

従業員総数 人	運転者 人	乗車密度 人	実働一日一車当り			項 目 年 度
			走行キロ キロ	輸送人員 人	営業収入 円	
		20.3	80			昭和22
		21.0	83			23
		19.0	86			24
		17.7	100	274		25
		17.8	110	324		26
		16.2	117	328		27
		18.7	121	346		28
		17.5	122	384	7,079	29
		17.5	127	405	7,403	30
		18.2	127	423	7,768	31
		18.0	128	438	7,922	32
		17.7	129	439	8,043	33
		18.3	131	459	8,437	34
		20.1	124	444	8,894	35
		20.1	124	467	8,758	36
		19.8	124	477	9,261	37
		20.9	128	480	11,206	38
		22.2	140	548	11,097	39
240,312	89,118	21.2	137	514	11,858	40
241,023	92,673	20.2	141	507	13,342	41
235,255	94,573	21.9	140	495	13,266	42
226,245	96,966	18.4	142	497	14,665	43
217,416	98,958	19.6	142	493	15,511	44
207,675	100,312	19.1	142	488	17,704	45
197,797	101,004	19.6	141	483	18,531	46
187,398	101,600	20.2	141	486	20,887	47
181,785	103,347	18.4	140	470	24,579	48
179,016	105,675	18.5	139	465	29,427	49
176,137	107,225	17.7	138	437	34,161	50
172,376	107,282	15.6	138	418	38,405	51
167,731	106,764	15.4	138	408	39,667	52
163,517	106,103	15.6	138	396	42,408	53
158,525	104,826	15.2	138	389	43,793	54
155,191	104,145	15.4	139	386	46,263	55
151,865	103,638	14.7	139	377	48,498	56
147,097	101,953	14.0	140	366	50,683	57
142,662	100,285	13.4	140	358	51,734	58
137,764	98,170	13.1	141	350	52,997	59
134,116	96,564	12.7	142	345	55,402	60
131,243	95,362	12.4	143	339	55,923	61
127,896	93,345	11.7	144	332	55,935	62
126,191	92,761	11.8	146	329	57,139	63
124,540	92,261	12.0	149	325	57,353	平成元
123,134	91,501	12.1	152	324	59,534	2
120,542	90,094	12.5	152	325	60,896	3
119,382	89,344	12.5	153	322	62,356	4
117,890	88,417	12.1	153	317	62,221	5
114,732	86,576	11.7	154	308	62,456	6
111,866	84,847	11.3	154	300	62,046	7
109,028	83,017	11.0	155	296	61,819	8
106,487	81,439	10.7	156	290	60,759	9
103,604	79,409	10.6	157	279	59,882	10
100,464	77,046	10.1	158	269	58,291	11
97,006	74,420	10.1	160	265	57,993	12
97,455	74,883	10.1	162	257	56,638	13
98,123	74,720	10.4	165	252	55,564	14
96,853	73,926	10.2	167	246	54,861	15
94,512	72,303	10.1	168	241	54,138	16
93,868	72,883	10.3	170	240	54,715	17
93,231	72,978	10.5	171	240	59,134	18
94,915	74,960	10.6	171	243	55,847	19
102,583	78,218	11.1	171	242	64,115	20
97,363	74,644	10.7	172	235	52,838	21
103,299	80,073		171	235	52,822	22
106,492	81,811		170	231	53,620	23
107,343	82,634		170	231	52,883	24
108,253	83,199		173	233	54,874	25
108,263	83,255		174	233	57,313	26
110,128	83,537		173	236	54,554	27
117,811	83,880		172	236		28
125,611	84,224		172	239		29
124,675	84,020		171	239		30
123,677	83,834		169	237		令和元

(表2)

3. 貸 切 バ ス 輸

項 目	事業者数	車 両 数	実 働 率	総走行キロ	輸送人員	営業収入
年 度		両	%	千キロ	千人	百万円
昭和25	312	1,112		20,197	12,284	
26	353	1,729		38,192	23,472	
27	373	2,321		60,539	38,475	4,356
28	401	3,233		81,359	47,026	6,364
29	416	3,842	72.0	205,237	64,522	8,839
30	428	4,153	73.0	122,695	73,082	10,364
31	431	4,854	70.0	152,276	88,268	13,222
32	440	5,517	72.0	170,575	94,014	15,908
33	431	6,424	70.0	190,129	105,161	17,141
34	428	6,853	68.0	219,392	117,246	20,182
35	442	8,256	66.5	265,175	134,307	24,858
36	448	10,232	58.5	306,431	116,551	30,943
37	491	11,682	58.8	362,381	137,607	36,327
38	520	13,345	62.4	468,393	168,050	43,459
39	526	14,585	61.5	506,225	189,907	50,300
40	529	14,587	59.1	511,633	166,927	55,700
41	530	14,918	61.2	574,437	173,457	63,029
42	527	15,056	63.6	630,479	177,619	70,278
43	531	13,483	64.5	675,258	180,728	75,406
44	534	17,978	64.1	691,312	176,768	94,001
45	559	17,017	63.1	739,061	180,989	115,416
46	568	18,029	62.9	732,221	176,803	112,427
47	604	17,662	65.1	783,985	183,750	124,032
48	623	17,851	63.7	766,128	178,097	169,050
49	636	18,090	61.6	744,775	171,911	202,931
50	661	18,352	60.8	744,177	174,609	241,925
51	682	18,701	63.0	800,784	176,107	257,645
52	695	19,394	63.6	835,633	181,657	290,613
53	714	19,650	65.0	888,350	186,549	318,984
54	732	20,308	65.3	952,541	203,146	345,656
55	755	21,326	64.8	980,422	203,692	391,040
56	778	21,883	65.3	1,037,006	209,165	411,533
57	809	22,383	64.9	1,063,590	205,856	442,946
58	829	23,110	65.3	1,116,812	210,059	459,850
59	862	24,186	66.5	1,179,836	216,893	496,722
60	904	24,842	66.8	1,235,135	232,192	538,825
61	974	25,610	65.7	1,257,107	219,709	531,439
62	1,032	26,726	66.0	1,343,838	224,916	555,541
63	1,074	27,707	67.0	1,451,941	237,111	605,061
平成元	1,137	28,682	67.3	1,500,700	246,355	639,369
2	1,205	29,858	67.3	1,571,311	255,762	702,876
3	1,259	31,099	66.0	1,579,837	252,781	739,302
4	1,325	32,334	63.5	1,542,921	249,049	744,547
5	1,401	32,934	61.4	1,553,674	247,655	705,623
6	1,456	33,194	61.2	1,549,207	248,120	612,933
7	1,537	33,357	61.6	1,575,352	248,941	592,304
8	1,663	33,804	62.1	1,584,471	247,835	587,430
9	1,905	35,327	61.4	1,583,394	247,384	580,175
10	2,122	36,508	59.8	1,589,543	247,861	544,400
11	2,336	37,661	59.0	1,614,264	251,614	543,354
12	2,864	36,815	58.0	1,628,838	254,714	509,908
13	3,281	39,806	56.8	1,649,602	260,958	477,407
14	3,521	41,115	56.0	1,668,243	272,295	468,354
15	3,581	42,718	54.8	1,674,217	278,375	473,796
16	3,743	44,685	54.6	1,698,226	290,595	454,051
17	3,923	45,625	54.6	1,729,257	301,563	389,896
18	4,110	45,668	54.3	1,708,699	296,401	429,945
19	4,159	44,832	53.5	1,699,166	296,040	477,851
20	4,196	45,785	52.4	1,704,464	303,363	409,999
21	4,392	46,676	50.2	1,677,422	298,582	421,999
22	4,492	47,452	50.1	1,651,699	300,049	433,422
23	4,533	47,693	50.0	1,544,059	296,053	435,188
24	4,536	48,135	51.6	1,604,607	312,256	449,457
25	4,512	48,808	51.7	1,552,250	329,359	462,007
26	4,477	48,995	50.4	1,456,395	325,342	479,876
27	4,508	50,182	47.6	1,335,490	295,343	518,865
28	4,524	51,539	44.81	1,297,000	294,437	551,689
29	4,324	51,109	43.30	1,265,000	297,318	576,470
30	4,127	49,832	43.18	1,249,000	298,035	572,913
令和元	4,004	48,008	40.16	1,147,000	274,584	527,652

送 状 況 推 移 表

従業員総数 人	運転者 人	乗車密度 人	実働一日一車当り			項目 年度
			走行キロ キロ	輸送人員 人	営業収入 円	
						昭和25
						26
						27
						28
			106	63	9,029	29
			111	66	8,716	30
			118	65	10,269	31
			12	68	11,672	32
			124	68	11,235	33
			133	71	12,247	34
		50.0	143	72	13,519	35
		48.4	153	58	15,676	36
		58.2	149	56	15,447	37
		44.7	157	56	15,247	38
		42.3	154	58	16,003	39
47,921	16,374	42.3	157	51	17,703	40
49,461	16,737	45.8	166	50	17,126	41
48,562	16,914	45.5	172	48	20,200	42
48,132	17,211	45.3	187	48	22,446	43
48,870	18,172	45.6	188	46	23,977	44
47,906	18,009	46.7	192	46	27,843	45
47,903	18,529	46.4	197	45	27,171	46
47,144	18,739	43.7	200	45	30,298	47
45,526	18,900	45.3	216	44	41,768	48
44,924	18,746	52.8	199	44	52,115	49
47,497	19,338	52.4	200	45	62,020	50
47,420	19,285	44.4	204	43	63,355	51
48,221	19,621	44.4	206	43	69,352	52
50,580	20,489	43.7	208	43	72,781	53
50,950	20,882	41.0	211	43	73,671	54
52,030	21,479	39.8	211	43	81,627	55
53,331	22,003	38.9	216	42	82,310	56
54,900	22,316	38.2	217	40	86,779	57
55,949	22,810	37.1	223	40	87,054	58
56,884	23,579	36.8	222	39	90,429	59
57,951	24,258	36.6	225	41	94,353	60
59,266	24,859	35.3	219	38	93,059	61
57,623	24,507	35.3	223	37	92,125	62
63,196	27,340	35.0	228	37	94,995	63
62,973	28,053	34.4	228	37	97,173	平成元
93,486	28,972	34.1	230	37	102,787	2
66,418	30,739	32.8	229	37	107,223	3
67,051	31,056	34.3	226	37	109,165	4
67,299	31,195	34.6	227	37	104,353	5
65,436	30,807	34.2	229	37	90,549	6
64,585	30,923	34.0	232	37	87,098	7
63,811	30,992	33.7	231	36	85,744	8
62,129	31,038	33.6	231	36	84,729	9
58,732	30,405	33.3	230	36	78,767	10
63,262	32,646	33.0	232	36	77,935	11
64,971	36,241	32.6	232	36	72,523	12
65,663	37,817	32.4	231	37	66,808	13
65,116	39,434	32.2	230	38	49,109	14
67,427	41,544	32.5	228	38	64,467	15
67,212	41,898	32.8	226	39	60,522	16
58,010	36,996	33.0	228	40	51,326	17
64,546	42,420	32.9	225	39	54,096	18
65,411	41,890	31.6	225	40	59,674	19
64,490	42,323	32.4	228	41	57,206	20
67,908	41,173	32.1	232	41	52,226	21
64,171	45,392		223	40		22
65,378	45,504		223	40		23
69,851	46,653		212	41		24
68,168	47,581		204	43		25
71,361	48,314		196	44		26
73,253	49,348		192	43		27
70,967	49,068		186	42		28
68,697	48,772		184	43		29
68,295	48,112		185	44		30
67,885	47,678		183	44		令和元

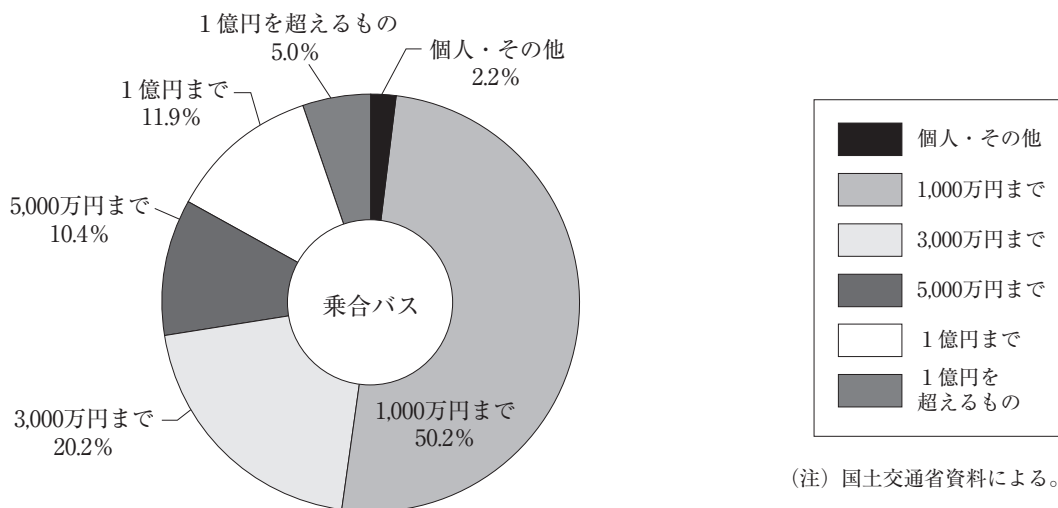
4. バス事業の経営規模

(表4-1) 資本金規模別事業者数

(R2年3月末現在)

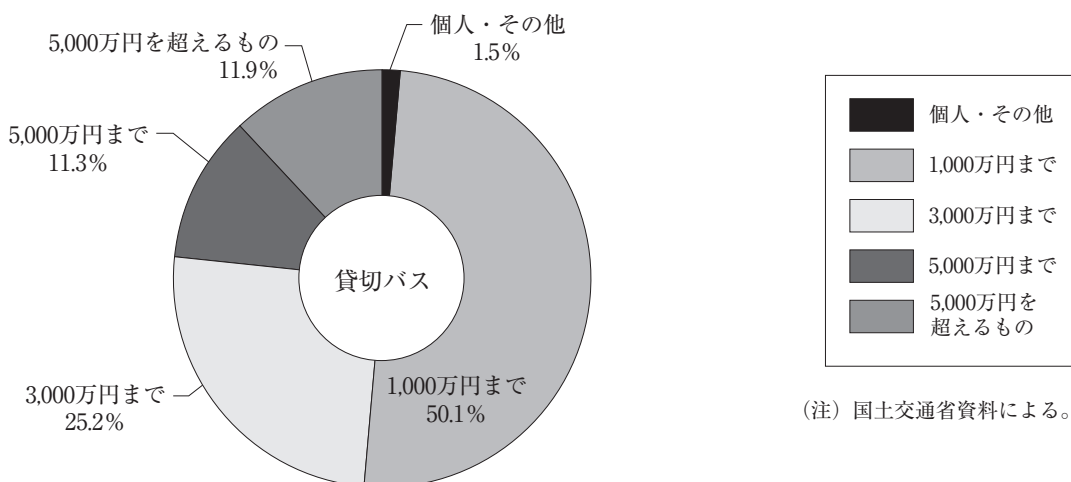
業種	個人、その他	1,000万円まで	3,000万円まで	5,000万円まで	1億円まで	1億円を超えるもの	計	公 営	合 計
乗合バス	51	1,154	465	240	274	114	2,298	23	2,321

(図7) 資本金別事業者数の構成比率



(R2年3月末現在)

業種	個人、その他	1,000万円まで	3,000万円まで	5,000万円まで	5,000万円を超えるもの	計	公 営	合 計
貸切バス	59	2,001	1,005	452	476	3,993	11	4,004

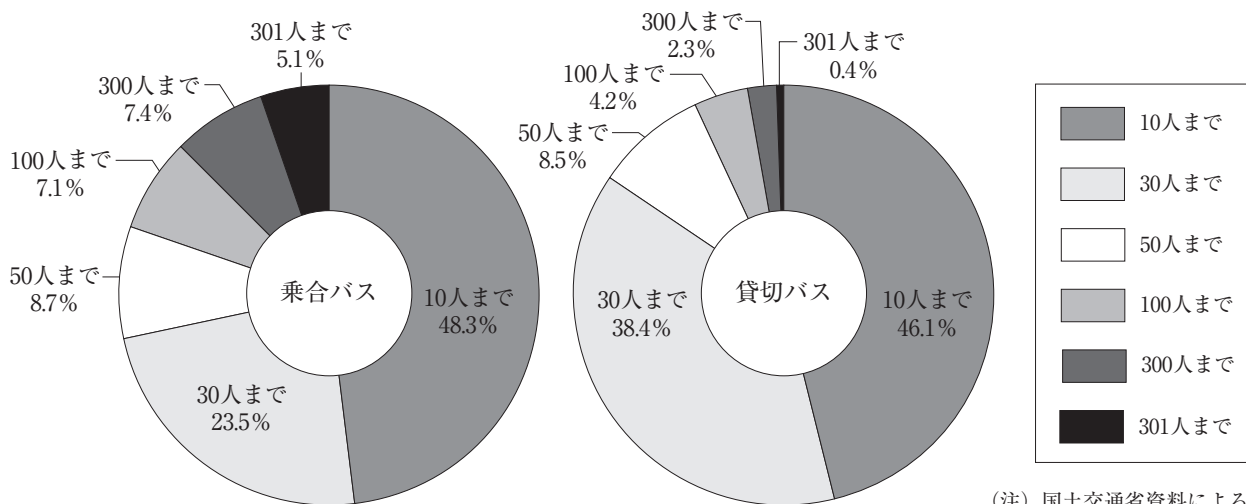


(表4-2) 従業員数別事業者数

(R2年3月末現在)

業種	規模						合計
	10人まで	30人まで	50人まで	100人まで	300人まで	301人以上	
乗合バス	1,120	546	202	164	172	117	2,321
貸切バス	1,845	1,537	340	170	94	18	4,004

(図8) 従業員数別事業者数の構成比率



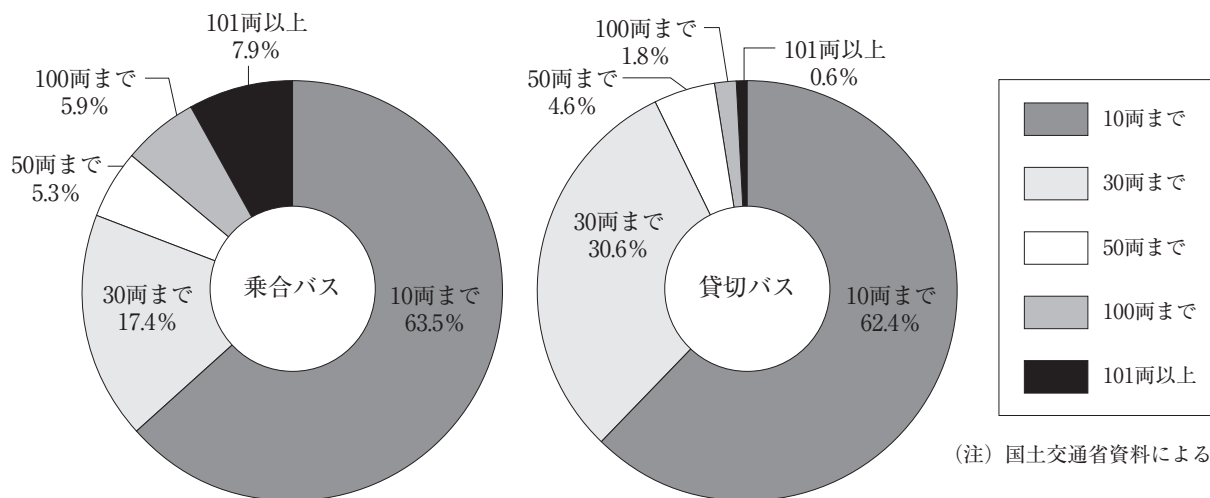
(注) 国土交通省資料による。

(表4-3) 車両数規模別事業者数

(R2年3月末現在)

業種	規模					合計
	10両まで	30両まで	50両まで	100両まで	101両以上	
乗合バス	1,473	404	124	136	184	2,321
貸切バス	2,498	1,227	183	73	23	4,004

(図9) 車両数規模別事業者数の構成比率



(注) 国土交通省資料による。

(表4) 国内輸送機関別旅客輸送人キロの推移および分担率の推移

(単位：億人キロ)

年度	自動車						鉄道				旅客船		国内航空		計	
	乗合バス		貸切バス		ハイヤー タクシー		J R		民営		人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)
	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)						
昭和30	187	(11.4)	44	(2.7)	25	(1.5)	912	(55.7)	449	(27.4)	20	(1.2)	2	(0.1)	1,639	(100.0)
35	314	(13.3)	111	(4.7)	52	(2.2)	1,240	(52.6)	604	(25.7)	27	(1.2)	7	(0.3)	2,355	(100.0)
40	533	(15.4)	199	(5.8)	113	(3.3)	1,740	(50.3)	814	(23.5)	31	(0.9)	29	(0.8)	3,459	(100.0)
45	524	(13.0)	295	(7.3)	193	(4.8)	1,897	(46.9)	991	(24.5)	48	(1.2)	94	(2.3)	4,042	(100.0)
46	517	(12.8)	290	(7.2)	191	(4.7)	1,903	(47.0)	997	(24.6)	50	(1.2)	103	(2.5)	4,051	(100.0)
47	547	(13.0)	290	(6.9)	188	(4.5)	1,978	(46.8)	1,025	(24.2)	67	(1.6)	127	(3.0)	4,222	(100.0)
48	490	(11.3)	293	(6.8)	187	(4.3)	2,081	(48.0)	1,048	(24.2)	74	(1.7)	160	(3.7)	4,333	(100.0)
49	494	(11.1)	330	(7.4)	158	(3.5)	2,156	(48.4)	1,085	(24.3)	78	(1.7)	160	(3.6)	4,461	(100.0)
50	475	(11.0)	326	(7.0)	156	(4.0)	2,153	(48.0)	1,085	(24.0)	69	(2.0)	191	(4.0)	4,455	(100.0)
51	421	(10.0)	296	(7.0)	154	(3.5)	2,107	(49.0)	1,088	(25.0)	67	(1.5)	201	(4.0)	4,334	(100.0)
52	412	(10.0)	308	(7.0)	149	(3.0)	1,997	(47.0)	1,126	(26.0)	65	(1.0)	236	(6.0)	4,293	(100.0)
53	415	(10.0)	321	(7.0)	159	(4.0)	1,958	(45.0)	1,153	(27.0)	64	(1.0)	269	(6.0)	4,339	(100.0)
54	409	(9.0)	322	(7.0)	165	(4.0)	1,947	(44.0)	1,178	(27.0)	64	(2.0)	302	(7.0)	4,387	(100.0)
55	413	(9.0)	324	(7.0)	161	(4.0)	1,931	(44.0)	1,214	(28.0)	61	(1.0)	297	(7.0)	4,400	(100.0)
56	403	(9.0)	334	(8.0)	164	(4.0)	1,921	(43.0)	1,241	(28.0)	60	(1.0)	310	(7.0)	4,433	(100.0)
57	383	(9.0)	335	(8.0)	153	(3.0)	1,908	(43.0)	1,256	(29.0)	59	(1.0)	301	(7.0)	4,395	(100.0)
58	364	(8.0)	341	(8.0)	157	(4.0)	1,929	(43.0)	1,285	(29.0)	57	(1.0)	306	(7.0)	4,439	(100.0)
59	351	(8.0)	356	(8.0)	156	(4.0)	1,942	(43.0)	1,302	(29.0)	58	(1.0)	335	(7.0)	4,500	(100.0)
60	338	(8.0)	370	(8.0)	158	(4.0)	1,972	(43.0)	1,326	(29.0)	57	(1.0)	335	(7.0)	4,556	(100.0)
61	329	(7.0)	363	(8.0)	157	(3.0)	1,983	(43.0)	1,365	(30.0)	57	(1.0)	353	(8.0)	4,607	(100.0)
62	314	(7.0)	387	(8.0)	161	(3.0)	2,047	(43.0)	1,400	(30.0)	59	(1.0)	385	(8.0)	4,753	(100.0)
63	319	(7.0)	414	(8.0)	161	(3.0)	2,176	(44.0)	1,442	(29.0)	57	(1.0)	411	(8.0)	4,980	(100.0)
平成元	330	(7.0)	420	(8.0)	159	(3.0)	2,227	(43.0)	1,462	(29.0)	60	(1.0)	471	(9.0)	5,129	(100.0)
2	337	(6.0)	436	(8.0)	156	(3.0)	2,377	(44.0)	1,498	(28.0)	63	(1.0)	516	(10.0)	5,383	(100.0)
3	347	(6.0)	422	(8.0)	161	(3.0)	2,470	(44.0)	1,531	(28.0)	62	(1.0)	553	(10.0)	5,546	(100.0)
4	345	(6.2)	430	(7.7)	156	(2.8)	2,496	(44.7)	1,527	(27.4)	61	(1.1)	567	(10.2)	5,582	(100.0)
5	331	(5.9)	431	(7.7)	152	(2.7)	2,500	(44.9)	1,527	(27.4)	61	(1.1)	571	(10.2)	5,573	(100.0)
6	319	(5.8)	429	(7.8)	144	(2.6)	2,444	(44.2)	1,520	(27.5)	60	(1.1)	613	(11.1)	5,529	(100.0)
7	306	(5.5)	433	(7.8)	138	(2.5)	2,490	(44.6)	1,511	(27.1)	55	(1.0)	650	(11.6)	5,583	(100.0)
8	293	(5.2)	430	(7.6)	133	(2.4)	2,517	(44.8)	1,504	(26.7)	56	(1.0)	690	(12.3)	5,623	(100.0)
9	283	(5.1)	428	(7.7)	128	(2.3)	2,477	(44.4)	1,473	(26.4)	54	(1.0)	732	(13.1)	5,575	(100.0)
10	281	(5.1)	425	(7.7)	123	(2.2)	2,428	(44.0)	1,461	(26.4)	46	(0.8)	760	(13.8)	5,524	(100.0)
11	266	(4.8)	428	(7.8)	121	(2.2)	2,408	(43.8)	1,443	(26.2)	45	(0.8)	793	(14.4)	5,504	(100.0)
12	270	(4.9)	426	(7.7)	121	(2.2)	2,407	(43.7)	1,438	(26.1)	43	(0.8)	797	(14.5)	5,502	(100.0)
13	268	(4.9)	427	(7.7)	118	(2.1)	2,411	(43.7)	1,443	(26.1)	40	(0.7)	815	(14.8)	5,521	(100.0)
14	275	(5.0)	429	(7.8)	119	(2.2)	2,392	(43.3)	1,430	(25.9)	39	(0.7)	839	(15.2)	5,525	(100.0)
15	277	(5.0)	434	(7.8)	120	(2.2)	2,412	(43.4)	1,438	(25.9)	40	(0.7)	833	(15.0)	5,554	(100.0)
16	274	(4.9)	442	(8.0)	116	(2.1)	2,420	(43.7)	1,432	(25.8)	39	(0.7)	818	(14.8)	5,541	(100.0)
17	277	(4.9)	451	(8.0)	115	(2.1)	2,460	(43.7)	1,452	(25.8)	40	(0.7)	832	(14.8)	5,627	(100.0)
18	281	(4.9)	445	(7.8)	115	(2.0)	2,490	(43.8)	1,469	(25.8)	38	(0.7)	857	(15.0)	5,695	(100.0)
19	286	(5.0)	434	(7.5)	111	(1.9)	2,552	(44.2)	1,503	(26.0)	38	(0.7)	843	(14.7)	5,767	(100.0)
20	299	(5.2)	434	(7.6)	106	(1.9)	2,536	(44.3)	1,510	(26.3)	35	(0.6)	809	(14.1)	5,729	(100.0)
21	287	(5.2)	425	(7.7)	102	(1.8)	2,442	(44.1)	1,497	(27.0)	31	(0.6)	752	(13.6)	5,536	(100.0)
22	286	(5.2)	413	(7.5)	79	(1.4)	2,446	(44.6)	1,489	(27.2)	30	(0.5)	737	(13.4)	5,480	(100.0)
23	293	(5.2)	374	(6.7)	72	(1.3)	2,469	(44.0)	1,481	(26.4)	30	(0.5)	712	(12.7)	5,431	(100.0)
24	298	(5.3)	387	(6.9)	72	(1.3)	2,538	(45.2)	1,506	(26.8)	31	(0.6)	779	(13.9)	5,611	(100.0)
25	307	(5.3)	368	(6.4)	70	(1.2)	2,600	(45.1)	1,544	(26.8)	33	(0.6)	841	(14.6)	5,763	(100.0)
26	314	(5.4)	343	(6.0)	69	(1.2)	2,601	(45.1)	1,539	(26.7)	29	(0.5)	868	(15.1)	5,764	(100.0)
27	332	(5.6)	318	(5.4)	65	(1.1)	2,694	(45.6)	1,581	(26.8)	31	(0.5)	882	(15.0)	5,762	(100.0)
28	336	(5.6)	301	(5.1)	64	(1.1)	2,720	(45.7)	1,598	(26.8)	33	(0.5)	906	(15.2)	5,958	(100.0)
29	343	(5.7)	293	(4.9)	63	(1.0)	2,751	(45.5)	1,622	(26.8)	32	(0.5)	944	(15.6)	6,048	(100.0)
30	352	(5.8)	289	(4.7)	60	(1.0)	2,777	(45.4)	1,639	(26.8)	34	(0.6)	962	(15.7)	6,113	(100.0)
令和元	287	(4.8)	271	(4.6)	55	(0.9)	2,719	(45.8)	1,631	(27.5)	31	(0.5)	945	(15.9)	5,939	(100.0)

(注) 国土交通省資料による。

6. 業態別保有自動車数の推移

(表5)

年	合 計			バ ス										
	計	営業用	自家用	計	普 通 車			小 型 車						
					営業用	自家用	計	営業用	自家用	計	営業用	自家用		
昭和31	1,502			35	33	2								
36	3,404	306	3,098	58	53	5	57	53	4	0.6	0.1	0.5		
41	8,123	504	7,619	105	77	28	84	76	8	21	1.4	20		
42	9,639	539	9,100	117	79	38	88	78	10	29	1.4	28		
43	11,680	582	11,098	123	81	42	93	80	13	30	1.4	29		
44	14,024	630	13,394	154	84	70	99	82	17	55	1.5	53		
45	16,528	671	15,857	176	85	91	104	83	21	72	1.5	70		
46	18,919	709	18,210	190	85	105	104	83	21	86	1.7	84		
47	21,162	742	20,420	197	84	113	100	82	18	97	1.7	95		
48	23,870	776	23,094	206	84	122	96	82	14	110	1.7	108		
49	25,963	826	25,137	213	85	128	97	83	14	116	1.9	114		
50	27,868	848	27,020	219	86	133	102	84	18	117	1.9	115		
51	29,134	864	28,270	220	87	133	106	85	21	114	2.0	112		
52	31,048	887	30,161	222	87	135	103	85	18	119	2	117		
53	32,964	910	32,054	224	87	137	104	85	19	120	2	118		
54	35,181	945	34,236	227	88	139	105	85	20	122	3	119		
55	37,333	980	36,353	228	87	141	105	84	21	123	3	120		
56	38,992	1,008	37,984	230	89	141	107	85	22	123	4	119		
57	40,833	1,029	39,804	229	89	140	107	85	22	122	4	118		
58	42,688	1,047	41,641	230	89	141	108	85	23	122	4	118		
59	44,559	1,078	43,481	229	90	139	108	85	23	121	5	116		
60	46,363	1,114	45,249	230	90	140	109	85	24	121	5	116		
61	48,241	1,150	47,091	230	90	140	109	85	24	121	5	116		
62	50,223	1,184	49,039	232	91	141	110	85	25	122	6	116		
63	52,544	1,236	51,308	233	91	142	110	85	25	123	6	117		
平成元	55,137	1,300	53,837	239	93	146	112	86	26	127	7	120		
2	57,994	1,355	56,639	242	94	148	114	87	27	128	7	121		
3	60,499	1,410	59,089	246	95	151	115	87	28	131	8	123		
4	62,712	1,455	61,257	247	95	152	116	87	29	131	8	123		
5	64,498	1,484	63,014	248	96	152	116	87	29	132	9	123		
6	66,278	1,499	64,779	246	96	150	116	87	29	130	9	121		
7	68,104	1,545	66,559	245	96	149	115	86	29	130	10	120		
8	70,106	1,589	68,517	243	95	148	114	85	29	129	10	119		
9	71,776	1,632	70,144	242	95	147	113	84	29	129	11	118		
10	72,857	1,660	71,197	241	96	145	113	84	29	128	12	116		
11	73,688	1,661	72,027	237	96	141	111	83	28	126	13	113		
12	74,583	1,673	72,910	235	96	139	110	82	28	125	14	111		
13	75,524	1,698	73,826	236	99	137	110	83	27	126	16	110		
14	76,271	1,707	74,564	234	100	134	110	83	27	124	17	107		
15	76,893	1,712	75,181	233	102	131	110	84	26	123	18	105		
16	77,390	1,725	75,665	233	103	130	112	85	27	121	18	103		
17	78,279	1,757	76,522	232	105	127	110	85	25	122	20	102		
18	78,992	1,778	77,214	232	106	126	110	85	25	122	21	101		
19	79,236	1,791	77,445	231	107	124	110	86	24	121	21	100		
20	79,081	1,796	77,285	231	108	123	110	86	24	121	22	99		
21	78,801	1,768	77,033	230	108	122	110	86	24	120	22	98		
22	78,694	1,735	76,959	228	108	120	108	85	23	120	23	97		
23	78,661	1,954	76,708	227	108	119	108	85	23	119	23	96		
24	79,113	1,950	77,165	226	108	118	108	85	22	119	23	95		
25	79,625	1,946	77,680	226	109	117	108	85	22	119	24	95		
26	80,273	1,957	78,315	226	110	116	108	86	22	118	24	94		
27	80,670	1,729	78,941	227	111	116	109	87	22	119	24	95		
28	80,901	1,984	78,917	231	114	117	111	89	22	120	25	95		
29	81,260	2,011	79,249	234	116	118	113	91	22	121	25	96		
30	81,554	2,041	79,513	234	116	117	113	91	21	121	25	96		
31	81,777	2,077	79,700	233	116	117	113	91	21	120	24	96		
令和2	81,850	2,100	79,746	231	115	116	112	91	21	119	24	95		
3	82,078	2,123	79,955	222	88	20	108	88	20	114	23	92		
対前年度比	100.3	101.1	100.3	96.1	76.5	17.2	96.4	96.7	95.2	95.8	95.8	96.8		

- (注) 1. 上記数字は3月末現在である。
 2. 「その他」は特殊用途車・大型特殊車である。
 3. 千台未満は四捨五入した。よって合計と一致しない。
 4. 「軽二輪」については、統計上、営業用・自家用の区別をしていないため、便宜上「自家用」区分としている。
 5. 国土交通省資料による。

(単位：千台)

乗用車			トラック			その他			小型二輪車			軽自動車		
計	営業用	自家用	計	営業用	自家用	計	営業用	自家用	計	営業用	自家用	計	営業用	自家用
440	76	364	1,316	166	1,150	80	11	69	50	-	50	1,460	-	1,460
1,878	151	1,727	2,870	255	2,615	164	21	143	48	-	48	3,058	-	3,058
2,475	162	2,313	3,407	274	3,133	189	24	165	55	-	55	3,396	-	3,396
3,274	175	3,099	4,057	298	3,756	224	28	196	64	-	64	3,938	-	3,938
4,291	190	4,101	4,672	323	4,349	263	33	230	77	-	77	4,567	-	4,567
5,512	206	5,306	5,126	343	4,783	306	37	269	110	-	110	5,298	-	5,298
6,777	218	6,559	5,460	365	5,095	352	41	311	172	-	172	5,968	-	5,968
8,173	226	7,947	5,792	386	5,406	344	46	398	220	-	220	6,436	-	6,436
9,965	227	9,738	6,263	414	5,849	461	51	410	238	-	238	6,737	-	6,737
11,598	233	11,365	6,721	447	6,274	515	61	454	262	-	262	6,654	-	6,654
13,207	238	12,969	7,055	461	6,594	557	63	494	277	-	277	6,553	-	6,553
14,822	243	14,579	7,371	469	6,902	596	64	532	257	-	257	5,867	-	5,867
16,206	245	15,961	7,758	488	7,270	631	67	564	277	-	277	5,954	-	5,954
17,569	246	17,323	8,023	506	7,517	671	71	600	292	-	292	6,185	-	6,185
19,186	248	18,938	8,388	533	7,855	720	76	644	328	-	328	6,332	-	6,332
20,559	249	20,310	8,647	564	8,083	766	80	686	384	-	384	6,749	-	6,749
21,543	250	21,293	8,683	586	8,097	794	83	711	445	-	445	7,297	-	7,297
22,515	251	22,264	8,655	603	8,052	823	86	737	522	-	522	8,089	-	8,089
23,389	251	23,138	8,564	618	7,946	852	89	763	617	-	617	9,036	-	9,036
24,283	252	24,031	8,462	643	7,819	880	93	787	700	-	700	10,005	-	10,005
25,027	252	24,775	8,318	617	7,701	976	155	821	776	-	776	11,036	-	11,036
25,847	252	25,595	8,306	704	7,602	944	104	840	851	-	851	12,062	-	12,062
26,688	253	26,435	8,203	669	7,534	1,055	171	884	912	-	912	13,133	-	13,133
27,825	255	27,570	8,281	706	7,575	1,008	184	824	974	-	974	14,223	-	14,223
28,976	256	28,720	8,473	752	7,721	1,174	199	975	1,016	-	1,016	15,259	-	15,259
30,882	257	30,625	8,613	790	7,823	1,237	214	1,023	1,045	-	1,045	15,975	-	15,975
32,437	260	32,177	8,746	826	7,920	1,302	229	1,073	1,000	-	1,000	16,768	-	16,768
33,950	260	33,690	8,826	857	7,969	1,367	243	1,124	1,022	-	1,022	17,300	-	17,300
35,234	260	34,974	8,822	874	7,948	1,418	254	1,164	1,070	-	1,070	17,706	-	17,706
36,509	259	36,250	8,778	881	7,897	1,469	263	1,206	1,128	-	1,128	18,148	-	18,148
37,755	257	37,498	8,768	909	7,859	1,541	283	1,258	1,177	-	1,177	18,618	-	18,618
39,103	256	38,847	8,736	935	7,801	1,645	303	1,342	1,209	-	1,209	19,170	-	19,170
40,476	256	40,220	8,694	962	7,732	1,555	319	1,236	1,225	-	1,225	19,584	-	19,584
41,283	258	41,025	8,564	975	7,589	1,650	331	1,319	1,243	-	1,243	19,876	-	19,876
41,783	258	41,525	8,347	968	7,379	1,754	339	1,415	1,269	-	1,269	20,298	-	20,298
42,056	257	41,799	8,134	969	7,165	1,838	350	1,488	1,288	-	1,288	21,030	-	21,030
42,365	256	42,109	8,106	1,105	7,001	1,754	238	1,516	1,308	-	1,308	21,755	-	21,755
42,528	259	42,269	7,907	1,102	6,805	1,754	245	1,509	1,334	-	1,334	22,513	-	22,513
42,655	263	42,392	7,666	1,095	6,571	1,720	251	1,469	1,352	-	1,352	23,266	-	23,266
42,624	267	42,357	7,414	1,097	6,317	1,674	258	1,416	1,370	-	1,370	24,075	-	24,075
42,776	271	42,505	7,280	1,115	6,165	1,643	266	1,377	1,397	-	1,397	24,950	-	24,950
42,747	273	42,474	7,160	1,126	6,034	1,618	273	1,345	1,428	-	1,428	25,807	-	25,807
42,230	274	41,956	7,014	1,132	5,882	1,600	278	1,322	1,453	-	1,453	26,708	-	26,708
41,469	274	41,195	6,884	1,135	5,749	1,578	279	1,299	1,479	-	1,479	27,440	-	27,440
40,799	271	40,528	6,568	1,111	5,457	1,528	278	1,250	1,505	-	1,505	28,171	-	28,171
40,420	265	40,155	6,363	1,083	5,280	1,512	279	1,233	1,524	-	1,524	28,647	-	28,647
40,135	250	39,885	6,215	1,076	5,139	1,646	296	1,350	1,535	1	1,534	29,050	237	28,813
40,143	244	39,899	6,136	1,074	5,062	1,495	284	1,211	1,543	1	1,542	29,569	238	29,331
40,009	241	39,768	6,068	1,073	4,995	1,502	288	1,214	1,566	1	1,566	30,254	233	30,020
39,821	239	39,582	6,041	1,080	4,961	1,514	292	1,222	1,595	1	1,595	31,075	235	30,840
39,491	237	39,255	6,029	1,086	4,943	1,525	295	1,230	1,611	1	1,610	31,786	236	31,551
39,354	234	39,120	6,019	1,097	4,922	1,540	300	1,240	1,628	1	1,628	32,128	238	31,890
39,492	232	39,260	6,030	1,113	4,917	1,560	306	1,254	1,642	1	1,641	32,303	243	32,060
39,534	227	39,306	6,038	1,129	4,908	1,577	311	1,266	1,658	1	1,657	32,515	257	32,258
39,446	224	39,222	6,063	1,148	4,916	1,591	314	1,276	1,680	1	1,680	32,764	274	32,489
39,280	221	39,060	6,088	1,166	4,923	1,606	317	1,289	1,705	1	1,704	32,940	286	32,654
39,182	211	38,971	6,112	1,172	4,940	1,620	320	1,301	1,748	1	1,747	33,194	309	32,885
99.8	95.5	99.8	100.4	100.5	100.3	100.9	100.9	100.9	102.5	100.0	102.5	100.8	108.0	100.7

7. 高速バスの運行状況

年	事業者数	運行系統数 (延)	運行回数 (1日)	輸送人員 (年間)		高速自動車国道 供 用 キ ロ
				全乗合	高速バス	
	社	本	回	百万人	千人	km
昭和41	5	8	101	9,862	3,846	189.7
51	23	56	453	9,119	11,216	1,888.3
60	51	199	1,516	7,179	29,155	3,554.8
61	57	249	1,866	6,998	32,538	3,720.9
62	60	262	1,961	6,848	34,325	3,909.8
63	78	313	2,253	6,699	40,165	4,279.6
平成元	95	478	2,444	6,629	43,952	4,406.1
2	117	772	2,952	6,552	50,585	4,660.5
3	129	957	3,501	6,500	55,884	4,869.4
4	137	1,093	3,670	6,496	57,213	5,054.9
5	138	1,128	3,668	6,358	55,210	5,404.4
6	141	1,243	3,491	6,196	51,991	5,574.3
7	144	1,307	4,176	5,939	54,474	5,677.1
8	147	1,388	4,462	5,756	55,006	5,929.6
9	143	1,420	4,597	5,600	57,690	6,114.3
10	153	1,483	4,827	5,400	59,705	6,385.3
11	153	1,589	5,506	5,172	66,691	6,531.3
12	154	1,532	5,207	4,937	66,604	6,615.2
13	158	1,617	5,569	4,803	69,687	6,860.8
14	169	1,638	6,018	4,633	76,955	6,959.6
15	165	1,530	5,744	4,503	85,596	7,187.4
16	177	1,592	5,953	4,448	83,464	7,333.5
17	187	1,730	6,293	4,335	84,355	7,363.4
18	200	2,010	6,521	4,244	79,048	7,389.1
19	270	3,077	8,698	4,241	99,197	7,421.6
20	281	3,451	9,453	4,264	101,351	7,553.7
21	295	4,049	10,431	4,304	109,920	7,640.8
22	299	4,263	11,405	4,178	105,820	7,788.9
23	310	4,722	12,454	4,158	103,853	7,894.6
24	313	4,818	12,666	4,118	103,737	8,021.3
25	311	4,778	12,251	4,125	108,615	8,334.5
26	365	5,229	14,223	4,176	109,862	8,410.7
27	365	4,996	15,756	4,175	115,703	8,427.7
28	387	5,247	15,882	4,175	115,740	8,652.2
29	400	5,121	14,012	4,270	104,581	8,795.2
30	369	5,103	13,919	4,342	103,503	8,922.9
令和元	371	5,132	13,935	4,348	104,091	9,021.0

- (注) 1. 上記数字は、3月末現在である。ただし、61年度以前の実績は、輸送人員(年間)及び高速自動車国道供用キロを除き、6月1日現在のものである。
2. 平成18年までは、当該系統距離の半分以上を高速自動車国道・都市高速道路及び本四連絡道路を利用して運行する乗合バスを高速バスとした。平成20年からは、1系統距離が50km以上のものを高速バスとした。(平成19年の数値については、一部補正した。)
3. 運行系統数は各事業者の運行系統数の合計で、共同運行事業者については重複計上されている。
4. 国土交通省資料による。

Ⅱ. バス事業

1. 乗合バス事業

(1) 令和2年度乗合バス事業の収支状況

【全事業者の概況】

- 収入：収入については、前年度と比較して25.0%の減。
- 支出：支出については、前年度と比較して4.9%の減。
- 経常収支率：前年度から19.6ポイント悪化して73.2%。黒字事業者は1者〔1者〕で、調査対象事業者全体の0.43%〔0.44%〕。

(調査対象事業者は、保有車両数30両以上の232者〔223者〕)

(注) 調査対象事業者数は、運賃ブロック毎の事業者数の合計の値であり、〔 〕内の事業者数については、2以上の運賃ブロックにまたがる事業者の重複分を除いた値。2以上の運賃ブロックにまたがる事業者について、ブロック毎で黒字・赤字が異なる場合、本店所在地のブロックの経常収支率により計上。

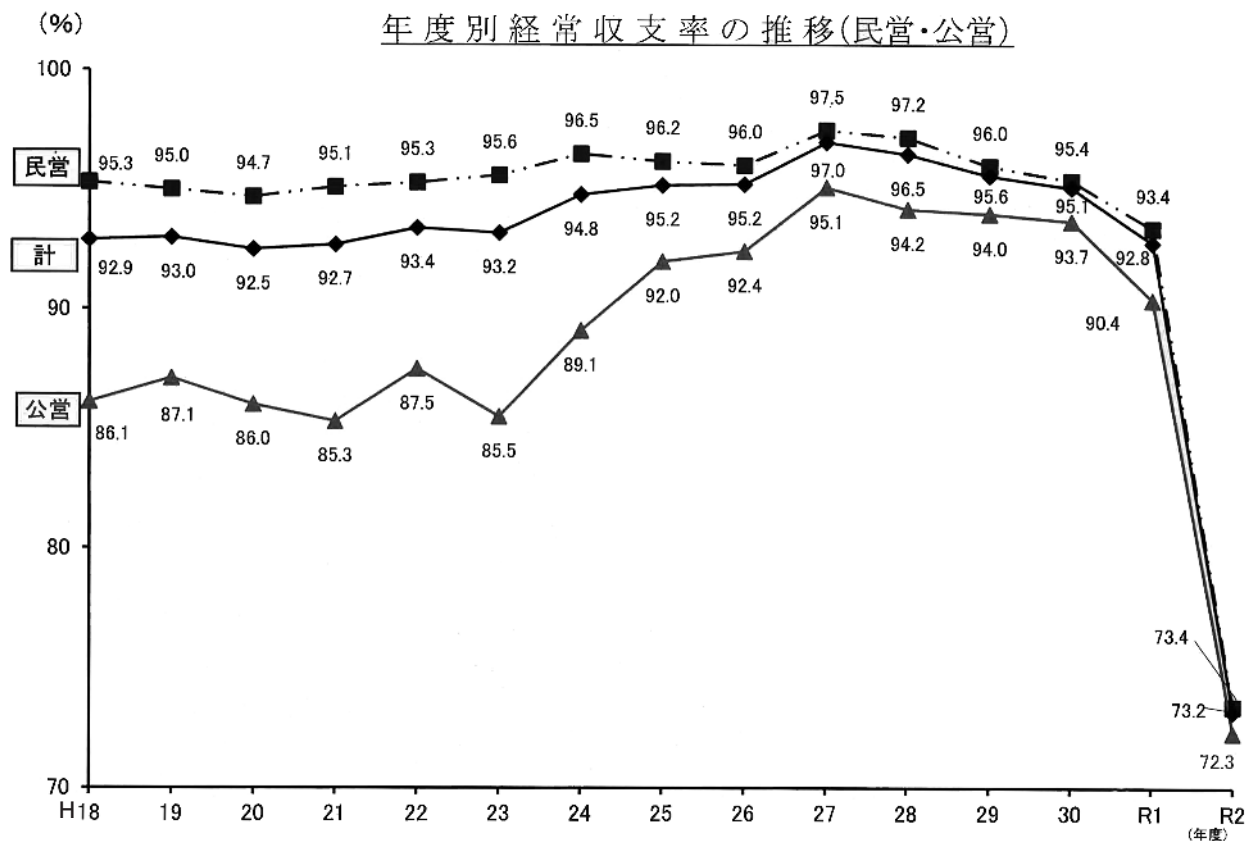
なお、黒字事業者1者については、複数ブロックを合算した収支は赤字。

令和2年度の全体の経常収支率は、地方部を中心とした人口減少や新型コロナウイルスの影響を要因とした輸送人員の大幅減少などによる収入減の一方で、運行を継続する必要があることから支出に占める人件費の割合が増加。

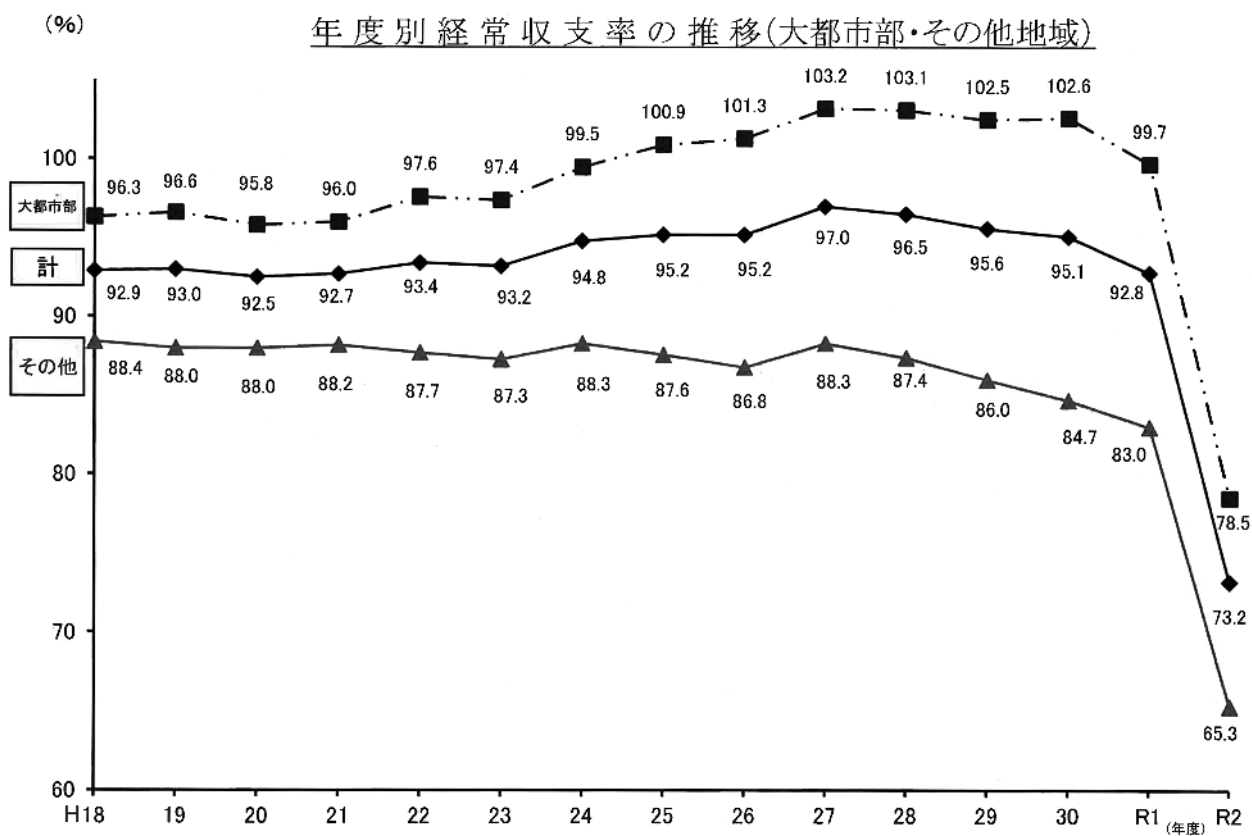
※ 大都市部（三大都市圏）とは、千葉、武相（東京三多摩地区、埼玉県及び神奈川県）、京浜（東京特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市）、東海（愛知県、三重県及び岐阜県）、京阪神（大阪府、京都府（京都市を含む大阪府に隣接する地域）及び兵庫県（神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域））ブロックの集計値。

※国土交通省 資料

(図1) 年度別収支率の推移 (民間・公営)



(図2) 年度別収支率の推移 (大都市部・その他地域)



(表1) 収支状況の推移 (民営・公営)

(単位: 億円)

年度	民営・公営の別	収入	支出	損益	経常収支率 (%)	事業者数		
						黒字	赤字	計
H28	民営	5,727	5,894	△ 167	97.2	86 (78)	142 (142)	228 (220)
	公営	1,520	1,614	△ 94	94.2	3	15	18
	計	7,247	7,508	△ 261	96.5	89 (81)	157 (157)	246 (238)
H29	民営	5,770	6,012	△ 242	96.0	73 (66)	154 (153)	227 (219)
	公営	1,552	1,650	△ 98	94.0	2	16	18
	計	7,322	7,662	△ 340	95.6	75 (68)	170 (169)	245 (237)
H30	民営	5,914	6,198	△ 284	95.4	68 (61)	155 (154)	223 (215)
	公営	1,442	1,539	△ 97	93.7	1	16	17
	計	7,356	7,737	△ 381	95.1	69 (62)	171 (170)	240 (232)
R1	民営	5,818	6,228	△ 410	93.4	65 (58)	154 (153)	219 (211)
	公営	1,422	1,574	△ 152	90.4	0 (0)	16 (16)	16 (16)
	計	7,240	7,802	△ 561	92.8	65 (58)	170 (169)	235 (227)
R2	民営	4,307	5,870	△ 1,562	73.4	1 (1)	215 (206)	216 (207)
	公営	1,124	1,553	△ 430	72.3	0 (0)	16 (16)	16 (16)
	計	5,431	7,423	△ 1,992	73.2	1 (1)	231 (222)	232 (223)

(注) 1. 高速バス及び定期観光バスを除く。

2. () 内の数字は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

(注) 国土交通省資料による。

(表2) 収支状況の推移 (大都市部及びその他地域)

(単位: 億円)

年度	地域の別	収入	支出	損益	経常収支率 (%)	事業者数		
						黒字	赤字	計
H28	大都市部	4,491	4,354	137	103.1	60 (52)	21 (21)	81 (73)
	その他地域	2,756	3,154	△ 398	87.4	29	136	165
	計	7,247	7,508	△ 261	96.5	89 (81)	157 (157)	246 (238)
H29	大都市部	4,555	4,446	109	102.5	51 (44)	29 (28)	80 (72)
	その他地域	2,768	3,217	△ 449	86.0	24	141	165
	計	7,323	7,663	△ 340	95.6	75 (68)	170 (169)	245 (237)
H30	大都市部	4,615	4,499	116	102.6	51 (44)	28 (27)	79 (71)
	その他地域	2,742	3,238	△ 496	84.7	18	143	161
	計	7,357	7,737	△ 380	95.1	69 (62)	171 (170)	240 (232)
R1	大都市部	4,564	4,577	△ 14	99.7	47 (40)	30 (29)	77 (69)
	その他地域	2,677	3,224	△ 548	83.0	18 (18)	140 (140)	158 (158)
	計	7,240	7,802	△ 561	92.8	65 (58)	170 (169)	235 (227)
R2	大都市部	3,454	4,398	△ 944	78.5	1 (1)	75 (66)	76 (67)
	その他地域	1,977	3,025	△ 1,048	65.3	0 (0)	156 (156)	156 (156)
	計	5,431	7,423	△ 1,992	73.2	1 (1)	231 (222)	232 (223)

(注) 1. 高速バス及び定期観光バスを除く。

2. () 内の数字は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

3. 大都市部 (三大都市圏) とは、千葉、武相 (東京三多摩地区、埼玉県及び神奈川県)、京浜 (東京特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市)、東海 (愛知県、三重県及び岐阜県)、京阪神 (大阪府、京都府 (京都市を含む大阪府に隣接する地域) 及び兵庫県 (神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域)) ブロックの集計値。

(注) 国土交通省資料による。

(表3) 人件費及び諸経費の原価に占める割合の推移

(単位：%)

年度	費目	原価に占める割合			原価に占める割合		
		民 営	公 営	計(平均)	大都市部	その他地域	計(平均)
H28	人件費	58.1	55.7	57.6	57.5	57.7	57.6
	燃料油脂費	7.4	5.0	6.9	5.9	8.2	6.9
	その他諸経費	34.6	39.3	35.6	36.6	34.1	35.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
H29	人件費	57.7	54.7	57.0	56.9	57.2	57.0
	燃料油脂費	8.1	5.7	7.6	6.6	9.0	7.6
	その他諸経費	34.2	39.6	35.4	36.5	33.8	35.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
H30	人件費	57.3	54.7	56.8	57.0	56.5	56.8
	燃料油脂費	9.1	6.6	8.6	7.5	10.1	8.6
	その他諸経費	33.6	38.6	34.6	35.4	33.4	34.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R1	人件費	57.6	54.3	56.9	57.2	56.5	56.9
	燃料油脂費	8.6	6.2	8.1	7.1	9.6	8.1
	その他諸経費	33.9	39.5	35.0	35.8	33.9	35.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R2	人件費	59.4	54.9	58.5	58.6	58.3	58.5
	燃料油脂費	7.0	5.1	6.6	5.8	7.8	6.6
	その他諸経費	33.6	40.1	34.9	35.6	34.0	34.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(表4) 実車走行キロ当たり収入・原価の推移

○民営・公営

(単位：円・銭)

項目	年 度	H28年度			H29年度			H30年度			R1年度			R2年度		
		民 営	公 営	計(平均)	民 営	公 営	計(平均)	民 営	公 営	計(平均)	民 営	公 営	計(平均)	民 営	公 営	計(平均)
収入 原 価		399.77	638.72	433.81	408.82	654.64	444.17	421.49	660.78	453.70	422.99	661.17	455.19	339.18	538.20	367.28
		411.46	678.24	449.46	425.93	696.20	464.79	441.68	705.18	477.15	452.78	731.65	490.49	462.22	743.96	502.00
内 人 件 費 燃料油脂費 その他諸経費	人 件 費	223.03	361.21	242.71	245.66	380.97	265.12	253.17	385.95	271.04	260.62	397.01	279.06	274.55	408.25	293.43
	燃料油脂費	30.27	33.93	30.79	34.61	39.83	35.36	40.10	46.85	41.01	38.85	45.55	39.75	32.46	37.57	33.18
	その他諸経費	158.16	283.10	175.96	145.66	275.40	164.31	148.40	272.38	165.09	153.32	289.09	171.68	155.21	298.14	175.39

○大都市部・その他地域

(単位：円・銭)

項目	年 度	H28年度			H29年度			H30年度			R1年度			R2年度		
		大都市部	その他地域	計(平均)	大都市部	その他地域	計(平均)	大都市部	その他地域	計(平均)	大都市部	その他地域	計(平均)	大都市部	その他地域	計(平均)
収入 原 価		579.38	307.79	433.81	592.55	314.54	444.17	605.79	318.93	453.70	604.11	320.49	455.19	481.70	259.55	367.28
		561.68	352.31	449.46	578.35	365.58	464.79	590.57	376.64	477.15	605.92	386.08	490.49	613.29	397.22	502.00
内 人 件 費 燃料油脂費 その他諸経費	人 件 費	305.42	188.43	242.71	329.35	209.00	265.12	336.85	212.73	271.04	346.33	218.21	279.06	359.31	231.40	293.43
	燃料油脂費	32.90	28.96	30.79	37.99	33.06	35.36	37.99	38.02	41.01	42.76	37.03	39.75	35.62	30.88	33.18
	その他諸経費	223.36	134.92	175.96	211.02	123.51	164.31	215.73	125.89	165.09	221.59	130.84	171.68	218.36	134.94	175.39

(表5) ブロック別収支状況

(単位：百万円)

ブロック別	収支別	事業者数			収入	支出	損益	経常収支率 (%)
		黒字	赤字	計				
北北海道	民営		(9) 9	(9) 9	4,377	8,462	△ 4,085	51.7
	公計		(9) 9	(9) 9	-	-	-	-
南北海道	民営		(5) 5	(5) 5	20,828	29,338	△ 8,510	71.0
	公計		(5) 5	(5) 5	-	-	-	-
東 北	民営		(11) 11	(11) 11	11,898	20,090	△ 8,192	59.2
	公計		(2) 2	(2) 2	6,345	11,956	△ 5,661	53.1
羽 越	民営		(10) 10	(10) 10	7,956	13,519	△ 5,563	58.9
	公計		(10) 10	(10) 10	-	-	-	-
長 野	民営		(4) 4	(4) 4	2,673	4,036	△ 1,363	66.2
	公計		(4) 4	(4) 4	-	-	-	-
北 関 東	民営		(7) 7	(7) 7	9,527	14,842	△ 5,315	64.2
	公計		(7) 7	(7) 7	-	-	-	-
千 葉	民営		(19) 19	(19) 19	25,411	30,299	△ 4,888	83.9
	公計		(19) 19	(19) 19	-	-	-	-
武蔵・相模	民営		(11) 16	(11) 16	81,055	105,752	△ 24,696	76.6
	公計		(11) 16	(11) 16	-	-	-	-
京 浜	民営	(1) 1	(9) 13	(9) 13	74,958	86,814	△ 11,856	86.3
	公計	(1) 1	(3) 3	(3) 3	55,982	72,628	△ 16,646	77.1
山梨・静岡	民営		(11) 11	(11) 11	12,614	20,850	△ 8,236	60.5
	公計		(11) 11	(11) 11	-	-	-	-
東 海	民営		(8) 8	(8) 8	15,593	23,623	△ 8,050	66.0
	公計		(1) 1	(1) 1	16,692	24,142	△ 7,450	69.1
北 陸	民営		(9) 9	(9) 9	7,114	10,525	△ 3,411	67.6
	公計		(9) 9	(9) 9	-	-	-	-
北 近 畿	民営		(14) 14	(14) 14	13,706	20,321	△ 6,615	67.4
	公計		(14) 14	(14) 14	-	-	-	-
南 近 畿	民営		(5) 5	(5) 5	8,039	11,084	△ 3,046	72.5
	公計		(5) 5	(5) 5	-	-	-	-
京 阪 神	民営		(11) 11	(11) 11	48,643	59,909	△ 11,266	81.2
	公計		(4) 4	(4) 4	27,081	36,593	△ 9,511	74.0
山 陰	民営		(4) 4	(4) 4	1,990	3,970	△ 1,980	50.1
	公計		(1) 1	(1) 1	447	879	△ 431	50.9
山 陽	民営		(22) 22	(22) 22	21,506	33,928	△ 12,421	63.4
	公計		(1) 1	(1) 1	366	771	△ 404	47.5
四 国	民営		(8) 8	(8) 8	4,893	8,705	△ 3,812	56.2
	公計		(8) 8	(8) 8	-	-	-	-
北 九 州	民営		(17) 17	(17) 17	41,759	54,982	△ 13,223	75.9
	公計		(3) 3	(3) 3	3,832	6,183	△ 2,351	62.0
南 九 州	民営		(8) 8	(8) 8	11,399	19,302	△ 7,903	59.1
	公計		(1) 1	(1) 1	1,626	2,180	△ 554	74.6
沖 縄	民営		(4) 4	(4) 4	4,779	6,598	△ 1,819	72.4
	公計		(4) 4	(4) 4	-	-	-	-
全 国	民営	(1) 1	(205) 215	(206) 216	430,719	586,968	△ 156,250	73.4
	公計	(1) 1	(16) 16	(16) 16	112,371	155,331	△ 42,960	72.3
			(222) 231	(223) 232	543,090	742,300	△ 199,210	73.2

(注) () 内の数は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

(注) 国土交通省資料による。

(表6) ブロック別実車走行キロ当たりの収入・原価

(単位：円・銭)

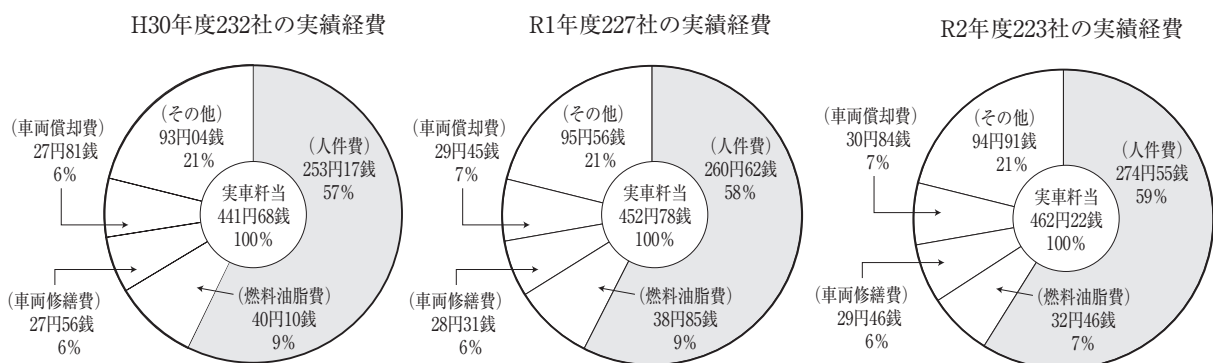
ブロック別	科目 民営公営 の別	収入			運 送 原 価						
		営業収入	営業外収入	合 計	人 件 費	燃料油脂費	車両修繕費	車両償却費	利 子	諸 経 費	合 計
北 北 海 道	民 営	163.34	6.35	169.69	212.70	30.88	21.98	14.44	2.55	45.48	328.04
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	163.34	6.35	169.69	212.70	30.88	21.98	14.44	2.55	45.48	328.04
南 北 海 道	民 営	333.13	10.19	343.32	264.73	37.61	35.11	40.81	0.66	104.68	483.59
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	333.13	10.19	343.32	264.73	37.61	35.11	40.81	0.66	104.68	483.59
東 北	民 営	188.57	19.02	207.59	202.09	31.87	33.89	27.55	1.98	53.14	350.01
	公 営	379.60	8.01	387.61	323.92	41.03	56.34	45.07	0.45	263.55	730.36
	平均	231.01	16.57	247.58	229.16	33.91	38.87	31.44	1.64	99.88	434.90
羽 越	民 営	215.70	5.37	221.07	204.75	32.65	36.13	27.83	6.03	68.24	375.64
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00
	平均	215.70	5.37	221.07	204.75	32.65	36.13	27.83	6.03	68.24	375.64
長 野	民 営	298.97	10.14	309.11	281.83	38.00	46.42	19.10	2.76	78.57	466.69
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00
	平均	298.97	10.14	309.11	281.83	38.00	46.42	19.10	2.76	78.57	466.69
北 関 東	民 営	215.05	9.84	224.89	226.33	26.77	23.73	23.64	1.19	48.69	350.35
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00
	平均	215.05	9.84	224.89	226.33	26.77	23.73	23.64	1.19	48.69	350.35
千 葉	民 営	376.88	13.77	390.65	286.15	33.72	23.49	38.61	0.53	83.30	465.80
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00
	平均	376.88	13.77	390.65	286.15	33.72	23.49	38.61	0.53	83.30	465.80
武蔵・相模	民 営	418.53	5.22	423.76	313.15	34.66	25.27	37.86	0.75	141.19	552.87
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00
	平均	418.53	5.22	423.76	313.15	34.66	25.27	37.86	0.75	141.19	552.87
京 浜	民 営	590.23	6.77	597.00	432.95	36.61	22.05	50.32	0.72	148.78	691.42
	公 営	703.95	17.53	721.48	572.33	38.33	26.07	59.27	0.51	239.50	936.02
	平均	633.67	10.88	644.54	486.18	37.27	23.58	53.74	0.64	183.43	784.84
山梨・静岡	民 営	266.01	6.35	272.37	253.75	28.39	32.93	47.79	0.86	86.49	450.21
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00
	平均	266.01	6.35	272.37	253.75	28.39	32.93	47.79	0.86	86.49	450.21
東 海	民 営	258.31	247.58	268.37	243.51	30.03	29.65	32.99	0.46	70.27	406.91
	公 営	460.99	353.28	461.99	360.56	36.58	29.20	21.95	0.19	219.72	668.19
	平均	336.02	288.10	342.61	288.39	32.54	29.48	28.76	0.36	127.57	507.09
北 陸	民 営	284.76	7.26	292.02	244.72	32.49	39.12	33.21	2.38	80.12	432.04
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00
	平均	284.76	7.26	292.02	244.72	32.49	39.12	33.21	2.38	80.12	432.04
北 近 畿	民 営	265.58	12.71	278.29	245.65	32.27	33.55	29.68	0.28	71.37	412.60
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00
	平均	265.58	12.71	278.29	245.65	32.27	33.55	29.68	0.28	71.37	412.60
南 近 畿	民 営	309.76	16.90	326.67	298.01	31.80	35.09	19.06	2.46	64.02	450.43
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00
	平均	309.76	16.90	326.67	298.01	31.80	35.09	19.06	2.46	64.02	450.43
京 阪 神	民 営	446.33	8.10	454.43	341.69	36.45	43.24	29.71	0.24	108.35	559.68
	公 営	468.56	12.21	480.77	295.10	38.68	36.90	19.85	1.12	257.96	649.62
	平均	453.99	9.52	463.51	325.63	37.22	41.05	26.31	0.54	159.94	590.69
山 陰	民 営	111.80	31.93	147.73	182.11	26.50	23.70	14.44	0.38	39.59	286.71
	公 営	188.43	88.77	277.20	342.86	33.77	35.20	55.39	0.00	77.94	544.46
	平均	119.80	37.86	157.66	198.89	27.19	24.90	18.71	0.34	43.59	313.62
山 陽	民 営	245.00	11.29	256.29	252.81	31.36	29.89	24.97	2.18	63.10	404.31
	公 営	162.43	8.08	170.51	267.83	26.24	14.43	8.52	0.00	41.60	358.61
	平均	242.94	11.21	254.15	253.19	31.23	29.50	24.56	2.13	62.56	403.17
四 国	民 営	168.35	17.62	185.97	212.68	26.79	27.65	16.55	0.92	46.28	330.87
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00
	平均	168.35	17.62	185.97	212.68	26.79	27.65	16.55	0.92	46.28	330.87
北 九 州	民 営	303.72	7.00	310.72	232.85	29.13	26.52	22.17	1.51	96.92	409.11
	公 営	234.10	19.84	253.94	244.22	33.15	20.04	17.90	0.20	94.26	409.76
	平均	296.69	8.30	304.99	234.00	29.54	25.86	21.74	1.38	96.66	409.18
南 九 州	民 営	170.15	13.44	183.59	178.97	26.22	28.18	6.40	1.24	69.85	310.87
	公 営	260.74	201.64	462.38	302.44	25.11	20.59	41.07	0.06	230.79	620.06
	平均	175.01	23.52	198.53	185.59	26.16	27.78	8.26	1.18	78.48	327.44
沖 縄	民 営	171.34	5.68	177.01	135.33	32.72	26.64	12.80	1.77	35.13	244.39
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00
	平均	174.34	5.68	177.01	135.33	32.72	26.64	12.80	1.77	35.13	244.39
全 国 計	民 営	329.68	9.50	339.18	274.55	32.46	29.46	30.80	1.22	93.69	462.22
	公 営	521.99	16.21	538.20	408.25	37.57	31.33	37.21	0.58	229.01	743.96
	平均	356.83	10.45	367.28	293.43	33.18	29.73	31.74	1.13	112.80	502.00

(表7) 乗合バス実車キロ当たり経費及び構成比率の推移 (民営)

(単位:円・銭)

年度	項目 調査 会社数	人件費	燃料 油脂費	車両 修繕費	車両 償却費	その他	計	対前年 上昇率
	社							%
H17	226	219.44 (58.6)	32.12 (8.6)	19.27 (5.1)	20.37 (5.4)	83.42 (22.3)	374.62 (100.0)	△0.3
H18	227	223.68 (58.2)	35.00 (9.1)	19.67 (5.1)	22.14 (5.8)	83.80 (21.8)	384.29 (100.0)	2.6
H19	228	220.37 (56.5)	37.74 (9.7)	20.14 (5.2)	25.76 (6.6)	85.68 (22.0)	389.69 (100.0)	1.4
H20	227	219.80 (55.4)	41.04 (10.3)	20.88 (5.3)	27.44 (6.9)	87.90 (22.1)	397.06 (100.0)	1.9
H21	228	220.77 (57.1)	31.10 (8.0)	20.96 (5.4)	27.38 (7.1)	86.47 (22.4)	386.68 (100.0)	△2.6
H22	228	220.97 (56.9)	35.40 (9.1)	21.10 (5.4)	26.90 (6.9)	84.00 (21.6)	388.37 (100.0)	0.5
H23	234	221.05 (56.7)	39.05 (10.0)	24.48 (6.3)	24.48 (6.3)	84.25 (21.6)	390.20 (100.0)	1.0
H24	232	221.68 (56.6)	39.62 (10.1)	22.45 (5.7)	22.84 (5.8)	84.82 (21.7)	391.41 (100.0)	0.3
H25	233	224.41 (56.5)	43.11 (10.9)	23.25 (5.8)	20.68 (5.2)	85.65 (21.6)	397.10 (100.0)	1.5
H26	232	228.12 (57.0)	41.19 (10.3)	23.79 (5.9)	20.69 (5.2)	86.27 (21.6)	400.06 (100.0)	0.8
H27	229	233.05 (57.9)	31.80 (7.9)	25.50 (6.4)	21.84 (5.4)	90.09 (22.4)	402.28 (100.0)	0.6
H28	238	223.03 (54.3)	30.27 (7.3)	26.18 (6.3)	23.97 (5.8)	108.01 (26.3)	411.46 (100.0)	2.3
H29	237	245.66 (57.7)	34.61 (8.1)	26.82 (6.3)	27.22 (6.4)	91.62 (21.5)	425.93 (100.0)	3.5
H30	232	253.17 (57.3)	40.10 (9.1)	27.56 (6.2)	27.81 (6.3)	93.04 (21.1)	441.68 (100.0)	3.7
R1	227	260.62 (57.6)	38.85 (8.6)	28.31 (6.2)	29.45 (6.5)	95.56 (21.1)	452.78 (100.0)	2.5
R2	223	274.55 (59.4)	32.46 (7.0)	29.46 (6.4)	30.84 (6.7)	94.91 (20.5)	462.22 (100.0)	2.1

(図3) 乗合バス実車キロ当たり経費及び構成比率 (民営)



(注) 国土交通省資料による。

2. 都市交通

(1) 概要

乗合バスの輸送人員は、これまで大都市圏においては増加傾向、地方都市は自家用車への依存や大都市圏への人口流出等により減少傾向にあったが、昨年度から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による緊急事態宣言の発令、まん延防止等重点措置や生活様式の変化等もあり、輸送人員は大幅に減少しているものの、路線の減便や運休を一部実施しながらもできる限り路線維持に努めている。

都市における乗合バスについては、地球温暖化防止等の環境問題、超高齢社会の対応のため、公共交通機関として社会的に期待されるものが大きいと思われる。反面、交通渋滞により定時性の確保が図られず利用者からの信頼を失っており、走行環境を改善し、都市機能を改善させることが喫緊の課題である。

このことは、マイカー利用からバスへ利用を転嫁することにより、二酸化炭素排出量削減のための環境改善、事故発生可能性を低下させる交通安全、交通空間の有効利用の面からも重要であり、バスの快適性の向上、運行頻度の増加等サービス改善に資するものである。

また、これとあわせてバス事業者においても利用者サービスの充実に努め、公共輸送機関に誘導することが求められる。

このため、バスの輸送サービスの具体的な改善措置は、

- ① バスの走りやすい交通環境づくりの措置として、バス専用レーンの設置、バス優先信号の導入
- ② 利用者に高度なサービス提供をするための措置として、ICカードシステムの導入、利用者にバスの接近情報を知らせるバスロケーションシステムの導入、停留所の改善、ノンステップバスの導入、運行管理等を含めたバス路線総合管理システムの導入、バスターミナルの整備
- ③ 都市構造、需要構造の変化に対応した輸送力の確保対策として、BRTの導入、乗継システムの導入、バス路線の再編、地域のニーズに対応した系統の設定・車両の導入、デマンドバス
- ④ 違法駐車取り締まりの強化
- ⑤ 誰にでもわかりやすい情報を提供するバスマップの作成・配布、ホームページ等による利用案内等がある。

こうした施策を講ずることにより、バス交通の活性化に結びつき、マイカー利用者を公共交通機関に移転させ、都市部の交通総量抑制につながり、環境政策の観点からも有効である。

(2) 改正バリアフリー法について

バリアフリーの推進については、障害者権利条約の締結やユニバーサルデザイン2020行動計画を受けて、平成30年5月にバリアフリー法が改正され、平成31年4月から本格的に施行された。改正法により、公共交通事業者はこれまでのハード対策に加え、障害者に対する介助等の支援や必要な情報の提供、職員に対する教育訓練等のソフト対策についても取り組むこととされた。加えて、一定規模以上の公共交通事業者は、ハード・ソフト対策に関する計画の作成と取組状況の報告等が義務化されている。なお、貸切バスが新たに法律の対象となり、リフト付きバスを導入する場合は、バリアフリー基準に適合した車両の導入が義務化された。

また、令和2年12月にバリアフリー法の告示改正があり、バリアフリー法に基づく基本方針における令和3年度～令和7年度末までの次期目標が決定し、令和3年4月1日から施行された。乗合バスは、車両のバリアフリー化を更に推進するため、総車両数から適用除外認定車両を除いた車両数に占めるノンステップバスの割合が約80%へ引き上げられた。また、適用除外認定車両については、引き続き、その約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化する。さらに、1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない指定空港へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする。貸切バスは、引き続き、約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化する。

(3) MaaSについて

MaaSは、出発地から目的地までの移動ニーズに対し、最適な移動手段に係る検索・予約・決済をスマホアプリでシームレスに実現するものであり、効果として、自家用車からバス等の公共交通機関への転換による利用シェアの増加等が期待されるものである。

MaaSの全国的な普及に向けた国土交通省の動きについては、令和2年1月にとりまとめられた交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会の中間とりまとめにおいて、MaaSの円滑な普及のための措置として、

- ① MaaSに参加しようとする交通事業者等は、MaaSの実施に係る事業計画（新モビリティサービス事業計画（仮称））の申請を行い、国土交通大臣の認定を受けることができることとする

- ② 認定された事業計画に定められた交通事業者（鉄道・バス・フェリー）が運賃・料金の届出を行う場合、共同で行うことができることとする（運賃届出手続きのワンストップ化）
- ③ 都道府県又は市町村は、MaaSの実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとする法律改正を行うことが示されている。

また、MaaSを実現する上では、MaaSに関連する様々なプレイヤーが、連携できる形式でデータを整備したうえで、保有する各種データを共有することが重要となることから、データ連携を円滑に行うための環境整備が必要であるとの認識のもと、国土交通省は、有識者等から構成する「MaaS関連データ検討会」における議論を踏まえ、MaaSに関連するプレイヤーがデータ連携を円滑に、かつ、安全に行うために、データ連携を行う際に留意すべき事項を整理したガイドライン「MaaS関連データの連携に関するガイドライン Ver.1.0」を令和2年3月に策定した。

その後、国土交通省において、新しいモビリティサービスに係る検討会等での議論を重ね、MaaSと親和性の高い分野においてニーズが高いと考えられるデータ項目等の具体化、データ連携の方向性についての議論を目的とした令和3年3月23日に「令和2年度 MaaS 関連データ検討会」を開催し、利用者及び事業者の双方にとって有益な情報〔①データの仲介方式に関する記載の追加、②カメラ画像等の利用に係る個人情報保護対応を追記（リアルタイム混雑情報関連）、③ニーズが高いと考えられるデータ項目の具体化・追加（パリアフリー等）〕を盛り込んだ「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン Ver.2.0」を令和3年4月に策定した。

(4) 標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP）によるデータ整備

平成29年3月に、国土交通省において、インターネット等の経路検索におけるバス情報拡充のため、バス事業者と経路検索事業者との間でデータの受渡をするための統一された様式として、「標準的なバス情報フォーマット」（以下「GTFS-JP」という。）が定められた。それ以来、大手バス事業者だけでなく、中小のバス事業者や経路検索事業者、地方自治体等においてGTFS-JPによるデータ整備が進められている。

今後、更なるデジタル化の進展やMaaS（Mobility as a Service）の普及を見据え、バス事業におけるデータ化・デジタル化の重要性は一層高まることが予想されることから、データ整備に関する最新の環境変化を踏まえ、令和2年度より「GTFS-JPに関する検討会」が開催され、GTFS-JPを改訂するとともに、同フォーマットの仕様書（第3版）が令和3年7月に改訂された。

これにより、バスに関する情報提供がより一層促進されるほか、MaaS等により、バスも含めたモード横断的なサービスが提供されること等を通じて、公共交通を利用する者の利便性が向上し、公共交通の活性化につながることを期待されている。

(5) 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業）（国土交通省）

自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることは喫緊の課題である。そのため、車両点検・整備講習等の自動車事故防止対策と合わせて、自動車運送事業の安全性の向上を図ることが必要である。

このような観点から、先進安全自動車（ASV）の導入、デジタル式運行記録計等の導入、社内安全教育の実施、過労運転防止のための先進的な取り組み等を重点的に支援する。

② 先進安全自動車(ASV)やドライブレコーダー等の導入支援 拡充

【予算額： 879百万円】

- 先進安全自動車(ASV)やドライブレコーダー等の機器の普及を促進し、事故の削減を図るため、自動車運送事業者に対して対象機器の補助を行う。

○先進安全自動車(ASV)導入支援

【対象装置】衝突被害軽減ブレーキ(歩行者対応)、車線逸脱警報装置、ドライバー異常時対応システム、先進ライト、側方衝突警報装置、統合制御型可変式速度超過抑制装置、アルコール・インターロック 等



○過労運転防止のための先進機器の導入支援

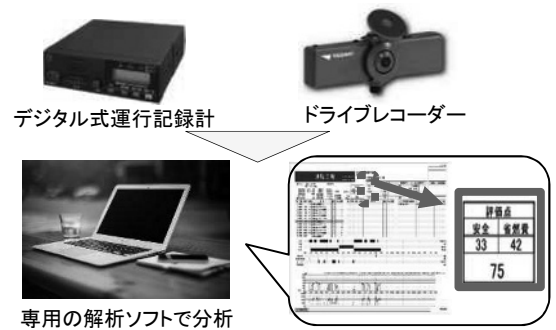
- 【対象機器】
- ・ITを活用した遠隔地における点呼機器
 - ・運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
 - ・休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器



運転者の運転時間や体調を把握し、過労運転による事故の防止を図る

○デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの導入支援

- 【対象機器】
- ・デジタル式運行記録計
 - ・ドライブレコーダー

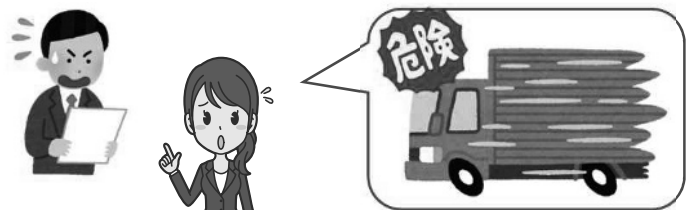


各車両の運行状況や事故発生時の映像データを記録し、運転者への指導教育に活用することにより、事故防止を図る

○社内安全教育の実施支援

- 【対象メニュー】ドライブレコーダー等を活用した安全運転教育

専門的な知見を有する外部の専門家のコンサルティングを通じて、事業者の安全意識の向上を図る



(6) バス専用通行帯、バス優先通行帯等

令和3年3月末現在

管 区	区分 都道府県	交通管制	バス優先対策		
		PTPS	バス専用通行帯	バス優先通行帯	バス以外の車両通行止め
		延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)
	北海道	10.3	55.8	37.9	0.0
東 北	青森県	0.0	15.1	21.1	0.0
	岩手県	6.7	4.8	1.4	31.0
	宮城県	2.6	9.6	20.9	3.1
	秋田県	0.0	4.5	7.2	0.0
	山形県	0.0	0.0	0.0	0.0
	福島県	11.9	1.3	44.1	17.1
	警視庁	11.9	152.0	103.5	7.8
東 関	茨城県	0.0	16.8	0.0	45.9
	栃木県	4.2	1.3	17.4	0.0
	群馬県	5.0	0.7	19.6	0.0
	埼玉県	193.9	0.0	8.0	0.0
	千葉県	18.3	0.1	22.6	0.0
	神奈川県	119.5	18.5	93.0	9.8
	新潟県	20.2	5.9	18.6	0.0
	山梨県	6.5	2.2	0.0	0.1
	長野県	0.0	5.8	5.3	10.5
	静岡県	10.4	8.9	12.4	1.2
中 部	富山県	0.0	1.8	16.0	29.1
	石川県	14.4	17.3	0.0	0.4
	福井県	17.5	1.6	14.1	0.0
	岐阜県	7.1	0.0	11.6	0.0
	愛知県	18.3	55.9	38.9	3.5
	三重県	3.4	0.0	8.7	3.5
	滋賀県	8.7	0.0	0.0	0.1
近 畿	京都府	16.1	44.5	0.0	1.7
	大阪府	46.2	63.9	28.7	7.0
	兵庫県	136.8	12.9	61.6	3.7
	奈良県	15.5	0.0	6.8	48.3
	和歌山県	20.3	0.0	4.5	0.2
	鳥取県	3.1	0.1	8.1	0.3
中 国	島根県	1.6	0.0	0.7	25.4
	岡山県	41.0	3.3	15.0	1.5
	広島県	15.5	46.5	46.5	2.1
	山口県	14.5	0.3	79.6	1.2
	徳島県	5.3	0.7	13.1	0.1
四 国	香川県	4.1	0.0	9.0	0.6
	愛媛県	5.7	0.0	18.6	0.0
	高知県	6.5	1.3	0.0	0.0
	福岡県	19.8	79.0	28.5	1.0
九 州	佐賀県	0.0	0.0	2.1	0.0
	長崎県	5.7	11.4	0.0	0.1
	熊本県	19.3	8.9	0.0	0.5
	大分県	19.7	24.3	1.8	0.1
	宮崎県	2.9	3.0	1.2	0.2
	鹿児島県	7.0	10.0	12.2	0.3
	沖縄県	12.8	32.1	0.0	5.5
	合 計	1,005.9	722.0	860.4	263.0

出典：警察庁

3. 地方交通

(1) 地方交通の状況

今年度においても、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の状況下でも地域の公共交通を支えるため、路線の減便や運休をしながらも路線維持に努めている。

- ① 乗合バス事業者は、全国的に厳しい状況が続いている中、通勤、通学、通院、買い物等の地域住民の日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たすべく経営努力をしている。

特に地方部においては、バスは主として高齢者や学生に利用されており、バス利用者は絶対数が少ない上に、自家用車の普及や人口の減少、少子高齢化の影響を受け、減少傾向が続いている。最近の状況としては、輸送人員の減少幅が依然として大きく、経営に与える影響が深刻化しており、そのため経営破綻したり、大規模な路線廃止がおこなわれている地域もある。

また、多くの事業者があらゆる合理化努力を行っているにもかかわらず、バリアフリー対策や環境対策等への対応によるコストアップにより、極めて厳しい経営状況に陥っており、公的支援なくして路線網を維持することが困難な状況になっている。

そのため生活交通路線を維持するためには、各地域のバス事業者と地方公共団体、更には地域住民や商店街等が十分な連携と適切な役割分担の下に、地域ニーズを十分に把握しながら、全体として効率的かつ充実した輸送サービスの確保を図っていくことが必要である。

- ② 長期的な方向性を踏まえた交通に関する施策

バス業界が強く求めてきた交通政策基本法が平成25年11月に成立し、12月4日公布、施行になった。

同法に基づく「交通政策基本計画」については、平成27年2月に閣議決定され、「我が国の交通政策の長期的な方向性を踏まえつつ、政府が今後講ずべく交通に関する施策」について下記の通り定められた。

ア. 計画期間（平成26年度～平成32年度）

イ. 基本計画の構成

- ・交通に関する施策の基本的方針

現在の社会的経済的課題に対応した交通関係施策を、以下の3つの基本的方針の下で推進。

A. 豊かな国民生活に質する使いやすい交通の実現

B. 成長と繁栄のための基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築

C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり

- ・交通に関する施策の目標

交通政策基本法の規定を踏まえつつ、計画期間内に目指すべき目標及びその趣旨を記載するとともに、目標に向けた達成状況を評価するための数値を設定。

- ・交通に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

目標の各々について、計画期間中に取り組みべき主要な施策として、これまでの取組みを更に推進して行くものに加え、取組み内容を今後新たに検討するものについても、積極的に記述。

- ③ まちづくりや観光振興など地域戦略である地域公共交通網形成計画の策定

交通政策基本計画で示された地域公共交通に関する取組を具体的に推進するための枠組みとして、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「地域公共交通活性化再生法」）の一部改正法が、平成26年5月に成立し、同年11月に施行された。

地域公共交通活性化再生法は、市町村が自らの地域の交通体系について検討し、その活性化・再生のための地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」）を策定する仕組みを構築するため平成19年に制定され、平成25年度末までに全国で500以上の連携計画の策定がなされた。

一方で、連携計画については、まちづくりや観光振興など地域戦略との一体性が不十分であることや、総合的な交通ネットワークの計画づくりではなく廃止路線等への個別・局所的な対応にとどまりがちなど、いくつかの課題も顕在化したことから、平成26年の地域公共交通活性化再生法の改正で、

- ア. 地方公共団体が協議会を組織し、公共交通事業者その他の関係者との連携の下で地域公共交通網形成計画を策定する

イ、地域公共交通ネットワークの再編を具体的に進める地域公共交通再編実施計画を、地方公共団体が公共交通事業者等の同意を得て策定するなど、地方公共団体が先頭に立って、地域の関係者が知恵を出し合い、その合意の下に、まちづくりと一体で持続可能な地域公共交通ネットワークを実現する枠組みが創設された。

特に、まちづくりとの連携に関しては、他の立地適正化計画の策定と連携することにより、コンパクト・プラス・ネットワークの実現であり、地域公共交通網形成計画に基づく実施に向けた「地域公共交通再編実施計画（現：地域公共交通計画）」が策定され、国の認定を受けた。

※地域公共交通計画＝672件が作成済み。（令和4年2月末国土交通省）

※地域公共交通利便増進実施計画＝45件が作成済み。（令和4年2月末国土交通省）

※地域公共交通計画及び立地適正化計画＝287自治体が両方作成済み。（令和3年12月末国土交通省）

④ 「交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会」中間とりまとめ

国土交通省は、今後の地域公共交通政策のあり方について幅広く検討するため、平成30年11月に「地域交通フォローアップ・イノベーション検討会」を設置・開催し、令和元年6月に提言をとりまとめた。さらに令和元年6月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において「地域交通について、多様な主体が連携・協働し、AIなどの新技術・サービスの進展も踏まえた地域の取組を促進するための計画・支援制度等の在り方の検討を行い、2020年の通常国会を目指し、地域公共交通活性化再生法などの見直しを検討する。」とされたことから、国土交通省において、令和元年9月より有識者、地方公共団体の首長、労働者団体等で構成されている「交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会」が、9月9日から12月24日までの間5回開催され、令和2年1月29日に中間とりまとめが公表された。

中間とりまとめのポイント

「成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）」において、「地域交通について、多様な主体が連携・協働し、AIなどの新技術・サービスの進展も踏まえた地域の取組を促進するための計画・支援制度等の在り方の検討を行い、2020年の通常国会を目指し、地域公共交通活性化再生法などの見直しを検討する。」とされたこと等を踏まえ、地域公共交通は地域に不可欠な基盤的サービスであるとの認識を共有した上で、持続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保に向けて、主に制度的な側面から早期に実現を目指すべき施策を整理。

平成26年の地域公共交通活性化再生法改正の成果と課題、それ以降の地域公共交通をめぐる社会経済情勢の変化を踏まえ、以下の4つの課題・テーマ（解決の方向性）を提起し、それらに対応する主な具体策を速やかに実施すべき。

(1) 地域が自らデザインする地域の交通

【具体策①】地方公共団体による「地域公共交通計画（仮称）」作成の努力義務化

【具体策②】定量的な目標設定、実施状況の分析・評価の明確化

【具体策③】協議会のガバナンスの強化、人材育成

【具体策④】公共交通マーケティング手法の活用徹底

(2) 移動者目線の徹底による既存サービスの改善

【具体策①】「地域公共交通利便増進事業（仮称）」の創設

【具体策②】共同経営等に係る独禁法の特例創設

【具体策③】移動その他の地域の課題を解決するためのMaaSの円滑な普及促進に向けた措置

【具体策④】新技術の積極的活用

(3) 郊外・過疎地等における移動手段の確保

【具体策①】「地域旅客運送サービス継続事業（仮称）」の創設

- 【具体策②】 タクシーの一層の活用
- 【具体策③】 自家用有償旅客運送制度の実施の円滑化
- 【具体策④】 ラストマイル対策

(4) 計画の実効性確保及びサービスの持続性重視

- 【具体策①】 地方公共団体への通知、意見提出の仕組みの創設
- 【具体策②】 貨客運送効率化事業（仮称）の創設
- 【具体策③】 「地域公共交通計画（仮称）」と乗合バス等の運行費補助の連動化等

⑤ 地域公共交通活性化再生法等の一部改正について

平成19年に制定された地域公共交通活性化再生法は、平成26年の改正を経て、令和2年1月の「交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会」の中間とりまとめを踏まえた持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が令和2年2月7日閣議決定され、5月27日に参議院本会議で決・成立し、6月3日公布、11月27日施行された。改正内容は以下のとおり。

ア. 地域が自らデザインする地域の交通【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

○地方公共団体による「地域公共交通計画」（マスタープラン）の作成

- ・地方公共団体による地域公共交通計画（マスタープラン）の作成を努力義務化

⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進

- ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付け

⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応（情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮）

- ・定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等

⇒データに基づくPDCAを強化

○地域における協議の促進

- ・乗合バスの新規参入等の申請があった場合、国が地方公共団体に通知

- ・通知を受けた地方公共団体は、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、地域の協議会で議論し、国に意見を提出

イ. 地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

[輸送資源の総動員による移手段の確保]

(地域に最適な旅客運送サービスの継続)

- 路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する「地域旅客運送サービス継続事業」を創設

⇒従前の路線バス等に代わり、地域の実情に応じて以下のメニュー例の①～⑥のいずれかによる旅客運送サービスの継続を実現

- ① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続（縮小・変更含む）

- ② コミュニティバスによる継続

- ③ デマンド交通（タクシー車両による乗合運送（区域運行））による継続

- ④ タクシー（乗用事業）による継続

- ⑤ 自家用有償旅客運送による継続

- ⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設等への送迎サービス等の積極的活用

(自家用有償旅客運送の実施の円滑化)

- 過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設 ⇒運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化
- 地域住民のみならず観光客を含む来訪者も対象として明確化 ⇒インバウンドを含む観光ニーズへも対応

(貨客混載に係る手続の円滑化)

- 鉄道や乗合バス等における貨客混載を行う「貨客運送効率化事業」を創設 ⇒旅客・貨物運送サービスの生産性向上を促進

[既存の公共交通サービスの改善の徹底]

(利用者目線による路線の改善、運賃の設定)

- 「地域公共交通利便増進事業」を創設 ⇒路線の効率化のほか、「等間隔運行」や「定額制乗り放題運賃」「乗継ぎ割引運賃(通し運賃)」等のサービス改善を促進
- 併せて、独占禁止法特例法により、乗合バス事業者間等の共同経営について、カルテル規制を適用除外する特例を創設*

※乗合バス事業者及び地域銀行が提供するサービスの維持を図るため、私的独占禁止法の特例を定める「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」が、令和2年3月3日閣議決定され、5月20日に参議院本会議で可決・成立し、5月27日公布、11月27日施行された。

- ・地域一般乗合旅客自動車運送事業者、地域銀行又はこれらの親会社が主務大臣の認可を受けて行う合併等について、私的独占禁止法を適用除外する特例を創設。
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者と他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者又は公共交通事業者が国土交通大臣の認可を受けて共同して行う共同経営に関する協定の締結について、私的独占禁止法を適用除外する特例を創設。

(MaaSの円滑な普及促進に向けた措置)

- MaaSに参加する交通事業者等が策定する新モビリティサービス事業計画の認定制度を創設 ⇒交通事業者の運賃設定に係る手続をワンストップ化
- MaaSのための協議会制度を創設 ⇒参加する幅広い関係者の協議・連携を促進

ウ. 交通インフラに対する支援の充実【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】

- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構による資金の貸付制度の対象として、LRT・BRT等のほか、以下の交通インフラの整備を追加(※予算関連)
- ・地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた鉄道の整備
⇒交通ネットワークを充実
- ・物流総合効率化法に基づく認定を受けた物流拠点(トラックターミナル等)の整備
⇒複数の事業者の連携による物流効率化を促進

⑥ 独占禁止法の適用除外

乗合バス事業者は、国民生活及び経済活動の基盤である輸送サービスを提供しており、他の事業者による代替が困難な一方、人口減少等により、そのサービスを持続的に提供することが困難な状況になってきている。しかしながら、将来にわたって運行を維持するために、合併や共同経営などの実施により経営力の強化等を図ることは、独占禁止法の規制に抵触するおそれがあった。

このような状況の中、令和2年3月に閣議決定され、同年11月27日に施行された「地域における一般

乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）（独占禁止法特例法）において、一般乗合旅客自動車運送事業者は、他の地域の一般乗合自動車運送事業者や他の公共交通事業者などと、国土交通大臣の認可を受けて共同経営を行うことが認められることとなった。

令和3年4月1日より、第1号の認可となった「熊本地域乗合バス事業共同経営計画」、「岡山駅・大東間共同経営計画」に基づく共同経営が開始された。

その後、令和3年10月1日より、「前橋市内乗合バス事業共同経営計画」、令和4年4月1日より「長崎市域乗合バス事業共同経営計画」、「徳島県南部における共同経営計画」に基づく共同経営が開始されている。

(2) 地域公共交通確保維持改善事業

令和4年度予算額 207億円

改正地域公共交通活性化再生法を踏まえ、地域の交通ネットワークの再構築に向けた取組みを支援するもの。

① 地域の実情に応じた生活交通の確保維持

存続が危機に瀕している陸上交通の生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取組みを一体的かつ継続的に支援するもの。支援に当たっては、地域特性や実情に応じた地域に最適な生活交通ネットワークを確保維持するため、地域間生活交通のネットワークと当該ネットワークのフィーダーとして高齢者等の生活交通等について一体的に支援する。

② 地域公共交通バリア解消促進等事業

バリアフリー化、利用環境の改善等を図るものであり、自動車交通関係ではノンステップバス、福祉・UDタクシーの導入、バスターミナルのバリアフリー化、BRT（連節バス等を利用した快速高速バスシステム）等を支援する。

令和3年度補正予算額 285億円の内数

地域の暮らしを創る持続可能な地域公共交通の実現等を図るため、新型コロナウイルス感染症や燃油価格高騰等の影響による厳しい経営状況下においても、地域の暮らしを守る交通を維持してきたところ、今後、加速する少子高齢化、運転手不足やデジタル技術による移動需要の代替など、ポストコロナ時代の急速な社会構造の変化に対応し、情報化・データ化等を通じた事業の効率化・高度化による企業経営の改善を図るとともに、観光と連携した取組、多様な主体の参画による地域交通に対して支援を行い、もって持続可能な地域交通を実現する。

○ 地域公共交通サービスの確保等に対する支援

(地域交通課)

令和4年度予算額 20,733百万円

※令和3年度補正予算 28,503百万円

- ・地域の多様な主体の連携・協働による、地域のくらしや産業に不可欠な交通サービスの確保等に向けた取組を支援する。
- ・改正地域公共交通活性化再生法を活用し、地域に最適な交通サービスの構築・継続のための取組を支援する。

<内 容>

○地域の実情に応じた生活交通の確保維持

- ・過疎地域等の足を確保するためのバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の運行
- ・バス車両の更新、貨客混載の導入等 ・離島航路・航空路の運航

○快適で安全な公共交通の実現

- ・高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス・福祉タクシーの導入、点状ブロックの整備
- ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

○地域公共交通計画策定等の後押し

- ・地域交通サービスの構築・継続を図るための地域公共交通計画の策定に資する調査等
- ・地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針等の策定に係る調査

○地域公共交通特定事業に対する特例措置

- ・地域鉄道の上下分離、地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編、デマンド型等の多様なサービスの導入等

○地域公共交通ネットワーク構築に向けた協働による取組に対する特例措置

- ・交通圏全体を見据えた交通ネットワークの実現に向けた協働による先行的な取組

注) 以下については、それぞれ関連する支援事業がある。

- ・観光地や公共交通機関、宿泊施設における訪日外国人旅行者の円滑かつ快適な受入環境の整備の支援（訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（観光庁予算2,706百万円の内数））
- ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等の一部（鉄道施設総合安全対策事業（鉄道局予算4,588百万円の内数））

【関連事項】「地域公共交通確保維持改善事業」におけるバス等への支援

【関連事項】令和8年度補正予算

地域公共交通確保維持改善事業(陸上交通)

住民の生活に必要なバス交通への支援のイメージ

地域内バス交通への支援のイメージ

- ・地域内バス交通への支援のイメージ
- ・地域内バス交通への支援のイメージ
- ・地域内バス交通への支援のイメージ

【予算額：207億円の内訳】

地域公共交通確保維持改善事業(陸上交通)

住民の生活に必要なバス交通への支援のイメージ

地域内バス交通への支援のイメージ

地域内バス交通への支援のイメージ

地域内バス交通への支援のイメージ

バス車面の更新に対する支援

車両減価償却費等補助金

・車両購入に係る減価償却費及び整備費用について5年間で補助【補助率】1/2

購入年度	2年目	3年目	4年目	5年目
合計	3,000	1,800	1,080	810
750万円				

※変更率(減価率×0.4)を用いた場合

公有民営方式車両購入費補助金

・地方公共団体がバス車両を購入して事業者へ貸与する「公営民営方式」に対して補助

【補助対象者】地方公共団体
【補助額】1/2(上限750万円)
【補助方式】2年間で均等に分割して交付

地域公共交通バリア解消促進等事業

バリアフリー化等に対する支援

・ワンステップバス、リフト付バスの導入
【補助率】通常車両価格との差額の1/2等(上限40万円)

・福祉タクシー・UDタクシーの導入
【補助率】1/3(上限80万円(リフト付)、60万円(スロープ付))

【参考】「地域公共交通確保維持改善事業」におけるバス交通への支援

【関連事項】令和8年度補正予算

【関連事項】令和8年度補正予算

地域のくらしを創るサステイナブルな地域公共交通の実現等

○ 地域公共交通は、新型コロナウイルスや燃油価格高騰等の影響による厳しい経営状況にも関わらず、会社のインフラとして地域のくらしを守るためサービス提供を維持してきたこと。

○ 今後、加速する少子高齢化、運転手不足やデジタル技術による移動需要の代替など、ポストコロナ時代の急速な社会構造の変化に対応し、情報化・データ化等を通じた事業の効率化・高度化による企業経営の改善を図るとともに、観光と連携した取組、多様な主体の参画による地域交通に対して支援を行い、もって持続可能な地域公共交通を実現する必要がある。

- 補助対象事業者**
- 鉄道事業者
 - バス事業者
 - タクシー事業者
 - 航空運送事業者(特定本邦航空運送事業者を除く。)
 - 旅客船事業者

情報化・データ化等による地域交通の経営改善支援事業

○ 公共交通事業者による、デジタル化による経営効率化や感染症対策による安心なサービスの提供に対する支援。

【支援対象のイメージ】

- ・ 公共交通のCX・DX化の推進に要する経費
- ・ 感染症対策に要する経費
- ・ 新たな取組に係る実証運行に要する経費



既存の地域公共交通支援に対する追加的支援

- コロナの影響を受けた既存補助路線・航路の維持(欠損額増大に対する支援、補助要件の緩和)
- 地域の鉄道における安全対策
- 交通機関におけるバリアフリー対策(点字ブロック、福祉タクシー、障害者用ICカードシステム等)



地域が支える地域公共交通の先進・優良事例への支援

- 地域公共交通を地域の多様な主体が支える先進的な取組(共創)をモデル的に支援

自動運転による地域公共交通実証調査

- ドライバー不足・利用者のニーズと供給とのミスマッチ等の課題を抱える地域において、今後の技術進展や制度整備が見込まれる自動運転移動サービスの導入に向けて、経営面・技術面等の観点から実証事業を実施

(3) 生活交通確保対策を講じる地方公共団体に対する地方財政措置

① 日本バス協会の調査結果と特別交付税の増額

日本バス協会では毎年事業者の協力を得て「地方バス路線維持費申請状況」の調査を実施している。この調査は、総務省から都道府県と市町村に交付されている「地方バス路線の運行維持」を目的とした特別交付税が、バス運行に正しく使途されているかを調べるものである。

(申請状況は37頁「令和3年度地方バス路線維持費申請状況」を参照。)

総務省の発表によると、地方交通確保の決定額は下記の通り推移をしているが、平成23年度から地域公共交通確保維持改善事業として「生活交通サバイバル戦略」に基づく支援が実施されるなど、公共交通に関する決定額が増加している。

【特別交付税交付額の年度別決定額の推移】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総務省交付額	597億円	601億円	632億円	701億円	722億円	656億円

注1：資料出所＝総務省自治財政局財政課による報道資料

② 特別交付税

総務省では、地方公共団体が地域協議会における結論などに基づき、地域の足の確保やまちづくりの観点から、地域の実情に応じて路線バスの維持、自治体のバス運行、車両購入等の生活交通確保対策を講じるために要する経費に対して、地方財政措置を講じている。

主なものは下記項目になっている。

- ・ 地域交通の確保（地方バス、離島航路、地域鉄道支援 等）
- ・ 台風・豪雨災害等 ・ 除排雪 ・ 地域医療の確保（公立病院 等）
- ・ 消防、救急 ・ 公営企業の経営基盤強化（上下水道 等） ・ 原油高騰対策 など

③ 地方バスの運行維持に要する経費措置

乗合バスの運行維持に関する経費は「特別交付税に関する省令」で定められ、地方公共団体が、地域協議会における結論等に基づき地域の足を確保するため、地域の実情に応じて路線バスの維持等に要する経費に対し、8割の特別地方交付税措置がされている。

◆以下の経費を対象として地方財政措置を講じている。

ア. 地方バス運行対策費補助（国庫補助）に係るもの

- ・ 路線バス事業者等への維持費及び車両購入費補助

イ. 地方単独事業

- ・ 国庫補助対象外の路線を運行する路線バス事業者等への維持費及び車両購入費補助

国庫補助地方負担分 (路線維持費・車両購入費)	負担額の8割
地方単独補助 うち車両購入補助	負担額の8割 負担額の8割

(表1) 地方バス路線維持費国庫補助金(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金) 交付実績の推移

(単位: 千円)

項目		年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
維持生活費	運行費	金額							2,811,065	6,500,200	6,659,166	6,399,684	6,459,550	6,672,235
		事業者数							175	204	206	219	217	217
		系統数							1,595	1,843	1,860	1,895	1,799	1,725
補助路線	車購入費	金額							1,668,580	818,237	629,517	779,720	689,787	746,781
		事業者数							73	95	97	80	71	71
		車両数							235	203	193	131	139	128
補助特別指定制定生活金費	運行費	金額						57,214	117,775		12,133	46,174	52,972	11,873
		事業者数						11	13		5	10	10	7
		車両数						58	95		5	24	24	20
安全事業費	運行対策補助金	金額				310,780	296,278	288,622						
		事業者数				32	38	23						
		車両数				71	58	56						
生活路線維持費補助金	第2種生活路線	金額	7,460,267	7,201,138	7,259,649	6,441,706	5,326,861	4,507,674	1,807,511					
		事業者数	154	156	150	152	151	140	128					
		系統数	4,107	4,074	4,041	3,775	3,477	3,190	2,352					
	車購入費	金額	877,468	936,873	879,756	523,097	670,567	1,244,738						
		事業者数	61	63	67	38	50	71						
		車両数	205	213	207	122	145	201						
	第3種生活路線	金額	586,087	608,711	698,886	730,513	997,900	930,514	507,630	7,318,437				7,430,889
		事業者数	70	73	78	87	96	87	86	86				
		系統数	540	645	691	824	1,226	1,152	1,114	1,114				
購入廃止路線等補助金	車購入費	金額												
		市町村数												
		車両数												
	初年度費	金額												
		市町村数												
	運行費	金額												
市町村数														
合計			8,923,822	8,746,722	8,838,291	8,006,096	7,291,606	7,089,617	6,962,002	6,962,002	7,300,816	7,264,272	7,202,309	

項目		年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
維持生活費	運行費	金額	6,575,841	6,796,189	6,326,243	6,304,551	7,150,099	7,225,923	8,054,936	8,031,901	8,180,501	8,556,076	8,148,598	8,114,538	8,032,638	10,990,720	
		事業者数	213	208	202	202	248	224	226	229	224	224	226	226	227	226	212
		系統数	1,645	1,611	1,576	1,526	1,638	1,711	1,709	1,681	1,647	1,621	1,598	1,581	1,525	1,490	
補助路線	車購入費	金額	1,095,511	1,125,637	1,376,903	36,927	325,944	550,956	832,382	904,049	1,109,405	1,086,676	1,270,997	1,412,977	1,468,209	1,486,728	
		事業者数	84	83	95	29	55	75	88	94	96	103	106	109	112	125	
		車両数	161	160	198	66	191	317	483	618	770	852	962	1,039	1,083	1,077	
補助特別指定制定生活金費	運行費	金額															
		事業者数															
		系統数															
生活路線	運行費	金額	2,242														
		事業者数	2														
		系統数	2														
補助交通再生金	車購入費	金額	7,906														
		事業者数	2														
		車両数	2														
路線合理化促進費	金額	事業者数		81,616	204,823	93,943	128,920										
		事業者数		56	95	66	97										
		系統数		392	748	486	667										
合計			7,681,500	8,003,442	7,907,969	6,435,421	7,604,963	7,776,879	8,887,318	8,935,950	9,289,906	9,642,752	9,419,595	9,527,515	9,500,847	12,477,448	

(注) 国土交通省資料による。

4. 乗合バス運賃について

(1) 乗合バス運賃制度の見直し

乗合バスの運転者は、労働時間が長いにもかかわらず、賃金が低い状況にあり、運転者不足の一因となっている。また、働き方改革関連法の成立により、バス運転者についても時間外労働の上限規制の適用を受けることになり、長時間労働の是正に向けた取組も必要とされている。

令和元年6月にとりまとめられた「地域交通フォローアップ・イノベーション検討会提言」において、運賃の上限認可の基準となる人件費等の算定方法について、運転手不足に対応した賃金等の労働条件の改善が適切に反映できるよう、見直しを検討するべきであるとの提言がなされた。

このような状況を受け、令和3年12月27日付「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針の一部改正について【国自旅第390号】」により、運賃の上限認可の基準となる人件費の算定方法について見直しが行われた。

具体的には、原価計算を行う際の人件費においては、給与について、各事業者の実績給与額や各地域における全産業平均給与額を考慮して算定を行うよう変更され、支給延人員についても、各事業者の全労働時間や各地域における全産業平均労働時間を考慮して算定を行うこととされた。

さらに、道路運送法施行規則の一部を改正する省令（令和4年3月31日 国土交通省令第33号）により、道路運送法施行規則第67条に規定される「地方的な路線の基準」が改正され、令和4年4月1日以降の申請から、上限運賃の認可権限が変更され、地域の実情を反映し、よりスピード感を持った審査・認可が実施されるよう期待されている。

○地方運輸局長権限となる上限運賃の設定又は変更の認可について

【変更前】

申請に係る運賃等の上限が適用されることとなる
路線の長さが200キロメートル未満、かつ当該路線に係る事業用自動車の総数が100両未満

【改正後】

申請に係る運賃等の上限が適用されることとなる
路線に係る事業用自動車の総数が150両未満

(2) ICカードの導入および営業政策的な割引について

① ICカードシステムの導入状況

ICチップが内蔵されたICカードは、定期入れに入れたままカードリーダーにかざすだけで運賃収受が可能のため、利用者、乗務員の負担が軽減される。さらに、主な公共交通機関が1枚のカードで利用できることから、利用者の減少が続いているバス事業者にとっては利用者の増加が期待されている。

令和3年4月1日現在

都道府県	実施事業者	導入年月日	名称	交通系ICカード全国相互利用サービス	サービス内容
北海道	道北バス	H11.11.30	Doカード		定期券（1・3ヶ月）及び回数券機能新規 発売額2,000円（デビット込） 乗継割引 デビット500円 入金に応じてプレミア有り
		H26.11			H11発売のDOカードを刷新 H27.2より旭川電気軌道 Asaca との相互 利用を開始 乗継割引、相互乗継割引 初回発売額2,000円（デビット500円込） 1,000円～20,000円（一般、学生別）入金 額に応じてプレミア有り
	北海道北見バス	H15.3.12	ICバスカード		乗継割引 入金額に応じてプレミア有り

北海道	札幌市交通局 北海道中央バス ジェイ・アール北海道バス じょうてつ	H25.6.22	SAPICA	片利用対応	バス、地下鉄との乗継割引 オートチャージ 障がい者割引 全国相互利用交通 IC カードも利用可
	旭川電気軌道	H24.11.1	Asaca (アサカ)		乗継割引 H27.2より道北バス Do カードとの相互利用を開始 (SF 利用のみ)
	函館バス	H29.3.25	nimoka (ニモカ)	10カード対応	ポイント還元制 乗継割引
	十勝バス	H30.5.21 H31.2.15	電子マネーWAON カード (商業系) *		西地区コミバスの均一運賃の導入 自衛隊稲田線、畜産線の多区間運賃の導入
	斜里バス	R24.1	ポテトカード		市街地巡回バス「しゃりぐる」で利用可能
	くしろバス	H30.5.21 H31.2.4 R24.20 R2.10.1	電子マネー WAON カード (商業系)		イオン北海道が発行する「WAON カード」にて運賃取受を行う定額運賃制である「たくほく循環線」取り扱い開始 他区間運賃制である「イオン線」取り扱い開始 同じく他区間運賃制である「イオン鋼路線」取り扱い開始 定額運賃制である「循環バスぐるっと」取り扱い開始
岩手 宮城	東日本旅客鉄道	H25.8.3	Odeca (オデカ)	片利用対応	SF 利用のほか定期券にも対応
		H27.3.14	Suica (スイカ)	10カード対応	全国相互利用系 IC カードも利用可 (SF 利用のみ)
青森	ジェイアールバス東北	R3.3.27	地域連携 IC		青森・八戸-十和田湖線、青森-青森空港線等に地域連携 IC カードシステムを導入
宮城	ジェイアールバス東北	H29.3.1	Suica (スイカ)	10カード対応	高速バス 古川-仙台線に Suica を導入
	宮城交通 ミヤコーバス 仙台市交通局	H27.12.6	icsca (イクスカ)	片利用対応 地域内相互利用 (仙台エリア)	ポイント制 障がい者割引 デポジット500円
福島	福島交通	H22.10.30	NORUCA (ノルカ) 回数券		1,000円~20,000円 入金額に応じてプレミア額有り (一般、学生別) 乗継割引 障がい者割引 デポジット500円
		H23.10.1	NORUCA (ノルカ) 定期券		SF 機能付可能
茨城	茨城交通	H19.10.1	でんてつハイカード		乗継割引 (1時間以内乗継の場合、2回目乗車運賃より一律30円 [小児20円] 割引)
		(SF) H27.12.1	いぼっぴ		SF 利用普通運賃10% 割引 平日昼間 (10時~14時) さらに10% 割引 SF 新規購入2,000円 (デポジット代500円含む)
		定期券 H28.2.27			乗り継ぎ割引 (前の降車から60分以内) さらに50円引き (小児及び大人割引の方は30円割引、小児割引の方は20円割引) 定期新規購入 所定の定期代+デポジット (500円)
茨城	ジェイアールバス関東	H19.3.18	Suica (スイカ) カード	10カード対応	普通運賃より10~20円の割引 (定額の場合は、適用せず区間乗車状況割引額を設定)
栃木		H27.8.1			佐野市店古河営業所管内の古河線に導入
群馬		H27.8.1			長野原支店管内の滋賀草津高原線に導入
千葉		H27.9.1			東関東支店管内の多古本線、栗源線に導入
埼玉	東武バスウエスト	R3.3.18	学生いちねん定期		東武バス日光全路線、高速バス、コミュニティバス、深夜急行バスを除く東武バス全路線でご利用可能で、年度内まで (翌年3月31日まで) ご使用いただける学生用金額式 IC 定期券

千 葉	船橋新京成バス	R3.3.16	IC カード金額式定期券		金額式 IC 定期券の導入に加え、新たに6ヶ月定期券を追加設定。 〔適用区間〕 船橋新京成バス全線（コミュニティバス、催事バスを除く）
	東洋バス 千葉シーサイドバス	R2.3.15	IC カード金額式定期券		適用運賃区間（170円～400円） 乗車区間を制限しない。
千 葉 埼 玉 東 京	東武バスウエスト 東武バスセントラル	H30.10.1	金額式 IC 定期券		運用路線の設定運賃区間（170円～710円） で利用可能な定期券 （適用区間） 東武バス日光全路線、高速バス、コミュニティバス、深夜急行バスを除く東武バスグループ全路線
埼 玉 東 京	西武バス	H23.4.1	1DayPass（IC 一日乗車券）		対象外路線を除く西武バス路線1日乗り放題
		H27.4.1	金額式 IC 定期券		設置運賃区間 180円～230円 設定金額230円は全線フリー（一部区間を除く） 大人特殊・大人介護は設定運賃180円で全線フリー（一部路線を除く） 全線フリー（一部路線を除く）
		H28.4.1	学トク IC 定期券 小学生定期券		全線フリー（一部路線を除く）
東 京 神 奈 川 千 葉 埼 玉 その他	東京都交通局、東急バス、京王電鉄バス、 関東バス、西武バス、京成バス、国際興業、 神奈川中央交通、京浜急行バス、相鉄バス、 川崎市交通局、川崎鶴見臨港バス、伊豆箱根バス、 箱根登山バス、川崎鶴見臨港バス、 小田急箱根高速バス、江ノ電バス、 横浜市交通局等 横浜交通開発 朝日自動車、茨城急行自動車 富士急行（フジエクスプレス他グループバス） 富士急シティバス、富士急静岡バス 川越観光自動車 西武観光バス 国際十王交通 阪東自動車 京成トランジットバス 東武バス日光 関東鉄道 東京空港交通 日東交通 山梨交通 成田空港交通 関鉄観光バス、関鉄グリーンバス イーグルバス 千葉シーサイドバス、東洋バス 関越交通 伊豆箱根バス（静岡）等	H19.3.18 H19.12.9 H19.12.15 H20.3.24 H20.3.29 H20.9.13 H20.10.1 H21.1.31 H21.3.7 H21.3.17 H22.2.23 H25.3.31 H26.1.21 H27.3.21 H27.12.7 H28.3.16 H30.3.16 R2.3.14 R2.3.15 R2.4.1 R3.4.1	PASMO（パスモ）	10カード対応	カードの種類：記名式（大人・子供）および無記名式（大人のみ） その他：平成25年3月23日より、交通系ICカードの全国相互利用サービスを開始 発売額1,000～20,000、1,000円単位 （チャージ上限2,000円） デポジット（保証金）500円
東 京	京王電鉄バス （京王電鉄バスグループ全3社）	H23.2.1	モットクバス		設定運賃区間 180円～370円 ※（370円は全線フリー定期券）
	西東京バス	H25.3.25	IC 金額定期券		乗車区間が制限されない金額式 IC 定期券
	立川バス	H20.2.1 H27.6.1	IC 導入日 IC 定期券（立バス） IC 一日乗車券（1Day立バス）		1、3、6ヶ月通勤・通学定期券（障がい者割引あり） 大人700円、小児350円
	東武バスセントラル	R3.3.18	学生いちねん定期 IC 一日乗車券		東武バス日光全路線、高速バス、コミュニティバス、深夜急行バスを除く東武バス全路線でご利用可能で、年度内まで（翌年3月31日まで）ご使用いただける学生用金額式 IC 定期券 スカイツリーシャトル上野・浅草線のバスを購入当日、何回でもご利用いただける乗車券。 大人420円 小児210円

東京都 千葉 埼玉	京成バス 京成タウンバス	H27.3.1	ICカード金額式定期券		適用路線の設定運賃区間（150～420円） で利用可能な定期券 〔適用区間〕 京成バス東京都内全線 京成タウンバス全線（三郷線を除く） 県下一部路線（南行線、環七シャトル、 四ツ木線戸ヶ崎線）
神奈川県	相鉄バス	H30.3.18	ICとくとくていき (IC型金額式定期券)		「とくとくていき」に加え6ヶ月定期等の 追加サービスを新たに導入（「ICとくと くていき」のみ）(高速バス、コミュニテ ィバスをの除く路線バス)
	江ノ電バス	R24.1	金額式IC定期券		適用運賃区間 180円～290円 設定金額290円は全線フリー (適用区間) 定期観光線、羽田空港線を除く江ノ電バ ス全路線
山梨 静岡	山梨交通	H27.12.7 (静岡：H28.12.12)	IC金額式定期券		適用路線の設定運賃区間（150～600円） で利用可能定期券【600円上限設定】
新潟	新潟交通 新潟交通観光バス	H23.4.24	りゅうと	片利用対応	ポイント制 一般路線 平日10% 土日20% 乗継割引「のり割30」 1乗車目の精算から次の乗車までに30分 以内で乗り換えの場合 2,000円（デポジット500円含む）
	頸城自動車	H30.12.1			県内高速バス路線のみ導入 15%割引
	越後交通	H30.12.1			県内高速バス路線に導入 (R3.11.30までは約15%割引、R3.12.1～約 5%割引)
	アイ・ケー・エアライアンス	R3.3.20 H30.12.1			長岡市中央環状線「くるりん」に導入 県内高速路線バスのみ導入（割引率約 15%） (※令和3年12月1日より割引率約5% へ改定)
長野	長電バス アルピコ交通	H24.10.27	KURURU（クルル）		乗り継ぎ割引（乗り継ぎ一回につき50円 引き） ポイント制（1,000ポイントで1,000円分 のチャージ可能） (交通系ICカードとの相互利用サービ スなし)
富山	富山地方鉄道	H24.3.5	ecomyca (えこまいか)		SF利用普通運賃10%割引
石川	北陸鉄道 ほくてつバス 北鉄金沢バス 加賀白山バス	H16.12.1	ICa（アイカ）		北陸鉄道グループ（一部除く）で利用で きるハウスカード。 ・プリペイド（SF）機能（1,000円単位） ・定期券機能 ・運賃利用額に応じたポイント付与あり （1%） ・SF入金時プレミア付与あり（10%） ・乗継割引あり（30分以内の乗継に限る） ・初回購入時2,000円～（デポジット500 円含む）
岐阜	岐阜乗合自動車、岐阜バスコミュニテイ 日本タクシー	H18.12.1 H18.10	ayuca（アユカ） 乗車券		金額減算式ICカード回数乗車券 ・事前入金方式（1,000円単位） ・運賃の2%をポイントとして付与し、 該当月分の累計ポイントを翌月以降の 初回利用時に10円単位で還元 ・利用額に応じたポイント付与制度有 ・他社の交通系ICカードとの共通利用 不可 ・その他、乗継 割引有
		H19.3.16	ayuca 定期		SF機能付可能
静岡	遠州鉄道	H14.3.1	ナイスバス (Nice Pass)		・鉄道、バス全線で利用可能 ・定期券機能、SF機能の両方利用可能
	しずてつジャストライン	H18.3.1	LuLuCa（ルルカ）	片利用対応	ポイント制 定期券機能、SF機能の両方利用可能 障がい者割引 一部路線（薬科線）乗継割引 全国相互利用交通系ICカード利用可能

愛知	名古屋交通局 名鉄バス 豊栄交通	H23.2.11 H29.4	manaca (マナカ)	10カード対応	乗継割引 マイレージポイント 障害者割引 デポジット500円
三重	三重交通 三交伊勢志摩交通 三重急行自動車 八風バス	H28.4.1	emica (エミカ)	片利用対応	乗継割引 ポイント制 全国交通系 IC カードの片利用可能
三重 滋賀 京都 大阪 奈良 兵庫 和歌山 その他	関西の鉄道及びバス 西日本ジェイアールバス、伊丹市交通 局、エヌシーバス、大阪空港交通、大 阪シティバス、京都市交通局、京都バス、 京阪京都バス、近鉄バス、京阪京都交通、 京阪バス、江若交通、神戸交通振興、 神戸市交通局、山陽バス、神姫グリー ンバス、神姫ゾーンバス、神姫バス、 ウエスト神姫、神鉄バス、高槻市交通 部、奈良交通、南海バス、南海ウイング バス金岡、南海ウイングバス南部、阪急 田園バス、阪急バス、阪神バス、水間 鉄道、八風バス、三重急行自動車、三 重交通、三交伊勢志摩交通、本四海峽 バス、関西空港交通 等	H29.4.17	KANSAI ONE PASS		訪日客向け関西統一交通バス (訪日外国人のお客様に限定して販売) 3,000円 (デポジット500円 + 利用限度額 2,500円) 2,000円 (デポジット500円 + 利用限度額 1,500円) チャージ上限20,000円まで
滋賀	近江鉄道	H15.4.1	バス IC カード		自社単独ハウスカード デポジット500円 入金額に応じてプレミア有り
京都 兵庫 滋賀 島根 山口	京阪京都交通 高槻市交通部 神戸市交通局 神戸交通振興 (一部路線)、神鉄バス 江若交通 京都市交通局 京都京阪バス 近鉄バス 尼崎交通事業振興 京阪バス 一畑バス 中国ジェイアールバス等	H20.3.1 H20.4.1 H20.9.1 H20.10.1 H23.11.1 H26.12.24 H27.3.1 H27.4.1 H28.3.20 H29.4.1 R3.5.29 R3.3.20	ICOCA	10カード対応	オンライン IC カードシステム・・・IC カードを利用した回数券代替制度 (ICOCA) ポイントサービス
大阪 京都 兵庫 その他	大阪シティバス、阪急バス、神姫バス 大阪空港交通 京阪バス 京阪京都交通 高槻市交通部 神戸交通振興 神戸市交通局、神鉄バス 山陽バス 水間鉄道 江若交通 南海バス 京都市交通局 京都京阪バス 西日本ジェイアールバス 近鉄バス 京都バス 尼崎交通事業振興 南海ウイングバス南部 淡路交通 等	H18.2.1 H18.10.1 H19.10.1 H20.3.1 H20.4.1 H20.9.1 H20.10.1 H21.4.1 H21.6.1 H23.11.1 H26.4.1 H26.12.24 H27.3.1 H27.3.14 H27.4.1 H27.11.1 H28.3.20 H28.4.1 R2.4.1	PiTaPa (ピタパ)	10カード対応	スルッと KANSAI 協会加盟 ICOCA を含む全国共通 IC カード利用可 能
大阪 和歌山	南海バス、南海ウイングバス南部 南海りんかんバス	H28.10.1 R2.3.14	なっち	片利用対応	デポジット (500円) 普通清算・・・1,000円チャージ毎に 120円のプレミア 時間帯・日時制限なし、乗継割引 昼割引精算・・・1,000円チャージ毎に 200円のプレミア (平日) 精算が10時～16時の間利用可能 (土日祝) 終日利用可能
大阪	高槻市交通部	H30.10.1	Tsukica		プレミア割引 (10%) 昼間割引 乗継割引 販売額1,000円～20,000円 (チャージ上限20,000円)

兵 庫	神姫バス 神姫ゾーンバス 神姫グリーンバス ウエスト神姫	H18.1.20 H18.4.1 H21.7.1 H22.10.1	NicoPa (ニコパ)	片利用対応	・定期券 ・プリペイド券 (プレミアム付き SF) 回数旅客運賃 普通 NicoPa (10% プレミア)、徳用 NicoPa (30% プレミア、利用日時制限あり) ・乗継割引 (2乗車目80円引き) ・三木市内、加古川市内完結利用で200円上限運賃適用
兵 庫	伊丹市交通局	H20.4.1	itappy (イタッピー)	片利用対応	乗継割引 (1乗車目から2乗車目が60分以内の場合、2乗車目が割引) 積み増し額に応じてプレミアム有 デポジット (500円) 定期券機能を付加 (※同時に10カード使用可能に)
		R2.3.23			
	阪神バス、阪急バス、阪急田園バス 尼崎交通事業振興	H24.4.1 H28.3.20	hanica (ハニカ)	片利用対応	8% プレミアサービス (プリペイド式) hanica 通勤定期、hanica 通学定期、 hanica スクールバス (学期定期券) お客様指定の運賃額以下の阪急バス路線であれば、自由に乗降が可能 ※定期券においてもプリペイド機能は使用可能
大 阪 兵 庫 京 都	阪急バス	H25.3.20	hanica (ハニカ) グランドバス65	片利用対応	65才以上の方を対象とした阪急バス全線が利用可能な定期券 (一部路線除く) 阪急田園バスでの利用可能
		H26.6.17	hanica 通勤定期券 hanica 通学定期券 hanica スクールバス (学期定期券)		hanica 通勤券、通学定期券 〔設定期間〕1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月 〔設定区間〕150円区間から10円単位で設定 〔有効区間〕乗車区間が券面記載の普通運賃額以下であれば、阪急バスエリアのどこでも乗降可能 hanica スクールバス 〔設定期間〕1学期、2学期、2学期プラス、3学期、学年 〔設定区間〕150円区間、160円区間、170円区間、210円区間、310円区間、510円、フリーの7種類 〔有効区間〕乗車区間が券面記載の普通運賃額以下であれば、阪急バスエリアのどこでも乗降可能
	阪神バス	H28.2.1	hanica 定期券の阪急バス・阪神バス相互利用サービス		各 hanica 定期券を阪急バス・阪神バスのどちらでも利用可能 (阪急バスの各 hanica 定期券を阪神バスの路線で、阪神バスの各 hanica 定期券を阪急バスの路線で利用可能) ※各定期券の運賃区間に限る
奈 良	奈良交通 エヌシーバス	H16.12.15	CI-CA (シーカ)	片利用対応	一部乗継割引 ICOCA、PiTaPa 等交通系カード利用可
和歌山	和歌山バス 和歌山バス那賀	R2.4.1	kinoka	片利用対応	・交通系 IC カード全国相互利用サービス：片利用対応 ・サービス内容：ポイント還元制、定期券機能、障がい者割引、デポジット500円
鳥 取	日本交通 日ノ丸自動車	H25.4.1	鳥取市循環バス電子マネーカードシステム		鳥取市循環バス (くる梨) に限り電子マネー決済が可能 ID、Edy、QUCPay、WAON に対応
岡 山	岡山電気軌道、両備ホールディングス、下津井電鉄、中鉄バス (一部路線) 宇野自動車	H18.10.1 H20.7.22 H25.3.12	Hareca (ハレカ)	片利用対応	チャージ式 IC カード乗車券及び定期券乗継割引 販売額2,000円 (内デポジット500円) プレミア額8% 利用額積算割引 誕生日割引

広島 根 山 口	広島電鉄、広島バス、広島交通、芸陽バス、鞆鉄道、備北交通、中国ジェイアールバス、エイチ・ディー西広島	H20.1.26	PASPY (バスビー)	片利用対応	記名式 (大人・子ども・障害者割引) 無記名式 初期販売額2,000円 (デポジット500円含む) 積み増し額1,000円単位 最高20,000円まで PASPY 割引 (乗車毎に運賃の最大10%を割引) 乗継割引 (定額乗継割引、直通乗継割引) 障害者割引 共通定期券制度 市内線 IC カード再乗車サービス 全国相互利用交通系 IC カード利用可能 (各種割引制度の適用なし)
	中国バス、広交観光	H21.2.14			
	フォーブル	H21.8.8			
	石見交通 (一部路線)	H22.8.2			
	瀬戸内産交、さんようバス	H24.7.1			
	井笠バスカンパニー	H25.10.1			
	なべタクシー、富士交通、野呂山タクシー、朝日交通、東和交通、呉交通、倉橋交通	H26.10.1			
	いわくにバス	H28.9.27			
	君田交通	H30.4.1			
	江田島バス	R21.3.1			
廿日市交通	R2.3.29				
ひろでんモビリティサービス	R3.2.1				
山口	サンデン交通	R3.3.6	ニモカ		SF 決済 定期券の IC カード化
香川	ことでんバス	H17.2.2	IruCa (イルカ)	片利用対応	回数割引 (フリー・シニア・スクール) 電車⇄バス乗継割引
	小豆島オーリーブバス	H23.1.11			
	大川自動車	H24.3.1			
		H26.10.1	ゴールドイルカ		高松市在住70歳以上対象 (運賃半額) 綾川町在住70歳以上対象 (運賃半額)
	H29.10.1				
	ジェイアール四国バス	H28.4.10	ですか		路線バス (大飯線)・ノーマイカーデー割引 (10% 割引) (毎月20日の県民交通安全の日) ・高齢者割引 (50% 割引) (毎月第3日曜日、65才以上) ・障害者割引 (50% 割引) 精神障害者も対象
愛媛	伊予鉄道 伊予鉄バス	H17.8.23	IC い〜カード		伊予鉄道のバス・電車及び伊予鉄タクシー他加盟店で利用できる非接触式の前払い式乗車券
高知	とさでん交通、県交北部交通	H21.1.25	IC カードですか		バス・路面電車共通 ポイント付与制 オートワンデイスサービス 各種割引 (特定日割引・乗継割引・障がい者割引)
	高知東部交通	H24.10.1			
	高知高陵交通、高知駅前観光	H28.5.10			
	ジェイアール四国バス	H28.5.24			
高知西南交通	H29.4.1				
	四万十交通	H23.10.1	IC ですかカード定期券		
福岡 佐賀	西日本鉄道、西鉄バス北九州、西鉄バス宗像、西鉄バス久留米、西鉄バス大牟田、西鉄バス二日市、西鉄バス筑豊、西鉄バス佐賀	H20.5.18	nimoca (ニモカ)	10カード対応	乗継割引 乗車ポイント対象事業者：昭和自動車、佐賀市交通局、祐徳自動車 (R4.3.31現在)
	昭和自動車	H22.2.27			
	JR 九州バス	H25.4.1			
	佐賀市交通局	H29.2.16			
	祐徳自動車	H31.3.1			
福岡	北九州市交通局	H13.9.20	ひまわりバスカード		乗継割引 プレミアム制
	西鉄バス北九州	H18.6.1	得バス		北九州都市圏路線バスが乗り放題になる定期券 市内飲食店、商業施設にて得バス提示で特典有り
長崎	長崎自動車	R1.9.16	エスタス T カード	片利用対応	発売額2,000円 (デポジット500円込) 小児・障害者割引 利用金額に応じて T ポイント付与 乗継割引 定期券 (1ヶ月・3ヶ月・昼間 (10~17時) 全線フリー) 割引定期券 (小児・学生・団体) クレジットカード機能付有 オートチャージ 定期券 web 更新 紛失時再発行可 加盟店 (タクシー・商業施設等) にて利用可
	さいかい交通				
長崎	長崎県交通局 長崎県央バス	R2.5.30	Nagasaki nimoca	10カード対応	乗継割引
	西肥自動車 させほバス	R2.6.28			
佐賀	西肥自動車				

熊 本	熊本バス 九州産交バス 産交バス 熊本都市バス 熊本電鉄バス	H27.4.1	くまモンのICカード (熊本地域振興ICカード)	片利用対応 地域内相互利用(熊本地区)	乗継割引、障がい者割引 定期券(通勤、持参入、通学) デポジット500円 ポイント制 オートチャージ設定 Web会員登録
		H27.8.31	くまモンのICカード (定期券)		
		H28.3.1	くまモンのICカード (高齢者用・障がい者用他)		SF利用、チャージ、商業系(商品の購入)
		H28.3.23	全国相互利用交通系ICカード		SF利用(車内のみ) チャージ(車内のみ)
大 分 宮 崎	日田バス 大分バス、大分交通 亀の井バス 宮崎交通	H20.5.18 H22.12.26 H23.3.20 H27.11.14	nimoca	10カード対応	乗継割引
大 分	亀の井バス	H23.3.20	平成22年度低炭素地域づくり面的対策推進事業		一般路線に導入、乗継割引、ポイント制、地域内相互利用
鹿児島	いわさきコーポレーション (鹿児島交通、種子島・屋久島交通)	H17.4.1	いわさきICカード		デポジット500円 昼間時間帯(11~15時)降車時割引 積み増し額に応じたプレミア 地域内相互利用(いわさきICカード ⇔ Rapica)
	南国交通 JR九州バス 鹿児島交通 鹿児島市交通局	H17.4.1	Rapica(ラピカ)	地域内相互利用カード(Rapica⇔いわさきICカード)	乗継割引 ポイント制 デポジット500円 10%プレミア 初回3,000円 地域内相互利用(Rapica⇔いわさきICカード)
沖 縄	琉球バス交通 沖縄バス 那覇バス 東陽バス 他1社(計5社)	H27.4	OKICA		定期券機能(1ヶ月、3ヶ月) 一日乗車券機能 障害者割引 免許返納者割引 ポイント制
	西表島交通㈱	H30.8			路線バス車内において、電子マネー(WAON、ID、nanaco、Edy)による支払いに対応

② 最近の主な営業政策的特殊乗車券(平成30年4月1日~)

イ. QRコード決済の導入状況(平成30年4月1日~)

令和3年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	導入QRコード決済サービス	導入状況
北海道	道北バス 北海道拓殖バス 十勝バス	R2.4.1	PayPay、Alipay	一部案内所で導入 旭川~帯広間で利用可能
	十勝バス	R2.3.1	PayPay	全一般路線に導入(都市間バスを除く)及び全案内所で導入
	北海道拓殖バス	R2.4.1	PayPay	当社各窓口で導入 (お客様が金額を入力するユーザーズキャン方式:スキャン支払い)
	斜里バス	R3.4.1	PayPay	路線バス(都市間バス以外)、本社ターミナルで導入
	千歳相互観光バス	R3.6.1	PayPay	一般路線運賃のみ (定期券・回数券などの購入不可)
	道南バス	① H30.11.19-H31.2.28 ② H31.4.1 ③ R2.12.21	PayPay、LINE Pay、d払い、auPay、Alipay、WeChat Pay	①一部一般路線にインバウンド向けとして車内運賃決済を導入(実証実験) ②弊社販売窓口にてQRコード決済端末の設置 ③ PayPayによる車内運賃決済を全路線を対象に導入(一部コミュニティ他除く)
青 森	青森市企業局交通部	R3.1.12	PayPay、LINE Pay、d払い、メルペイ、Alipay、WeChat Pay、auPAY、ゆうちょay、union Pay	一部の乗車券販売窓口
岩 手	東和町総合サービス公社	R3.3	PayPay	一部一般路線に導入
福 島	会津乗合自動車	H31.3.25	PayPay、LINE Pay、Alipay、WeChat Pay	一部窓口で導入(前売券、定期券、フリー券、企画乗車券に対応)

山形	山交バス	R3.7	LINE Pay、銀行 Pay、K PLUS、atone、EPOS Pay、pring、au PAY、FamiPay、メルベイ、ギフトプレモ Plus、ANA Pay、Alipay、WeChat Pay、Smart Code	一部窓口で導入。(乗車券、回数券、定期券、企画乗車券等購入可能)
茨城	大利根交通自動車	R1.6	PayPay	営業所で導入
千葉	京成バス	R2.2	Alipay、Wechat Pay	成田空港バス乗車券販売カウンターで導入済
東京	京王バス	R2.2.22	Alipay、LINE Pay、WeChat Pay、d 払い	一部一般路線に導入
神奈川 静岡	伊豆箱根バス	R2.10.1	PayPay	案内所のみで導入
山梨	富士急行 富士急バス	H30.5	WeChat Pay	河口湖駅、富士山駅、ハイランドバスターミナル、山中湖旭日丘バスターミナル
	富士急バス	R2.1	WeChat Pay 電子チケット	河口湖、西湖、鳴沢・精進湖・本栖湖周遊バス、その他対象範囲の路線バス車内にて運用 (R クーボンのみ導入)
新潟	南越後観光バス	R1.7	ウェルネット	一部一般路線に導入 1日乗車券の購入
	泉観光バス	R3.3	PayPay、d 払い	新潟市内の一部一般路線に導入
	アイ・ケアライアンス	R3.3	PayPay、d 払い	新潟市内の一部一般路線に導入
長野	上田バス	R2.10.1	(有)和見製の、「Ticket QR」アプリのインストール、利用が必須。 上記アプリに紐付け可能な決済先は、PayPay、LINE Pay、d 払い(後日対応予定)、メルベイ、WeChat Pay、アップルペイ、グーグルペイ。 その他、クレジットカードではVISA、JCB、アメリカンエキスプレス、マスター、ディスカバー、ダイナースクラブなど	一般路線「菅平高原線」を運行する全車輻に導入済み R2.10.1～R4.3.31の間、実証実験中
	長電バス	R2.11.1 R3.2.25	QRコード決済 (PayPay、ALIPAY)	長野駅前案内所、湯田中営業所で導入 一部路線 (長野志賀高原線) に導入
	アルピコ交通	R3.10.1	主な QR コード決済 (PayPay、楽天ペイ、LINE Pay、d 払い、Origami Pay、メルベイ、Alipay、WeChat Pay 等)	速バス、県内特急バス、一部観光路線バスの乗車券購入で使用可 (新潟々営業所は次年度導入予定) ・松本バスターミナル ・茅野駅前案内所 ・長野駅前総合案内所 ・白馬営業所
富山	加越能バス	R1.6.3	PayPay	一般路線、高速路線、旅行精算等案内所支払いで導入
愛知	大興タクシー	R2.10.1	PayPay	一般路線に導入
		R3.8.17	LINE Pay	
三重	三重交通	R1.6.17	Alipay、WeChat Pay	一部窓口 (名古屋地区・桑名地区) で導入
滋賀	帝産湖南交通	R3.3	PayPay	各案内所で導入
奈良	奈良交通	H30.12.10	Alipay、WeChat Pay、LINE Pay	近鉄奈良案内所、JR奈良案内所において「奈良交通フリー乗車券」および「定期観光バス」を販売
石川 京都 大阪 兵庫	西日本ジェイアールバス	H31.3.1	Alipay、WeChat Pay 等	チケットセンターに導入、一部高速線に導入
京都	京阪バス	H30.9.27	Alipay、WeChat Pay	京都駅烏丸口・八条口案内所にて導入 京都定期観光バス乗車券が購入可
		R1.11.18		京都駅八条口にて一部高速バス路線 (京都有馬線) の乗車券が購入可能となった
大阪	近鉄バス	R3.3	主な QR コード決済 (PayPay、LINE Pay、auPAY 等)	リムジン空港線の券売機に導入
	西日本ジェイアールバス	R1.8.1から順次導入	主な QR コード決済 (PayPay、LINE Pay、auPAY 等)	京都、大阪、三宮の各チケットセンターにてご利用可能
兵庫	神姫バス	R1.12.1	PayPay、d 払い、Alipay、AlipayHK、WeChat Pay、kakaopay	一部の窓口において一部高速乗車券を販売
	阪神バス	R3.4.1	PayPay	一部高速路線 (三田大阪線のうち当社運行便のみ) に導入
和歌山	龍神自動車	R2.6.1	PayPay	一般路線に導入
鳥取	日ノ丸自動車 日本交通	R2.8.1～	PayPay、LINE Pay	ループ麒麟獅子バスに導入
岡山	両備ホールディングス	R2.2.1	PayPay	一部高速路線 (岡山～津山) に導入
岡山 島根 広島 山口	中国ジェイアールバス	R2.9.1	PayPay	弊社各窓口 ひろしまめいぶるーぶ車内
広島	中国バス	R2.11.1	PayPay	一部営業所に導入 (福山・府中・尾道・甲山)

香 川	ジェイアール四国バス	R3.2	PayPay	「高速バス」高知～京阪神、松山～京阪神、徳島～大阪、徳島～神戸 運行バス車内に導入
		R3.2	QR、電子マネー決済対応機器導入	主な高速バスチケット販売窓口へ導入
	高松エクスプレス	R1.7.1	PayPay、d払い、auPAY	高速バスターミナル窓口、PayPayのみバス車内にて利用可能
徳 島	徳島バス		主なQRコード決済 (PayPay、LINE Pay、d払い、auPAY、 メルペイ、Alipay、WeChat Pay、 はま Pay)	徳島阿波おどり空港内券売機 徳島バス駅前案内所券売機 徳島バス予約センター 徳島駅前案内所 北島営業所 鴨島営業所 橋営業所
	徳島市交通局	R3.4	PayPay	一般路線
高 知	高知駅前観光	H31.4	PayPay	空港路線バスのみ導入
愛 媛	瀬戸内しまなみリーディング	R3.8.11	ウェルネット	一部高速路線に導入
	いすみ観光	R1.9.24	PayPay、d払い	空港路線に導入
福 岡	西日本鉄道	H31.2.2	Alipay、WeChat Pa	高速バス「佐賀空港～福岡線」に導入
		R3.7.10	PayPay、LINE Pay、WeChat Pay、 Alipay、d払い、メルペイ、auPAY	福岡オーブントップバス乗車券カウンターのみ

ロ. 高齢者定期券（平成30年4月1日～）

令和3年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金額
北海道	くしろバス 阿寒バス	R1.6.1	シルバー定期券65	平成21年10月1日より共通で販売していた内容の利用範囲について令和元年6月1日より改定 A区域 … 旧釧路市・釧路町 B区域 … 釧路市・音別町・阿寒町・釧路町・白糠町 C区域 … 釧路市・音別町・阿寒町・釧路町・白糠町・厚岸町・鶴居村 くしろバス及び阿寒バスが運行する路線バスで利用可能（但し、空港連絡バス、定期観光バス、都市間バスでは利用できない）	A区域 3か月 13,640円 6か月 26,000円 B区域 3か月 17,800円 6か月 33,900円 C区域 3か月 21,900円 6か月 41,800円
				山 形	庄内交通
埼 玉	国際十王交通	R2.7.1	スクラムバス	70才以上の高齢者に対し、高齢者外出支援策として、熊谷駅を発着とする一般路線バスの乗り放題定期券発売を導入	36,000円（1年間） 21,000円（半年）
	川越観光自動車	R3.7.1	プレミアムバス70	70歳以上の人を対象に、一部路線を除く川越観光自動車の路線バスが乗り放題となる定期券	36,000円（1年間） 21,000円（半年）
埼 玉 茨 城 群 馬 千 葉	朝日自動車	R2.7.1	アクティブシニアバス	満70歳以上を対象に路線バス全線（受託運行・コミュニティバスを除く）が乗り放題 熊谷市からの補助により、熊谷市在住の免許返納者は自己負担額が軽減されて購入することができる	(通常運賃) 6ヶ月 21,000円 1年 36,000円 (熊谷市内免許返納者) 6ヶ月 14,000円 1年 24,000円
岐 阜	岐阜羽鳥バス・タクシー	H28.4.1	高齢者定期券	鳥羽市内巡回バス（コミュニティバス）の高齢者利用促進	1ヶ月 1,500円 3ヶ月 4,000円 6ヶ月 6,000円
静 岡	ジーネット	R2.4.1	後期高齢者無料乗車実証実験	掛川市自主運行バス「掛川大須賀線」において「後期高齢者医療保険者証」を提示する事で無料乗車とする	1乗車 ¥600 →無料

滋賀	近江鉄道 湖国バス		小判手形	定期購入者は1乗車100円にて乗車 65歳以上	1ヶ月 2,000円 3ヶ月 5,000円 6ヶ月 9,000円
大阪	高槻市 交通部	R3.4.1	高齢者割引乗車券	市内在住の70歳から74歳までの方が1乗車100円で市営バスを利用出来る制度(経過措置有り)	1乗車 100円
奈良	奈良交通 エヌシーバス	R1.6.1	奈良交通ゴールドバス	65歳以上の方を対象として、奈良交通およびエヌシーバス全路線(高速バス等一部路線を除く)を1乗車半額で乗車可能これまで発売していた「ゴールド倶楽部定期券」を1乗車100円(近鉄大阪線以南は半額)から全路線1乗車半額に変更したうえでICカード化	3ヶ月 5,500円 6ヶ月 8,500円
山口	サンデン交通	R3.3.6	ロングライフバス	ICカード導入に伴い6ヶ月券を導入	28,300円
	船木鉄道	R2.4.1	せんとつシルバーバス70	満70才以上の方を対象に料金均一路線を除く全路線を乗り放題とする	1ヶ月 5,000円 3ヶ月 11,000円 6ヶ月 19,000円
長崎	五島自動車	H30.4.1	高齢者フリーバス	満65才以上の方を対象に券種ごとに指定されたバス路線の一般路線バス全線を乗り放題とする	(全線) 1ヶ月:5,000円 2ヶ月:9,500円、3ヶ月:14,200円 (3エリア) 1ヶ月:4,000円 2ヶ月:7,600円、3ヶ月:11,400円 (2エリア) 1ヶ月:3,000円 2ヶ月:5,700円、3ヶ月:8,500円 (1エリア) 1ヶ月:2,000円 2ヶ月:3,800円、3ヶ月:5,700円
鹿児島	南国交通	R2.4.1	シニア定期券	65歳以上を対象としたお得な通勤定期券	通学定期券と同額

ハ. 営業政策乗車券 (平成30年4月1日～)

令和3年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
北海道	北海道拓殖バス 阿寒バス	H30.10.28	スイーツライナー& 阿寒バス路線セット券	「たんちょう釧路空港」にて乗継が可能である、拓殖バス運行の【スイーツライナー号】(帯広駅～たんちょう釧路空港)と、阿寒バス運行の【釧路空港連絡バス】【阿寒エアポートライナー】【阿寒線】(たんちょう釧路空港～釧路市街地・阿寒湖温泉)間の乗継割引乗車券を発売	大人:6,400円 学生:5,800円 ※子供は大人の半額
	北海道拓殖バス 他道内各社	H31.3.1	Hokkaido Budget Bus Pass	訪日外国人向けの道央・道南地区のバス路線が乗り放題「Inter City Bus Pass」の利用対象路線を大幅に拡大した、道内各社の都市間バスを含む一般路線が乗り放題となるバスに参画(現在はコロナウイルスの影響に伴い販売中止)	3 day:11,000円 5 day:17,000円 ※子供半額
	北海道拓殖バス おびうん観光 北都交通	R2.9.1	スイーツライナー& とちかちかマイルライ ナー周遊セット券	帯広～釧路空港間都市間バス「スイーツライナー」(拓殖バス)と、帯広～新千歳空港間都市間バス「とちかちかマイルライナー」(おびうん・北都)のそれぞれの片道券を割引価格でセット販売	★帯広～釧路市街地 大人:3,300円 学生:3,000円 ★帯広～阿寒湖温泉 大人:4,250円 学生:3,950円 ★本別～釧路市街地 大人:2,550円 学生:2,370円 ★本別～阿寒湖温泉間 大人:3,500円 学生:3,320円
	北海道拓殖バス	R2.9.19～12.6	「蜷川実花展」バス バック	帯広美術館で開催の「蜷川実花展入場券」と当社バス「帯広駅バスターミナル～緑ヶ丘6丁目(美術館入口)間の往復乗車券」をセット販売	大人 1,400円
沿岸バス		R3.5.1～ R4.4.30	絶景領域・萌えっ子 フリーきっぷ第13 シーズン	北海道北部 留萌・宗谷管内の指定路線バスが1日又は2日間乗り放題	2,500円～3,500円
		R2.10.1～ R4.3.31	ぐるっと北海道割	札幌～留萌・宗谷管内の都市間バス乗車券を3割引で販売(札幌～留萌など全19券種)	3,600～15,700円
北海道北見バス		R2.4.1	北見バスフリーバス チケット	都市間バス、各スクールバスを除く北海道北見バス運行全路線乗り放題	1日券:2,000円

北海道	士別軌道	R24.1	敬老バス市内循環線1日乗車券	士別市に敬老バス登録を行っている70歳以上の高齢者を対象に、市内循環2路線の1日乗り放題の取扱いを令和2年度から開始。正規運賃は、敬老バスの場合1乗車100円(税込)なので、1日に2回以上乗車する場合に割安になる	一般180円で販売し、市からの助成190円、当社収入370円。福祉90円で販売し、市からの助成100円。当社収入190円。 *いずれも税込
青森	八戸市交通部	R28.6	プレミアムセット回数券	1,000円分回数券(100円×6枚、50円×6枚、20円×5枚) 10,000冊の限定販売 南部バス・十和田観光電鉄と共通利用可能(払戻し不可) 令和2年12月7日に5,000冊を同内容で追加販売	500円
宮城	仙台市交通局	R22.1～ R24.7	中学3年生卒業おめでとうきっぷ	市内中学校3年生を対象に、仙台圏内の仙台市営バス、仙台市営地下鉄が利用できる一日乗車券	無料
	東北急行バス		カレンダー割引	営業割引	3,100～7,000円
	愛子観光バス	R110.1	錦ヶ丘～仙台駅前線	区間ごと8区間の2枚お得な回数券(630円×12枚=7560円→6300円、他・7区間各種12枚)	6,300円、5,300円、4,700円、4,200円、3,700円、3,100円、1,900円、1,500円
	仙塩交通	R24.1	運転免許証自主返納の促進	多賀城市では、令和2年4月1日から、「運転免許証自主返納の促進」に係る市独自の支援策として、運転免許証を返納した65歳以上の方のバス運賃を運転経歴証明書の交付日から1年間無料	無料
山形	山交バス	R26	仙台リナバスセット券	仙台市内在住の学生を対象に土日限定で高速バス往復乗車券とリナワールドの1日フリーバスをセット販売	大人 4,900円
		R29	山交バス・山形鉄道セット券	山交バス「山形～荒砥・長井線」間の往復乗車券と山形鉄道1日フリー乗車券、道の駅「川のみなと長井」でのお買物券をセット販売	大人 3,100円
茨城	茨城交通	H30.4.1	国営ひたち海浜公園入園券付き勝田駅～海浜公園1日フリーきっぷ	利用日に限り国営ひたち海浜公園入園券と指定区間を何回でも利用可能な路線バス乗車券のセット券	大人 1,080円 シルバー 1,000円
	関東鉄道 関鉄グリーンバス 関鉄パープルバス 関鉄観光バス	H30.4	IC一日乗車券	土日に限り、IC一日乗車券を購入すると関鉄グループのバス路線(高速バス除く)にフリーで乗れる	大人 710円 子供 360円
栃木	日光交通	H31.1.16	鬼怒川・江戸村～湯西川2日間フリーバス	湯西川温泉・鬼怒川温泉・日光江戸村周辺区間を2日間有効で乗降できるフリー乗車券	大人 2,800円 小人 1,400円
			平家の里・水の郷2日間フリーバス	湯西川温泉～水の郷観光センター前の区間を2日間有効で乗降できるフリー乗車券	大人 500円 小人 250円
	東武バス日光		湯元温泉フリーバス	JR日光駅・東武日光駅～湯元温泉間が購入日から2日間、何回でも乗り降り自由な乗車券	大人 3,300円 小児 1,650円
			中禅寺温泉フリーバス	JR日光駅・東武日光駅～中禅寺温泉間が購入日から2日間、何回でも乗り降り自由な乗車券	大人 2,200円 小児 1,100円
			霧降高原フリーバス	JR日光駅・東武日光駅～霧降高原間が購入日から2日間、何回でも乗り降り自由な乗車券	大人 1,200円 小児 600円
			霧降の滝フリーバス	JR日光駅・東武日光駅～霧降の滝間が購入日当日、何回でも乗り降り自由な乗車券	大人 600円 小児 300円
			世界遺産めぐり手形	世界遺産めぐり循環バスのコース内および、JR日光駅～東武日光駅～西参道入口～蓮華石間が購入日当日、何回でも乗り降り自由な乗車券	大人 600円 小児 300円

埼玉	西武バス	R3.7.29～R4.3.31	Meets!HANNOPass2	飯能市における観光型MaaS実証実験	飯能駅北口～メッツァ (大200円、小100円) 飯能駅南口～美杉台小学校 (大180円、小90円)
	川越観光自動車	R3.7.1	プレミアムバス70	70歳以上の方を対象に、一部路線を除く川越観光自動車の路線バスが乗り放題となる定期券	36,000円(1年) 21,000円(半年)
	東武バスウエスト	R3.1.1	小江戸川越一日乗車券	川越市の特定の区間を購入日当日、何回でもご利用いただける乗車券	大人 400円、小児 200円
千葉	日東交通	H30.7.23	アクシーチケット	アクシー号往復乗車券と鴨川シーワールド入園券のセット	大人 5,800円 中学生 5,000円 小人 3,100円
		H30.7.23	カピナーチケット	カピナー号往復乗車券と鴨川シーワールド入園券のセット	大人 5,050円 中学生 4,250円 小人 2,730円
		H31.3.1	シーバレーチケット	シーバレー号往復乗車券と鴨川シーワールド入園券のセット	大人 6,050円 中学生 5,250円 小人 3,230円
東京 千葉 神奈川 埼玉	東京都交通局、東急バス、京王電鉄バス、関東バス、西武バス、国際興業、小田急バス、京浜急行バス、京成バス、東武バスセントラル、日立自動車交通、京王バス、東急トランセ、京成タウンバス、京王バス、横浜市交通局、神奈川中央交通、川崎市交通局、相鉄バス、神奈川中央交通西、神奈川中央交通東、阪東自動車、東京ベイシティ交通、成田空港交通、千葉海浜交通、ちばシティバス、東武バスウエスト、茨城急行自動車、川越観光自動車、朝日自動車、西武観光バス、国際十王交通 等	H30.4.1	Greter Tokyo Pass (GTP)	対象事業者のフリーエリアの鉄道・軌道、一般バス路線を三日間自由に乗り降りできる乗車券	大人 7,200円 小児 3,600円
千葉 東京	京成バス	R3.7.1	龍宮城スパ・ホテル三日月 高速バスセット券	「東雲車庫・東京駅～「龍宮城スパ・ホテル三日月」・木更津駅西口」の高速バス乗車券と龍宮城スパ・ホテル三日月クーポン券 1,500円分(小児：750円分)をセットにした企画乗車券	大人(中学生以上) 往復 3,600円/片道 2,500円 小児 往復 1,800円/片道 1,250円
東京	東武バスセントラル	H30.10.1	台東・墨田東京下町周遊きっぷ	浅草駅～北千住・押上駅間ならびに亀戸線のほか、東武バスセントラルが運行する「スカイツリーシャトル®上野・浅草線」、台東区循環バス、墨田区循環バスが乗り放題	1日券：500円 2日券：700円
	東急トランセ	H30.4.27	東急線・東急バス1日乗り放題バス	東急線全線と東急バス(一部路線を除く)が1日乗り放題となる乗車券	大人 1,000円 小児 500円
		H31.3.1	シーバレーチケット	シーバレー号(二子玉川・渋谷・鴨川シーワールド間)の往復乗車券と鴨川シーワールド入場券をセットにした企画乗車券	大人 6,050円 中学生 5,250円 小児 3,230円
	京成バス	R2.10.1	IC1日乗車券(東京BRT)	東京BRT全線が1日乗り放題となる乗車券	大人 500円 小児 250円
	東急バス	H30.4.27	東急線・東急バス1日乗り放題バス	東急線全線と東急バス(一部路線を除く)が1日乗り放題となる乗車券	大人 1,000円 小児 500円
	立川バス	H30.8.18	①往復割引 ②箱根フリーバスセット券	①立川～御殿場間 片道2,200円を往復乗車券を設定 ②立川～御殿場往復乗車券と箱根フリーバス2日間券をセット券で販売	①大人 4,000円 小児 2,000円 ②大人 9,000円 小児 3,000円
東京空港交通	R2.10.23	羽田Webちょこっと割 with ファミ割	当社Webサイトにてご予約から決済までを行っていただく場合に限り、対象区間を割引運賃で販売	【羽田Webちょこっと割】 対象区間の大人普通料金より100円引き(小児は普通運賃の50円引き) 【ファミ割】 大人料金の家族に同伴する子供(小学生以下)の料金が人数関係なく1人あたり100円	
東京 神奈川	小田急バス	R2.4.1	通学年度定期券(IC全線定期券)	有効期間：4月1日から翌3月31日 発売期間：3月18日から5月31日 ※6月1日以降は発売いたしません 購入日に関わらず運賃は一律です	大人(中学生以上) 65,000円 小児(小学生以下) 23,000円
	神奈川中央交通	R3.9.1	金額式IC定期券	設定運賃(10円単位)以内の区間であれば、どの区間でもご利用いただけるIC定期乗車券	参考 通勤(220円区間) 1ヶ月 9,820円 3ヶ月 27,990円 6ヶ月 53,030円

山 梨	富士バス	H30.10	富士吉田・忍野・山中湖周遊バスフリークーポン	対象路線：ふじっ湖号、その他対象範囲の路線バス	1,500円
長 野	信南交通	H31.4.1	マタニティ割引	出産前の妊婦が対象 母子手帳提示で運賃半額	片道運賃の半額
新 潟	新潟交通佐渡	H30.9	学生ワイドフリー券	佐渡市在住の中学生、高校生、専門学校生が1ヶ月路線バス乗り放題	12,000円
		R34.1	モバイル佐渡 1-2-3day バス	スマートフォンで購入、チケット画面提示で最高3日間、路線バスが乗り放題	1 day バス 1,500円 2 day バス 2,500円 3 day バス 3,000円 ※小学生は半額
石 川	北陸鉄道	R24.1	金沢市内1日フリー乗車券	指定エリア内（金沢市内中心部250円エリア内）において、路線バス、城下まち金沢周遊バス、コミュニティバス（ふらっとバス）が1日乗り放題。（特急、急行バス、高速乗合バス、定期観光バス等は除く）	おとな：600円 こども：300円
岐 阜	岐阜乗合自動車	H30.8.20	湯けむり1日帰り温泉きっぷ	路線バス往復乗車券と温泉入浴券がセットになった乗車券 ・武芸川温泉、上之保温泉	大人 2,000円 小人 1,100円
		H30.7.1	中部国際空港・名鉄名古屋～名鉄岐阜～郡上八幡乗継きっぷ	名古屋鉄道の乗車券と岐阜乗合自動車のバス乗車券がセットになった乗車券 名古屋鉄道「中部国際空港駅または名鉄名古屋駅～名鉄岐阜」 岐阜乗合「名鉄岐阜～郡上八幡城下町プラザ」	中部国際空港駅発着： 大人 2,710円 小人 1,360円 名鉄名古屋駅発着： 大人 1,920円 小人 970円
	日本タクシー	R29	全地区共通1日 乗車券	市内19路線のコミバス1日乗車券	大人 200円 小人 100円
静 岡	東海バス	H31.3.25	いとうスクールバス	伊東市内の全線（一部路線除く）が乗り放題になる通学定期券	1ヶ月券 8,280円 3ヶ月券 23,600円 6ヶ月券 31,460円 1年券 74,520円
	伊豆箱根バス 伊豆箱根鉄道 東海自動車 伊豆急行	H31.4.1	デジタルフリーバス Izuko ワイド	購入日（当日含む）より2日間、有効範囲乗り降り自由（一部片道のみの有効）	大人4,300円 小人2,150円
	ジーネット	R24.1	後期高齢者無料乗車実証実験	掛川市自主運行バス「掛川大須賀線」において「後期高齢者医療保険者証」を提示する事で無料乗車とする	1乗車600円→無料
静 岡 神奈川	伊豆箱根バス 伊豆箱根鉄道	H30.9.1	Daiyuzan Line Tengu 1day-Pass	伊豆箱根鉄道大雄山線と伊豆箱根バス指定区間が当日限り乗り放題（インバウンド旅客専用）	大人 1,000円 小児 500円
三 重	三重交通	H30.2.1～	なごや満喫きっぷ	名古屋上野高速バス・名古屋南紀高速バス往復乗車券と名古屋（大須）食べ歩きクーポンをセット販売	伊賀上野発 3,500円 尾鷲発 5,900円 熊野発 6,900円 新宮発 7,900円
		H30.10.1	湯の山温泉 1DAY フリーきっぷ	アクアイグニス～近鉄湯の山温泉～御在所ロープウェイ間が乗り放題	大人 700円 小児 350円
		H31.1.19	伊賀忍者ライナー きっぷ	名鉄バスセンター上野市間 高速バス（片道 or 往復）乗車券及び伊賀流忍者博物館入館券、だんじり会館入館券、ノベルティ進呈セット販売	往復版 4,600円 片道版 3,000円
		R1.6.1～	セントレア まる得きっぷ	桑名・四日市から中部国際空港までのバス往復乗車券とセントレア内食事券をセット販売	大人 3,800円 小児 2,100円
大 阪	大阪シティバス	R33.1	モバイルチケット バス1日乗車券	大阪シティバスの一般路線バス全線（一部路線除く）が利用できる1日乗車券。スマートフォンで購入できるモバイルチケット ご利用時はチケット画面を運転士に呈示する 最大大人5人、小児5人まで同時利用可能。ただし小児単独での利用はできない	大人 500円 小児 100円
		R34.1	モバイルチケット バス回数券	11枚つづりのバス回数券 スマートフォンで購入できるモバイルチケット。ご利用時はチケット画面を運転士に呈示する	2,000円

大 阪	高槻市 交通部	H30.4.1	こうのとりのバス	妊婦とその同伴者の運賃を1乗車につき、全線100円とする制度	1乗車100円	
		R36.1	おでかけバス 「U-12」「U-15」	小中学生を対象に夏、冬、春休み期間中が全線乗り放題となる企画乗車券 バス1枚につき、1人利用	「U-12」小学生 1,500円 「U-15」中学生 3,000円	
兵 庫	山陽バス	H30.4.1	垂水・舞子1 day チケット（三宮版）	山陽バス垂水地区と山陽電車・阪神電車等（西舞子駅～阪神神戸三宮駅・阪急神戸三宮駅・湊川駅）が一日乗り放題 須磨浦山上遊園 B コース（ロープウェイ・カーレーターの往復、回転展望台）が有効区間に追加	900円	
			垂水・舞子1 day チケット（阪神版）	山陽バス垂水地区と山陽電車・阪神電車等（西舞子駅～阪神梅田駅・大阪難波駅）が一日乗り放題	1,450円	
			垂水・明石1 day チケット	山陽バス垂水地区と山陽電車（山陽垂水駅～山陽明石駅）が一日乗り放題	650円	
			垂水・姫路1 day チケット	山陽バス垂水地区と山陽電車（山陽垂水駅～山陽姫路駅）が一日乗り放題	1,400円	
	神姫バス		姫路セントラルパーク セット券	姫路セントラルパーク入園料と往復バス乗車券がセット ①路線バス+入場券+アトラクションフリーバスセット ②路線バス+入場券セット	①おとな 7,000円 ②おとな 4,250円 学割・小児あり	
			書写山ロープウェイ セット券	バス往復の乗車券（姫路駅～書写山ロープウェイ）と書写山ロープウェイ乗車券がセット	おとな 1,420円 こども 710円	
			姫路城ループバス1 日乗車券	姫路城ループバスと路線バス（姫路駅～姫山公園北）が1日中乗り放題。お城や周辺施設の入場料も割引となる	おとな 400円 こども 200円	
			城下町散策1 day フ リーきっぷ	姫路駅前から210円区間が1日乗り放題	おとな 600円	
			姫路観光周遊ワイド フリーきっぷ（1日 券・2日券）	姫路駅前から概ね600円区間が乗り放題	1日券 おとな 1,300円 こども 650円 おとな 1,800円 こども 900円	
	ウエスト神姫		宍粟市（しーたんバ ス）1日乗車券	宍粟市内路線バスが1日乗り放題	おとな 500円 こども 250円	
	神姫バス 淡路交通		淡路ワールドパーク ONOKORO 入園セッ ト券	バス往復乗車券（神戸三宮～ワールドパークおのころ）と入園料（淡路ワールドパーク ONOKORO）のセット	おとな 3,400円 こども 1,700円	
	京 都	京都市交通局	R33.20	バス（市バス・京都 バス・西日本ジェイ アールバス）・嵐電一 日券	市バス・京都バス・西日本ジェイアールバスの均一区間及び嵐電（京福電車）が一日乗り放題	大人 1,100円
			R33.20	バス一日券	市バス・京都バス・西日本ジェイアールバスの均一区間が一日乗り放題	大人 600円 小児 300円
R33.20			地下鉄・バス一日（二 日）券	市バス・地下鉄の全線、京都バス（一部路線を除く）、京阪バス（一部路線を除く）、西日本ジェイアールバス（一部路線を除く）が一日（二日）乗り放題	一日券 大人 900円 小児 450円 二日券 大人 1,700円 小児 850円	
R34.1			京都修学旅行1 day チケット	市バス・地下鉄の全線、京都バス（一部路線を除く）、京阪バス（一部路線を除く）、西日本ジェイアールバス（一部路線を除く）が一日乗り放題	大人700円	
R34.1			京都修学旅行1 day チケット【京阪電車 拡大版】	市バス・地下鉄の全線、京都バス（一部路線を除く）、京阪バス（一部路線を除く）、西日本ジェイアールバス（一部路線を除く）、京阪電車（一部路線）が一日乗り放題	大人1,000円	
京阪バス		H31.4.1	京阪七条京都駅循環 乗継割引券	京阪電鉄七条駅の改札やザ・サウザンドキョウト、京都センチュリーホテル、ホテルエミオン京都で鉄道やホテル利用者に乗継割引券を配布し、230円の運賃が乗継割引券を持参されたお客様については、現金のみ100円で取り扱う	大人・小児ともに現金のみ 100円	
京都京阪バス		H31.4.6	一日乗車券	「宇治茶の郷周遊木っぶ」 京都京都バスの全線（一部路線を除く）が一日乗り放題	大人1日券 1,300円	

京 都	京阪京都交通	R2.1.11	光秀公のまち 亀岡一日乗車券	亀岡市内版 ※亀岡市内の路線バス区間 南丹拡大版 ※亀岡市内・南丹市・丹波篠山市内の路線バス区間	亀岡市内版 1,000円 南丹拡大版 1,200円
	丹後海陸交通㈱ 京都丹後鉄道	H31.4.1	海の京都 天橋立・ 伊根フリーバス 1 day	・路線バス（宮津駅～伊根区間）、天橋 立観光船、伊根湾めぐり遊覧船、天橋 立ケーブルカー・リフト及び京都丹後 鉄道（普通列車、快速列車、特急列車 自由席）が利用できる乗車券 ・成相寺登山バス、レンタサイクルの割 引特典あり	有効期間：1日間 大人：3,500円 小児：1,750円
			海の京都 天橋立・ 伊根フリーバス 2 day		有効期間：2日間 大人：4,500円 小児：2,250円
鳥 取 広 島	日ノ丸自動車 日本交通 広島電鉄	R3.4.1～ R4.3.31	訪日外国人	広島～米子線を利用する訪日外国人観光 客を対象乗車券購入時に外国籍のパス ポートを提示	片道 広島～米子線 2,000円
島 根	松江交通局	H30.4.1	日帰り路線バスバ ック	連続した2日間、市営バス全便が乗り放 題となる乗車券と市内観光施設をめぐる ことができる企画乗車券	大人：1,700円～3,500円 小人：900円～3,500円
島 根 広 島	広島電鉄 中国ジェイアールバス 石見交通	R2.4.1	広島浜田線ワンコ インバス	広島～浜田線を利用する外国人（国内在 住の外国人を含む）に限り、日本国籍以 外のパスポートまたは在留カードの提示 で片道運賃を500円とするもの	500円（大人・小児共通）
広 島	広島電鉄 広島バス 広島交通 芸陽バス 中国ジェイアールバス エイチ・ディー西広島	R2.3.10	広島たびバス （英名） Visit Hiroshima Tourist Pass	広島市内の路線バス、広島電鉄路面電車 全線、船舶（宮島航路）で利用できる周 遊乗車券	1 Day バス：1,000円、2 Day バス：1,500 円、3 Day バス：2,000円
	芸陽バス	R3.3.8	竹原わくわく乗車券	広島県の公共交通需要喚起補助金事業を 活用した、バス乗車券と竹原市内共通商 品券のセット券	2,500円
		R3.3.6	ジ アウトレット広島 ハビネス乗車券	広島県の公共交通需要喚起補助金事業を 活用した、バス乗車券とジ アウトレッ ト広島お買物券のセット券	2,500円
	江田島バス	R2.11.1	江田島24時間バス	江田島バスの全路線が24時間乗り放題の デジタルチケット	大人 800円 小児 400円
広 島 島 根	広島電鉄 中国ジェイアールバス 石見交通	R2.4.1	広島浜田線ワンコ インバス	広島～浜田線を利用する外国人（国内在 住の外国人を含む）に限り、日本国籍以 外のパスポートまたは在留カードの提示 で片道運賃を500円とするもの	500円（大人・小児共通）
山 口	サンデン交通	R3.3.6	一般フリー定期	一般の人（どなたでも利用可能）のフリー 定期 エリアごとに料金設定	エリア A 1ヶ月 14,000円 3か月 40,000円 6ヶ月 75,600円
	防長交通	H29.10.1	山口市内のる得き っぷ	山口市内の一般路線バス全線乗り放題 （高速バス及び山口コミュニティバスを 除く）	1冊 3,000円（10枚綴り）
		H30.7.30	山口市内のる得き っぷ Light		1冊 1,000円（3枚綴り）
船木鉄道	R2.4.1	公共交通活用フリー バス	学生証を提示した山口東京理科大学生を 対象に料金均一路線を除く全路線を乗り 放題とする	無料	
愛 媛	伊予鉄道 伊予鉄バス	H31.3.1	ALL IYOTETSU 1～4 Day Pass	伊予鉄道の電車 伊予鉄バスの路線バス全線を利用できる 乗車券	1日 1,800円 2日 2,800円 3日 3,700円 4日 4,500円
高 知	高知高陵交通	R1.10.1	バス・路面電車一日 乗車券	須崎市～土佐市及び、ときでん交通の路 線バス（一部除く）と路面電車（市内均 一区間）が一日乗り放題 ※施設割引特典・複数枚購入割引有り	大人 2,000円 小人 1,000円
	高知西南交通	R2.3.1	SHIMANTO ASHIZURI Bus Pass	訪日外国人観光客を対象とした当社路線 バス・定期観光バス 連続3日間乗り放 題	3,000円
		R2.11.27	高知プレミアム交通 Pass	高知県内 中央・西部エリアの鉄道・バ ス・路面電車に連続3日間乗り放題	Web チケット 12,000円 紙チケット 12,500円 （※小人は半額）

徳島	徳島市交通局 徳島バス	H30.7.1	TOKUSHIMA BUS PASS	訪日外国人観光客を対象とした路線バス 2日間乗り放題の乗車券	大人 1,500円 小児 750円
	徳島バス	R3.7.1 R2.4.1	スマホ一日乗車券 スマホ定期券	徳島バス、徳島市交通局の路線バス全線 1日乗り放題 徳島市内均一区間を対象にお客様自身が スマホで定期券を購入できる	1,000円(1日) 8,190円(1ヶ月)
徳島 兵庫	徳島バス、阪神バス、神姫バス、山陽 バス	R2.9.1	姫路明石めぐりん きっぷ	高速バス乗車券と山陽電鉄「三宮・姫路 1day チケット」がセットになった切符	往復運賃+100円
徳島 京都	徳島バス、京阪バス、西日本JRバス、 JR 四国バス	R3.7.7	バス旅おトクきっぷ	京都～高速鳴門までの往復乗車券と大塚 国際美術館の入館券引換証のセット券	大人：10,000円 小児：3,900円
徳島 大阪 兵庫	徳島バス、南海バス、阪神バス、阪急 バス、神姫バス、山陽バス	R3.10.1	大塚国際美術館入館 券引換証付き高速バ ス乗車券	大阪・神戸～高速鳴門までの往復乗車券 と大塚国際美術館の入館券引換証のセッ ト券	大阪線 大人：8,740円 小児：3,270円 神戸線 大人：8,020円 小児：2,910円
徳島 高知	徳島バス、高知東部交通	R2.3.14	阿南大阪線リレーバ ス	室戸～生見まで路線バス、生見～大阪・ 神戸まで高速バスの乗り継いで乗車でき るセット券	6,000円(大阪) 5,100円(高速舞子) 小児・身体障がい者半額
	徳島バス、JR 四国バス、とさでん交通	R3.9.1	ぶらっとバス旅チヨ イス	高速バス高知線の往復乗車券と、ひろめ 市場又は四国キヨスクで使えるクーポン (2,000円分)のセット券	大人：7,000円
福岡	西日本鉄道	H30.11.1	福岡市内フリー (6時間券)	福岡市内の一般路線バス全線が6時間乗 り放題になる乗車券 (アプリダウンロード、クレジット決済)	大人：600円 小人：300円
		H30.11.1	福岡市内フリー (24時間券)	福岡市内の一般路線バス全線が24時間乗 り放題になる乗車券 (アプリダウンロード、クレジット決済)	大人：900円 小人：450円
		R2.4.1	FUKUOKA 体験バ スチケット	福岡市内1日フリー乗車券または福岡市 内+太宰府ライナー1日フリー乗車券と プログラム体験チケット(グルメ、物づ くり、エンターテインメントなどを通常 よりお得な価格で体験できるチケット) のセット	福岡市内1日フリー乗車券とのセット 1,000円(500円)+550円×プログラム体 験チケット枚数 福岡市内+太宰府ライナー1日フリー乗 車券とのセット 1,600円(800円)+550円×プログラム体 験チケット枚数 ※カココ内は小人価格
		R3.3.19	福岡市内+太宰府ラ イナーバス「旅人」 フリー (24時間券)	福岡市内の一般路線バス全線および太宰 府ライナーバス「旅人」が24時間乗り放 題になる乗車券	大人：1,500円 小人：750円
	西鉄バス北九州	R1.11.28	北九州エリア24時間 /48時間フリー乗車券 (電子券)	北九州市、および周辺地区(行橋市、中 間市、苅田町、およびイオンモール直方) の西鉄グループのバス乗り放題になる乗 車券(アプリダウンロード、クレジット 決済)	【24時間】 大人：800円 小児：400円 【48時間】 大人：1,500円 小児：750円
R3.11.1		北九州いっできまあ 〜すチケット(電子 券)	北九州市、および周辺地区(行橋市、中 間市、苅田町、およびイオンモール直方) の西鉄グループのバスと JR九州(鹿児島本線)の西小倉～門司 港駅間乗り放題になる乗車券		
佐賀	佐賀市交通局	H30.4.1	ノりのりワイド	中高生限定乗り放題定期券	1か月 3,500円 6か月 10,000円 1年 18,000円
			昼のりワイド	昼間帯(9-16時)限定乗り放題定期券	
長崎	長崎自動車	R2.4.6	長崎バス by すぐの れ〜る	現行の紙式の日乗車券のスマホ版指定 利用区間内であれば、一日に何度でも乗 り降りできる乗車券 (アプリダウンロード、クレジット決済)	大人 500円 小学生以下 250円
			長崎市内観光一日乗 車券	当社が指定する利用区間内であれば、一 日に何度でも乗り降りできる乗車券	大人500円 小人250円
	五島自動車	H30.4.1	①1日フリーバス(堂 崎) ②1日フリーバス(水 の浦) ③1日フリーバス(堂 崎・水の浦) ④乗合バス往復乗車 券(富江キャンプ 村)	①福江港から堂崎天主堂までの利用限定 400円(200円) ②福江港から水の浦教会までの利用限定 700円(350円) ③福江港から堂崎天主堂、水の浦教会ま で利用限定 800円(400円) ④福江港から富江キャンプ村までの往復 利用乗車券(利用日は記入式)	1,000円(500円)

長崎	西肥自動車 させほバス	H31.3.24	西肥バス一日乗車券	土曜・日曜・祝日限定で、西肥バス（福岡・長崎の各高速バス、大野地区まめバスを除く）・させほバスの佐世保市中心部エリアが1日に何度でも乗り降りできる乗車券	大人 800円 小人 400円
	高原鉄道	H31.3.23	高原半島周遊バス（1 day、2 days）	土・日・祝に限り大人を対象にしたバス・鉄道・フェリーのフリー乗車券（高速バス路線を除く）	1 day：2,000円 2 days：3,000円
		H31.3.23	しまてつスキっぷ	小中高校生を対象に土・日・祝、又は春・夏・冬休み期間中に限り、バス・鉄道・フェリーの一日フリー乗車券（高速バス路線を除く）	1,000円
		H31.3.23	雲仙・島原フリーバス（1 day、2 days）	外国人旅行者を対象に通年利用可能なバス・鉄道・フェリーのフリー乗車券（高速バス路線を除く）	1 day：大人2,500円、小人1,250円 2 days：大人3,500円、小人1,750円
大分	亀の井バス	R1.6.13	別府地獄スキっぷ	高速バス 福岡～別府線往復乗車券、定期観光バス「別府地獄めぐり」コース乗車券セットした割引乗車券	7,900円
		R1.6.13～R1.6.13～ （4月～11月間の土日祝日）	九重夢大吊橋 スキっぷ	高速バス福岡～湯布院線往復乗車券、湯布院～九重夢大吊橋間往復乗車券、九重夢大吊橋入場セット割引した乗車券	6,600円
	日田バス	R3.7.1	スマートフォン専用 4枚回数乗車券	高速バス 日田～福岡線における、スマートフォンアプリケーションを活用した回数乗車券	福岡～日田 6,080円 福岡～杷木 4,600円 福岡～朝倉 4,120円 福岡～甘木 3,560円
鹿児島	JR九州バス	H30.6.1	休日学生4枚スキっぷ	北薩千に利用できる学生限定4枚スキっぷ	4,000円
沖縄	那覇バス		市内線一日乗車券	那覇バスの市内区間の1日乗車券	690円

二. 運転免許証返納者割引（平成30年4月1日～）

令和3年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
北海道	千歳相互観光バス	R1.10.1	高齢者運転免許自主返納サポート制度事業	千歳市在住の75歳以上の方で、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を取得している方	100円券×100枚使用期限なし
	北海道中央バス	R1.10.1	高齢者運転免許自主返納サポート制度	千歳市在住の75歳以上の方で、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を取得している方を対象に、路線バス利用補助券を交付	100円券×100枚、使用期限なし
		R3.5.6	運転免許自主返納者バス等利用支援事業	北広島市在住の65歳以上の方で、運転免許証の自主返納した方に対して、20,000円相当の助成券を交付	100円券×100枚×2冊
宮城	ミヤコーバス	H31.4.1	大崎市・加美町 代替バス運転免許自主返納支援事業	大崎市・加美町内に住民登録をしている65歳以上で運転免許証の自主返納をした方を対象に1年間有効の「代替バス割引乗車証」を交付（1回限り）	乗車運賃を半額とする。 ※10円未満の端数は、10円単位に四捨五入する
	仙北富士交通	H31.4.1	乗車券	該当者に、発行日から1年間有効の48枚綴り乗車券を配布	100円 / 1乗車
秋田	羽後交通	H30.4.1	ゴールドフリー定期券 (65歳以上を年齢制限なしに変更)	免許返納者（経歴証明書提示）は年齢制限なし当社バスなどの路線も乗り放題（高速バス、観光路線は除く）	1ヶ月 10,000円 3ヶ月 21,000円 6ヶ月 36,000円
山形	庄内交通	H30.4.1	運転免許証返納者割引定期券	運転免許証返納者割引定期券自体は、H21.7.13導入 庄内交通の高速バス・庄内空港連絡バス・季節運行区間・臨時運行のバスを除く一般路線バス全線が乗り放題 1ヶ月券・3ヶ月券の2種類から6ヶ月券・1年券をH30.9.1より追加 H30.4.1より鶴岡市在住者に対し、鶴岡市の助成が入り自己負担が軽減されて購入することができる	（通常運賃） 1ヶ月 10,000円 3ヶ月 27,000円 6ヶ月 54,000円 1年 108,000円 ↓ （鶴岡市在住者自己負担額） 1ヶ月 2,500円 3ヶ月 7,500円 6ヶ月 15,000円 1年 30,000円
茨城	茨城急行自動車	R1.10.1	古河市高齢者運転免許証返納等支援事業	古河市民の方で、運転免許証の自主返納時に満65歳以上の方に12,000円分のぐるりん号回数券を1回限り交付	12,000円

群馬	上信電鉄 群馬バス 群馬中央バス	H30.4.1	運転免許返納者割引乗車券	高崎市循環バスぐるりん、高崎アリーナシャトルへ通常1回200円のところ半額100円で乗車できる（アリーナ通常100円が50円）	紙製100円券×20枚綴りを1,000円で販売
	日本中央バス	R17.1	藤岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業	免許を返納した65歳以上の藤岡市民に市内運行のバスで利用可能なバス利用券10,000円分を交付（藤岡市実施事業）	免許を返納する事により10,000円分の利用券を交付
	赤城観光自動車	H30.4.1	みどり市高齢者免許証自主返納支援事業	みどり市在住の方で免許証を自主返納された方 65歳以上の方 2冊 80歳以上の方 3冊	3,000円
千葉	九十九里鉄道	R24.1	ノーカー優待者	69歳以上の運転免許返納者が対象	一般路線が半額 東金市内循環100円
埼玉	朝日自動車	R24.1	運転免許返納推進事業	市内在住でR24.1以降に運転免許証を返納した方に6,000円分の市内バス回数券等を1回限り交付	6,000円
東京	立川バス	R29.1	Aバス (昭島市コミュニティバス)	65歳以上の運転免許証の自主返納者に対して、一人2冊(2,000円分)昭島市が配賦をしている	
神奈川	神奈川中央交通	R17.1	清川村高齢者運転免許証自主返納者支援事業	清川村に住民票があり、運転免許証を平成31年4.1以降に自主返納した満70歳以上の方に対し、「かなちゃん手形1年券」の購入券を交付	かなちゃん手形1年券 10,800円（継続して2箇年度にわたり交付）
	江ノ電バス	R36.1	鎌倉市高齢者運転免許証自主返納者等支援事業	鎌倉市内の高齢者が運転免許証を自主返納した場合に、当社が発行する高齢者向け定期券（3ヶ月3,000円、6ヶ月5,000円）を購入するための助成券を鎌倉市が発行している助成額を差し引いて定期券を発売し、後日、鎌倉市に請求する	助成金額は2,000円
山梨	富士急バス	H30.4	富士吉田市高齢者免許証自主返納支援事業	満70歳以上の富士吉田市民で運転免許証を自主返納された方にフリーバスを交付する制度	無料
	笛吹観光自動車	H30.5	山梨市高齢者運転免許証自主返納支援事業	山梨市民バス乗車券12,000円相当分（200円分乗車券×60枚） ※対象者1人につき1回限り	12,000円相当分乗車券
静岡	東海バス	H30.4.1	函南町高齢者運転免許証返納バス利用券	回数券（100円券）	10,000円
愛知	豊鉄バス	R1.11.1 (交通助成券は、R3.4.1)	豊橋市高齢者運転免許証自主返納支援事業	豊橋市内に住民登録されている70歳以上の方で、令和2年10月1日以降に運転免許証を自主返納された方に、弊社路線バスを1乗車100円で利用できる定期券「元気バス」または、電車・バス・コミバス共通助成券5,000円分を助成	元気バス 5,000円分 又は 交通助成券 5,000円分
	大興タクシー	R24.1	運転免許証自主返納支援事業	75才以上の方が運転免許証を自主返納すると六万石ぐるりんバス、いっちゃんバスが無料に、いこまいかーの利用料金が100円割引になるコミュニティバス割引乗車証が交付される	200円/1乗車
岐阜	濃飛乗合自動車	H30.4.1	運転免許証返納者割引	高速バス高山～富士山線及び高速バス高山～扇沢線にも適用を開始	片道普通運賃を半額に割り引きに加え、割引対象者と同伴する1名も同じく割引扱いする
	東濃鉄道	R1.10.1	運転免許証返納者割引	年齢制限無く、運賃支払いの際、運転経歴証明書をご提示いただければ、運賃を現金でお支払いの際に半額（同伴者1名も同様）対象路線は東鉄バス25路線 ※高速バス、各市町コミュニティバス、一部路線を除く	区間運賃の半額
京都	ヤサカバス 向日市コミュニティバス 阪急バス JR西日本	R1.10.1	向日市運転免許証自主返納支援事業	運転免許証自主返納者が次から一つを選択する ・ヤサカバス回数券購入補助券 ・向日市コミュニティバス乗車券 ・阪急バス「グランドバス65」又は「hanica」カード購入補助券 ・JR西日本「ICOCA」カード ・市内タクシー乗車割引券	いずれも2,000円相当の割引又は補助が受けられる。
滋賀	京阪バス 近江鉄道 帝産湖南交通 江若交通 滋賀バス	R3.1.1～R3.12.31	運転免許証自主返納高齢者支援制度	大津支所管内（一部区間除く）で、運転免許証を自主的に返納した際に交付される運転経歴証明書を提示いただき、滋賀県発行の補助カードを運賃箱に投入された滋賀県在住の65歳以上の方の運賃を現金に限り100円割引するもの ※補助カードは20枚	

広島	広島電鉄	H30.6.1	高齢者運転免許自主返納支援制度	満70歳以上の廿日市市民の方で、1年以内に運転免許証を自主返納された方を対象に、以下から1つ選択 ①市自主運行バスの無料利用者証 ②広島県ICカード「PASPY」1万円相当 ③JR西日本ICカード「ICOCA」1万円相当（R3年度追加） ④タクシー利用助成券 1万円	
	芸陽バス	H31.4	海田町運転免許自主返納高齢者支援事業	海田町内の65歳以上の運転免許証の自主返納者に対し、1万円分のICカードPASPYを発行する（受付と交付は海田町がおこなう）	1万円
	中国バス	H30.4.1	府中市高齢者運転免許証返納支援制度	府中市に住民票があり免許証を自主返納した65歳以上の方を対象に府中市内のタクシー業者で使えるタクシー利用助成券か広島県交通系ICカードPASPYを交付	タクシー利用助成券 1枚500円、20枚綴り PASPY 10,000円分（デポジット500円含む）
山口	船木鉄道	R2.4.1	せんてつシルバーバス70	運転経歴証明書又は運転卒業者サポート手帳を提示した方は満65才以上の方を対象に料金均一路線を除く全路線を乗り放題とする	1ヶ月 4,000円 3ヶ月 8,000円 6ヶ月 13,000円
香川	高松エクスプレス	H30.10.1	高齢者運転免許証返納者割引	65歳以上の方を対象に、運転免許証を返納された方で、運転経歴証明書または、卒業カードをお持ちの香川県在住の方に対して、高速バスを半額でご利用いただける割引	普通大人片道運賃の半額
長崎	長崎自動車	R1.9.16	運転免許証自主返納者へのサポート	長崎市、時津町、長与町に住民登録されている方で、運転免許証を自主返納された方に対し、昼間・全線フリー定期券一ヶ月分を贈呈。年齢は問わない ※令和元年9月1日以降で運転免許証を返納し、返納日から1年未満の方のみ	昼間全線フリー定期券一ヶ月（7,000円）が無料 ※エヌタスTカードをお持ちでない場合はカードのデポジット代500円が別途必要
	五島自動車	H30.4.1	高齢者フリーバス	65歳以上を対象に、1～3ヶ月乗り放題利用するエリアを1～4（全）で指定する	1ヶ月1エリア2,000円～全エリア5,000円 2ヶ月1エリア3,800円～全エリア9,800円 3ヶ月1エリア5,700円～全エリア14,200円
	生月自動車	H30.12.1	運転免許証返納者割引定期乗車券	運転免許を自主返納し5年以内に申請することにより取得	1ヶ月 5,000円 3ヶ月 13,000円 6ヶ月 25,000円
	松浦観光	H30.1.2	運転免許証自主返納者割引	回数券11枚綴り 2,000円を1割引き（期限なし）	1,800円

(3) 地方自治体の補助による敬老乗車券

(表1) パス式敬老乗車券

県名	都市名	年齢	対象事業者
北海道	稚内市	70歳以上	宗谷バス
	礼文町	〃	宗谷バス
	利尻町	〃	宗谷バス
	利尻富士町	〃	宗谷バス
	猿払村	〃	宗谷バス
	浜頓別町	〃	宗谷バス
	中頓別町	75歳以上	宗谷バス
	枝幸町	70歳以上	宗谷バス
	帯広市	〃	北海道拓殖バス、十勝バス
	旭川市	〃	毎日交通 北海道中央バス、道北バス 旭川電気軌道、空知中央バス
	深川市	70歳以上	空知中央バス
	滝川市	75歳以上	北海道中央バス、空知中央バス
	神恵内村	65歳以上	北海道中央バス
	泊村	70歳以上	北海道中央バス
	岩見沢市	〃	北海道中央バス
	苫小牧市	〃	道南バス
	江差町	65歳以上	函館バス
	乙部町	70歳以上	函館バス
	函館市	〃	函館バス
	壮瞥町	〃	道南バス
洞爺湖町	〃	道南バス	
日高町	〃	道南バス	
平取町	65歳以上	道南バス	
士別市	74歳以上	士別軌道、道北バス (ICカード)	
美瑛町	65歳以上	道北バス	
和寒町	70歳以上	〃 (ICカード)	
美深町	〃	名士バス	
厚真町	〃	あつまバス、道南バス	
浦河町	〃	道南バス	
根室市	〃	ジェイ・アール北海道バス	
北見市	〃	根室交通	
夕張市	〃	北海道北見バス、網走バス	
札幌市	〃	夕張鉄道 ジェイ・アール北海道バス (IC)	
青森	青森市	70歳以上	青森市、ジェイアールバス東北
	今別町	〃	青森市
	三沢市	〃	十和田観光電鉄
	八戸市	〃	八戸市、南部バス
岩手	盛岡	70歳以上	岩手県交通、岩手県北自動車 ジェイアールバス東北
宮城	仙台市	70歳以上 (ICカード)	仙台市交通局、宮城交通、ミヤコーバス
	富谷市	〃 (ICカード)	宮城交通、ミヤコーバス
	名取市	75歳以上 (ICカード)	宮城交通、ミヤコーバス
福島	福島市	75歳以上	福島交通、ジェイアールバス東北
二本松市	〃	福島交通、協和交通	
秋田	能代市	65歳以上	秋北バス、秋北タクシー
	藤里町	70歳以上	秋北バス
山形	鶴岡市、酒田市、三川町	70歳以上	庄内交通
	山形市	〃	山交バス
群馬	桐生市	70歳以上	桐生朝日自動車
	館林市ほか	65歳以上	つゞみ観光バス
茨城	神栖市	60歳以上	関東鉄道
	龍ヶ崎守谷市	70歳以上	関東鉄道 関東鉄道 関東鉄道
埼玉	小鹿野町	77歳以上	西武観光バス
	鳩山町	65歳以上	川越観光自動車
東京	東京都	70歳以上	東京都、京王電鉄バス 東急バス、西東京バス 東武バスセントラル、立川バス 京成バス、 京浜急行バス、西武バス 京王バス、国際興業 小田急バス、目立自動車交通 関東バス、神奈川中央交通 新日本観光自動車 東急トランセ、京成タウンバス 朝日自動車、大島旅客自動車 三宅村、八丈町 小田急シティバス、京浜急行バス
神奈川	横浜市	70歳以上	横浜市、小田急バス 神奈川中央交通、京浜急行バス、 江ノ電バス、東急バス、川崎鶴見臨港 バス、相鉄バス、大新東、フジエクス プレス、横浜交通開発
	川崎市	70歳以上	川崎市、神奈川中央交通 小田急バス、川崎鶴見臨港バス 東急バス、京浜急行バス
	厚木市	〃	神奈川中央交通
	愛川町 清川町	〃 〃	神奈川中央交通 神奈川中央交通
山梨	富士河口湖町	75歳以上	富士急バス
	忍野村	65歳以上	富士急バス
	山中湖村	70歳以上	富士急バス
新潟	糸魚川市	70歳以上	糸魚川バス
佐渡市	〃	新潟交通佐渡	
長野	松本市	70歳以上	アルピコ交通
	長野市	〃	長電バス、アルピコ交通
	茅野市	〃	アルピコ交通 (IC)
富山	富山市	65歳以上	富山地方鉄道 (IC)
黒部市	〃	富山地方鉄道	

県名	都市名	年齢	対象事業者
石川	小松市	65歳以上	小松バス
福井	福井市	65歳以上	京福バス
岐阜	岐阜市	70歳以上	岐阜乗合自動車 (ICカード)
	白川村	〃	加越能鉄道
	下呂市 北方町	65歳以上 70歳以上	濃飛乗合自動車 岐阜乗合自動車 (ICカード)
静岡	伊豆市	70歳以上	東海バス、伊豆箱根バス
	伊東市 沼津市	65歳以上	東海バス 東海バス
愛知	名古屋市	65歳以上	名古屋市 名古屋ガイドウェイバス
	豊橋市	70歳以上	豊鉄バス
	田原市	〃	豊鉄バス
	知立市	75歳以上	大興タクシー
	安城市 西尾市	〃 〃	大興タクシー 大興タクシー
滋賀	彦根市	61歳以上	彦根観光バス
京都	京都市	70歳以上	京都市、京都バス 京阪京都交通、京阪バス、阪急バス近 鉄バス、西日本ジェイアールバス 京都京阪バス、醍醐コミュニティバス (ヤサカバス受託運行)
大阪	大阪市	70歳以上 (ICカード)	大阪シティバス
	高槻市	〃	高槻市
	堺市	65歳以上 (ICカード)	近鉄バス、南海バス、南海イングバ ス金岡
兵庫	神戸市	70歳以上 (ICカード)	神姫バス、阪急バス 山陽バス、阪神バス (IC) 神鉄バス、神姫ゾーンバス 神戸交通振興 (山手線・ボーアイ キャンパス線)
	伊丹市	70歳以上	伊丹市
	明石市	〃	伊丹市
	尼崎市	〃	山陽バス、神姫バス、阪神バス (IC)
	姫路市	75歳以上	尼崎市、尼崎振興、阪急バス 神姫バス、ウエスト神姫 (ICカード)
	芦屋市	70歳以上	阪急バス
	養父市	〃	全但バス
	潮来市	65歳以上	〃
	猪名川町	70歳以上	阪急バス
	朝来市	65歳以上	阪急グリーンバス
宝塚市	70歳以上	阪神バス (IC)	
西宮市	70歳以上	阪神バス (IC)	
奈良	奈良市	70歳以上 (IC)	奈良交通、エスシーバス
王寺町	〃	奈良交通	
和歌山	和歌山市	70歳以上	和歌山バス、和歌山バス那賀
島根	松江市	70歳以上	松江市
広島	尾道市	75歳以上	おのみちバス
	三原市	70歳以上	芸陽バス、中国バス、鞆鉄道
	呉市	〃	広島電鉄 (ICカード)
山口	岩国市	70歳以上	いわくにバス、防長交通
	宇部市	〃	宇部市、船本鉄道
	山口市	〃	防長交通、中国ジェイアールバス
	下関市	〃	宇部市 サンデン交通 (ICカード)、ブルーラ イン交通
萩市	上関町	65歳以上	防長交通、中国ジェイアールバス 防長交通
	上関町	〃	防長交通
徳島	徳島市	70歳以上	徳島市、徳島バス (受託路線のみ)
	鳴門市 佐那河内村	65歳以上	徳島バス 徳島バス
高知	高知市	65歳以上	高知駅前観光
福岡	福岡市	65歳以上	昭和自動車
糸島市	〃	〃	
佐賀	佐賀市	70歳以上	佐賀市、昭和自動車
長崎	佐世保市	75歳以上 (ICカード)	西肥自動車、させほバス
	北松浦郡	5歳以上	小値賀交通
熊本	熊本市	70歳以上 (ICカード)	九州産交バス (ICカード)、産交バス (IC カード) 熊本電気鉄道、熊本バス
	荒尾市	〃	熊本都市バス、荒尾市
大分	大分市	67以上 (段階的に70歳 以上へ引上げ中)	大分バス、大分交通
宮崎	都城市	70歳以上	宮崎交通、鹿児島交通
鹿児島	鹿児島市	70歳以上 (ICカード)	鹿児島市、南国交通、JR九州バス、鹿 児島交通
	薩摩川内市	70歳以上	南国交通
	霧島市	〃	南国交通
	徳之島三島 沖永良部島 喜界島	75歳以上 70歳以上 73歳以上	徳之島総合陸運 沖永良部バス企業団 奄美航空 (喜界バス)
沖縄	石垣市	65歳以上	東運輸

(表1-2) 回数券式 (バスカード含)

県名	都市名	年齢	対象事業者
北海道	札幌市	70歳以上	十勝バス、北海道拓殖バス
	池田町	〃	十勝バス
	鹿追町	〃	北海道拓殖バス
	釧路市	〃	くしろバス
	釧路町	〃	くしろバス
	厚岸町	〃	くしろバス
	浜中町	〃	くしろバス
	羅臼町	〃	阿寒バス
	弟子屈町	〃	阿寒バス
	標津町	〃	阿寒バス
	別海町	〃	根室交通、阿寒バス
	網走市	〃	網走バス、網走ハイヤー
	遠軽町	70歳以上	網走北交ハイヤー
	湧別町	〃	北紋バス、北海道北見バス
	上湧別町	70歳以上	北紋バス、北海道北見バス
	調子府町	75歳以上	北紋バス
	滝上町	〃	北紋バス
	津別町	70歳以上	北紋バス、北海道北見バス
	東神楽町	〃	旭川電気軌道
	上川町	〃	道北バス
	遠別町	〃	沿岸バス
	豊富町	〃	沿岸バス
	小平町	〃	沿岸バス、てんてつバス
	紋別市	75歳以上	名士バス
	〃	70歳以上	北紋バス、北海道北見バス
	〃	80歳以上	道北バス
	〃	70歳以上	北海道中央バス
	札幌市	70歳以上	ジェイ・アール北海道バス ニセコバス 北海道中央バス、じょうてつ 夕張鉄道、札幌ばんけい ジェイ・アール北海道バス
	〃	〃	北海道中央バス
〃	〃	北海道中央バス	
〃	〃	北海道中央バス	
〃	〃	道北バス	
〃	〃	北海道中央バス	
〃	〃	道南バス	
〃	〃	道南バス	
〃	〃	道南バス	
〃	〃	北海道中央バス	
〃	〃	北海道中央バス	
〃	〃	函館バス	
〃	〃	ジェイ・アール北海道バス	
〃	〃	沿岸バス、道北バス	
〃	〃	道北バス	
〃	〃	沿岸バス	
〃	〃	沿岸バス	
〃	〃	北海道中央バス、ニセコバス	
岩手	二戸市	70歳以上	岩手県北自動車、南部バス ジェイアールバス東北
〃	一関市	〃	岩手県交通、東磐交通
〃	奥州市衣川区	〃	岩手県交通、東磐交通
〃	北上市	〃	岩手県交通、東磐交通
〃	岩泉町	65歳以上	小川タクシー、岩泉自動車運輸
宮城	利府町	70歳以上	ミヤコーバス
〃	白石市	〃	ミヤコーバス
福島	北塩原村	75歳以上	磐梯東都バス
秋田	鹿角市	70歳以上	秋北バス
栃木	宇都宮市	70歳以上	関東自動車、ジェイアールバス関東
群馬	県内全域	65歳以上	群馬中央バス、群馬バス 上信電鉄、関越交通 日本中央バス、永井運輸 安中タクシー、ホルテックスアーク 日本中央バス、上信観光バス、 上信ハイヤー 上信ハイヤー 上信電鉄、群馬バス 群馬中央バス 日本中央バス、赤城タクシー 上信ハイヤー、上信電鉄 群馬バス、群馬中央バス 日本中央バス 高山運輸倉庫 日本中央バス 日本中央バス 老神観光バス 日本中央バス 日本中央バス つまじ観光バス
千葉	浦安市	70歳以上	東京ベイシティ交通
埼玉	三芳町	70歳以上	ライフバス
〃	越谷市	60歳以上	茨城急行自動車、朝日自動車、ジャパンタ ローズ
〃	秩父市	65歳以上	西武観光バス
〃	松伏市	75歳以上	茨城急行自動車
神奈川	箱根町	65歳以上	伊豆箱根バス、箱根登山バス、東海バス
山梨	北都留郡小菅町	65歳以上	富士急バス、西東京バス
〃	都留市	〃	富士急バス
新潟	新潟市	65歳以上	新潟交通、新潟交通観光バス (IC) 泉観光バス、アイ・ケーアライアンス
〃	糸魚川市	70歳以上	糸魚川バス
富山	黒部市	70歳以上	富山地方鉄道
長野	松本市	70歳以上	アルピコ交通
〃	須坂市	〃	長電バス
〃	野沢温泉村	〃	長電バス
〃	中野市	〃	長電バス
〃	山ノ内町	〃	長電バス
〃	軽井沢町	65歳以上	千曲バス、草軽交通、西部観光バス
福井	おおい町名田庄	65歳以上	大和交通

県名	都市名	年齢	対象事業者
岐阜	岐阜市	70歳以上	岐阜乗合自動車、日本タクシー
〃	下呂市	65歳以上	濃飛乗合自動車
静岡	浜松市	70歳以上	秋葉バスサービス、浜松バス
	三島市	〃	富士急シティバス、伊豆箱根バス
	〃	〃	東海バス
	裾野市	〃	富士急行、富士急シティバス
	西伊豆町	〃	東海バス
	沼津市	65歳以上	東海バス、富士急シティバス、伊豆箱根バス
	松崎町	75歳以上	東海バス
	河津町	70歳以上	東海バス
	伊豆市	80歳以上	伊豆箱根バス、東海バス
	南南町	70歳以上	伊豆箱根バス、東海バス
	伊豆の国市	75歳以上	東海バス、伊豆箱根バス
	長泉町	70歳以上	伊豆箱根バス、富士急シティバス
	〃	〃	東海バス
	〃	〃	富士急行、箱根登山バス
	〃	〃	しずてつジャストライン
〃	〃	大鉄アドバンス	
愛知	豊橋市	70歳以上	豊橋バス
〃	田原市	〃	豊橋バス
三重	津市	65歳以上	三重交通 (IC)
〃	伊勢市	75歳以上	三重交通、三交伊勢志摩交通
京都	福知山市	75歳以上	京都交通、西日本ジェイアールバス 丹後海陸交通、京丹波町営
	京都市	70歳以上	近鉄バス
	亀岡市	70歳以上	京阪京都交通
	舞鶴市	75歳以上	京都交通
兵庫	神戸市	70歳以上	神戸市、神姫バス、阪急バス 山陽バス、神鉄バス、阪神バス (IC) 神戸交通振興 (山手線車-アイ キャンバス線)、神姫ゾーンバス 阪急バス、阪神バス (IC)、阪急田園バス 阪急バス、阪神バス (IC) 神姫バス、神姫ゾーンバス 神姫バス 神姫バス、阪急バス、阪急田園バス 阪急バス 尼崎市、阪神バス (IC)、尼崎振興 阪神バス
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
〃	〃	〃	
奈良	斑鳩町	70歳以上 (IC)	奈良交通、エヌシーバス
〃	月ヶ瀬町	65歳以上	三重交通
和歌山	和歌山市	70歳以上	和歌山バス、和歌山バス那賀
鳥取	鳥取市	65歳以上	日ノ丸自動車、日本交通
鳥根	松江市	70歳以上	一畑バス、松江市
岡山	高梁市	75歳以上	備北バス
広島	広島市	70歳以上	広島電鉄、広島交通、広島バス 芸陽バス、備北交通 中国ジェイアールバス エイチ・ディー西広島 中国ジェイアールバス、広島電鉄、芸陽バス 中国バス、鞆鉄道 衣笠バスカンパニー、北振バス 中国バス、鞆鉄道、本四バス開発、因の島 運輸、おのみちバス 芸陽バス
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
山口	下松市	75歳以上	防長交通、中国ジェイアールバス
	防府市	70歳以上	防長交通、中国ジェイアールバス
	柳井市	75歳以上	防長交通
	周南市	75歳以上	防長交通
	阿武市	80歳以上	防長交通
徳島	徳島市	70歳以上	徳島バス
	阿南市	〃	徳島バス、徳島バス阿南
	小松島市	〃	徳島バス
	那賀町	〃	徳島バス、徳島バス南部
	石井町	75歳以上	徳島バス
	上板町	65歳以上	徳島バス
海陽町	〃	徳島バス南部	
愛媛	西条市	75歳以上	せとうち周桑バス、瀬戸内運輸
福岡	福岡市	70歳以上	西日本鉄道、昭和自動車 JR九州バス
	〃	〃	西鉄バス佐賀、基山タクシー
	基山町	75歳以上	西鉄バス宗像
	宗像市	70歳以上	西鉄バス佐賀
佐賀	鳥栖市	75歳以上	西鉄バス佐賀
長崎	長崎市	70歳以上	長崎県交通局、長崎自動車、富川運送、さ いかい交通 西肥自動車、昭和自動車、松浦観光 西肥自動車、昭和自動車、老岐交通 西肥自動車、生月自動車 対馬交通 さいかい交通 長崎自動車、長崎県交通局 長崎自動車 (IC) 西肥自動車
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
熊本	上益城郡嘉島町	75歳以上	熊本バス
大分	別府市	70歳以上	亀の井バス、大分交通
宮崎	宮崎市	70歳以上	宮崎交通
	西都市	〃	宮崎交通
	綾町	75歳以上	宮崎交通
鹿児島	鹿児島市	70歳以上	鹿児島市 南国交通、鹿児島交通 JR九州バス、鹿児島交通 南国交通、鹿児島交通 南陸運 しまバス しまバス しまバス
	霧島市	〃	〃
	薩摩川内市	〃	〃
	姪良市	〃	〃
	与論町	75歳以上	〃
	龍郷町	〃	〃
大和村	〃	〃	
瀬戸内町	〃	〃	
大島郡知名町	〃	〃	沖永良部バス企業団

5. 貸切バス事業

(1) 貸切バス事業について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバスの悲惨な事故から6年が経過し、国土交通省の軽井沢スキーバス事故対策検討委員会で示された安全対策は、貸切バス事業者に着実に定着している。日本バス協会は、毎年1月に軽井沢の事故現場で献花を行っているが、今年は、遺族会「1・15サクラソウの会」が、事故の風化を防ごうと国土交通省などに提案し、事故の発生した1月15日に国土交通省、日本バス協会、旅行業団体等の関係者が事故現場に集い、献花を行い犠牲者への冥福を祈るとともに、「安全安心なバス運行を誓う集い」を開催し、二度とあのような悲惨な事故を起こさぬよう、話し合いが開かれた。貸切バス事業者は、改めて、検討委員会で示された安全対策を徹底していくとともに、安全装置の導入等、個々の貸切バス事業者の対策も推進していく。

今年度も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、感染状況が悪化している地域において4月から9月末まで緊急事態宣言、その他の地域でもまん延防止等重点措置が実施され、学校行事の自粛、人流抑制等の規制が強化されたことにより、貸切バスを利用する団体旅行の消滅、修学旅行や遠足等が中止や延期となり、貸切バス事業者の経営状況は長期にわたり悪化している。更に、観光需要喚起策として観光庁によるGoToトラベル事業は、昨年度以来引き続き中止されており、貸切バス事業は未だに全く先の見通しが立たない状況にある。そのような中、秋口から年末にかけて感染状況が改善されたことにより、学校行事を中心に観光需要が戻ってきたこともあり、地域によって偏りがあるものの、修学旅行や募集型企画旅行等により、貸切バスの需要も徐々に回復の傾向にあった。しかし、年明けからの感染再拡大より、全国的にまん延防止等重点措置が実施され、都道府県ごとに実施されていた県民割等の地域観光事業支援が中止となり、1月より再開される予定であった、GoToトラベル事業が引き続き中止されることになり、再び観光需要が冷え込み、感染収束の見通しが立たない状況の中、貸切バス事業者は雇用調整助成金の特例措置や金融支援等を活用しながら、なんとか経営を維持させ、雇用維持に努力をしている。今後も雇用調整助成金等の支援の延長等について、政府・与党や関係省庁に対して、引き続き要望をしていく。

このような厳しい状況の中、7月から9月にかけて、1年延期されていた東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、貸切バス事業者は選手や審判等の関係者を輸送する大変重要な役割を担った。全国の日本バス協会会員事業者の多大なる協力により、ピーク日で約2,000両もの貸切バスが運行した。コロナ禍の大会で、貸切バス事業者にとっては、感染対策等で非常に神経を使いながらの運行であったが、全ての事業者が安全運行を徹底したことにより、大きな事故等もなく円滑に大会輸送が行われた。この東京オリンピック・パラリンピックでの輸送により、貸切バスが公共交通として重要な役割を果たし、高い安全性を誇っていることを世間に示すことができた。

軽井沢スキーツアーバス事故の安全対策である5年ごとの貸切バス事業の更新制では、平成29年の4月の実施から5年が経過し、令和3年3月末までに更新期限を迎える3,231者のうち2,309者が更新許可を受けており（440者審査中）、事業廃止や申請辞退等により482者が貸切バス業界から退出している（令和3年3月31日現在）。大半は、事業者自らが更新を辞退したことにより退出しており、規制緩和を機に増え続けた事業者数が、この更新制により歯止めがかかりつつあり、一定の成果が出てきている。これに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で経営状況が悪化したことにより、休業や廃業に追い込まれる事業者も出てきている状況もある。来年度は、初回更新申請をしてから初めて5年目の更新を迎える事業者が出てくることから、国土交通省においては、5年前に申請した安全計画が実施されているか、安全投資等の実績をしっかりとチェックしていただき、安全対策等をおおざなりにするような悪質事業者に対し国土交通省から事業退出を求めるような実効ある制度にさせていただくよう要望していく。

また、貸切バスの新たな運賃・料金制度は実施後7年が経過し、確実に定着している。令和元年より過大な手数料による実質的な下限割れについては、安全コストを割り込む実質的な下限割れと判断された場合は、運賃の割り戻しとして行政処分の対象となり、実際に行政処分された事業者も出てきている。安全コストを加味した運賃・料金制度を形骸化させないためにも、国土交通省および観光庁には権限を持って悪質な手数料について踏み込んでいただき、適正に処分を行ってもらうことが重要である。令和2年度の収支状況調査では、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いていることで、収支率と実働率は大幅に低下している。依然として貸切バス事業者の経営状況は大変厳しい状況ではあるが、新たな運賃・料金制度実施以前の運賃制度を無視して仕事を取り合う状態に決して戻ることはあってはいけない。このような状況を防ぐため、昨年10月には国土交通省が「安全・安心な貸切バスの運行に向けた取組み」として、下限割れなどについて監査による徹底取締り等の安全対策を強化することを公表した。それと同時に、日本バス協会においても、日本旅行業協会、全国旅行業協会と合同で、各会員事業者へ「安全運行パートナーシップ宣言」「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の認知・遵守、貸切バス事業者・旅行者による自己点検の実施と再周知を行った。貸切バス事業者は、今後も、運賃・料金制度をしっかりと遵守し、適正な運賃を収受することにより、安全への取組を進めていかなければならない。

コロナ禍も3年目を迎え、3回目のワクチン接種も進み、治療薬の開発も進んでいる中で、新型コロナウイルスと共存しながら、社会生活を動かしていく気運も出てきていることから、貸切バスが早急に需要を回復できるよう、日本旅行業協会、全国旅行業協会と更なる連携強化が重要である。

このように貸切バス業界を取り巻く状況は大変厳しいものであるが、今後も法令遵守を徹底して事故防止に取り組み、より多くのお客様に安心してバスを利用していただけるよう努力していく。

(2) 令和2年度一般貸切バス事業の収支状況

- ① 調査対象事業者394社の経常収入は767億円、経常費用は1,003億円、経常損益は236億円の赤字、経常収支率は76.4%（前年度101.9%）と、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で貸切バスの需要が急激に減少し、収支が大幅に悪化した。経常収支率は前年度から25.5ポイント低下し、大幅に前年度を下回った。また、各項目の前年比等にもコロナの影響が反映されている。
- (Ⅰ) 実働日車当り営業収入は前年度を大幅に下回る、71,457円（令和元年度81,697円、平成30年度82,149円）となっている。また、需要が激減した影響で、実働日車当たりの経費が111,699円となり、前年度より36.3%増となっており、収支率も大きく悪化している。同様に、実働日車当たりの人件費は前年度より18,585円多い54,291円、実働日車当たりの減価償却費についても前年度より8,083円多い17,758円で、実働率が大幅に低下したことにより実働日車当たりに占める経費の割合が大幅に増加し、大変厳しい経営状況となっている。
- (Ⅱ) 支出では、人件費の原価に占める割合が48.6%と上昇しており、車両規模別にみると10両までの事業者は46.3%、11両～30両までは47.3%、31両以上は49.8%であった。過去の人件費割合は平成30年度41.7%、令和元年度43.6%となっている。他方、燃料油脂費の原価に占める割合は、平成30年度7.8%、令和元年度7.5%、令和2年度4.2%と、実働率の低下により昨年度より大きく減少している。
- (Ⅲ) 車両規模別の収支率については、10両までは73.7%、30両までは75.6%、31両以上は77.4%となっている。事業規模により若干の格差はあるものの、事業規模にかかわらず前年度より大幅に収支が悪化している。
- ② ブロック別の収支状況をみると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で全国的に前年度を大きく下回っている。その中でも、観光需要が特に大きい沖縄は36.9%で、前年度の102.5%から65.6ポイント低下している。

(注) ① 調査対象事業者は貸切バス保有車両10両までは109社、11両～30両まで212社、31両以上の事業者73社、合計394社。
② 調査対象事業者は前年度と入れ替えがある。輸送実績報告書より集計

(表1) 一般貸切バス事業の経常収支率

令和2年度

(単位: 億円)

	事業者			経常収入	経常費用	経常損益	経常収支率	調査対象
	黒字	赤字	計					
計	社 76 (208)	社 318 (202)	社 394 (410)	767 (1,360)	1,003 (1,335)	△236 (25)	76.4 (101.9)	車両規模別に抽出 車両数 9,110両 (〃 8,951両)
10両まで	21 (52)	88 (63)	109 (115)	46 (87)	62 (90)	△16 (△3)	73.7 (96.5)	車両数 781両 (〃 815両)
11～30両まで	40 (108)	172 (112)	212 (220)	299 (536)	396 (544)	△97 (△8)	75.6 (98.6)	車両数 3,883両 (〃 3,938両)
31両以上	15 (48)	58 (27)	73 (75)	422 (737)	545 (701)	△123 (36)	77.4 (105.1)	車両数 4,287両 (〃 4,357両)

- ※1. () は前年度
2. 事業者は前年度と入れ替えがある。
3. 端数処理を行っているため、計が一致しない場合がある。

(参考) 経常収支率の推移

(単位: 億円)

年度	事業者			経常収入	経常費用	経常損益	経常収支率	調査対象
	黒字	赤字	計					
R2	社 76 (19%)	社 318 (81%)	社 394 (100%)	767	1,003	△236	76.4	10両まで 109社 11～30両まで 212社 31両以上 73社
R1	社 208 (51%)	社 202 (49%)	社 410 (100%)	1,360	1,335	25	101.9	10両まで 115社 11～30両まで 220社 31両以上 75社
H30	社 262 (64%)	社 148 (36%)	社 410 (100%)	1,548	1,463	85	105.8	10両まで 109社 11～30両まで 222社 31両以上 79社

(表2) 令和2年度一般貸切バスブロック別収支状況

(単位：百万円)

ブロック	事業者(社)			収入	支出	損益	収支率 (R1年度) %	
	黒字	赤字	計					
北海道	A	1	2	3	192	225	△ 33	85.2 (104.8)
	B	4	10	14	1,969	2,442	△ 473	80.6 (99.4)
	C	0	3	3	1,033	1,567	△ 533	65.9 (98.0)
	計	5	15	20	3,195	4,234	△ 1,039	75.5 (99.2)
東北	A	2	6	8	451	568	△ 116	79.5 (108.8)
	B	8	24	32	6,296	8,087	△ 1,791	77.9 (97.2)
	C	3	5	8	3,790	4,157	△ 367	91.2 (105.0)
	計	13	35	48	10,537	12,812	△ 2,275	82.2 (101.3)
関東	A	2	21	23	845	1,162	△ 317	72.7 (95.9)
	B	3	37	40	4,519	6,694	△ 2,175	67.5 (92.4)
	C	4	12	16	12,219	16,645	△ 4,427	73.4 (107.3)
	計	9	70	79	17,582	24,502	△ 6,919	71.8 (99.4)
北陸・信越	A	2	10	12	590	849	△ 260	69.4 (96.9)
	B	5	22	27	3,028	4,666	△ 1,638	64.9 (101.7)
	C	0	2	2	647	988	△ 341	65.5 (101.9)
	計	7	34	41	4,265	6,503	△ 2,238	65.6 (101.4)
中部	A	2	10	12	472	613	△ 141	77.0 (94.5)
	B	6	19	25	5,057	6,087	△ 1,030	83.1 (100.0)
	C	4	6	10	9,780	11,643	△ 1,863	84.0 (109.0)
	計	12	35	47	15,309	18,343	△ 3,034	83.5 (105.6)
近畿	A	2	9	11	351	539	△ 188	65.1 (85.9)
	B	5	20	25	3,460	4,815	△ 1,355	71.9 (101.4)
	C	3	9	12	8,230	9,858	△ 1,628	83.5 (103.6)
	計	10	38	48	12,041	15,212	△ 3,171	79.2 (101.9)
中国	A	3	19	22	829	1,198	△ 370	69.1 (97.8)
	B	5	15	20	1,983	2,473	△ 490	80.2 (106.0)
	C	1	3	4	1,802	2,481	△ 679	72.6 (103.8)
	計	9	37	46	4,614	6,152	△ 1,538	75.0 (103.8)
四国	A	2	5	7	259	346	△ 87	74.9 (88.9)
	B	1	5	6	853	1,040	△ 187	82.0 (98.6)
	C	0	6	6	1,278	1,987	△ 708	64.3 (104.4)
	計	3	16	19	2,390	3,372	△ 982	70.9 (101.2)
九州	A	5	6	11	566	679	△ 113	83.3 (102.4)
	B	3	20	23	2,770	3,294	△ 524	84.1 (95.2)
	C	0	8	8	2,879	3,782	△ 903	76.1 (102.8)
	計	8	34	42	6,215	7,756	△ 1,541	80.1 (99.7)
沖縄	A							()
	B							()
	C	0	4	4	524	1,417	△ 894	36.9 (102.5)
	計	0	4	4	524	1,417	△ 894	36.9 (102.5)
合計	A	21	88	109	4,554	6,180	△ 1,625	73.7 (96.5)
	B	40	172	212	29,935	39,598	△ 9,663	75.6 (98.6)
	C	15	58	73	42,182	54,525	△ 12,343	77.4 (105.1)
	計	76	318	394	76,672	100,303	△ 23,631	76.4 (101.9)

(注) A…保有車両10両まで、 B…11～30両まで、 C…31両以上
端数処理を行っているため、計が一致しない場合がある。

(表3) 貸切バスの経常収支率の推移

(単位：億円)

年度	調査対象事業者別	事業者数			収入	支出	損益	収支率
		黒字	赤字	計				
H27	保有車両10両まで	88	20	108	97	87	10	111.9%
	11～30両まで	177	17	194	559	486	74	115.2%
	31両以上	78	5	83	991	833	157	118.9%
	計	343	42	385	1,647	1,405	241	117.2%
H28	保有車両10両まで	84	26	110	95	87	7	108.1%
	11～30両まで	156	39	195	533	490	42	108.6%
	31両以上	78	9	87	962	853	109	112.7%
	計	318	74	392	1,589	1,431	158	111.1%
H29	保有車両10両まで	73	38	111	90	86	5	105.4%
	11～30両まで	149	60	209	546	516	31	106.0%
	31両以上	71	18	89	940	857	83	109.7%
	計	293	116	409	1,577	1,458	119	108.1%
H30	保有車両10両まで	57	52	109	86	85	1	101.3%
	11～30両まで	143	79	222	634	619	15	102.5%
	31両以上	62	17	79	829	760	68	109.0%
	計	262	148	410	1,549	1,464	85	105.8%
R1	保有車両10両まで	52	63	115	87	90	△3	96.5%
	11～30両まで	108	112	220	537	545	△8	98.6%
	31両以上	48	27	75	737	701	36	105.1%
	計	208	202	410	1,360	1,335	25	101.9%
R2	保有車両10両まで	21	88	109	46	62	△16	73.7%
	11～30両まで	40	172	212	299	396	△97	75.6%
	31両以上	15	58	73	422	545	△123	77.4%
	計	76	318	394	767	1,003	△236	76.4%

(表4) 一般貸切バス実車走行キロ当たり収入・原価の推移

(単位：円銭)

収支別	H27年度				H28年度				H29年度				
	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	
収入	531.31	539.19	549.09	544.62	540.83	570.81	542.11	551.33	531.84	569.88	553.54	557.78	
原価	474.80	468.21	461.83	464.80	500.29	525.40	480.82	496.44	504.42	537.74	504.51	515.77	
内訳	人件費	205.87	200.46	213.97	208.85	205.29	228.62	216.15	219.53	210.47	226.01	227.06	225.71
	諸経費	268.93	267.76	247.86	255.95	295.00	296.78	264.67	276.91	293.95	311.74	277.44	290.06

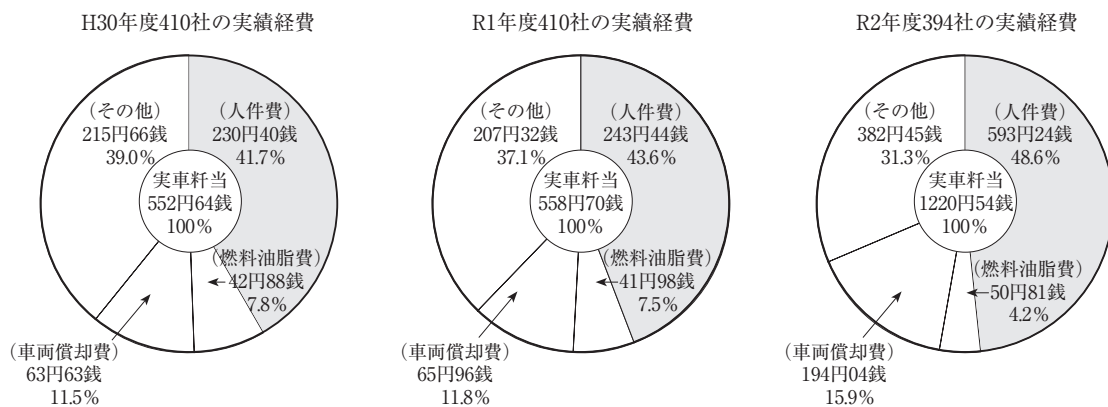
収支別	H30年度				R1年度				R2年度				
	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	
収入	568.42	649.05	545.07	584.75	583.91	609.38	541.50	569.16	1046.16	1061.54	850.01	932.99	
原価	560.97	633.19	500.06	552.64	604.96	617.97	515.25	558.70	1419.51	1404.20	1098.73	1220.54	
内訳	人件費	237.91	238.13	224.82	230.48	257.08	254.20	234.99	243.44	656.58	664.77	547.04	593.24
	諸経費	323.06	395.06	275.24	322.16	347.88	363.77	280.27	315.26	762.93	739.43	551.69	627.30

(表5) 貸切バス実車走行キロ当り経費構成比率の推移

(単位：円銭)

年度	事業者数	人件費	燃料油脂費	減価償却費	諸経費	合計	対前年度 (%)
H20	404	160.89 (45.8%)	43.75 (12.5%)	— —	155.36 (44.3%)	360.00 (102.6%)	-0.2%
H21	423	162.72 (46.4%)	33.02 (9.4%)	27.88 (7.9%)	127.37 (36.3%)	350.99 (100.0%)	-2.5%
H22	408	164.04 (46.2%)	36.76 (10.4%)	27.57 (7.8%)	126.41 (35.6%)	354.78 (100.0%)	1.1%
H23	406	161.19 (45.3%)	41.46 (11.6%)	27.97 (7.9%)	125.49 (35.2%)	356.11 (100.0%)	0.4%
H24	369	166.33 (45.5%)	43.05 (11.8%)	26.32 (7.2%)	129.46 (35.5%)	365.16 (100.0%)	2.5%
H25	403	167.64 (43.9%)	45.66 (12.0%)	29.28 (7.7%)	139.05 (36.4%)	381.63 (100.0%)	4.5%
H26	407	180.68 (44.4%)	45.30 (11.1%)	34.71 (8.5%)	146.36 (36.0%)	407.05 (100.0%)	8.3%
H27	385	208.85 (44.9%)	35.71 (7.7%)	46.13 (9.9%)	174.12 (37.5%)	464.80 100.0%	14.2%
H28	392	219.53 (44.2%)	33.47 (6.8%)	56.65 (11.4%)	186.79 (37.6%)	496.44 (100.0%)	6.8%
H29	409	225.71 (43.8%)	36.88 (7.2%)	63.14 (12.2%)	190.04 (36.8%)	515.77 (100%)	3.9%
H30	410	230.40 (41.7%)	42.88 (7.8%)	63.63 (11.5%)	215.66 (39.0%)	552.64 (100%)	7.1%
R1	410	243.44 (43.6%)	41.98 (7.5%)	65.96 (11.8%)	207.32 (37.1%)	558.70 (100%)	1.1%
R2	394	593.24 (48.6%)	50.81 (4.2%)	194.04 (15.9%)	382.45 (31.3%)	1220.54 (100%)	218.5%

(図1)



(表6) 令和2年度貸切バス原単位の比較

項 目	単位	北海道	東 北	関 東	北陸・信越	中 部	近 畿	中 国
実働日車キロ	キロ	106.3	76.3	78.5	79.9	99.2	105.7	90.1
実働日車当り 総走行キロ	キロ	142.9	122.5	116.5	114.6	140.7	146.2	122.1
実 働 率	%	25.2	30.8	21.7	22.2	34.5	24.2	24.2
実働日車当り 営業収入	円	67,342	70,363	79,020	64,192	64,098	83,628	63,592
実働日車当り 人件費※	円	52,468	45,836	69,882	56,618	45,470	56,556	49,718
実働日車当り 減価償却費	円	15,690	14,067	25,973	22,134	12,344	18,346	12,264
実働日車当り 経費(経常費用)	円	107,508	97,161	137,840	123,411	89,483	125,363	100,517
経費に占める 人件費の割合※	%	48.8	47.2	50.7	45.9	50.8	45.1	49.5
経費に占める 燃料費の割合	%	4.2	5.8	3.3	5.3	3.9	4.3	3.4
運行回数による 旅行業者扱い比率	%	29.5	12.6	18.5	22.6	11.1	8.0	13.1

項 目	単位	四 国	九 州	沖 縄	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	133.2	95.4	74.3	91.5	79.4	78.6	102.5
実働日車当り 総走行キロ	キロ	159.6	132.6	108.0	130.8	115.0	115.7	143.8
実 働 率	%	16.0	22.8	7.4	25.1	18.1	24.1	27.2
実働日車当り 営業収入	円	82,006	66,529	72,105	71,457	65,287	69,475	73,626
実働日車当り 人件費※	円	71,841	47,485	88,594	54,291	52,116	52,227	56,068
実働日車当り 減価償却費	円	26,786	15,649	47,951	17,758	17,089	16,958	18,427
実働日車当り 経費(経常費用)	円	147,117	98,397	202,379	111,699	112,672	110,319	112,611
経費に占める 人件費の割合※	%	48.8	48.3	43.8	48.6	46.3	47.3	49.8
経費に占める 燃料費の割合	%	3.5	4.7	2.2	4.2	4.0	4.8	3.7
運行回数による 旅行業者扱い比率	%	33.5	40.0	54.0	15.3	12.7	15.2	15.8

注1) ※の人件費は一般管理部門を含む人件費
2) 輸送実績報告書より集計

(表7) 貸切バス原単位の推移

項 目	単 位	R2年度			R1年度				
		合 計	10両まで	30両まで	31両以上	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	91.5	79.4	78.6	102.5	146.7	137.2	139.3	153.1
実働日車当り 総走行キロ	キロ	130.8	115.0	115.7	143.8	191.2	181.2	183.4	197.9
実働率	%	25.1	18.1	24.1	27.2	45.8%	34.7%	41.8%	51.3%
実働日車当り 営業収入	円	71,457	65,287	69,475	73,626	81,697	78,923	82,499	81,464
実働日車当り 人件費※	円	54,291	52,116	52,227	56,068	35,706	35,259	35,410	35,971
実働日車当り 減価償却費	円	17,758	17,089	16,958	18,427	9,675	8,917	10,211	9,385
実働日車当り 経費(経常費用)	円	111,699	112,672	110,319	112,611	81,946	82,972	86,085	78,874
経費に占める 人件費の割合※	%	48.6	46.3	47.3	49.8	43.6%	42.5%	41.1%	45.6%
経費に占める 燃料費の割合	%	4.2	4.0	4.8	3.7	7.5%	7.4%	7.6%	7.4%
運行回数による 旅行者者扱い比率	%	15.3	12.7	15.2	15.8	35.9	33.1	33.2	38.2

H30年度

項 目	単 位	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	143.0	127.5	133.5	151.8
実働日車当り 総走行キロ	キロ	186.4	167.9	174.0	197.7
実働率	%	50.4%	39.0%	47.7%	54.6%
実働日車当り 営業収入	円	82,149	70,682	84,671	81,665
実働日車当り 人件費※	円	32,960	30,325	31,779	34,135
実働日車当り 減価償却費	円	9,100	8,191	9,494	8,919
実働日車当り 経費(経常費用)	円	79,030	71,504	84,500	75,924
経費に占める 人件費の割合※	%	41.7%	42.4%	37.6%	45.0%
経費に占める 燃料費の割合	%	7.8%	8.2%	7.3%	8.1%
運行回数による 旅行者者扱い比率	%	36.4	28.4	35.1	38.0

注1) ※の人件費は一般管理部門を含む人件費

2) 輸送実績報告書より集計

(3) 貸切バス事業者安全性評価認定制度

平成23（2011）年度よりスタートした貸切バス事業者安全性評価認定制度とは、貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくするとともに、本制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的に、日本バス協会が実施している。

現在、全国1,926事業者（日本バス協会会員の72.2%）、33,020両（会員保有車両数の86.1%）（令和4（2022）年4月1日現在）の認定がされている。また、制度開始後、10年の歳月を経たことから、10年間の長期に亘り認定を継続し、なおかつ令和3（2021）年度に三ツ星にて認定を更新した120者を「評価認定長期継続優良事業者」として表彰する制度を新たに開始した。この制度の認定を多くの貸切バス事業者が受け、活用されるとともに、利用者・旅行会社が安全性の高い事業者を選択できるよう、今後も更なる安全性向上に努めるとともに、国からの支援をはじめ、バス業界として関係業界団体及び利用者等への周知徹底、PR等をより積極的に行っていく。

令和4（2022）年4月1日

貸切バス事業者安全性評価認定制度 認定状況について

○貸切バス事業者安全性評価認定事業者

		事業者数（者）			車両数（両）		
		★	★★	★★★	★	★★	★★★
H30（2018）年度	（後期）認定事業者	11			224		
				11			224
R1（2019）年度	更新認定事業者	34			749		
				34			749
R2（2020）年度	新規認定事業者	234			3,207		
		234			3,207		
	更新認定事業者	690			11,662		
		159	231	300	1,852	3,461	6,349
特別認定事業者	13			330			
	9	4		175	155		
R3（2021）年度	新規認定事業者	148			2,115		
		148			2,115		
	更新認定事業者	788			14,473		
		167	198	423	2,347	3,256	8,870
	特別認定事業者	7			230		
再評価認定事業者	1			30			
		1		30			
認定事業者 合計		1,926			33,020		
		723	435	768	9,855	6,973	16,192
内 非会員事業者		283			2,946		
		164	70	49	1,637	766	543
会員（非会員除く）に対する 認定事業者の割合		72.2%			86.1%		
全事業者数（非会員含む）に対する 認定事業者の割合		50.8%			73.3%		

○業界全体

	事業者数		車両数	
	者、%		両、%	
貸切バス事業者	3,789	(100)	45,026	(100)
うち会員	2,276	(60.1)	34,946	(77.6)
うち非会員	1,513	(39.9)	10,080	(22.4)

※貸切バス事業者は R2（2020）年度末現在（国土交通省調べ）
うち会員は R3（2021）年8月現在（日本バス協会調べ）

Ⅲ. インバウンド振興

政府は、少子高齢化が進展する中で、我が国経済の活性化のため、訪日外国人旅行者の増大を国政上の重要課題としており、令和12（2030）年に6,000万人を目標として掲げている。令和3（2021）年の訪日外国人旅行者数は、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため国際的な往来の制限等を実施し、25万人にとどまったが、国は国内外の感染状況等を見極めつつ、感染が落ち着いている国・地域から防疫措置を徹底した上で、インバウンドの段階的な復活を図っている。

国土交通省においても、インバウンド振興復活に向けた施策の一つとして、全ての旅行者がストレスなく快適に移動し観光を満喫できる環境の整備に取り組んでいる。

日本バス協会も、バス利用客増加が見込める重要な分野として、また、地域活性化のためにも、外国人旅行者が利用しやすいバス事業を目指して取り組みを行っている。

訪日外国人旅行者が円滑にバスを利用できるようにするため、平成29（2017）年にバス事業者の実施例などを参考に、「訪日外国人旅行者のバス利用を想定した多言語対応に関するガイドライン」を策定した。また平成30（2018）年、「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」を作成した。このプランは日本バス協会として取組目標を設定したものであり、各会員事業者が、事業や地域の実態等に応じそれぞれの経営判断の下で実施するものであるが、インバウンド振興の重要性に鑑みできる限りの取り組みをお願いしているものである。同プランの内容は、

- ①観光需要を取り込んだ便利で利用しやすいバスサービスの提供（鉄道とバスの共通企画乗車券の販売、DMOと連携した路線バスルートの設定、高速バス路線の充実、魅力ある定期観光バスの振興等）
- ②多言語での案内の推進（多言語表示の推進、翻訳アプリの配備、経路検索システムアプリの多言語化、バスシステムナンバリング等）
- ③Wi-Fiの整備推進（主要国際空港アクセスバス等の設置推進）
- ④貸切バスの輸送力強化、サービス改善（クルーズ船入港時の輸送力の確保等）

について、目標年次などを掲げたものとなっている。

また同年、国土交通省は「乗合バスの運行システムのナンバリング等に関するガイドライン」を公表した。このガイドラインは、主要バス事業者が参加した検討会で審議し、これを取りまとめたものであり、バスシステムのナンバリングは、外国人でも分かり易いバスを目指すとともに、日本人を含め全ての利用者に分かり易いシステム案内の実現を目的としている。新規に系統番号を導入する場合や、既存の系統番号の見直しを行う場合には、ナンバリングは「アルファベット+数字」又は「数字のみ」によって表現する方式を原則とするなど、このガイドラインに準拠することを推奨している。

公共交通利用環境の革新等

観光庁(参事官(外客受入担当))：1百万円

※令和3年度補正予算事業(約100億円の内数)も活用


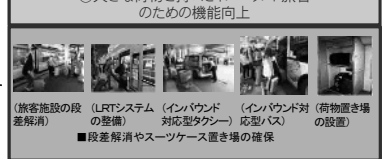
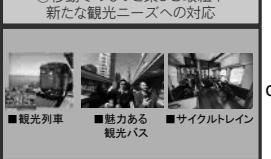

- 新型コロナウイルス感染症の事態収束を見据えた反攻姿勢に転じつつ、地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、感染症拡大防止対策を講じた上で、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進する。
- あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援。

①～⑤をセットで整備(3点以上)

①多言語対応(事故・災害時等を含む)  <ul style="list-style-type: none"> ■多言語表記等 ■スマートフォンアプリの活用等による案内放送の多言語化 ■タブレット端末、携帯型翻訳機、多言語音声装置等の整備 ■多言語バスローケーションシステムの設置 	②無料Wi-Fiサービス  <ul style="list-style-type: none"> ■旅客施設や車両等の無料Wi-Fiの整備 	③トイレの洋式化  <ul style="list-style-type: none"> ■洋式トイレ、多機能トイレの整備 	④キャッシュレス決済対応  <ul style="list-style-type: none"> ■全国共通ICカードの導入 ■QRコードやクレジットカード対応決済機能のICカード化 ■レンタカーのキャッシュレス対応 	⑤感染症拡大防止対策  <ul style="list-style-type: none"> ■車内の抗菌・UVライト対策 ■ターミナル等の衛生対策
--	---	---	---	---

※通常は整備が想定されない場合(例：②無料Wi-Fiサービス(レンタカー等)、③トイレの洋式化(バス、タクシー、レンタカー等)等)については、適用除外とする。
 ※①、④、⑤については、少なくともいずれか1つ実施。

+(あわせて⑥～⑨を支援可能)

⑥非常時のスマートフォン等の充電環境の確保  <ul style="list-style-type: none"> ■非常用電源装置 ■携帯電話充電設備等 	or	⑦大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上  <ul style="list-style-type: none"> ■旅客施設の段差解消(LRTシステム(インバウンド対応型タクシー)対応バス) ■段差解消やスーツケース置き場の確保 	or	⑧移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応  <ul style="list-style-type: none"> ■観光列車 ■魅力ある観光バス ■サイクルトレイン 	or	⑨多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等  <ul style="list-style-type: none"> ■オンデマンド交通(予約システム) ■超小型モビリティシェアサイクル等(サイクルポート等) ■手荷物配送(予約システム)
--	----	---	----	---	----	--

空港・港湾 補助率 1/2 (①～⑤のうちのいずれかを実施済の場合は、1/3)	空港・港湾 アクセス	長距離移動 (交通拠点間)	二次交通	周辺地域 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等
--	---------------	------------------	------	------------------------------

補助対象事業者
公共交通事業者、旅客施設の設置管理者等

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

観光庁(参事官(外客受入担当))：2,706百万円

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援する。
 また、訪日外国人旅行者の更なる消費拡大・満足度向上に向けて、インバウンドベンチャーのノウハウ・技術の活用等、地方の観光の現場における新たな取組の促進を図る。

○観光施設等における安全・安心の向上に向けた取組を支援

■災害時の避難所機能の強化 非常用電源装置の設置 防災トイレの整備 無料Wi-Fiの整備 等	■災害時・急病時の多言語対応強化 デジタルサイネージの整備 翻訳機器等の整備 等	■感染症対策の充実 アクリル板の設置 足踏式手指消毒器等の設置 サーモグラフィー等の導入 等
--	--	--

○宿泊施設での滞在時の快適性の向上に向けた取組を支援

■基本的ストレスフリー環境整備 無料Wi-Fiの整備 案内表示の多言語化 タブレット端末の整備 決済端末等の整備 等	サーモグラフィー等の導入 DXを活用した非接触型チェックインシステムの導入(※)
■バリアフリー環境整備 客室のバリアフリー化 浴室のバリアフリー化 食堂の段差の解消 トイレのバリアフリー化 等	混雑状況の「見える化」 ※これに付帯する宿泊情報管理システム等を含む

○移動に係る利便性及び快適性の向上に向けた取組を支援

多言語表記 多言語案内用タブレット端末等の整備 無料Wi-Fiの整備	トイレの洋式化及び機能向上	全国共通ICカードQRコード決済等の導入	移動円滑化	感染症対策
------------------------------------	---------------	----------------------	-------	-------

【補助率】 1/2、1/3 等

Ⅳ. 安全輸送の取組み

1. 安全輸送体制の確立

(1) 運輸安全マネジメントの推進

運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。また、「安全管理規程の作成及び届出」、「安全統括管理者の選任及び届出」が一定規模（バス事業にあっては保有台数200台以上）の事業者者に義務付けられ、その後平成25年10月からは、これに加え全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行許可を得た乗合バス事業者に義務付け対象が拡大された。

その主な内容は、次のとおりである。

① 全事業者に対するもの

ア. P（計画の作成）・D（計画の実施）・C（効果等の評価）・A（計画の改善）を導入し、さらに継続的に繰り返すことによって、輸送のレベルアップを図る。

イ. 安全確保の責務

ウ. 安全情報の公表

② 保有車両数200台以上のバス事業者及び全ての貸切バス事業者並びに貸切委託運行許可を得た乗合バス事業者（以下「規程等義務付け事業者」という。）に対するもの

上記①の各項目に加え、次の項目を実施することが義務づけられた。

ア. 安全管理規程の作成、届出

安全に関する取組みの基本方針、組織体制、情報伝達の方法、内部監査の方法等を記載。

イ. 安全統括管理者の選任、届出

安全管理体制に必要な事項の経営トップへの報告及び事業者内部への徹底。

また、国土交通省によるマネジメント評価を受けることとなっている。

なお、マネジメント評価については、国土交通省による評価のほかに、当面の措置として、国が認定した第三者機関による評価も認められている。

日本バス協会は、会員事業者において円滑な取り組みができるよう、安全マネジメント推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう（※1）」の作成・配付や国等が開催するシンポジウム等の周知に努めている。

（※1）日本バス協会では、令和3年6月にバス事業における総合安全プラン2025を策定したことを踏まえ、令和3年度事業として、平成26年に作成・配付した運輸安全マネジメント推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう」の改訂版（第3版）を作成・配付した。



(2) バス事業における総合安全プラン2025

交通事故対策について、国は「第11次交通安全基本計画」において、「令和7年までに死者数を2,000人以下、重傷者数を22,000人以下とする」という目標に向け、取組が進められている。

バスの安全対策については、平成21年に国土交通省の「自動車運送事業に係る総合的安全対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）が提言した「事業用自動車総合安全プラン2009」、その後の状況の変化を踏まえ、平成29年「事業用自動車総合安全プラン2020」（以下「プラン2020」という。）が策定されたことをうけて、「バス事業における総合安全プラン2009」、「バス事業における総合安全プラン2020」を策定し、業界を挙げて取り組んだ結果、人身事故件数については、前倒しで削減目標を達成するなど一定の成果を挙げた。

しかし、検討委員会は、「プラン2020」で定めた「令和2年（2020年）までに死者数235人以下」、という目標の達成が厳しい状況にあること、飲酒運転、健康起因事故等への対策、先進技術の開発・普及を踏まえた対策、超高齢社会におけるユニバーサルサービス提供強化を踏まえた事故防止対策、新型コロナウイルス感染症拡大、激甚化・頻発する災害等に対し、新たな日常への移行に伴う事業環境変化における安全対策が講じられていることが必要なことから、新たな対策理念と対策指標、施策群を早急に設定する必要があるとして、令和3年3月、「プラン2020」に代わる、令和7年（2025年）までの5年間を計画年とする「事業用自動車総合安全プラン2025」（以下「プラン2025」という。）を提言した。

日本バス協会は、本提言を踏まえ、「バス事業における総合安全プラン2020」に代わる新たな計画として、令和7年までの5年間を計画年とする「バス事業における総合安全プラン2025」を策定し、次のとおり取組を進めることとした。

I. バス事業に係る事故等削減目標の設定

1. 乗客の死者数ゼロ
2. 令和7年（2025年）までに交通事故死者数をゼロとする。
3. 令和7年（2025年）までに重傷者数を150人以下とする。
4. 令和7年（2025年）までに人身事故件数を800件以下とする。
5. 飲酒運転をゼロとする。
6. 令和7年（2025年）までに乗合バスの車内事故件数85件以下とする。
7. 令和7年（2025年）までに貸切バスの乗客の負傷事故件数20件以下とする。

(3) 運転管理の高度化

国土交通省は、令和3年3月、「運行管理高度化検討会」を設置し、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めており、令和3年12月IT点呼の対象範囲を拡大した「遠隔点呼実施要領」を策定した。また、点呼における確認、指示事項点呼支援機器により代替することができる「自動点呼」について検討が進められている。日本バス協会は、「運行管理高度化検討会」に参画し、「自動点呼実施要領」の検討についてバス事業者の意見を反映させるとともに、実施要領を周知し事業者がICTを活用した運行管理の高度化の取組を促す。

○ 遠隔点呼とは

従来より、カメラやモニターを用いて点呼を行う「IT点呼（トラック）」及び「旅客IT点呼（バス、タクシー）」が実施できますが、いずれも、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所に限られたものでした。

今般、「使用する機器・システムの要件」、「実施する施設・環境の要件」及び「運用上の遵守事項」を設定することで、これらの要件を満足する営業所において、営業所の優良性に関わらず、遠隔拠点間（営業所—車庫間、同一事業者内の営業所間、グループ企業の営業所間）の点呼を実施可能とする遠隔点呼制度が令和4年4月1日より開始される。

※遠隔点呼の実施には運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長への申請を行い承認を受ける必要がある。

(4) 運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策

(北陸自動車道小矢部川サービスエリアにおける高速乗合バスの事故を受けての安全対策)

平成26年3月3日に発生した北陸自動車道における高速乗合バス事故の原因については、衝突前にバス運転者が意識を失っていた可能性もあるとみられており、平成26年4月、国土交通省の「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について」の通達を受け、この内容を各バス事業者に周知し、経営トップが危機意識をもって最大限の経営努力を行うとともに、以下のソフト・ハード両面の安全対策に取り組むこととした。

また、平成26年3月25日、4月11日、5月8日に「安全輸送委員会安全確保対策WG」を開催し、高速道路を運行するバスの安全対策について検討を行い、検討結果について会員事業者に取り組みを要請した。

○ ソフト面の安全対策

1. 各都道府県バス協会に対し、脳疾患、心臓疾患、SASなどバスの運転に支障を及ぼすおそれのある主要疾病に対する各バス事業者による検査の実施を促進するため、検査費用の助成拡充を要請
2. 国土交通省作成の健康管理マニュアルの分かり易い要約版を作成し、各バス事業者に対し活用を要請
3. 衝突被害軽減ブレーキ装置付き車両である旨をバスの車体に表示するなど、バス利用者に対する安全情報の発信を進めるよう、各バス事業者に要請
4. 高速道路等の走行に関し、乗客に対するシートベルト着用案内を再徹底するよう、各バス事業者に要請するとともに、国土交通省と、運転者の体調急変時などの対応方策を引き続き検討
5. 貸切バス事業者安全性評価認定制度の審査において、積極的な健康管理を行っている事業者に対し加点することを検討

○ ハード面の安全対策

1. 衝突被害軽減ブレーキ装着車両への代替を促すため、当該装着車両を運輸事業振興助成交付金の補助対象に加えるとともに、そのための予算を増額補正
2. 既存車に後付ができる衝突被害の軽減に資するための装置の開発を、国及び一般社団法人日本自動車工業会に引き続き要請

2. 大規模災害への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、バス事業者にも津波による車両の流出や社屋等の損壊、道路の崩壊等による運行の停止など深刻な被害をもたらした。

日本バス協会では、この教訓を生かし、今後発生が予想される東海地震等の大規模災害に対応するため、平成24年5月に安全輸送委員会安全確保対策WGに「大規模災害対策特別小委員会」を設置し、検討を重ね、平成25年5月に「大規模災害基本対応マニュアル（初動対応編 作成指針）」及び「大規模災害基本対応ハンドブック（乗務員用 作成指針）」（以下、「マニュアル等」という。）を取りまとめた。

このマニュアル等は、大規模災害発生時に、バス事業者が乗客や従業員の安全を確保するとともに、バス事業の社会的使命を果たすために必要な初動対応の基本事項及びそのために必要な事前の備えを定め、各事業者が災害対応マニュアルを作成する際の指針とするものである。

《構成》

(1) 大規模災害基本対応マニュアル（初動対応編 作成指針）

- ① マニュアルの目的
- ② 災害の基礎知識
- ③ 初動対応の基本方針
- ④ 事前の備え
- ⑤ 災害への対応

(2) 大規模災害基本対応ハンドブック（乗務員用 作成指針）

- ① はじめに
- ② 平時の備え

- ③ 災害時の対応
- ④ その他

3. 飲酒運転防止対策

(1) 飲酒運転防止対策の推進

平成14年7月、中央自動車道においてバス運転者が飲酒運転し接触事故を起こしたのに続き、同年8月には神戸市で路線バス運転者が酒気帯び運転をし、停留所付近で斜横断中の歩行者と接触して死亡させるという事故を引き起こした。

いずれも、安全輸送が事業運営の根幹であるバス事業においては、決してあってはならない事故であり、同年9月の国土交通省通達を受け、ただちに日本バス協会に「飲酒運転防止対策会議」と、作業部会の「飲酒運転防止対策WG」を設置し、平成14年10月、「飲酒運転防止対策マニュアル」を策定し、同年11月には「飲酒運転防止対策事例集」を編纂して全会員事業者者に配付、平成15年2月には、「マニュアル」で定めた厳正な点呼に活用するため、アルコール検知器を全国の会員へ緊急配付した。

平成18年1月には、飲酒運転防止対策をより効果的なものにするため、これまでのマニュアル等を整理・統合して新たに「飲酒運転防止対策マニュアル」として改定し、全国の会員事業者者に周知徹底を行った。

さらに、平成22年4月に国土交通省令等が改正されたことによる、平成23年5月から点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化等に対応するため、平成23年4月に「飲酒運転防止対策マニュアル」を再度改定した。

また、飲酒運転防止対策については、現在は「安全輸送委員会」及び「安全輸送委員会安全確保対策WG」により進められ、全国の会員事業者において万全の対策がとられるよう、毎年、秋の全国交通安全運動に併せて「飲酒運転防止週間」を設定するなど、業界をあげて取り組んでいる。

(2) アルコール検知器の使用義務化

国土交通省は、「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、事業用自動車の乗務員の飲酒運転を根絶するため、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化等の省令改正を行い、平成23年5月に施行した。

日本バス協会では、これに先立ち、平成15年からアルコール検知器の導入・活用を図っている。

省令改正の概要は、次のとおりである。

① 公布（平成22年4月28日）と同時に施行の事項

ア. 酒気を帯びた乗務員を乗務させてはならない。（明確化）

イ. 運行管理者の補助者となることができる要件として、「運行管理者資格証の交付を受けている者」を追加。（従来の通達から省令へ）

ウ. 上記イの補助者が、運行管理者の指示を受けずに、又は指示に反して不適切な業務を行った場合には、その業務に該当する運行管理者資格証の返納が命ぜられる。

② 平成23年5月1日から施行の事項

ア. 営業所ごとにアルコール検知器を備え、常時有効に保持すること。このため、アルコール検知器の故障の有無を日常的に確認すること。

イ. 点呼時には、酒気帯びの有無について、目視等で確認するほか、必ずアルコール検知器を用いて確認すること。

また、遠隔地等のため電話点呼を行う場合であっても、運転者にアルコール検知器を携行させ、検知結果を報告させること。

ウ. 点呼簿に、アルコール検知器使用の有無及び酒気帯びの有無を記録し、1年間保存すること。

なお、電話点呼を行った場合においては、具体的な検知結果の確認方法についても記録すること。

4. 車内事故防止対策

バス事故件数の約3割を車内事故が占めており、さらに車内事故による負傷者の約半数は65歳以上の女性であること等から、車内事故の減少に努めるため、令和3年度においても「バス車内事故防止キャンペーン」

を7月に設定し、バス利用者に対する啓発活動等に努めている。以下は、本運動の概要である。

(1) 実施期間 令和3年7月1日～7月31日（1箇月間）

(2) 重点項目

- ① 一般乗合バス（高速バスを除く。以下「一般乗合バス」という。）
 - ア. ゆとり乗降（バスが停車してから離席する。）の啓発。
 - イ. ゆとり運転（乗客が着席してから発車する。車間距離を確保する。）の励行。停留所発進時における安全基本動作を徹底。
- ② 貸切、高速、空港連絡バス等（以下「貸切、高速バス等」という。）
 - ア. 乗客へのシートベルト着用の徹底。

(3) 実施事項

- ① 利用者への啓発活動
 - ア. 車内における実施事項
 - a. ポスターを掲示する。（※2）
 - b. 車内アナウンス、映像による案内を活用する。
 - イ. その他の実施事項
 - a. バスが乗り入れている病院等、高齢者のバス利用が多い施設等にポスターの掲示を依頼する。
 - b. 日本バス協会及び各都道府県バス協会、一般乗合バス会員事業者のホームページに車内事故防止キャンペーン中である旨を掲載する。
 - c. 各都道府県バス協会は、地方自治体、都道府県の旅行業界等に対して協力を依頼する。
- ② 一般ドライバー等への協力要請
 - 一般ドライバー団体・トラック業界・タクシー業界等の広報誌等へ車内事故防止の協力方掲載を依頼する。
- ③ その他会員事業者・運転者の実施事項
 - ア. 一般乗合バス事業者について
 - a. 車内事故防止削減目標を定める。
 - b. 勉強会等を開催する等、本キャンペーンの趣旨を周知徹底する。
 - c. 乗客が席に着くまでは絶対に発車しない「ゆとり運転」を励行する。
 - d. 運行ダイヤを点検し、必要に応じて見直しをする等ゆとりある乗降を可能とする「ゆとりダイヤ」を確保する。
 - イ. 貸切、高速バス等事業者について
 - a. シートベルト着用について、乗客にはどのような案内が効果的か等の勉強会を開催する。

(※2) 車内掲出用ポスター



5. 乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用対策

平成28年11月、大阪府門真市において、貸切バスの運転者が運転中にスマートフォンを用いてゲームアプリを操作するという事案が発生した。

運転中の携帯電話・スマートフォンの使用は道路交通法で禁止されている極めて危険な行為のため、安全輸送が事業運営の根幹であるバス事業においては、決してあってはならない事案である。

そのため、日本バス協会では、同月の国土交通省通達を受け、安全輸送委員会安全確保対策WGを開催し、平成29年1月「乗務中における携帯電話・スマートフォンの使用に関する社内規程策定のガイドライン」を策定した。また、「乗務中における携帯電話・スマートフォン使用の危険性等について」の啓発資料や「運転中の携帯電話・スマートフォンの使用等を禁じたシール及び営業所等に掲示するポスターを会員事業者に配布をするなど、同種事案の再発防止対策を講じた。

6. バスジャック・テロ対策等

(1) バスジャック対策の推進

平成12年5月、佐賀駅発西鉄天神バスセンター行きの西日本鉄道(株)の高速バスが、九州自動車道を走行中、刃物を持った少年に乗っ取られ、乗客21名のうち1名が死亡、3名が重傷を負うという過去に例を見ない悲惨なバスジャック事件が発生した。

日本バス協会は、本事件を機に、ただちに同種事件発生時の適切な対応を検討するため、運輸省（現：国土交通省）の参画も得てバスジャック対策検討会議を設置した。また、本検討会の下に、作業部会として「統一マニュアル策定ワーキンググループ」及び「緊急連絡手段整備ワーキンググループ」を設置し、集中的に検討を行って、「バスジャック統一对応マニュアル」を策定した。

平成20年7月に東名高速道路を運行中の高速バスがバスジャックされるという事件が発生したことから、緊急に、安全輸送委員会に「バスジャック・テロ対策ワーキンググループ会議」を設置し、「マニュアル」の点検をはじめ、対策について検討を行った結果、平成20年12月2日に「バスジャック統一对応マニュアル」等を改定した。

なお、国土交通省からの通達「バスジャック対策の推進について」を受け、下記事項について会員事業者へ周知徹底を図っている。

ア. バスジャック対策マニュアルを策定していないバス事業者にあつては、早急にこれを作成し、これを作成しているバス事業者にあつても、今回の「バスジャック統一对応マニュアル」の改定を踏まえ、必

要な見直しを行うこと。

- イ. 各地方運輸局（沖縄総合事務所を含む）、各都道府県警察等の関係機関と連携し、定期的にバスジャック訓練を実施すること。
- ウ. 各地方運輸局（沖縄総合事務所を含む）、各都道府県警察等の関係機関との夜間・休日を含む緊急連絡体制を整備すること。
- エ. バスジャックの早期解決及び未然防止を図るための緊急連絡装置等の機器の整備に努めること。
- オ. その他、早期に実施する事項
 - （ア）緊急連絡手段（非常用防犯灯スイッチ）に係る点検
 - （イ）一般国民への協力依頼
 - 自社が装備している緊急連絡手段（警察への通報等を求めるための非常用防犯灯等）について、ホームページに掲載するとともにバスターミナルや主要乗降所等に掲示するなど、広く国民に協力を求めるための周知を行う。

(2) テロ対策の徹底

日本バス協会では、「バスジャック統一对応マニュアル」を策定し、これを基に、ゴールデンウィークや夏季休暇等の人出が多数予想される時期を前にテロ対策の徹底を図っている。

(3) 全国瞬時警報システム（Jアラート）等でミサイル発射の情報が発信された場合の対応

近年、北朝鮮からミサイルが発射され、ミサイルが我が国の領土・領海に着弾または上空を通過する場合に発信されるJアラートを受信するケースが発生した。

日本バス協会では、バス事業者における基本的な対応要領として、平成29年11月に安全輸送委員会にて、「全国瞬時警報システム（Jアラート）等でミサイル発射の情報が発信された場合の対応要領」を策定した。

全国瞬時警報システム（Jアラート）等でミサイルが発射されたとの情報が発信された場合の対応は、原則として、次のとおりとするが、各事業者の業務内容も踏まえて適切に対応すること。

- ア. 運転者は、Jアラート等でミサイルが発射されたとの情報が発信され、かつ、所在地が対象地域内であることを知ったときは、原則として、バスを安全な場所に停車させる。
- イ. 乗客に対し、Jアラートの発報により警戒を要する状況である旨をアナウンスし、頭を低くした安全姿勢を採ってもらう。
- ウ. 上記対応について会社に連絡し、会社からの指示を受ける。
- エ. 安全な状況であることが確認できた場合は、運行を継続する。

[参考]

国民の皆様へのお願い

(ホームページやバスターミナル・主要乗降所等での掲載・掲示例)

走行中のバスに「SOS」や「緊急事態発生」等が表示されていたり、あるいは見慣れない青いランプ（防犯灯）が点滅していたら、そのバスの車内ではバスジャックのような異常事態が発生しているかもしれません。

そのようなバスを見かけましたら、110番への通報をお願いします。

《非常用防犯灯の一例》

なお、平成26年度には、バスに搭載の非常用防犯灯（車両後面に装備する青色灯火）等について、何を示す灯火かが不明瞭な場合には、表示（※3）を行うよう取り組むこととした。

(※3) 表示例

◎ 文字による表示の例
(側面・前面も表示するものもある。)



◎ 防犯灯点滅による表示の例



7. 令和元年・2年の交通事故

(1) 全国の交通事故の現状

現代社会において、自動車は必要不可欠なものになっており、令和2年12月末のわが国の自動車保有車両数は、約8,184万台、運転免許証保有者数は約8,198万人となっている。

このような自動車保有台数、運転免許保有者数の増加や高速道路の整備に伴う高速化により、交通事故や環境への影響が大きな社会問題となっている。

令和2年中の交通事故による死者数は2,839人で、平成31年（令和元年）から減少し2千人台となった。一方、次代を担う子供が被害に遭う大変痛ましい交通事故が相次いで発生するなど、いまだ多数の尊い命が交通事故の犠牲になっている。

また、高齢運転者による交通事故が多発するとともに、飲酒運転等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故も後を絶たないなど、交通情勢は依然として厳しい状況にある。（図1参照）

令和2年中の死亡事故に関する概要は次のとおりである。

① 高齢者が占める割合過去最高

交通事故死者数を年齢別にみると、高齢者（65歳以上）が1,596人（構成率56.2%）と最も多く、次いで50歳代が317人（同11.2%）、40歳代が231人（同8.1%）の順に多い。

また、過去10年間の推移をみると、若者及び25～29歳などに比較して、高齢者は、減少率が少ないことから、全体に占める高齢者の割合は年々増加しており、他の年齢層と比べて厳しい情勢にある。

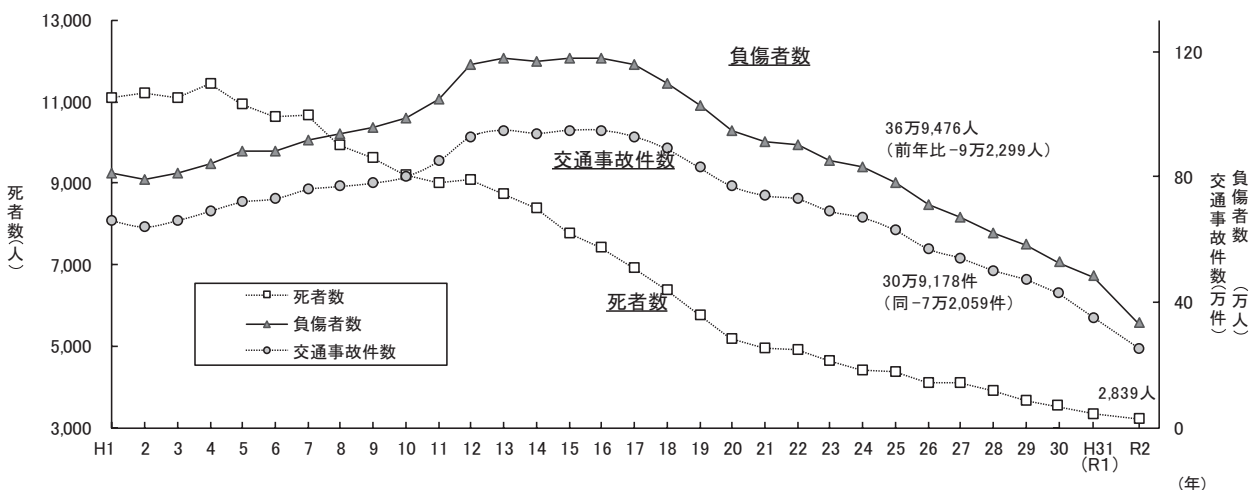
② 歩行中死者が10年連続最多

交通事故死者数を状態別にみると、歩行中（1,002人 構成率35.3%）が最も多く、次いで自動車乗車中（882人 同31.1%）となっており、両者で全体の約3分の2を占めている。

③ シートベルト非着用死者が特に減少

自動車乗車中の致死率（死傷者に占める死者の割合）をシートベルト（チャイルドシートを含む）着用有無別にみると、令和2年の着用者の致死率は非着用者の約15倍であり、このことからシートベルトの着用が交通事故の被害軽減に寄与していることが認められる。

（図1）交通事故の推移



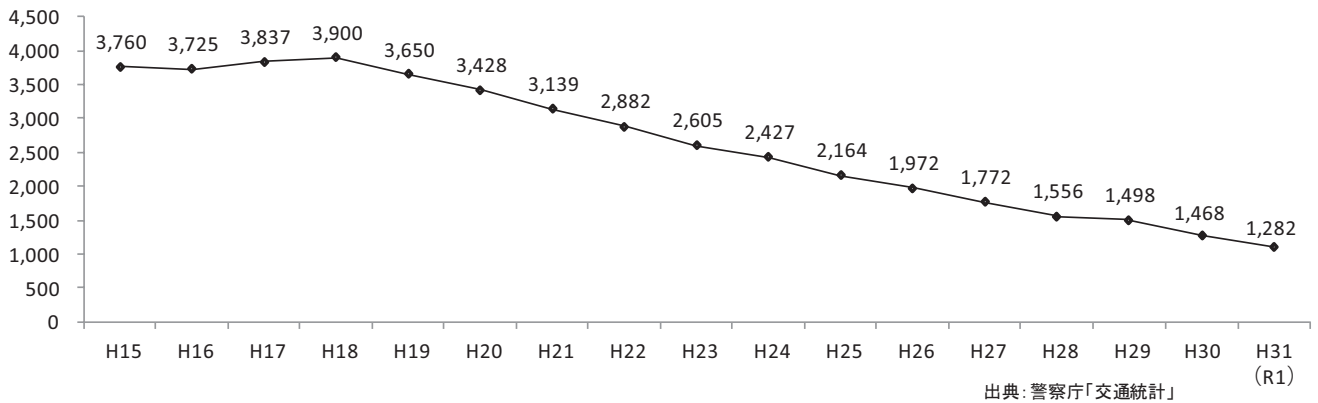
（注）交通事故件数及び死傷者数は警察庁資料により作成。ただし人身事故のみ。

(2) バス（事業用）に係る交通事故情報

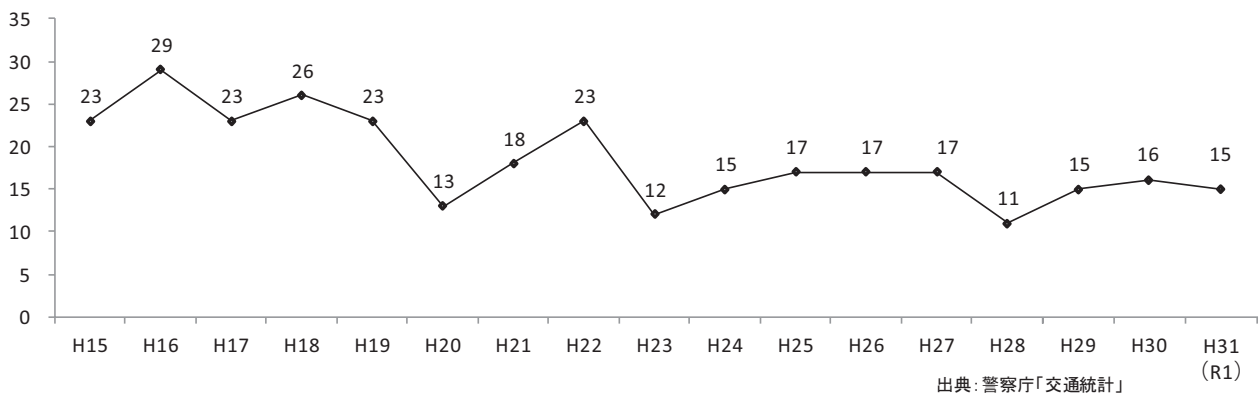
① バスの事故件数・死亡事故件数の推移

平成31年（令和元年）のバスの事故件数は、次のとおりである。

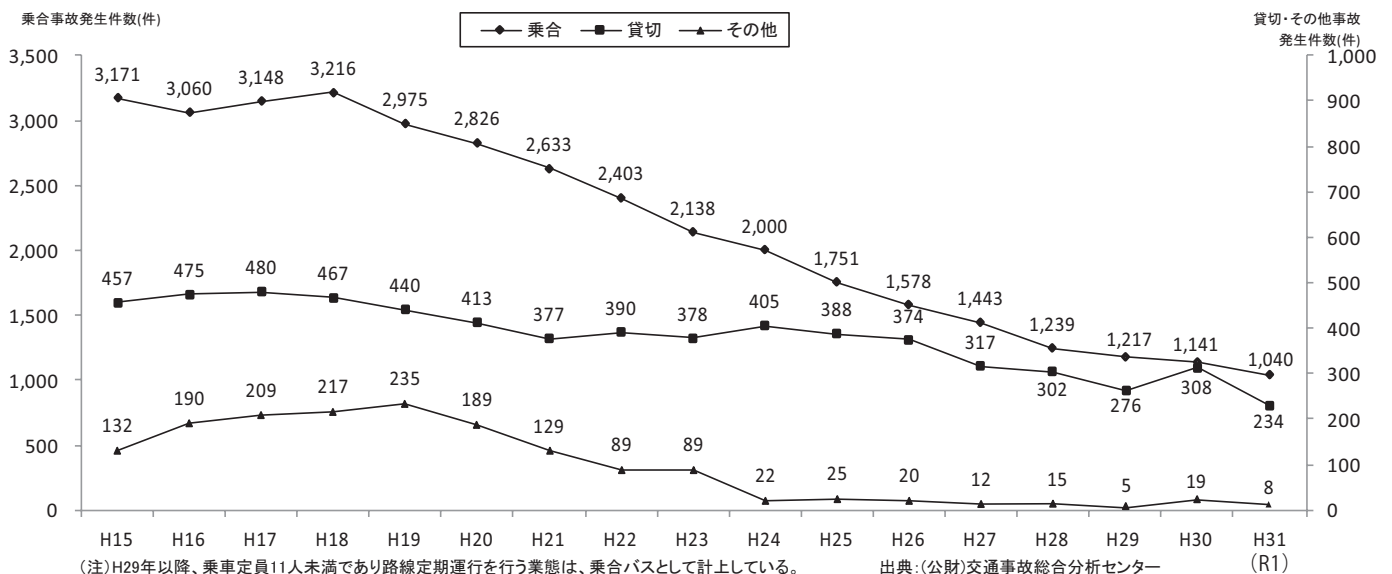
(図2) バスの事故件数の推移



(図3) バスの死亡事故件数の推移



(図4) バス業種別事故件数の推移



(3) 事業用自動車の事故

① 事業用自動車の事故発生状況

令和元年中に発生した事業用自動車による重大事故は、国土交通省の調査結果によると2,526件で、死傷者等は次のとおりである。

ア. 全	件数	2,526件	対前年比-313件
	(うち、乗務員に起因するもの)	1,787件	〃 -150件
イ. 事故による	死者数	616人	〃 -61件
	〃 重傷者数	1,224人	〃 -87件
	〃 軽傷者数	1,519人	〃 -71件

(注) 国土交通省資料により作成

② 業態別事故発生状況

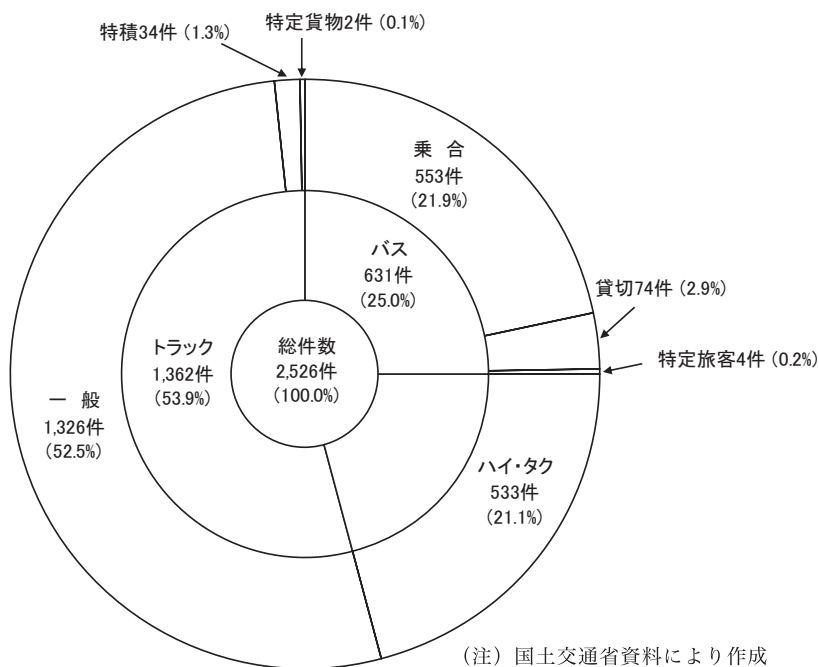
事業用自動車による重大事故2,526件の内、バスは631件、ハイ・タク533件、トラックは1,362件であった。(表1、図5参照)

(表1) 業態別の重大事故発生状況 (令和元年)

業 態		バ ス	ハイ・タク	トラック	合 計
重 大 事 故 件 数 (件)		631	533	1,362	2,526
死 傷 状 況	死 者 数 (人)	32	85	499	616
	重 傷 者 数 (人)	272	376	576	1,224
	軽 傷 者 数 (人)	555	183	781	1,519
	計 (人)	859	644	1,856	3,359
乗務員に起因する事故件数 (件)	489	422	876	1,787	

(注) 国土交通省資料により作成

(図5) 業態別重大事故発生状況 (令和元年)



(注) 国土交通省資料により作成

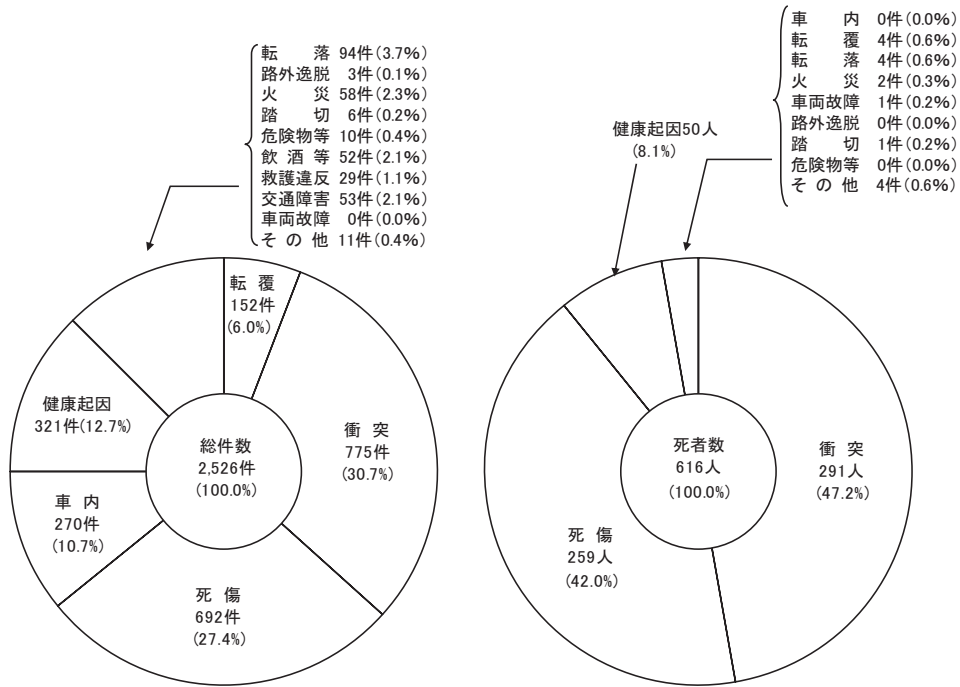
③ 事故発生件数及び死傷者数

重大事故の令和元年中の発生状況と、平成30年中との比較は次のとおりである。

状況等	業態別	バス		ハイ・タク		トラック	
		令和元年	対前年比	令和元年	対前年比	令和元年	対前年比
重大事故発生件数	(件)	631	-74	533	-16	1,362	-223
〃 死者数	(人)	32	-12	85	+10	499	-59
〃 負傷者数	(人)	827	-77	559	-14	1,357	-67

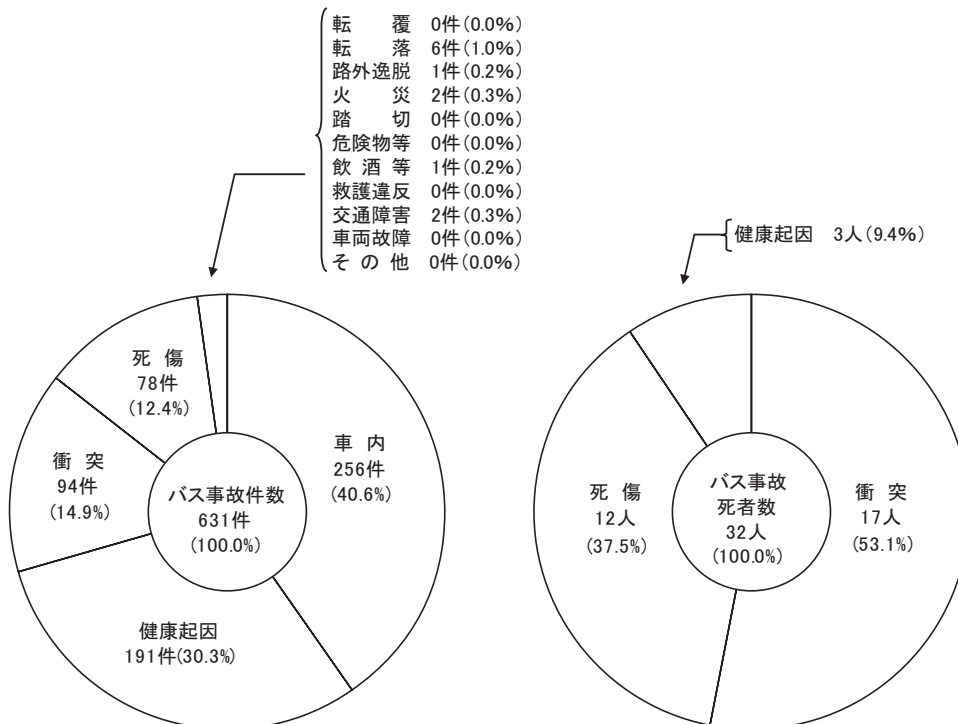
(注) 国土交通省資料により作成

(図6) 事故種類別重大事故発生状況 (令和元年)



(注) 国土交通省資料により作成

(図7) バスに係る事故種類別重大事故発生状況 (令和元年)



(2) 衝突被害軽減ブレーキ等

《調査対象：令和3年3月末現在事業者保有車両数》

項目 都道府県	衝突被害軽減ブレーキ			車両安定性制御装置 (横滑り防止装置)			ふらつき注意喚起装置 (後付装置を含む)			車線逸脱警報装置 (後付装置を含む)		
	(空港連絡便含) 高速乗 切	貸 切	計	(空港連絡便含) 高速乗 切	貸 切	計	(空港連絡便含) 高速乗 切	貸 切	計	(空港連絡便含) 高速乗 切	貸 切	計
北海道	309	771	1,080	239	669	908	279	712	991	289	755	1,044
青森	28	228	256	19	174	193	30	139	169	25	161	186
岩手	38	144	182	36	135	171	36	144	180	36	158	194
宮城	147	183	330	109	173	282	152	170	322	147	170	317
福島	69	391	460	55	337	392	61	372	433	60	366	426
秋田	27	59	86	22	63	85	27	60	87	22	114	136
山形	51	28	79	47	34	81	48	27	75	45	28	73
茨城	158	365	523	115	335	450	153	351	504	167	389	556
栃木	17	248	265	11	236	247	27	260	287	29	302	331
群馬	44	205	249	44	180	224	44	190	234	44	201	245
埼玉	112	457	569	92	412	504	109	407	516	100	465	565
千葉	432	501	933	262	496	758	339	485	824	300	468	768
東京都	809	1,041	1,850	625	899	1,524	5,144	744	5,888	783	956	1,739
神奈川県	222	501	723	144	370	514	219	418	637	212	445	657
山梨	24	124	148	27	132	159	18	127	145	24	137	161
新潟	82	201	283	64	190	254	86	205	291	80	204	284
長野	119	318	437	93	275	368	118	291	409	125	298	423
富山	39	127	166	39	106	145	39	117	156	39	125	164
石川	69	221	290	56	195	251	69	211	280	68	207	275
福井	9	112	121	7	128	135	8	121	129	8	122	130
岐阜	64	253	317	35	202	237	59	220	279	59	252	311
静岡	108	409	517	76	349	425	86	400	486	105	471	576
愛知	203	601	804	171	512	683	201	531	732	228	677	905
三重	43	170	213	40	160	200	46	159	205	149	296	445
滋賀	0	143	143	0	128	128	0	143	143	0	209	209
京都	98	293	391	78	228	306	86	298	384	94	334	428
大阪	510	887	1,397	453	766	1,219	514	583	1,097	588	961	1,549
兵庫	192	131	323	187	117	304	235	127	362	233	124	357
奈良	15	113	128	12	96	108	12	109	121	22	173	195
和歌山	7	145	152	4	107	111	7	116	123	16	131	147
鳥取	48	88	136	48	90	138	53	72	125	53	74	127
島根	56	104	160	52	98	150	51	100	151	66	103	169
岡山	44	201	245	20	131	151	33	134	167	74	242	316
広島	125	264	389	115	230	345	141	259	400	164	263	427
山口	28	150	178	26	128	154	26	139	165	48	178	226
徳島	77	21	98	65	21	86	66	20	86	88	22	110
香川	86	60	146	70	21	91	89	44	133	92	53	145
愛媛	74	95	169	54	46	100	72	110	182	68	116	184
高知	27	56	83	55	67	122	33	51	84	32	54	86
福岡	236	208	444	174	196	370	245	231	476	249	240	489
佐賀	33	69	102	13	72	85	33	93	126	33	100	133
長崎	94	99	193	80	70	150	93	96	189	85	98	183
熊本	53	137	190	48	135	183	80	181	261	82	196	278
大分	51	95	146	47	85	132	47	86	133	47	92	139
宮崎	20	37	57	20	41	61	28	37	65	28	31	59
鹿児島	41	132	173	33	101	134	55	159	214	43	155	198
沖縄	22	184	206	20	160	180	20	151	171	22	169	191
H 25. 3末												
H 26. 3末	1,124	2,073	3,197	664	1,467	2,131	1,182	1,355	2,537	1,412	1,113	2,525
H 27. 3末	1,735	3,024	4,759	977	2,245	3,222	1,865	2,251	4,116	2,158	2,172	4,330
H 28. 3末	2,418	4,780	7,198	1,828	3,758	5,586	2,382	3,885	6,267	3,193	4,050	7,243
H 29. 3末	3,257	7,099	10,356	2,381	5,456	7,837	3,232	6,741	9,973	3,884	7,016	10,900
H 30. 3末	3,733	8,414	12,147	2,885	6,827	9,712	4,018	8,254	12,272	4,405	8,901	13,306
H 31. 3末	4,479	9,939	14,418	3,505	8,209	11,714	4,425	9,334	13,759	4,994	10,690	15,684
R 2. 3末	5,007	11,128	16,135	3,879	9,387	13,269	4,858	10,381	15,239	5,341	11,815	17,156
R 3. 3末	5,160	11,370	16,530	4,102	9,896	13,998	9,417	10,200	19,617	5,371	11,885	17,256
対前年増減	153	242	395	223	509	729	4,559	-181	4,378	30	70	100

日本バス協会調べ

項 目 都道府県	ドライバー異常時対応システム			
	一般路線バス乗合 (高速除く)	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	計
北海道	93	69	211	373
青森	33	11	77	121
岩手	0	10	37	47
宮城	64	29	41	134
福島	8	32	90	130
秋田	0	7	14	21
山形	4	9	7	20
茨城	15	29	74	118
栃木	11	6	38	55
群馬	7	5	49	61
埼玉	157	24	103	284
千葉	113	85	137	335
東京都	562	149	237	948
神奈川県	367	38	76	481
山梨	77	5	31	113
新潟	11	14	43	68
長野	11	17	62	90
富山	5	10	21	36
石川	9	21	81	111
福井	11	1	44	56
岐阜	27	13	58	98
静岡	42	24	88	154
愛知	146	47	73	266
三重	14	6	46	66
滋賀	2	0	49	51
京都	139	20	93	252
大阪	127	152	222	501
兵庫	141	83	27	251
奈良	24	3	21	48
和歌山	0	0	30	30
鳥取	5	6	22	33
島根	13	13	29	55
岡山	10	11	58	79
広島	60	41	88	189
山口	17	5	37	59
徳島	18	13	8	39
香川	0	34	12	46
愛媛	7	16	20	43
高知	8	9	13	30
福岡	46	138	54	238
佐賀	3	16	24	43
長崎	5	28	15	48
熊本	5	4	69	78
大分	9	6	29	44
宮崎	6	8	14	28
鹿児島	7	8	41	56
沖縄	4	9	27	40
H 25. 3末				
H 26. 3末				
H 27. 3末				
H 28. 3末				
H 29. 3末				
H 30. 3末	0	0	0	0
H 31. 3末	0	391	1,717	2,108
R 2. 3末	1,660	1,019	2,573	5,252
R 3. 3末	2,443	1,284	2,740	6,467
対前年増減	783	265	167	1,215

日本バス協会調べ

V. バスに係る技術面の向上

1. 中央技術委員会の活動

バス事業における技術の向上、安全や環境等の車両性能の向上、保守費の軽減、整備性の向上等を図るため、中央技術委員会の全国大会及びバス改善要望全国会議において、優良技術の発表・普及、各種技術情報の共有化、事業者間の意見交換等を行っている。

- ① 中央技術委員会全国大会においては、各事業者の日常の整備作業等における作業効率や安全性・経済性等に役立つアイデアを募集した発明考案作品について発明考案審査小委員会の審査に基づき、優秀な作品の表彰及び発表を行い、かつ、各事業者の業務に関する業務改善取り組み事例等の技術業務報告を行うとともに、バス関連用品・部品等の商品展示を行うなど、事業者相互間の情報交換等に努めている。
- ② 中央技術委員会バス改善要望全国会議においては、全国の事業者から寄せられた整備性等に関するバスメーカーへの改善要望について、整備分科会においてバスメーカー毎に検討を行い、この内容を基に特に重要と考えられる主要部位の材質改善や形状変更等の改善項目について発表及び審議を行っている。

2. バス車両の技術開発

- ① 車両の安全やバリアフリー、環境対策に係る新技術について、情報収集及び調査研究を行っている。
- ② 運転者の健康に起因する事故の防止を図るため、運転者が運転操作不能となった場合に安全に停車することのできる車両の開発について、国及び自動車メーカーに要請するとともに情報収集を行っている。

3. 自動運転について

自動運転については、官邸の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が策定した「官民 ITS 構想・ロードマップ」を基に、自動車メーカー、IT 企業、関係省庁、大学、地方公共団体、バス事業者等において、研究開発、技術面での検討等が進められている。また、技術開発に合わせ、自動運転を実現するための制度整備についても同戦略本部が2018年4月に策定した自動運転に係る制度整備大綱に基づき検討が進められてきた。主な取組事項は、車両の安全確保の考え方、交通ルールの在り方、安全性の一体的な確保、責任関係となっている。これらにより、2020年までに、自家用自動車の高速道路での自動運転、限定地域での無人自動運転移動サービスの実現を目指し、2025年以降、このようなサービスの全国展開を図り、全国各地域で高齢者等が自由に移動できる社会を構築するとされている。

2019年5月には、自動運転レベル3（特定条件下における自動運転）の実現に向けて自動運転の公道走行ルールを盛り込んだ、道路運送車両法及び道路交通法の改正法が改正された。道路運送車両法では、保安基準対象装置に自動運行装置を追加するとともに対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造に認証を要する「分解整備」の名称を「特定整備」すること等の改正、道路交通法では自動運行装置を使用して自動車を運転する場合の義務に関する規定等の所要の改正が行われ、道路運送車両法は2020年4月、道路交通法は5月に施行される。自動運転走行時には運転中でもスマートフォンの操作等が可能となる。

ただし、自動運行装置の使用条件を満たさなくなる場合等には、運転者が自動運行装置から運転操作を直ちに確実に引き継ぐことが求められており、運転者はこれに適切に対処する必要がある。日本バス協会は、自動運転に関する政府の取組等について、国土交通省から適宜説明を受けるとともに、様々な機会を通じてこれらの技術開発動向や自動運転の実証実験等についての情報収集に努めてきた。また、自動運転技術の開発を国土交通省及びメーカーに要請している。なお、バスの自動運転については、2020年6月に限定地域での無人自動運転サービスの安全性及び利便性を確保するために旅客運送事業者が検討していく上で必要となる基本的な考え方をガイドラインとして取り纏められる予定。ガイドラインには、レベル4（特定条件下に

おける完全自動運転)に係る技術の確立・精度の整備に先んじて、遠隔監視・操作者がいる場合も対象となる。

この他、国土交通省の「先進安全自動車 (ASV) 推進検討会」では自動運転の実現に向けた ASV の推進をテーマに検討を進めており、日本バス協会もこの検討に参加している。

Ⅵ. 環境対策と交通バリアフリー法への対応

1. 環境対策

(1) バス事業における低炭素社会実行計画

環境問題は、現代社会における最重要課題の一つであり、日本バス協会はこれに対応するため、平成10年6月に環境対策委員会において「バス事業におけるボランタリープラン」を制定し、その後、平成18年8月に「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」（以下、「自主行動計画」という。）を改定し、地球温暖化対策に努めた結果、「2010年度におけるCO₂排出原単位を1997年度比12%改善する。」との目標を設定した。

自主行動計画が終了した平成23年度以降も、自主行動計画に盛り込まれた各種の対策を推進してきたが、今後とも手綱を緩める事なく、温暖化防止に向けた主体的かつ積極的な取組みを一層強化していくため、平成25年8月に「バス事業における低炭素社会実行計画」（以下、「実行計画」という。）を策定し、CO₂削減目標を「平成32年度（2020年度）における排出原単位を平成22年度（2010年度）比6%改善する。」こととしていたが、国土交通省から平成32年（2020年度）までの目標値を策定するよう要請があったため、平成42年度（2030年度）の目標値は、平成27年度（2015年度）対比で6%改善することとした。また、目標達成のために取り組む事項は、エコドライブの全国的推進、低燃費バス等の導入促進等、環境対策の普及促進等であり、国土交通省や自動車工業会に低燃費・低公害のバス車両の開発を要請することとした。

なお、令和3年3月での環境にやさしいバスの導入状況は、下表のとおりである。（都道府県別の導入状況は95頁）

（単位：台）

環境にやさしいバスの種類	平成29.3末	平成30.3末	平成31.3末	令和2.3末	令和3.3末
① アイドリングストップ装置付バス	34,095	35,295	36,663	38,027	38,254
② ハイブリッドバス	1,252	1,314	1,486	1,830	1,316
③ CNG（圧縮天然ガス）バス	405	264	233	171	121
合 計	35,752	36,873	38,382	40,028	39,691

また、毎年11月を「エコドライブ強化月間」とし、アイドリングストップ等の取組みを行っており、現在では、国の行う9月の自動車点検整備推進運動と連携して、9月・11月（地域によって地域強化月間の1ヶ月は変更あり）の3か月間を「バスの環境対策強化期間」として実施している。

さらに、「我が社（我が営業所）におけるCO₂削減に向けた取組み」をテーマに、各社（各営業所）におけるエコドライブや燃費向上のための取組み事例を募集し、応募のあった事例を日本バス協会ホームページに公開する等、積極的な取組みを推進している。

(2) 令和2年度の日本バス協会の対応

日本バス協会では、交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」により、下表のとおり助成を行った。

環境にやさしいバス・安全なバスの種類	単 独	
	助成単価（千円）	助成台数（両）
ハイブリッドバス	300	1
CNGバス	300	0
燃料電池バス・電気バス	300	1
衝突被害軽減ブレーキ装備車	100	319
衝突被害軽減ブレーキ（後付）	100	0
合 計		321

（日本バス協会交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」による都道府県別導入状況は、97頁参照）

(3) NOx・PM 対策

平成14年10月の自動車 NOx・PM 法の施行、平成15年10月の1都3県（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）による環境確保条例の制定、また、平成16年10月から兵庫県環境条例でのディーゼル車運行規制の開始、さらに平成21年からは大阪府においても、同種条例により府内の対策地域においてディーゼル車の発着が規制される等、バス事業の経営に大きな影響を与える課題が次々と提起されている。（1都3県の環境条例と自動車 NOx・PM 法の比較については、本誌2007年版32頁参照）

なお、現時点までの環境対策に関する動きについては、次のとおり。

① 改正自動車 NOx・PM 法

改正自動車 NOx・PM 法（平成19年5月公布）が、平成20年1月1日から施行された。

ア. 同法で規定する対策地域内のなかでも、特に状況が厳しいとして指定された区域（交差点等）を年間300回以上運行する者（対策地域の周辺地域に30台以上保有する者が対象）に対する「車両使用計画の作成・報告」の届出が義務づけられた。

イ. 希望者に対し、車種規制に適合する旨のステッカーを公布。

② 2016年規制

自動車排出ガス規制については、これまでも累次にわたり強化が行われており、平成21年には「ポスト新長期規制」が施行されているが、バス等から排出される窒素酸化物（NOx）の更なる低減を図るため、平成27年7月1日に「2016年規制」が施行された。

ア. 排出ガス基準値の強化

「ディーゼル重量車」の NOx に対する規制が現行の「ポスト新長期規制」に比べて約4割低い水準に引き下げられる。

イ. 規制適用時期

車両総重量7.5tを越えるバスは平成28年10月1日、車両総重量3.5t以上7.5t以下のバスは平成30年10月1日以降に新車販売される車両について規制が適用となっている。

(4) グリーン経営の推進

グリーン経営とは、排出ガスによる大気汚染問題はもとより、コスト削減と安全確保を図ることを目的として、「バス事業のためのグリーン経営推進マニュアル」に基づき、環境保全活動を計画的に進めていくもので、認証基準に適合するバス事業者についてグリーン経営の認証をすることにより、さらに環境保全活動を積極的に進めていくものである。

平成14年8月から、国土交通省、交通エコロジー・モビリティ財団等と共にバス事業におけるグリーン経営推進検討委員会に参加して検討を重ねた結果、バス事業においてグリーン経営を進めるための「グリーン経営の認証制度」が、平成16年4月から開始された。

なお、令和4年3月末現在、バス事業では96社・240事業所がグリーン経営の認証を取得している。

(5) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略への対応

令和2年10月、国は、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、「経済と環境の好循環」＝「グリーン成長戦略」を定めた。自動車分野においては、「①サプライチェーン全体でカーボンニュートラル化を目指し、エネルギーの脱炭素化と合わせて、包括的な支援策を実施し、電動化を推進する。②電気自動車・燃料電池自動車等の導入に加え、電池の次世代技術開発・製造立地推進、水素ステーションの整備、電気自動車の急速充電設備の整備等により、電動車について、遅くとも2030年までにガソリン車並の経済性・利便性を実現する」としている。商用車のうち、8t超の大型車については、「技術実証を進めつつ、2020年代に5000台の先行導入を目指すとともに、水素や合成燃料等の価格低減に向けた技術開発・普及の取組の進捗を踏まえ、2030年までに、2040年の電動車の普及目標を設定する」としている。また、合成燃料については、「2030年代に導入拡大・コスト低減を行い、2040年までの自立商用化を目指し、2050年にガソリン価格以下のコストを実現することを目指す」としている。

2. 交通バリアフリー法への対応

(1) 交通バリアフリー法の概要

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を図るための「交通バリアフリー法」は、平成12年5月17日に公布、同年11月15日に施行された。

この法律により、乗合事業者が新車を導入する際には、

- * 乗降口のうち1以上は幅80cm以上であり、スロープ板等車いす利用者の乗降を容易にする乗降設備を備えること（ただし、リフト付バスはリフト乗降口が80cm以上であれば基準に適合）
 - * 乗降口の床面の高さは地面から65cm以下とすること
 - * 1以上の車いすスペースを確保すること
 - * 手すりを設けること（少なくとも3列毎に床面に垂直な方向の握り棒を備えること）
- 等の、バリアフリー基準の適合車であることが義務づけられた。

(2) ノンステップバスの普及方策

ノンステップバス等の導入は、バス事業者の努力、国や地方公共団体による補助制度や、日本バス協会の交付金制度の充実等により、ここ数年の間に急速に進んでいる。

「人にやさしいバス」の導入状況は、下表のとおりである。（都道府県別の導入状況は95頁）

（単位：台）

人にやさしいバスの種類	27.8末	29.3末	30.3末	31.3末	2.3末	3.3末
ワンステップバス	14,740	14,556	14,209	13,698	13,405	12,918
ノンステップバス	21,975	23,600	25,437	27,389	28,498	29,550
リフト付バス	1,991	2,118	2,071	2,158	2,145	2,214
以上の合計	38,706	40,132	41,547	43,245	44,048	44,682
全国会員乗合バス	58,663	59,200	59,480	59,367	59,191	57,692
全乗合バスに対するノンステップバスの比率	37.5%	39.9%	42.9%	46.1%	48.1%	51.2%

（注）「全国会員乗合バス」の台数は、いずれもその前年8月末現在の台数。

交通バリアフリー法の施行に伴い、ノンステップバスの価格低下と普及を目指して、平成12年6月、日本バス協会に「ノンステップバス標準仕様策定検討会」が設置され、平成13年3月に「（既存）ノンステップバス標準仕様」が策定された。この検討会は、日本バス協会と（財）日本自動車研究所を共同事務局として平成13年6月に設置されたノンステップバス標準仕様策定検討会に引き継がれ、試作車を製作して各地で展示する等数多くの意見を採り入れ、平成15年3月に「次世代（普及型）ノンステップバス標準仕様」を策定し、同検討会は終了した。

国は、これを基に平成16年1月より、「標準仕様」を満たすノンステップバスについて「認定要領」及び「審査要領」制度を導入し、認定された標準仕様ノンステップバスに補助を重点化することによって、着実な普及促進を図った。

その後、「認定要領」及び「審査要領」について、平成18年3月には2005年以降標準仕様に改正が行われ、さらに、平成27年7月には2015年以降標準仕様に改正が行われた。

2015年以降標準仕様の主な改正点は、次のとおりである。

- ① 反転式スロープの採用により、車いす乗降用のスロープ設置の簡易化に対応。
- ② 車いす固定の簡易化のため、巻き取り式ベルトの採用。
- ③ 高齢者等の乗車性に配慮し、優先席を前向き配置。
- ④ フリースペース（ベビーカーを折りたたまず乗車できるスペース）の設定。

（2015年以降標準仕様の詳細については、92頁参照）

(3) 令和2年度の日本バス協会の対応

日本バス協会では、交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」により、下表のと通りの助成を行っ

た。

人にやさしいバスの種類	単 独	
	助成単価 (千円)	助成台数 (両)
ノンステップバス	300	222
リフト付バス	500	21
低床スロープ付ワンステップバス	100	10
合 計		253

(日本バス協会交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」による都道府県別導入状況は、96頁参照)

2015年以降標準仕様ノンステップバス

○標準仕様

部位	標準仕様
乗降口	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降口の端部は路面と明確に識別する。 ・乗降口にステップ照射灯などの足下照明を設置し、夜間の視認性を向上させる。 ・車いすを乗降させる乗降口の有効幅は900mm 以上（小型は800mm 以上）とする。 ・大量乗降を想定する大型車両の場合には、少なくとも一つの乗降口の有効幅は1000mm 以上とする。 ・乗降時のステップ高さは270mm 以下とする。 ・傾斜は極力少なくする。 ・乗降口の両側（小型では片側）に握りやすかつ姿勢保持しやすい握り手を設置する。 ・乗降口に設置する握り手の太さは25mm 程度とする。 ・握り手の表面は滑りにくい素材や仕上げとする。
低床部通路	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降口付近を除く低床部分の通路には段差やスロープを設けない。 ・車いすが移動する部分の通路幅は800mm 以上とする。 ・低床部の座席配列が左右それぞれ1列のもの（いわゆる都市型バス）にあっては前輪等による車内への干渉部から後方の低床部の全ての通路幅を800mm 以上とする。（ただし、都市型以外の座席配列のもの（いわゆる郊外型）及び全幅が2.3m 級以下のバスであって、構造上、基準を満たすことが困難なものについてはやむを得ない。）
床	<ul style="list-style-type: none"> ・床は滑りにくい材質又は仕上げとする。
後部段差	<ul style="list-style-type: none"> ・段差の端部は周囲の床と明確に識別する。 ・低床部と高床部の間の通路に段差を設ける場合には、その高さは1段あたり200mm 以下とする。 ・低床部と高床部の間の通路にスロープを設ける場合には、その角度は5度（約9%勾配）以下とする。 ・ただし、後部座席の床と通路の間に段差を設けない場合にあっては、低床部と高床部の間の通路に設ける段差の高さとスロープの角度の関係は、下図の範囲にあればよい。 <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">スロープの角度(度)</p> <p style="font-size: small;">段差高さ(mm)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・スロープと階段の間には300mm 程度の水平部分を設ける。 ・段差部に手すり等をつける。
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者などの伝い歩きを考慮した手すりなどを設置する。 ・車いすスペースについては、車いすの移動に支障をきたさないように手すりなどを配置するとともに立席者用の天井握り棒や吊革などを設置する。 ・縦握り棒は低床部にあっては座席1列（横向き座席の場合は1席、車いすスペースに備える前向き跳ね上げ座席にあっては1席、3人掛け横向き跳ね上げ座席にあっては3席に1本）ごとに通路に面した左右両方に1本配置し、高床部にあっては座席1列ごとに通路に面した左右いづれかに1本配置する。（ただし、非常口付近の脱出の妨げとならないように、取り外し又は折りたたむことができる構造の座席についてはこの限りでない。） ・タイヤハウスには高さ800mm 程度の高さの位置に水平手すりを設置する。 ・手すりなどは、乗客が握りやすい形状とする。 ・手すりなどの太さは30mm 程度とする。
車内表記	<ul style="list-style-type: none"> ・車内表記は、わかりやすい表記とする。 ・車内表記は可能な限りピクトグラムによる表記とする。 ・認知度の低いピクトグラムについては、最小限の文字表記を併用する。

降車ボタン	<ul style="list-style-type: none"> ・降車ボタンは、わかりやすく押し間違えにくい位置に設置する。 ・視覚障害者に配慮し、押しボタンの高さを統一する。ただし、優先席及び車いすスペースに設置する押しボタンはこの限りではない。 ・縦握り棒に配置する押しボタンは床面より1400mm程度の高さとする。 ・座席付近の壁面に配置する押しボタンは、床面より1200mmの高さとする。
スロープ板	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすを乗降させるためのスロープ板の幅は800mm以上とする。 ・地上高150mmのバスベイより車いすを乗降させる際のスロープ角度は7度（約12%勾配）以下とし、長さは1050mm以下とする。 ・スロープ板の表面は滑りにくい材質若しくは仕上げとする。 ・スロープ板は、容易に使用できる場所に設置または格納する。
車いすスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・バスには2脚分以上（車いすでの利用者の頻度が少ない路線にあつては1脚分）の車いすスペースを確保する。 ・車いすを取り回すためのスペースが少ない小型バスなどの場合は1脚分でもやむを得ない。 ・車いす使用者がバスを利用しやすい位置に車いすスペースを設置する。 ・乗降口から3000mm以内に設置する。 ・車いすスペースは、車いすを取り回しできる広さとする。 ・車いすを固定する場合のスペースは1300（長さ）×750（幅）×1300（高さ）mm以上（2脚の車いすを前向きに縦列に設ける場合には2脚目の長さは1100mm以上）とする。 ・後向きに車いすを固定する場合には、車いすスペース以外に車いすの回転スペースを確保する。 ・車いす固定装置は、短時間で確実に車いすが固定できる巻き取り式等の構造とする。 ・前向きの場合には車いすを3点ベルトにより床または車体に固定する。 ・後向きの場合には背もたれ板を設置し、横ベルトで固定する。 ・前向きの場合には、車いす使用者用の人ベルトを用意しておき、希望によりこれを装着する。 ・後向きの場合には、車いす用姿勢保持ベルトを用意しておき、希望によりこれを装着する。 ・車いす使用者がバス乗車中に利用できる手すりなどを設置する。 ・車いす使用者が容易に使用できる押しボタンを設置する。 ・押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする。
フリースペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカーを折りたたまず乗車できるスペースを設けることができる。この場合において車いすスペースと共用とすることができる。 ・フリースペースに備える座席は、常時跳ね上げ可能な座席とする。 ・フリースペースにはベビーカーを固定するベルトを用意する。 ・フリースペースにはベビーカーを折りたたまず使用できることを示すピクトグラムを貼付する。（ストラップの使用法、車いす乗車の際の優先も記載する。）
車外表示装置	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすマーク、ベビーカーマークは、車外の乗客から容易に確認できるようにする。
車外放送装置	<ul style="list-style-type: none"> ・車外の乗客とバス乗務員とが容易に情報交換できるようにする。
優先席	<ul style="list-style-type: none"> ・優先席は乗降口に近い位置に3席以上（中型バスでは2席以上、小型バスでは1席以上）原則として前向きに設置する。 ・優先席は対象乗客が安全に着座でき、かつ、立ち座りに配慮した構造とする。 ・乗客の入れ替わりが頻繁な路線では、優先席は少し高め（400mm～430mm）の座面とする。 ・優先席には、乗客が利用しやすい位置にわかりやすい押しボタンを設置する。 ・押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする。 ・乗客が体を大きく捻ったり、曲げたりするような位置への降車ボタンの配置は避ける。
室内色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・座席、縦握り棒、通路及び注意箇所などは高齢者や視覚障害者にもわかりやすい配色とする。 ・高齢者および色覚障害者でも見えるよう、縦握り棒、押しボタンなど、明示させたい部分には朱色または黄赤を用いる。 ・天井、床、壁面など、これらの背景となる部分は座席、縦握り棒、通路及び注意箇所などに対して十分な明度差をつける。
車内安全確認設備	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者から車内の大部分が確認できるミラー、モニター等を設置する。 ・ミラー、モニター等は運転者席から容易に確認できる位置に設置する。

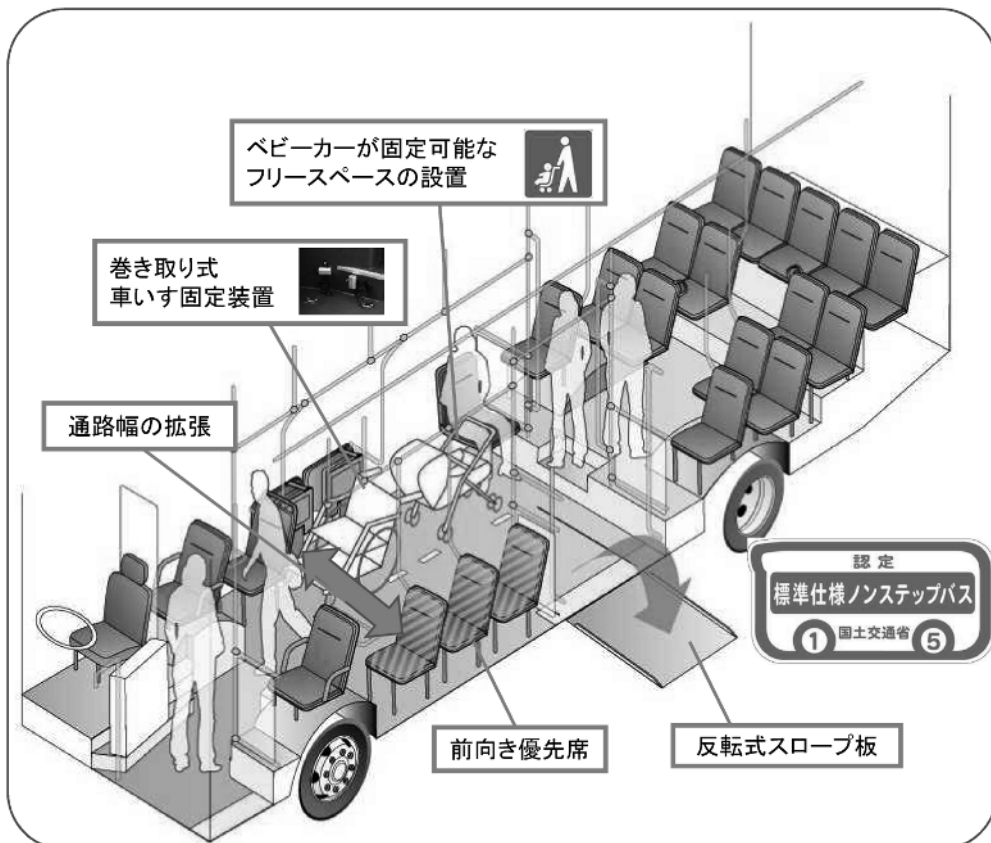
別添；ピクトグラム添付図



別紙様式



○主な変更概要



(2) 「環境にやさしいバス」の導入状況

《調査対象：令和3年3月末現在事業者保有車両数》

項目 都道府県	ハイブリッドバス					CNG (圧縮天然ガス) バス			アイドリングストップ装置付バス				
	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計
北海道	69	5	0	0	74	2	0	2	1,554	36	64	0	1,654
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	379	3	20	0	402
岩手	13	0	1	0	14	0	0	0	343	0		0	343
宮城	31	0	0	0	31	1	0	1	798	7	37	1	843
福島	0	0	1		1	0	0	0	402	17	38	1	458
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	149	0	0	0	149
山形	1	0	0	0	1	0	0	0	157	2		0	159
茨城	30	0	0	0	30	0	0	0	726	28	30	10	794
栃木	2	0	0	0	2	0	0	0	281	8	11	1	301
群馬	0	0	0	0	0	1	0	1	222	0	5	1	228
埼玉	15	0	2	2	19	11	1	12	1,799	14	70	82	1,965
千葉	69	1	16	0	86	0	0	0	1,709	0	185	100	1,994
東京	310	0	9	0	319	2	2	4	5,463	71	127	60	5,721
神奈川	263	0	0	0	263	13	0	13	4,899	40	93	48	5,080
山梨	11	10	0	0	21	3	0	3	20	0	7	0	27
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	632	6	11	0	649
長野	34	4	3	0	41	0	0	0	380	60	10	0	450
富山	22	0	0	0	22	0	0	0	191	1	10	3	205
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	307	17	35	0	359
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	145	3	15	0	163
岐阜	10	0	0	0	10	0	0	0	515	31	19	0	565
静岡	6	1	5	0	12	7	0	7	940	34	76	0	1,050
愛知	19	0	0	0	19	0	0	0	1,788	51	56	0	1,895
三重	12	0	0	0	12	2	0	2	515	2	11	0	528
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	272	0	48	0	320
京都	78	0	1	0	79	6	0	6	1,337	0	18	4	1,359
大阪	67	1	1	1	70	17	7	24	2,114	47	162	25	2,348
兵庫	72	0	2	0	74	4	0	4	1,741	12	9	65	1,827
奈良	8	0	0	0	8	0	0	0	509	0	1	1	511
和歌山	2	0	0	0	2	0	0	0	51	0	21	0	72
鳥取	0	2	0	0	2	0	0	0	63	2	0	2	67
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	166	0	4	0	170
岡山	1	0	0	0	1	0	0	0	305	21	20	10	356
広島	38	3	1	2	44	36	0	36	1,044	42	69	10	1,165
山口	1	0	0	0	1	0	0	0	459	1	9	11	480
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	134	0	2	0	136
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	27	3	3	0	33
愛媛	2	0	0	0	2	3	0	3	207	4	3	0	214
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0	1	0	53
福岡	20	0	2	0	22	0	0	0	1,261	0	10	1	1,272
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	126	0	0	0	126
長崎	7	0	0	0	7	0	0	0	584	18	3	0	605
熊本	0	0	1	0	1	0	0	0	342	2	19	0	363
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	173	0	8	0	181
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	94	5	2	0	101
鹿児島	25	0	1	0	26	3	0	3	193	4	4	0	201
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	230	15	67	0	312
H 25. 3末	839	55	84	2	980	710	36	746	27,385	150	497	89	28,121
H 26. 3末	882	67	139	1	1,089	619	19	638	27,961	118	751	85	28,915
H 27. 3末	957	66	126	4	1,153	583	19	608	29,146	145	696	138	30,125
H 28. 3末	987	55	121	4	1,167	494	30	524	31,017	188	714	311	32,230
H 29. 3末	1,059	53	122	18	1,252	367	38	405	32,748	211	861	275	34,095
H 30. 3末	1,078	28	198	10	1,314	239	25	264	33,687	338	906	364	35,295
H 31. 3末	1,174	45	258	9	1,486	215	18	233	34,741	415	1,079	428	36,663
R 2. 3末	1,439	54	311	26	1,830	159	12	171	35,615	530	1,456	426	38,027
R 3. 3末	1,238	27	46	5	1,316	111	10	121	35,798	607	1,413	436	38,254
対前年増減	-201	-27	-265	-21	-514	-48	-2	-50	183	77	-43	10	227

日本バス協会調べ

令和2年度「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業（中古車購入助成）」

実施状況（交付金事業）

（単位：両）

県別	車両区分・助成単価等	環境にやさしいバス・安全なバス						人にやさしいバス				中 古	
		ハイブリッドバス	CNGバス	CNGバス(改造)	燃料電池バス 電気バス	衝突被害軽減 ブレーキ装 備車	衝突被害軽減 ブレーキ (後付)	ノンステップバス	リフト付バス	低床ス ロープ付 バス	計	路線バス 車両数	貸切バス 車両数
北海道	1					17	3	1	6	27	18	13	
東 北	青森	2				12				12	4	7	
	岩手	3				2				2	10	5	
	宮城	4				19				19		4	
	福島	5				7				7	9	3	
	秋田	6									24	5	
	山形	7				6				6		1	
関 東	茨城	8				6	2			8	10	5	
	栃木	9				7				7	1	5	
	群馬	10				3	1			4	1	1	
	埼玉	11			1	5	7	2		15			
	千葉	12				19	20	1		40			
	東京	13				31	54	12		97			
	神奈川	14	1			14	5		4	24			
山梨	15				3	1			4		2		
北 陸	新潟	16				12		1		13	11		
	長野	17				5				5		2	
	富山	18				6	1			7	2		
	石川	19				19	7			26	4	2	
中 部	福井	20				2				2		4	
	岐阜	21				5	9			14			
	静岡	22				7	6	1		14		5	
	愛知	23				14	11	1		26		2	
	三重	24				8	3			11		5	
近 畿	滋賀	25						1		1	8	4	
	京都	26				3	5			8			
	大阪	27				18	45			63			
	兵庫	28				6	14			20	2	14	
	奈良	29				1				1		1	
	和歌山	30				7				7	6	6	
中 国	鳥取	31				2	7			9			
	島根	32				3	3			6	1		
	岡山	33				2	2			4			
	広島	34				12	7	1		20			
	山口	35				1	4			5	7	5	
四 国	徳島	36				11	5			16	2	2	
	香川	37				10				10			
	愛媛	38				5				5	1	1	
	高知	39				3				3			
九 州	福岡	40				2				2		2	
	佐賀	41										2	
	長崎	42				2				2	10	2	
	熊本	43											
	大分	44				1				1			
	宮崎	45				1				1		1	
鹿児島	46												
沖 縄	47												
合 計		1	0	0	1	319	0	222	21	10	574	131	111

* 交付金事業では、平成10年度から地球温暖化対策、高齢社会への対応等、バス業界全体で取り組む事業を支援するため、中央出捐金を財源として、「人と環境にやさしいバス普及事業」を実施している。平成23年度からは「地方路線バス助成事業（中古車購入費助成）」、平成24年度からは「貸切バス助成事業（中古車購入費助成）」を実施している。

Ⅶ. 労務関係

1. 令和2年度バス事業賃金、労働時間等実態調査結果

令和2年度の「バス事業賃金・労働時間等実態調査」（調査は、令和2年9月に車両数10両以上の事業者（公営を含む。）1,583社を対象として実施、回答数851者、回答率53.8%）の結果は次のとおりである。

(1) 年間総労働時間の実態（回答数 乗合403者、貸切648者）

令和2年度のバス事業運転者の年間総労働時間は、乗合運転者2,306時間、貸切運転者2,157時間で、前年度に比べ、乗合運転者は21時間、貸切運転者は124時間減少した。

職種別年間総労働時間推移

(単位：日・時間)

職 種	乗 合 運 転 者				貸 切 運 転 者			
	労働日数	所定労働時間	残業時間	総労働時間	労働日数	所定労働時間	残業時間	総労働時間
令和元年度	266.1	1,941	386	2,327	264.2	1,937	344	2,281
令和2年度	262.7	1,920	385	2,306	255.3	1,860	297	2,157

(2) 高年齢運転者の雇用状況（回答数813者）

満60歳以上の高年齢運転者を雇用している事業者は813者で、18,461人（乗合13,653人、貸切4,808人）が雇用されている。全運転者中に占める割合は21.7%（前年21.1%）と増加している。

高年齢運転者雇用状況

(令和2年7月末日現在)

区分	調査回答会社		高年齢者雇用数			
	会社数	運転者数	乗合運転者	貸切運転者	計	構成率
民間・公営						
	社	人	人	人	人	(%)
民間	795	77,839	12,603	4,790	17,393	22.6
公営	18	7,946	1,050	18	1,068	13.4
合計	813	85,785	13,653	4,808	18,461	21.7

(注) ①「高年齢運転者」とは、満60歳以上の運転者。

②構成率＝運転者総数に占める高年齢運転者の割合。

③同一事業者で、乗合・貸切いずれも乗務する運転者は、乗合運転者として事業者数1社で計上。

(3) 女性運転者雇用状況（回答数437者）

女性運転者を雇用している事業者は437者で、1,962人（乗合1,683人、貸切279人）が雇用されており、平成19年以降13年連続で1,000人を超えている。

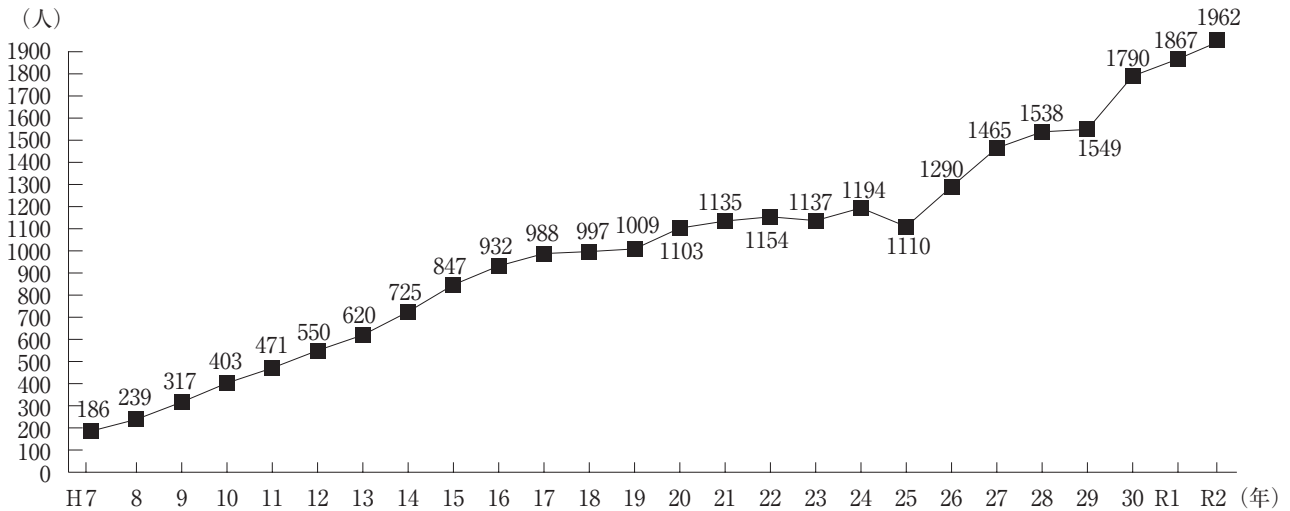
女性運転者雇用状況

(令和2年7月末日現在)

区分	乗合運転者		貸切運転者		合計	
	事業者数	人員	事業者数	人員	事業者数	人員
民間・公営						
	社	人	社	人	社	人
民間	251	1,566	172 (20)	279	423	1,845
公営	14	117	0	0	14	117
合計	265	1,683	172 (20)	279	437	1,962

(注) () 内は、乗合運転者の会社と同一会社で、外数。

【参考】女性運転者数の推移



(4) バスガイドの雇用状況 (回答数228者)

バスガイドを雇用している事業者は228者で、2,682人が雇用されている。

バスガイド雇用状況

(令和2年7月末日現在)

区分	令和2年度		令和元年度	
	回答会社数	人数	回答会社数	人数
民間・公営				
民間	227	2,680	250	2,896
公営	1	2	3	22
合計	228	2,682	253	2,918

(5) 障害者の雇用状況 (回答数273者)

障害者を雇用している事業者は273者で、1,080人が雇用されている。

障害者雇用状況

(令和2年7月末日現在)

区分	回答会社数		障害者雇用数	構成率
	会社数	従業員数		
民間・公営				
民間	260	70,985	916	1.3
公営	13	9,039	164	1.8
合計	273	80,024	1,080	1.3

(注) 構成率 = 従業員総数に占める障害者雇用数の割合。

2. 令和3年度春季労使交渉

(1) 各労働組合の春闘に関する動向

① 日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）の要求（概況）

ア. 2021春闘方針

私鉄総連は、2021年2月2日に開催した第3回拡大中央委員会において、「21春闘方針」を決定した。同方針では、今次春闘の要求方式は、「定昇相当分（賃金カーブ維持分）」プラス「生活維持分＋生活回復・向上分（ベア分）」を引き上げることとした。

具体的な内容は次のとおりである。

イ. 鉄軌・バス組合の統一要求概要

種別	2021年方針
月例賃金	2.0%（定昇分）プラス900円（生活維持分＋生活回復・向上分）
年間臨時給	2020年度の協定月数の堅持 年間5カ月に満たない組合は5カ月
非正規労働者	時間給40円以上の引き上げ
最低賃金	産業別最賃要求 現行協定額を最低水準とし、各都道府県の「2020年地域別最低賃金＋10%」

ウ. 2021春闘推進方針（戦術日程）

上記春闘方針決定後、私鉄総連は、3月1日に「第2回中央闘争委員会」を開催し、次のような回答日、ストライキに係る戦術日程を決定した。

- 大手組合回答指定日 …………… 3月18日（木） 14時まで
- 中小組合回答日 …………… 3月23日（火） 15時まで

② 全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）の春闘要求（概要）

交通労連は、令和3年1月に開催した第1回中央委員会及び軌道・バス部会において、「2021年度春季生活闘争方針」を決定した。同部会の要求（概要）は次のとおりである。

種別	2021年度方針
月例賃金	定昇相当分（1.75%）3,700円＋α 2.0%（4,300円以上）
一時金	目標5ヶ月以上、最低3ヶ月以上。 金額で要求する場合は、前年実績以上。

③ バス事業者の基本的スタンスの周知・徹底

春季労使交渉では、バス業界を取り巻く諸情勢を踏まえ、労使がお互いの立場を尊重し、雇用や賃金問題等様々な課題に対応していくことが肝要であることから、労働問題研究会において、春季労使交渉における基本的スタンスとなる決議「春季労使交渉に当たっての基本方針」（案）を検討した。

同案は労務委員会の各委員において審議のうえ決議され、会員事業者に対して周知した。（別紙資料参照）。

(2) バス事業における春季労使交渉妥結結果（公営を除く。）

① 労使交渉妥結状況

4月9日までに春季労使交渉が妥結したとの報告があったバス事業者は128社（昨年同期128社）であった。

主な特徴点

- ア. 72事業者（全体の56.3%）が何らかの賃上げを行っている。
（前年同期賃上げを行ったのは、妥結したとの報告があった事業者の74.2%）

令和3年度バス事業春季労使交渉解決状況

(令和3年4月9日現在)

区分	令和3年 事業者数(者)	令和2年 事業者数(者)
1. 妥結事業者数	128	128
2. 賃上げの有無		
①賃上げ有り	72者 (56.3%)	95者 (74.2%)
②賃上げ無し	56 (43.7%)	33 (25.8%)
③賃下げ	0 (0.0%)	0 (0.0%)

イ. 妥結額の分布をみると、「賃上げ無し」が56社(43.7%)と最も多く、次いで、「1,000円台」25社(19.5%)、「賃上げがあったが額の報告がなされない」事業者が16社(12.5%)あった。

これを前年同期と比較すると、次のとおりである。

- ・ 5,000円台 (0社0.0% ←前年同期1社0.8%)
- ・ 4,000円台 (1社0.8% ←前年同期4社3.1%)
- ・ 3,000円台 (7社5.5% ←前年同期21社16.4%)
- ・ 2,000円台 (13社10.2% ←前年同期19社14.8%)
- ・ 1,000円台 (25社19.5% ←前年同期29社22.7%)
- ・ 1,000円未満 (10社7.8% ←前年同期9社7.0%)
- ・ 賃上げはあったが額の報告がなされない (16社12.5% ←前年同期12社9.4%)
- ・ 賃上げ無し (56社43.7% ←前年同期33社25.8%)

また、賃上げの額が報告された事業者の平均賃上げ額は1,920円、賃上げ率は0.83%で、前年同期(2,745円、1.24%)と比較すると、金額で825円、率で0.41ポイントの減少となっている(いずれも単純平均)。

年	額	賃上げ率
令和 3	1,920 円	0.83 %
令和 2	2,745 円	1.24 %

※単純平均

ウ. 年間臨時給については、前年同月(額)が48社(本年37.5%←前年61.5%)で、前年より増月(額)が1社(本年0.8%←前年4.7%)、前年より減月(額)が19社(本年14.8%←前年12.5%)、別途協議60社(本年46.9%←前年21.1%)となっている。

令和3年度年間臨時給付状況

(令和3年4月9日現在)

妥結内容	令和3年度			令和2年度		
	企業数 (社)	構成比 (%)	増減月数 (社)	企業数 (社)	構成比 (%)	増減月数 (社)
前年同月 (額)	48	37.5		79	61.7	
前年より増月 (額)	1	0.8	1.0～1.5カ月未満 (0) 0.5～1.0カ月未満 (0) 0.1～0.5カ月未満 (0) 0.1カ月未満 (1) 金額増 (0)	6	4.7	1.0～1.5カ月未満 (0) 0.5～1.0カ月未満 (0) 0.1～0.5カ月未満 (5) 0.1カ月未満 (1) 金額増 (0)
前年より減月 (額)	19	14.8	2.0カ月以上 (1) 1.5～2.0カ月未満 (0) 1.0～1.5カ月未満 (5) 0.5～1.0カ月未満 (6) 0.1～0.5カ月未満 (6) 0.1カ月未満 (1) 金額減 (0)	16	12.5	2.0カ月以上 (0) 1.5～2.0カ月未満 (0) 1.0～1.5カ月未満 (1) 0.5～1.0カ月未満 (4) 0.1～0.5カ月未満 (6) 0.1カ月未満 (0) 金額減 (5)
別途協議	60	46.9		27	21.1	
合計	128	100.0		128	100.0	

(注) 増減月数欄の括弧内は、該当企業数。

② バス関係のストライキ実施状況

令和3年において、ストライキを実施した事業者は無かった。

3. 令和3年度産業別最低賃金

令和3年2月8日、私鉄総連からバス事業最賃問題研究会に対して、「2021年度の産業別最低賃金を①各都道府県の2020年度地域別最低賃金+10%とすること。②1ヶ月の法定労働時間を173.8時間で計算すること。③各都道府県の地域別最低賃金は、本社を基本とすること。④協定期間内に地域別最低賃金が変わった場合、産業別最低賃金もこれに準拠すること。」等の要求書が提出された。

これを受けて、3月5日、第1回団体交渉が行われ、私鉄総連から要求の趣旨及び根拠の説明がなされた。

これに対し、研究会側から、バス事業の厳しい経営環境について説明があり、今次労使交渉の結果を十分見極めた上で検討したい旨の回答がなされた。

その後、第2回団体交渉を5月21日に行い、「2021年度の産業別最低賃金を①基本賃金月額、各都道府県の2020年度地域別最低賃金を月額換算したものとすること。ただし、137,650円(税込み)を最低水準とする(前年より250円増)②月額換算に用いる1ヶ月の労働時間は173.8時間とする。ただし、労使で確認できる場合は、当該労使の所定労働時間とすることができる。③各都道府県の地域別最低賃金は、原則として本社地を基本とする。④協定期間内に地域別最低賃金が変わった場合、産業別最低賃金もこれに準拠させることとする。」内容で仮合意がなされた。

7月2日、第3回団体交渉が行われ、第2回団体交渉において仮合意された内容について再度合意に達し、2021年度最低賃金協定について正式調印し、協定が締結された。

4. 令和3年度地域別最低賃金

令和3年7月16日に厚生労働省の中央最低賃金審議会より令和3年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめのうえ公表された。同答申では、各都道府県の引上げ額の目安については、全都道府県において28円引き上げの目安が示された。

その後、地方最低賃金審議会の答申、各都道府県労働局長の決定に基づき、地域別最低賃金が10月から引

き上げられ、全国加重平均は902円から930円となった。この結果、各都道府県の地域別最低賃金月額換算額は産業別最低賃金協定額を上回ることとなったため、産業別最低賃金は最低賃金協定に基づいて、地域別最低賃金に準拠させることとなった。

5. バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン

(1) 策定の趣旨

平成29年3月28日に政府の働き方改革実現会議にて決定された「働き方改革実行計画」では、自動車の運転業務について、これまでのように時間外労働規制の適用除外とせず、改正労働基準法の一般則（年720時間以内等）の施行の5年後に、時間外労働を年960時間以内に規制し、かつ、将来的には一般則の適用を目指すこととされた。なお、規制内容は、自動車運転業務の実態等を踏まえ策定されたものである。

これを受けて、平成29年9月に、国土交通大臣から、バス、トラック、タクシー事業の全国団体に対し、時間外労働の上限規制に対応するため、「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」を作成するよう要請がなされた。

もとより、関係法律に従い事業を行うことはバス事業者として当然の責務であるが、バス業界として大きな課題となっている運転者の確保のためにも、働き方改革を契機に長時間労働の是正など労働条件の改善を進める必要がある。

一方、現状、960時間以上の時間外労働がみられる事業者もいることから、日本バス協会として、上限規制適用までの猶予期間において会員事業者が取り組むべきアクションプランを作成し、猶予期間後の法令遵守に万全を期すとともに、運転者の確保や生産性の向上等の取組を推進することとした。

平成29年から、労働問題研究会、労務委員会において運転者に関する実態調査を踏まえた検討を進め、平成30年3月15日の労務委員会において取りまとめ、平成30年3月30日に日本バス協会三澤会長より石井国土交通大臣に対して「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」を報告した。

(2) 時間外労働改善計画の策定と中間目標の設定

(2024年4月から自動車の運転業務について上限規制が施行されることを前提)

(1) 時間外労働改善計画の策定と着実な実施

各バス事業者は、時間外労働の削減に段階的に取組むため、各社で時間外労働の管理に関する計画を策定し、2024年度時点で年960時間以下とする取組を進める。また、将来的には、一般則の水準を目指す。

(2) 中間目標の設定

日本バス協会は、猶予期間の折り返し時点の2021年度に、全ての運転者の時間外労働が年1000時間以下とする中間目標を設定し、事業者の計画的取組を推進する。

(3) 長時間の時間外労働を削減するために取り組むべき各種施策

(1) バス事業者として取り組む事項

- ① 適切な労務管理等
- ② 運転者の労働条件の改善・働きやすい労働環境の整備等
- ③ 運転者募集活動の強化・自社養成等
- ④ 業務の効率化・生産性の向上対策

(2) 日本バス協会の取組

- ① 会員事業者の上記取組について、優良事例の普及
- ② 運転免許の自社養成等事業者の上記取組に対する支援等
- ③ 関係省庁と連携協力し、時間外労働の削減に向けた各種対策を推進
- ④ 取組状況のフォローアップ

(関係省庁等に要望する事項)

- ① 道路走行環境の改善等

- ② バス事業の効率的運営、運転者確保に資する関係制度の見直し
- ③ 各種支援措置の充実等
- ④ 自動運転技術の開発、制度面の研究等による普及促進

6. 働き方改革の実現に向けた各種取り組みについて

長時間の時間外労働を削減するために取り組むべき事項が「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に記載されている。また、「令和2年度バス事業賃金、労働時間等実態調査」において、会員事業者を対象に令和元年度中に休日出勤を除き時間外労働が1,000時間を超える運転者について調査を実施した。

調査の結果（回答数 乗合事業者470者、貸切事業者701者）、休日出勤を除き時間外労働1,000時間超の運転者が「有り」の事業者は、乗合事業者で25者、回答事業者の5.3%、対前年比3事業者減、貸切事業者では15者、回答事業者の2.1%、対前年比26事業者減、という結果であったが、乗合・貸切のいずれも90%を超える事業者は、休日出勤を除き時間外労働1,000時間超の運転者は「無し」であった。

7. 改善基準告示の見直しに向けた取り組み

厚生労働省が設けた自動車運転者労働時間等専門委員会及びバス作業部会には、公益代表委員、労働者代表委員とともに、使用者代表委員として正副労務委員長が参加した。

令和3年度の開催状況は、第5回専門委員会（令和3年4月23日）、第1回バス作業部会（令和3年5月12日）、第2回バス作業部会（令和3年8月18日）、第3回バス作業部会（令和3年10月8日）、第6回専門委員会（令和3年10月29日）、第4回バス作業部会（令和3年12月9日）、第7回専門委員会（令和4年1月14日）、第5回バス作業部会（令和4年2月17日）、第6回バス作業部会（令和4年3月16日）、第8回専門委員会（令和4年3月28日）が、それぞれ開催された。

使用者代表委員は、バスの安全の確保と路線の維持という公共交通機関の使命を念頭に、運行への影響ができるだけ小さくなるような現実的な見直しとなるように粘り強く訴え続けた。

8. 運転者確保の取り組み

令和2年度から3年間の予定で、非正規で働く「就職氷河期世代」を対象に正規雇用に役立つ資格を短期で取得させて安定的な就労を促進しようとする厚生労働省の事業（就職氷河期世代の方向けの短期資格習得コース事業）を受託している。3か年計画の2年目として、令和3年度では、269名がこの事業に参加し、243名が大型第二種免許を取得した。

本事業で大型第二種免許を取得した者が、バス運転者に採用されることにより、慢性的なバス運転者不足の解消の一助となるように引き続き取り組んでいく。

9. 大型二種免許取得要件の緩和等

バス業界の要望に沿って、年齢要件を19歳以上に、普通免許取得後の経験年数を1年以上に引き下げる「道路交通法の一部を改正する法律案」が令和2年6月に成立し、施行は令和4年5月になっている。

また、警察庁が大型AT限定免許に関する調査研究のため、令和3年秋、都内の自動車教習所において走行実験を行った。この実験に当たり、日本バス協会では、警察庁からの協力依頼に対し、全日本トラック協会とともに、21歳以上で普通免許取得後3年を経過しているMT普通免許等を保有する被験者15名を確保するなどの対応を行った。

10. 運転者職場環境良好度認証制度（「働きやすい職場認証制度」）への対応

自動車運送事業について、求職者が就職先を選ぶ際の参考にするため、事業者の申請に応じて優良事業者を認証する制度が令和2年度に創設され、日本海事協会が国土交通省から認証団体として選定されている。令和3年度は前年に引き続き制度の定着・普及を図るため、労働関係法令の遵守等労働環境に関する事業者の基本的な取組状況を評価認証する「一つ星認証」のみが実施された。

令和3年度に申請したバス事業者は48者であり、令和2年度に認証を取得したバス事業者は172者であった。

「一つ星認証」より上位の取り組み状況を評価認証する「二つ星認証」「三つ星認証」の取り扱いについては、国土交通省と日本海事協会において今後検討が進められていく。

春季労使交渉に当たっての基本方針

日本経済は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により大幅なマイナス成長となっており、感染防止対策と経済活動の継続の両立が難しい状況が続いている。

内閣府が2月15日に発表した2020年の実質国内総生産速報値は、前年比マイナス4.8%と、11年ぶりのマイナス成長となった。本年1月に緊急事態宣言が再度発令されたことにより個人消費の一層の落ち込みは避けられず、実質国内総生産の回復はさらに遅れるとみられている。ワクチンの接種が開始されたが、経済活動がコロナ禍前の状態に速やかに戻るとは難しいと言わざるを得ない状況にある。

バス事業については、乗合バス事業、貸切バス事業ともにコロナ禍で企業業績が大幅に悪化し財務体質は大きく棄損されており、加えて需要の回復が見通せないなど未曾有の危機的な状況にある。

バス事業はコロナ禍にあっても安全安心な公共交通機関として人々の生活や経済活動を支えなければならない。このため、お客様が安心してバスを利用できるように新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しながら、一層の経費の削減と「新しい生活様式」の環境下にあっても収入を確保するべく一層の経営努力が求められている。

本年夏に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピック大会についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、大会の成功のカギを握る選手、大会関係者、マスコミ関係者、観客のバス移動や感染予防措置について不確定な部分が多く、関係するバス事業者にとり大きな懸念材料となっている。

今次春季労使交渉では、バス業界を取り巻く現下及び将来に及ぶ危機的な情勢を踏まえ、労使がお互いの立場を尊重し、事業の存続と雇用の維持を最優先に賃金問題等様々な課題に、以下の事項を基本に取り組んでいくことが肝要である。

- 1 働き方改革の実現と労働生産性向上が重要な課題となっており、中長期的な視点に立って、労働条件の改善と運転者の確保を進めていく必要があるが、全国的に厳しい経営状態が続いており、個別企業レベルにおける賃金決定は、自社の支払い能力を基本として、個別労使交渉で決定すること。
- 2 労使が地域の実情や自社の置かれた状況を的確に把握し、また、安全と利用者利便の確保を第一に、経営改善への具体的な取組み、人材の確保育成方策について真摯に話し合い、賃金その他の労働条件を決定すること。
- 3 事業者は質の高い安全なサービスの提供を確立することの重要性に鑑み、労使の意思疎通と相互理解の増進を図り、良好な企業内労使関係を維持することが肝要である。仮に労使紛争となった場合は、労使による精力的な交渉により解決に努めることはもとより、必要に応じて第三者機関の斡旋を求めることなどにより、早期解決に努めること。

令和3年3月17日

公益社団法人日本バス協会 第142回 労務委員会

Ⅷ. 交付金制度及び事業について

1. 運輸事業振興助成交付金

(1) 制度の創設

昭和51年4月から2箇年間、軽油引取税の税率が30%引き上げられたことに伴い、営業用バス、トラックについては、輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等を図るための施策として、公共輸送機関の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保を目的とする「運輸事業振興助成交付金制度」が設けられ、昭和51・52年度に税負担額の15/130の額が、各都道府県から地方自治法第232条の2の規定に基づく補助金として、関係公益法人（公営バスは別途）に交付されることになり、数次の改正（延長）を経て、平成23年度法制化された。

また、中央出捐金として都道府県バス協会（以下「地方バス協会」という。）から中央団体に出捐されていたが、平成24年度からは出捐を中止した。

(2) 最近の交付金制度について

① 平成20年4月30日に「地方税法の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）」が公布され、5月1日より暫定税率が適用されることになった（10年間延長）ことに伴い、これに根拠を置く運輸事業振興助成交付金制度については、平成20年度においても、交付金措置が引き続き講ぜられることとなった。

② 平成20年12月12日取りまとめられた「平成21年度税制改正大綱」において、「軽油引取税に係る営業用バス、トラックの交付金措置を、軽油引取税の暫定税率も含めた税率の検討がなされる今後の税制抜本改革まで延長する。この間については、都道府県に対し、交付金基準額を確保すべく確実な予算措置が講じられるよう要請する。」とされ、交付金については、今後の税制抜本改革時までの間延長されることとなった。

③ 平成22年4月1日、「地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）」が施行され、軽油引取税については、改正前の10年間の暫定税率は廃止されたが、「当分の間、その税率水準は維持される」こととなった。

また、運輸事業振興助成交付金については、「平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）」において、「軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続することとします。」とされ、平成22年度においても、交付金措置が引き続き講じられることとなった。

④ 「平成23年度税制改正大綱」（平成22年12月16日閣議決定）において、「引き続き、平成23年度においては、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持することとします。」とされ、「軽油引取税の当分の間税率を当面継続するにあたり、これと一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続します。」とされ、また、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備等の措置を講じるとされた。

そして、第177回国会において議員立法により「運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）」が制定され、平成23年8月30日に公布、同年9月30日から施行された。併せて、同法の委任政令・省令である「運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）」、「運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省、国土交通省令第1号）」の制定に伴い、総務大臣名にて各都道府県知事・各都道府県議会議長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律、同法第三条第一項の事業を定める政令、同法施行規則の施行等について（通知）」及び国土交通省自動車局長名にて各運輸局長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律の施行について」の通達が発せられ、法律に基づく交付金措置が講じられることとなった。

- ⑤ 日本バス協会においては、平成10年度以降は、従来からの融資斡旋事業特別基金の造成に充てていた地方バス協会からの出捐金を、交付金中央事業の財源に充当してバス輸送改善推進事業の拡充を図ることとし、平成10年度には「人と環境にやさしいバス等普及事業」等に対する助成制度を新設するなどバス輸送改善推進事業の大幅な変更を行い、平成23年度まで実施した。

しかしながら、バス事業者の経営環境が大変厳しい折、東日本大震災の影響等も大きく受けて、地方バス協会の会員事業者から、地方事業の充実を通じたバス事業者に対する支援の強化を求める声が強くなり、これを受け、地方バス協会から日本バス協会に対して中央出捐を取り止め、出捐金相当額を地方事業の充実に活用したい旨の要望が多く寄せられた。

このため、日本バス協会の交付金運用特別委員会を中心として、運輸事業振興助成交付金事業の見直しについて検討を行い、平成24年度から中央出捐を中止することとし、理事会承認を経て、各地方バス協会においてそれぞれ地方事業の充実を図って行くこととした。

更に、交付金についての立法化を受けて、助成事業の円滑かつ適切な実施及びその透明性の確保を目的として、平成24年4月1日「運輸事業振興助成交付金審議評価委員会」を設置し、同委員会を7月及び11月に開催した。なお、平成25年度以降についても同様に年2回開催している。

(3) 交付金の額

制度創設以降、各都道府県から地方バス協会に交付された交付金の総額は、次のとおりである。

[交付金の推移]

(単位：千円)

年 度	民営バス	左 の 内 訳		公営バス	出捐率 (%)	
		地方事業分	中央出捐分			
S 51	1,715,936	1,029,651	686,285	297,252	40	
52	2,111,551	1,267,110	844,441	450,889		
53	2,098,261	1,259,029	839,232	407,646		
54	2,911,341	1,921,592	989,749	554,209		
55	2,549,222	1,529,745	1,019,477	461,477		
56	2,431,011	1,458,621	972,390	433,447		
57	2,482,205	1,489,327	992,878	430,772		
58	2,203,499	1,542,465	661,034	376,375		30
59	2,201,931	1,541,370	660,561	371,859		
60	2,040,339	1,428,253	612,086	333,884		
61	1,843,777	1,290,662	553,115	291,628		
62	1,832,184	1,282,540	549,644	289,785		
63	1,872,073	1,310,464	561,609	284,485		
H1	1,716,076	1,201,271	514,805	267,615		
2	1,664,860	1,165,412	499,448	230,238	20	
3	1,634,808	1,307,852	326,956	221,959		
4	1,550,021	1,240,031	309,990	207,878		
5	1,390,471	1,112,392	278,079	183,358		
6	1,598,940	1,279,169	319,771	215,402		
7	1,585,233	1,268,204	317,029	217,394		
8	1,446,539	1,157,248	289,291	199,876		
9	1,357,178	1,085,761	271,417	185,193		
10	1,301,982	1,041,602	260,380	177,116		
11	1,353,268	1,082,632	270,636	177,265		
12	1,342,562	1,074,068	268,494	170,894		
13	1,380,347	1,104,297	276,050	169,362		
14	1,410,420	1,128,351	282,069	164,231		
15	1,450,857	1,160,702	290,155	160,728		
16	1,441,840	1,153,433	288,407	147,705		
17	1,449,015	1,159,229	289,786	143,116		
18	1,391,677	1,113,356	278,321	134,993		
19	1,384,260	1,107,427	276,833	134,077		
20	1,380,977	1,104,798	276,179	123,697		
21	1,384,210	1,107,385	276,825	119,904		
22	1,334,234	1,068,096	266,138	99,607		
23	1,324,280	1,069,754	254,526	97,275	0	
24	1,367,950	1,367,950	-	92,390		
25	1,371,789	1,371,789	-	87,073		
26	1,394,845	1,394,845	-	88,304		
27	1,442,852	1,442,852	-	103,368		
28	1,464,626	1,464,626	-	102,010		
29	1,462,100	1,462,100	-	98,888		
30	1,483,489	1,483,489	-	101,018		
R1	1,458,819	1,458,819	-	94,911		
2	1,364,838	1,364,838	-	89,925		
合 計	74,378,693	57,454,607	16,924,086	9,790,478		

- (注) 1. 表中の「公営バス」とは、地方バス協会に交付された交付金の額を示している。
 2. 52年度中央出捐分には、51年度の東京都分が含まれている。
 3. 53年度中央出捐分には、日本バス協会において整備した貸切駐車場の事業費22,000千円が含まれている。
 4. 54年度地方事業分には、地方緊急分としての交付金436,933千円が含まれている。
 5. 52年度、53年度、54年度中央出捐分には、東京都から57年度に54年度以前分として交付された補助金200,480千円について当該補助金の額の算定の基礎となった額に基づいて算出された次の額が含まれている。
 52年度 104,500千円 53年度 31,600千円 54年度 64,380千円
 6. 58年度から中央出捐分の出捐率が40%から30%に引き下げられた。
 7. 元年度、2年度の中央出捐分から、大規模事業助成事業分として、出捐金の30%に相当する額の基金が次のとおり取り崩されている。
 平成元年度 154,466千円 2年度 149,853千円 計 304,319千円
 8. 3年度から中央出捐分の出捐率が、30%から20%に引き下げられた。
 9. 10年度から、中央出捐金は基金に繰り入れず、中央事業の財源に充てられることとされた。
 10. 15年度において、ディーゼル微粒子除去装置導入事業分として、基金から925,000千円が取り崩された。
 11. 18年度において、基金から1,800,000千円が取崩され、環境・交通バリアフリー対策引当資産に繰入された。
 12. 22年度、23年度において、次のバス協会より拠出金があった。(次の額は、上記表の額には含まれていない。)
 22年度 大阪バス協会 691千円 (一般会計より出捐金相当分を支出)
 23年度 埼玉県バス協会 10,311千円 (基金より出捐金相当分を支出)、大阪バス協会 1,000千円 (一般会計より支出)
 13. 24年度からは、中央出捐は中止した。
 14. 24年度～27年度において、大阪バス協会の事業実績は次のとおりである。
 (上記表の交付金の年度合計については、事業実績を集計している。)
 24年度 事業実績 18,664千円 (補正予算計上額 42,105千円)
 25年度 事業実績 41,325千円 (予算計上額 52,732千円)
 26年度 事業実績 41,970千円 (予算計上額 50,092千円)
 27年度 事業実績 46,376千円 (予算計上額 50,034千円)

(4) 交付金事業

① 中央事業

地方バス協会から出捐された平成9年度までの出捐金（当初は交付金総額の40%、昭和58年度から30%、平成3年度から20%）により設置された特別基金をもとに、融資斡旋事業を実施し、同基金の利子収入及び平成10年度以降は出捐金に同基金の取崩し財源（平成15年度以降）をもとに、利子補給事業及びバス輸送改善推進事業を実施している。

ア. バス輸送改善推進事業

バス事業に係る輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保等を図るため、融資斡旋事業特別基金の運用収益の一部を活用して、地方バス協会が実施する「研究事業」については昭和61年度から、「活性化事業」については平成5年度から助成金を交付している。

平成10年度からは、地球温暖化対策、高齢化社会への対応等バス業界全体で取り組む事業を支援するための財源として、中央出捐金、基金利子及び基金を取崩して「人と環境にやさしいバス等普及事業」を実施している。

平成11年度限りの事業として、「やすらぎバスステーション整備事業」を実施した。

平成15、16年度においては、1都3県のいわゆる環境確保条例に基づくディーゼル車の走行規制が実施され、PMの排出基準に適合しないバス・トラックは初度登録から7年間の猶予期間経過後は、指定されたDPF、酸化触媒を装着しなければ1都3県内を通行できないこととなり、緊急的に対策を講じる必要があったことから、「ディーゼル微粒子除去装置導入事業」を実施した。

平成17年度、平成18年度においては、平成17年10月1日より世界一厳しい自動車排気ガスの新長期規制が実施されたことに伴い、新長期規制適合バスの導入に際して、国の補助を受けられない会員事業者に対して、「人と環境にやさしいバス等普及事業」により助成を実施した。

平成18年度においては、地球温暖化及び大気汚染防止の観点から、エコドライブ管理システム（EMS）普及事業を実施し、車載機器（電子運行記録計）の車両取り付けに対して助成を行った。

平成19年度においては、新たに安全対策事業として、バスの車内事故を防止するための安全対策事業を実施した。

平成20年度においては、「人と環境にやさしいバス等普及事業」及び「エコドライブ管理システム（EMS）普及事業」、「バスの車内事故防止の安全対策」等のほか、新たに「睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策事業」及び「ドライブレコーダー導入助成事業」等を実施し、バス輸送改善推進事業を積極的に実施した。更に、安全対策を促進するため、バスの車内事故防止及びシートベルトの着用等を目的としたポスター等を作成配布する等、安全対策事業の積極的な推進及びバスの利用促進を図るため、ポスター等を作成し「バスの日」を中心として関係機関に配布するとともに種々の広報事業を実施した。

平成21年度においては、従来の事業に加えて、新たに広く一般国民に対しバス事業の公共性・重要性について理解を求め、バスの一層の利用促進を図るため、日本バス協会及び地方バス協会が主体となり「広報及びイベント事業」を実施した。

平成22年度においては、従来の事業について、引き続き実施するとともに、「貸切バス事業者の安全性評価認定制度・設計委託事業」等を実施した。

平成23年度においては、新たな事業として、地方路線バスの充実を図るため、「地方路線バス助成事業（中古車購入費助成）」を従来の事業に加えて実施した。

さらに、東日本大震災等に伴い地方バス協会又は会員事業者が行った「災害復旧事業（特に岩手、宮城及び福島各バス協会に重点的に配分）」、地方バス協会が行った中小事業者を対象とした「信用保証料助成事業（平成23年度限りの特例措置）」に対する助成及び風評被害に対する経営対策として中小事業者を対象とした運転資金に対する「融資斡旋・利子補給事業（平成23年度限りの特例措置）」を実施した。

平成24年度においては、中央出捐を中止することに伴い、従来は、実施していたEMS及びドライブレコーダー等普及事業については地方協会事業へ移管を計った上、利用者ニーズに対応した輸送環境の改善に資するための「バス利用者施設等整備事業」、環境対策を推進するとともに高齢者等のバ

ス利用の利便及び安全性の向上を促進するため、「人と環境にやさしいバス普及事業」、地方路線バス及び貸切バス事業の充実を図るため、「地方路線バス助成事業及び貸切バス助成事業（中古車購入費助成）」及びバスの一層の利用促進を図るための「バス利用促進広報及びイベント事業等」を実施した。

平成25年度においては、従来の事業について引き続き実施した。

平成26年度においては、「人と環境にやさしいバス普及事業」の助成対象として衝突被害軽減ブレーキ装備車を加えた。

平成27年度においては、「人と環境にやさしいバス普及事業」の助成対象として衝突被害軽減ブレーキ装備車（後付け）を加えた。

平成28年度においては、バスの日等中央広報イベント事業を地方協会に役割を移し、新規に「運転者人材確保対策事業」を実施した。

平成29年度においては、従来の事業について引き続き実施した。

平成30年度においては、「人と環境にやさしいバス普及事業」の助成対象として燃料電池バス、電気バスを加え、バリアフリー化推進のためリフト付きバスの助成単価を引き上げた。

令和元年度においては、従来の事業について引き続き実施した。

令和2年度においては、従来の事業について引き続き実施した。

（令和2年度「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス助成事業及び貸切バス助成事業」の実施状況は、96頁参照）

バス輸送改善推進事業実施状況（総括表）

(1) 研究事業

(単位：円)

年 度	研 究 テ ー マ	助 成 金 ・ 支 出 金
昭和61年度	8テーマ	57,000,000
昭和62年度	10テーマ	57,500,000
昭和63年度	8テーマ	57,500,000
平成元年度	10テーマ	57,000,000
平成2年度	9テーマ	56,662,702
平成3年度	7テーマ	48,000,000
平成4年度	7テーマ	49,000,000
平成5年度	4テーマ	26,421,800
平成6年度	3テーマ	17,500,000
平成7年度	3テーマ	11,200,000
平成8年度	3テーマ	9,000,000
平成9年度	4テーマ	24,940,000
平成10年度	5テーマ	17,750,000
平成11年度	3テーマ	17,000,000
平成12年度	2テーマ	10,000,000
平成13年度	2テーマ	5,000,000
計	88テーマ	521,474,502

(2) 活性化事業

(単位：円)

年 度	活 性 化 事 業	助 成 金 ・ 支 出 金
平成5年度	4事業	28,000,000
平成6年度	5事業	39,000,000
平成7年度	8事業	48,235,000
平成8年度	8事業	58,404,881
平成9年度	11事業	73,438,868
平成10年度	16事業	317,681,143
平成11年度	16事業	495,964,295
平成12年度	15事業	310,356,209
平成13年度	13事業	470,641,216
平成14年度	18事業	540,708,485
平成15年度	18事業	1,331,672,698
平成16年度	16事業	770,046,973
平成17年度	17事業	710,590,198
平成18年度	16事業	799,052,729
平成19年度	21事業	612,175,869
平成20年度	22事業	677,325,583
平成21年度	22事業	579,743,421
平成22年度	26事業	665,965,229
平成23年度	23事業	646,514,359
平成24年度	14事業	294,388,977
平成25年度	15事業	284,288,308
平成26年度	13事業	306,011,275
平成27年度	11事業	293,694,433
平成28年度	13事業	354,602,000
平成29年度	10事業	285,987,000
平成30年度	10事業	295,963,000
令和元年度	11事業	298,490,000
令和2年度	9事業	188,450,000
計	401事業	11,777,392,149

(単位：円)

研 究 事 業 計 (昭和61年度～平成13年度)	521,474,502
活 性 化 事 業 計 (平成5年度～令和2年度)	11,777,392,149
合 計	12,298,866,651

【バス輸送改善推進事業】（令和2年度）

（単位：両、名、円）

実施主体 (バス協会名等)	事業内容	総事業費	①予算額		②決算額		差異(①-②)		
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	
1. バス利用者施設等整備事業									
栃木県	地域連携ICカードシステムの導入	903,889,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0	
福井県	デマンド乗合タクシーシステム整備事業	25,000,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0	
山口県	ICカードシステム整備事業	461,844,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0	
宮崎県	バスロケーションシステム整備事業	121,010,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0	
計		1,511,743,000	4	28,000,000	4	28,000,000	0	0	
2. 人と環境にやさしいバス普及事業									
(環境にやさしいバス・安全なバス)		助成単価 予算(千円)	①予算額		助成単価 決定(千円)	②決算額		差異(①-②)	
			数量	金額		数量	金額	数量	金額
事業者	ハイブリッドバス	300			300	1			
〃	CNGバス	300			300	0			
〃	CNGバス改造	100			100	0			
	燃料電池バス・電気バス	300			300	1			
〃	衝突被害軽減ブレーキ装備車	100			100	319			
〃	衝突被害軽減ブレーキ装備車(後付)	100			100	0			
小計			1,080	112,000,000		321	32,500,000	759	79,500,000
(人にやさしいバス)									
事業者	ノンステップバス	300			300	222			
〃	リフト付バス	500			500	21			
〃	低床スロープ付バス	100			100	10			
小計			400	112,000,000		253	78,100,000	147	33,900,000
計			1,480	224,000,000		574	110,600,000	906	113,400,000
3. 地方路線バス及び貸切バス助成事業									
事業者	地方路線バス助成事業(中古車購入費助成)	50	110	5,500,000	50	131			
〃	貸切バス助成事業(中古車購入費助成)	50	110	5,500,000	50	111			
計			220	11,000,000		242	12,100,000	△22	△1,100,000
4. 運転者人材確保対策事業									
		助成単価 予算(千円)	①予算額		助成単価 決定(千円)	②決算額		差異(①-②)	
			数量	金額		数量	金額	数量	金額
事業者	バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業	50	660	33,000,000	50	685	34,250,000	△25	△1,250,000
都道府県 バス協会	運転者人材確保のための取組事例に対する事業	500	6	3,000,000	500	5	2,500,000	1	500,000
計				36,000,000			36,750,000		△750,000
5. バス利用安全促進広報事業									
			①予算額		②決算額		差異(①-②)		
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	
日バス協	安全促進広報事業		1	1,000,000	1	1,000,000	0	0	
合計				300,000,000		188,450,000		111,550,000	

イ. 融資斡旋・利子補給事業

バス事業者の経営基盤の安定確保を目的とする資金として、融資斡旋事業特別基金をもとにして行う一般融資、災害等特別融資（昭和57年度に創設）及びバス交通活性化特別融資（平成3年度～平成12年度まで）について融資斡旋・利子補給事業を行っているが、平成23年度限りの特例措置として、風評被害に対する経営対策として中小事業者を対象とする運転資金に対しても事業を行った。平成25年度については、融資斡旋・利子補給事業の見直しの一環として、1事業者当たりの融資の上限6億円を導入した。平成26年度からは公募制を導入し、1事業者当たりの融資の上限を1億円引き下げ5億円とした。平成27年度については、1事業者当たりの融資の上限をさらに1億円引き下げ4億円とし、利子補給の対象を借入金利が0.6%を超えるものとした。

平成28年度については、利子補給の対象を借入金利が0.8%を超えるものとした。

平成29年度については、利子補給の対象を借入金利が1.0%を超えるものとした。

平成30年度については、前年度に引き続き事業を実施した。

令和元年度については、前年度に引き続き事業を実施した。

令和2年度については、前年度に引き続き事業を実施した。

上記中央事業の実施には、融資斡旋事業特別基金の運用利息及び「バス輸送改善推進対策引当資産」の取崩し資金を充当している。平成27年度から令和元年度までの「バス輸送改善推進対策引当資産」は平成27年度から5年間の財源として平成27年度予算において融資斡旋事業特別基金から20億円を振替えたものである。

融資斡旋事業総括表

(単位：千円)

融 資 斡 旋 区 分		融 資 斡 旋 実 績 (令和3年3月31日現在)	
		件 数	斡 旋 額
一 般 融 資 分	令和元年度末	18,236	536,460,400
	令和2年度分	119	5,464,000
	令和2年度末累計	18,355	541,924,400
災 害 等 特 別 融 資 分	令和元年度末	—	—
	令和2年度分	—	—
	令和2年度末累計	0	0
計	令和元年度末	18,236	536,460,400
	令和2年度分	119	5,464,000
	令和2年度末累計	18,355	541,924,400
合 計 (バス交通活性化特別融資分含む)		18,425	543,996,400

※上記のほかに、平成3年度～平成12年度まではバス交通活性化特別融資について融資斡旋事業（70件、2,072,000千円）を実施した。

ウ. その他

新宿駅南口のバスターミナル整備に関し、バス輸送改善推進対策引当資産を活用して平成26年度に新宿高速バスターミナル株式会社に1,000万円出資した。さらに平成27年度には3億円を貸し付けた。なお、このために必要な「日本バス協会財産管理規程」の改正を平成26年度行った。

平成28年度には、貸切バス適正化機関設立拠出金として5,866万円の拠出を地方バス協会に行った。

平成29年度には、貸切バス適正化機関等に負担金徴収までの運営資金として4団体計2,390万円の貸付けを行い、同年度内に貸付金は全額返済された。

利子補給事業

利子補給状況（昭和52年度～令和2年度）

（単位：円）

年 度	利子補給額	件 数	利子補給率（％）
昭和52年度	12,420,540	191	2.0
昭和53年度	37,356,257	555	1.6（53年7月期以降）
昭和54年度	57,612,617	984	↓
昭和55年度	80,453,107	1,283	2.0（55年1月期以降）
昭和56年度	122,853,878	1,552	↓
昭和57年度	162,812,597	1,888	↓
昭和58年度	211,528,350	2,185	↓
昭和59年度	256,969,252	2,303	↓
昭和60年度	268,751,885	2,428	↓
昭和61年度	311,142,760	2,607	↓
昭和62年度	300,567,627	2,470	1.5（62年7月期以降）
昭和63年度	298,055,011	2,791	↓
平成元年度	287,494,046	2,750	↓
平成2年度	272,051,071	2,654	↓
平成3年度	304,766,860	2,859	2.0（3年7月期以降）
平成4年度	357,595,695	2,782	↓
平成5年度	395,519,313	2,988	1.8 バス車両購入資金（5年7月期以降） 1.5 その他の資金
平成6年度	355,410,397	2,953	0.9 バス車両購入資金（6年8月1日以降） 0.7 その他の資金
平成7年度	256,343,669	2,939	↓
平成8年度	214,604,228	3,094	0.6 バス車両購入資金（8年8月1日以降） 0.5 その他の資金
平成9年度	150,152,605	2,858	↓
平成10年度	141,730,660	2,982	↓
平成11年度	133,729,609	2,644	↓
平成12年度	111,571,126	2,172	1.0 災害等特別融資（12.10.31以降）
平成13年度	110,751,546	2,043	↓
平成14年度	104,911,352	1,854	↓
平成15年度	96,383,564	1,701	↓
平成16年度	99,911,006	1,560	↓
平成17年度	103,904,872	1,579	↓
平成18年度	103,777,008	1,478	↓
平成19年度	94,065,187	1,378	↓
平成20年度	84,497,121	1,224	↓
平成21年度	81,572,480	1,126	↓
平成22年度	73,897,729	1,061	東日本大震災特例（H23年度限り） ↓ 1.0（対象：岩手、宮城、福島） 0.5（対象：上記3県以外）
平成23年度	75,818,926	1,006	↓
平成24年度	69,069,328	862	↓
平成25年度	72,589,223	920	↓
平成26年度	71,415,872	835	0.4 運転資金（26年4月1日以降）
平成27年度	61,927,571	744	↓
平成28年度	58,890,055	485	↓
平成29年度	49,991,090	410	↓
平成30年度	40,599,085	336	↓
令和元年度	40,486,419	305	↓
令和2年度	34,386,153	255	↓
合 計	6,630,338,747	76,074	

② 地方事業

地方バス協会においては、地方事業として、バス停上屋、停留所標識、案内板等施設整備及び種々の安全対策等を実施しており、乗客のサービス改善、安全運行の確保等に大きく寄与している。

地方バス協会が実施している地方事業の実施状況は、次のとおりである。

運輸事業振興助成交付金地方事業実施状況

(単位：千円)

政 令		年 度		
		令和元年度①	令和2年度②	増減額②－①
1	輸送の安全の確保に関する事業	546,665	556,270	9,605
2	サービスの改善及び向上に関する事業	754,713	648,849	△ 105,864
3	公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業	49,626	39,475	△ 10,151
4	適正化に関する事業	53,766	65,206	11,440
5	共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業	50,491	50,516	25
6	震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業	0	0	0
7	経営の安定に寄与する事業	3,558	4,522	964
8	当該事業に要する資金を出捐する事業	0	0	0
9	国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるもの	0	0	0
合 計		1,458,819	1,364,838	△ 93,981

(注) 事務費等については、各事業に按分した。

Ⅷ. 税制改正

1. 令和4年度税制改正要望

令和4年度税制改正要望の概要については、令和3年6月16日の総会決議、同年7月30日の税制対策委員会において書面決議した内容に基づき、政府・与党の税制改正の動きに合わせ、主に次の内容を要望した。

令和4年度税制改正要望の主な内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症による影響の軽減
 - ・各種税金等の免除又は猶予（自動車重量税、自動車税その他自動車関係諸税、軽油引取税、法人税、固定資産税（土地、建物）、事業所税、所得税、消費税等）
- (2) 適用期限の延長及び拡充
 - ・都道府県が定める路線を運行する乗合バスの車両取得の非課税措置（自動車税の環境性能割）
 - ・エコカー減税制度の延長（自動車重量税、自動車税の環境性能割）
 - ・11年以上の乗合バス車両への10%重課の免除（自動車税）
 - ・バリアフリー対応車へ代替するための減税措置及び空港アクセスバスやパラリンピックへ対応するための減税措置（自動車重量税、自動車税の環境性能割）
 - ・衝突被害軽減ブレーキ等を装備したバス車両取得の減税措置及び側方衝突警報措置の追加（自動車重量税、自動車税の環境性能割）
- (3) 自動車関係諸税の負担軽減
 - ・営業用バスの更なる軽減措置（営自格差）の堅持（自動車税、自動車税の環境性能割、自動車重量税）
 - ・自動車関係諸税の更なる大幅な軽減措置（自動車税、自動車税の環境性能割、自動車重量税）
 - ・軽油引取税の当分の間の税率（1L当たり17.1円）の速やかな撤廃（軽油引取税）
- (4) その他の税制要望
 - ・中小企業投資促進税制の延長よ対象の拡充（所得税、法人税、法人住民税、事業税）
 - ・外形標準課税の適用拡大によるバス事業への負担増反対

これらの内容について、日本バス協会から国土交通省など関係省庁に要望を行った。自民党・公明党の税制ヒアリングにおいて、バス業界の現状と税制等の要望を説明した。そして、令和3年8月3日及び令和3年11月30日には、自由民主党バス議員連盟総会において要望および説明を行い、バス業界の要望実現に向けて、バス議連の先生方にご支援をお願いした。

令和4年度の税制改正大綱は、令和3年12月20日に公表された。我々の要望事項については次のとおりとなった。

日本バス協会 令和4年度税制改正 要望結果

No.	要望事項	結果	備考
1	新型コロナウイルス感染症による影響の軽減（各種税金等の免除又は猶予） 【自動車重量税、自動車税その他自動車関係諸税、軽油引取税、法人税、固定資産税（土地、建物）、事業所税、所得税、消費税等】	×	免除又は猶予は認められず
2	営自格差の堅持【自動車税、自動車重量税、自動車税環境性能割】	○	営自格差は維持
3	軽油引取税の負担がバス事業者の経営を圧迫していることから、軽油引取税の当分の間の税率（旧暫定税率）を廃止	×	当分の間の税率（旧暫定税率分）の撤廃は実現せず
4	法人事業税の外形標準課税について、中小企業への適用拡大には反対	○	外形標準課税は、従来どおり資本金1億円超の普通法人が対象

追加要望

No.	軽油価格高騰に関する要望事項	結果	備考
5	新型コロナウイルス感染症の影響により、バス事業者は極めて厳しい経営状況にある中、現下の軽油価格高騰により更に拍車がかかっている。 バス事業の経費に占める燃料費の割合は高いことから、税負担の軽減は不可欠な状況にあるため、次の要望を行った。		
	現在凍結されている燃料価格高騰時の軽油引取税の課税停止措置（トリガー条項）を解除	×	令和4年度税制改正大綱発表時点では、実現せず

資 料

1. 自動車関係諸税一覧表	119
2. 地域別旅行業者数	121
3. 日本のバス事業略年表 (19. 4. 1~).....	122
4. 都道府県バス協会名簿	128

1. 自動車関係諸税一覧表

(1) 国税

税目	税額又は税率
揮発油税 (揮発油税法 昭32.4.6法律55号)	揮発油1キロリットルにつき……………48,600円(本則24,300円)
地方揮発油税 (地方道路税法 昭30.7.30法律104号)	揮発油1キロリットルにつき……………5,200円(本則4,400円)
石油ガス税 (石油ガス税法 昭40.12.29法律156号)	石油ガス1キログラムにつき……………17円50銭
登録免許税 (登録免許税法 昭42.6.12法律35号)	道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可 一般旅客自動車運送事業の許可 一般乗合旅客自動車運送事業 許可1件につき……………90,000円 一般貸切旅客自動車運送事業 …… 〃……………90,000円 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可 一般乗合旅客自動車運送事業 認可1件につき……………15,000円 一般貸切旅客自動車運送事業 …… 〃……………15,000円 特定旅客自動車運送事業の許可 許可1件につき……………30,000円
消費税 (消費税法 昭和63.12.30法律第108号)	10%(H26.4.1より改正 消費税7.8%と地方消費税2.2%の合計)
自動車重量税 (自動車重量税法 昭和46.5.31法律第89号)	(1) 乗用車 車両重量 0.5tごとに……………年額4,100円(2,600円) (2) 乗用車以外 車両総重量 2.5t超総重量……………年額4,100円(2,600円) 2.5t以下総重量……………年額3,300円(2,600円) (3) 小型二輪車……………年額1,900円 (4) 検査対象軽自動車……………年額3,300円(2,600円) (5) 検査対象外軽自動車 { 二輪……………届出時一回限り4,900円(4,100円) その他……………届出時一回限り9,900円(7,800円) (注)()内は営業車

(2) 地方税

税目	税額又は税率
自動車税 (地方税法 昭和25.7.31 法律226号第147条)	(年額) A. 乗用車 (営業用) (家用) ~1000cc 7,500円 25,000円 1001~1500cc 8,500円 30,500円 1501~2000cc 9,500円 36,000円 2001~2500cc 13,800円 43,000円 2501~3000cc 15,700円 50,000円 3001~3500cc 17,900円 57,000円 3501~4000cc 20,500円 65,500円 4001~4500cc 23,600円 75,500円 4501~6000cc 27,200円 87,000円 6000cc超 40,700円 111,000円 B. バス (一般乗合用) (貸切等) (家用) 乗用定員30人以下 12,000円 26,500円 33,000円 30人超~40人以下 14,500円 32,000円 41,000円 40人超~50人以下 17,500円 38,000円 49,000円 50人超~60人以下 20,000円 44,000円 57,000円 60人超~70人以下 22,500円 50,500円 65,500円 70人超~80人以下 25,500円 57,000円 74,000円 80人超~ 29,000円 64,000円 83,000円 C. トラック (営業用) (家用) 小型四輪および 積載量1トン以下 6,500円 8,000円 普通トラック 1トン超~2トン 9,000円 11,500円 2トン超~3トン 12,000円 16,000円 3トン超~4トン 15,000円 20,500円 4トン超~5トン 18,500円 25,500円 5トン超~6トン 22,000円 30,000円 6トン超~7トン 25,500円 35,000円 7トン超~8トン 29,500円 40,500円 8トン超 1トン毎に 1トン毎に 4,700円加算 6,300円加算

環境性能割	自動車取得価額の…………… 自家用 0～3％ 営業用及び軽自動車 0～2％ (但し、取得価額が50万円以下の自動車の取得に対しては課税しない。)
軽自動車税 (地方税法 昭和25.7.31 法律226号第444条)	1. 原動機付自転車 イ. 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの…………… 年額 2,000円 ロ. 総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの…………… 年額 2,000円 ハ. 総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの…………… 年額 2,400円 ニ. 三輪以上のもの(自治省令で定めるものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの…………… 年額 3,700円 2. 軽自動車及び小型特殊自動車 イ. 二輪のもの(側車付のものを含む)…………… 年額 3,600円 ロ. 三輪のもの…………… 年額 3,900円 ハ. 四輪以上のもの 乗用 イ 営業用…………… 年額 6,900円 ロ 自家用…………… 年額 10,800円 貨物用 イ 営業用…………… 年額 3,800円 ロ 自家用…………… 年額 5,000円 3. 二輪の小型自動車…………… 年額 6,000円
軽油引取税 (地方税法 昭和25.7.31 法律226号第144条の10)	軽油1キロリットルにつき…………… 32,100円 (本則15,000円)

- (注) 1. 揮発油税・地方揮発油税・軽油引取税・自動車重量税の特例税率については、当面の間の措置である。
 2. 2034年4月1日より、揮発油税の税率については48,300円、地方揮発油税の税率については5,500円となる。
 3. 一定の環境性能を満たした車に対しては、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの間に受ける自動車検査証の交付等について、自動車重量税の減免措置が講じられている。
 4. 自動車税については低公害車・低燃費車に対し軽課するとともに、新規登録後長期経過した自動車に対して、重課する措置が講じられている。
 5. 軽自動車税については、平成28年度以後、新規取得後13年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車に対して重課する措置が講じられている。また、低公害車・低燃費車に対しては軽課措置が講じられている。
 6. 自動車重量税については、新規登録後13年を経過した自動車及び新規登録後18年を経過した自動車に対して、それぞれ重課する措置が講じられている。
 7. 自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率は、燃費基準達成度等に応じて決定。令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、環境性能割の軽減措置が講じられている。
 8. バリアフリー性能に優れた一定のバス及びタクシーに対して、自動車重量税にあっては、平成24年5月1日から令和3年3月31日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付について、自動車税環境性能割にあっては、令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間の取得について、減免措置が講じられている。
 9. 車両安定制御装置等を装備した一定のバス及びトラックに対して、自動車重量税にあっては、平成27年5月1日から令和3年4月30日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付について、自動車税環境性能割にあっては、令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間の取得について、軽減措置が講じられている。

2. 地域別旅行業者数（令和3年4月1日現在）

（単位：業者）

都道府県	第2種	第3種	地域限定	旅行業者代理業	都道府県	第2種	第3種	地域限定	旅行業者代理業
北海道	129	161	21	29	滋賀	28	58	9	8
青森	29	16	11	7	京都	63	164	27	9
岩手	33	24	6	12	大阪	194	548	10	49
宮城	41	74	3	6	兵庫	61	169	9	20
福島	67	57	10	7	奈良	22	44	7	6
秋田	19	21	6	4	和歌山	35	28	8	7
山形	42	19	10	8	鳥取	15	12	8	3
新潟	60	64	14	12	島根	20	21	6	5
長野	113	76	36	10	岡山	52	63	5	8
富山	49	48	8	6	広島	62	89	10	12
石川	33	58	3	9	山口	19	13	4	5
茨城	98	92	3	7	徳島	23	24	3	2
栃木	62	88	9	3	香川	36	27	5	4
群馬	62	79	7	12	愛媛	42	30	7	9
埼玉	141	219	6	10	高知	16	24	4	2
千葉	92	235	16	8	福岡	70	218	11	29
東京	528	1,475	29	96	佐賀	13	17	1	2
神奈川	99	215	7	24	長崎	25	33	14	8
山梨	29	60	6	7	熊本	44	44	4	9
福井	31	52	5	1	大分	34	17	10	10
岐阜	40	76	7	9	宮崎	27	21	3	5
静岡	82	129	13	19	鹿児島	42	42	12	6
愛知	122	260	5	28	沖縄	53	79	24	6
三重	39	68	11	6	計	3,036	5,451	453	564

資料：国土交通省観光庁観光産業課

旅行業者数の推移

	第1種旅行業者	第2種旅行業者	第3種旅行業者	地域限定旅行業者	旅行業者代理業者	計
H28	708	2,827	5,668	118	779	10,100
H29	702	2,914	5,789	144	750	10,299
H30	688	2,980	5,816	200	706	10,390
R1	691	3,022	5,803	267	675	10,458
R2	686	3,043	5,692	369	620	10,410
R3	670	3,036	5,451	453	564	10,174

（注）各年4月1日現在（H30、R1年は5月1日現在）

第1種旅行業務…海外を含むパック旅行及び乗車船券等の販売等

第2種旅行業務…国内のみのパック旅行及び乗車船券等の販売等

第3種旅行業務…営業所所在の市町村及びこれに隣接する市町村等の旅行範囲とするパック旅行及び乗車船券等の販売等

地域限定旅行業務…営業所所在の市町村及びこれに隣接する市町村等の旅行範囲とするパック旅行及び同区域の乗車船券等の販売等（平成25年4月1日設置）

資料：国土交通省観光庁観光産業課

3. 日本のバス事業略年表 (19.4.1～)

19. 6. 14	平成19年度春季全国バス事業者大会において、パネルディスカッション「飲酒運転根絶に向けて」を開催。	20. 9. 2	「平成21年度政府予算編成に関する要望について」を地方交通委員会了承後、国土交通大臣、総務大臣に要望。
19. 7. 25	軽油価格高騰について、国土交通省、総務省に軽油価格高騰に伴うコスト増に対応する予算額確保等を要望。	20. 9. 4	「軽油価格高騰対策に関する(緊急重点項目)お願い」について、国土交通大臣・自由民主党バス議員連盟の先生に要望。
19. 8. 2	「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」について、CO ₂ 削減目標として「2010年度におけるCO ₂ 排出原単位を1997年度比で12%改善する。」を設定したものに改定。	20. 9. 20	第21回バスの日
19. 8. 30	地方交通委員会を開催して平成20年度バス予算に関する要望をとりまとめ、同日、国土交通省、総務省に対し要望。	20. 10. 28	高速バスの一部緩和措置を図るため「高速バスの効率的な運行に係る道路運送法の取扱い」の自動車交通局旅客課長通達。
19. 9. 20	第20回バスの日	20. 12. 2	平成20年7月に東名高速道路においてバスジャック事件が発生したのを受けて、平成12年7月に策定した「バスジャック統一対応マニュアル」を8年ぶりに改定した。
19. 10. 19	平成19年2月18日に大阪府吹田市で発生した貸切バス事業者による重大事故を契機に、国土交通省では「貸切バスに関する安全等対策検討会」を設置し、この日に報告がとりまとめられた。	20. 12. 9	政府の追加経済対策の高速道路料金的大幅引下げにあたり、高速バス・貸切バス・空港リムジンバスについても同様の対象にするよう、国土交通大臣及び自由民主党バス議員連盟に要望。
19. 10. 29	首都・阪神高速道路(株)の距離別料金導入について、首都・阪神高速道路(株)及び国土交通省に反対を要望。	20. 12. 12	「平成21年度税制改正大綱」において、「軽油引取税に係る営業用バス、トラックの交付金措置を軽油引取税の暫定税率も含めた税率の検討がなされる今後の税制抜本改革時までの間延長する。この間については、都道府県に対し、交付金の基準額を確保すべく確実な予算措置が講じられるよう要請する。」とされ、交付金については、今後の税制抜本改革時までの間延長されることとなった。
19. 11. 14	軽油価格高騰について、国土交通大臣にバス関係予算及び運賃等への価格転嫁および旅行業界との調整を要望。	21. 1. 1	大阪府環境条例による流入車規制が開始。
20. 12. 3	自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度が開始。	21. 2. 1	「バス利用促進」の一環として、バスマスクによる広報活動を全国展開した。
20. 1. 1	改正自動車NOx・PM法が施行。	21. 3. 17	「政府の平成21年度経済対策の補正予算に関するお願い」について自由民主党政務調査会長兼議院議員保利耕輔先生及びバス議員連盟に対し、地方バス、バリアフリー対策及び環境対策に資する車両購入費補助の増額等について要望。
20. 1. 17	バス事業100年史刊行	21. 3. 31	「燃料費高騰対策及びバス利用促進対策」として、「バス輸送改善推進事業」の一部変更(増額補正)を行い、低燃費車に対する補助の実施、エコドライブ管理システムの車載器に対する助成単価の引き上げ、新たに同システムの事業所用機器を助成対象とした。
20. 2. 6	一般乗合バス、高速バスの管理の受委託について、系統長または車両数1/2から2/3に緩和。(自動車交通局長通達)	ク	国土交通省は、事業用自動車の事故について自家用自動車に比べてその減少幅が少ないこと等から「事業用自動車総合安全プラン2009」を策定した。
20. 3. 25	自動車排出ガス規制の強化(ポスト新長期規制)が制定。東名高速道路において、大型トラックのタイヤが外れ対向車線を走行していた観光バスに衝突し運転者が死亡する事故が発生。(運転者は生命の危機に直面したにもかかわらず、バスを安定させるため、ハンドルをしっかりと握り、ブレーキを踏み、サイドブレーキを引いて乗客の安全を守った。)	21. 4. 10	バス産業の課題と今後の向かうべき方向性を検討するため、国土交通省と日本バス協会と共同で開催してきた「バス産業勉強会」の報告書が取りまとめられた。国土交通省において「貸切バス事業者の安全性等評価認定制度検討会」を設置し、利用者が優良な貸切バス事業者を選択できるよう、貸切バス事業者の安全に対する取組状況等について評価・公表する制度を取りまとめられた。
20. 5. 1	平成20年3月31日をもって「軽油引取税の税率に関する特例措置」の期限切れに伴い、同年4月分は暫定税率は適用されなかったが、「地方税法等の一部を改正する法律」が公付され、同年5月1日より暫定税率が適用されることになったことに伴い、平成20年度においても運輸事業振興助成交付金制度は継続されることとなった。	21. 5. 29	貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度の実施主体になる。
20. 6. 1	改正道路交通法の被害軽減措置(後部座席シートベルト着用義務化)が施行。	21. 6. 10	「新型インフルエンザの影響によるバス事業への支援要望について」を国土交通省自動車交通局長に要望。
20. 6. 27	勤務時間等基準告示に定められた運転時間を遵守するため「一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務距離による交替運転者の配置の指針について」国土交通省より通達。	21. 6. 16	「土・日祭日の高速道路料金的大幅値下げの施策に関するお願い」を国土交通大臣および東日本高速道路(株)ほか高速道路3社に対して要望。
20. 7. 7	地球温暖化対策をテーマとして、世界主要8か国とEU連合が一同に会して話し合う北海道洞爺湖サミットが開催。	21. 6. 17	国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」を受け、10年後(平成30年)における交通死者数ゼロ、人身事故件数を1,800件以下、ただちに飲酒運転をゼロとする、を施策の柱とした「バス事業における総合安全プラン2009」を策定した。
20. 7. 24	国土交通大臣・総務省自治財政局長・自由民主党バス議員連盟の先生等に「軽油価格高騰対策に関するお願い」を要望。	21. 8. 4	「都市バス対策に係るバス事業関連予算の拡充について」を都市交通・環境対策合同委員会了承後、国土交通
20. 7. 28	「都市バス対策に係るバス事業関連予算の拡充について」を都市交通・環境対策合同委員会了承後、国土交通省自動車交通局、道路局及び警察庁に要望。		
20. 8. 6	首都・阪神高速道路の距離別料金の導入について首都・阪神高速道路(株)に対しバス業界としての問題点を具申し、料金制度の改善を要望。		
20. 8. 22	各地でバス事業者に対し供給制限等が行われているため、資源エネルギー庁に対し、供給制限しないよう「バス事業者への軽油供給制限に関するお願い」を要望。		

日本のバス事業略年表

		省自動車交通局、道路局及び警察庁に要望。			と一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続します。」とされた。		
21.	8.	5	車両火災発生等緊急時における乗客の安全確保に万全を期すため、「車両火災発生等緊急時における統一対応マニュアル」を策定した。	22.	12.	27	大阪地区における高速ツアーバス実態調査を実施。
21.	8.	17	「平成22年度政府予算編成に関する要望について」を国土交通大臣、総務大臣に要望。	23.	2.	9	大畠国土交通大臣に高速道路料金施策について要望。
21.	9.	20	第22回バスの日	23.	2.	16	「高速道路の当面の新たな料金割引について」を国土交通省が公表（マイカー、平日上限2,000円）。
		々	「バスフェスタ2009 in TOKYO」を丸ビル・マルキューブで開催	23.	3.	14	「東日本巨大地震に伴うバス事業関係燃料確保に関する緊急要望について」を政府政策本部、関係省庁（国土交通省・経済産業省・資源エネルギー庁）等に要望。
21.	10.	19	「高速道路料金施策の見直しに関するお願い」について、国土交通大臣に反対要望。	23.	3.	15	私鉄総連、東北地方太平洋沖地震に関し、11春闘は、組合回答日及び未解決組合統一ストライキについては除外の申し入れ。
21.	12.	4	「平成22年度バス関係予算、税制、高速道路料金施策及び経済政策に関する最重点要望事項」について、民主党の阿久津副幹事長に要望。	23.	3.	16	「東北地方太平洋沖地震を踏まえた高速バスの輸送力確保のための緊急対応について」通達（国自安第167号、国自旅第226号、国自整第136号）。
21.	12.	22	運輸事業振興助成交付金について、「平成22年度税制改正大綱」（平成21年12月22日閣議決定）において、「軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続することとします。」とされた。	23.	3.	23	当面の新たな料金割引の実施は当面延期し、現在の料金割引を継続。
22.	3.	25	会員事業者が運輸安全マネジメントについて円滑な取り組みが出来るよう、主に中小規模事業者を対象とした推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう」を作成・配布した。			々	民主党・日本バス議員連盟設立される。
22.	3.	30	「高速道路料金（統一料金制度及び無料化社会実験）に関する要望」について馬淵国土交通副大臣に反対要望。	23.	4.	1	貸切バス事業者の安全性評価認定制度の運用が始まる。
22.	4.	1	地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）が施行され、軽油引取税については、改正前の10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、その税率水準は維持されることとなった。			々	公益法人制度改革に伴い公益社団法人日本バス協会設立登記。
22.	4.	28	旅客自動車運送事業運輸規則及び関係通達が一部改正され、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化が施行される。	23.	4.	14	「東日本大震災復旧・復興対策等に関する要望について」を政府与党に要望。
22.	6.	18	前原国土交通大臣に高速道路料金施策について要望。	23.	4.	27	平成23年5月1日から、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化が実施されることに伴い、日本バス協会策定の「飲酒運転防止対策マニュアル」を一部改定。
22.	6.	28	高速道路無料化社会実験を開始。	23.	5.	9-11	東日本大震災の視察及び被災事業者との意見交換等のため、日本バス協会による被災地視察調査（岩手県、宮城県及び福島県）を実施。
22.	9.	10	総務省より国土交通省に対し「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が行われた。	23.	5.	16	民主党日本バス議員連盟による、宮城県及び福島県被災状況視察が行われる。
22.	9.	20	第23回バスの日	23.	5.	27	バス事業規制の見直しの方向性などを中心に、今後のバス事業のあり方について検討を行うため、「バス事業のあり方検討会」中間報告が取りまとめられた。
22.	10.	3	「バスフェスタ2010 in YOKOHAMA」をパシフィコ横浜で開催	23.	7.	14	ツアーバス問題を解消し、高速乗合バス事業への制度一本化についてを民主党日本バス議員連盟会長等に要望
22.	10.	12	「安全性確保と地域公共交通の安定確保」を目的として、ツアーバス対策、コミュニティバス対策等の検討のため、運営委員会に「企画小委員会」を設置。	23.	8.	19	貸切バス事業者安全性評価認定制度がスタートし、はじめて21社が認定された。その後、順次認定され最終的に224社が認定された。
22.	11.	5	「ツアーバスに対する規制の強化」、「ツアーバスを容認する通達の効力停止・見直し」、「旅客の安全を確保する観点から法令遵守の徹底」の3項目を主柱とした「ツアーバスの適正化に関する緊急要望」を国土交通大臣に提出。	23.	9.	11	「バスフェスタ2011 in TOKYO」を東京・日比谷公園で開催。
22.	11.	24	「自動車関係諸税に関する民主党マニフェスト実現要請行動」を自動車輸送関連5団体が参加して決起大会とともに街頭行進を実施。	23.	9.	20	第24回バスの日
22.	11.	25	東京駅及び新宿駅周辺における高速ツアーバス実態調査を実施。	23.	9.	30	第177回国会において議員立法により「運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）」が制定され、平成23年8月30日に公布、同年9月30日から施行された。併せて、同法の委任政令・省令である「運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）」、「運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省、国土交通省令第1号）」の制定に伴い、総務大臣名にて各都道府県知事・各都道府県議会議長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律、同法第三条第一項の事業を定める政令、同法施行規則の施行等について（通知）」及び国土交通省自動車局長名にて各運輸局長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律の施行について」の通達が発せられ、法律に基づく交付金措置が講じられることとなった。
22.	11.	26	「バス関係事業規制・制度の見直し、平成23年度予算、税制、高速道路料金施策」に関して民主党に対して要望。	23.	10.	31	ツアーバス問題を解消し、路線バス事業への制度一本化についてを榊幹事長代行、池口企業団体対策委員長に要望。
22.	12.	7	馬淵国土交通大臣、池口副大臣、政務三役に高速道路料金政策について緊急要望。				
22.	12.	16	運輸事業振興助成交付金については、「平成23年度税制改正大綱」（平成22年12月16日閣議決定）において、「引き続き、平成23年度においては、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持することとします。」とされ、「軽油引取税の当分の間税率を当面継続するにあたり、これ				

日本のバス事業略年表

23. 12. 1	被災地支援及び観光復興の観点から、東北地方の高速道路の無料開放を実施。(24. 3. 31まで)	25. 9. 20	第26回バスの日
24. 1. 1	首都高速・阪神高速が距離別料金へ移行。	25. 10. 5	「バスフェスタ2013 in TOKYO」代々木公園ケヤキ並木で開催。
24. 2. 24	交通基本法の早期制定について、民主党、国民新党、自民党、公明党の先生方に対し要望。	25. 11. 19	自民党バス議員連盟において「バス事業に係る平成26年度予算、税制等に関する要望等について」を要望。
24. 4. 3	高速乗合バスと高速ツアーバスの新制度による新たな高速乗合バスへの一本化に向けて、さらに貸切バス事業の適正化対策を内容とする「バス事業のあり方検討会」報告まとまる。	25. 11. 27	交通政策基本法成立。
24. 4. 29	午前4時40分頃、群馬県藤岡市の関越自動車道において高速ツアーバスが乗客45名を乗せて走行中、道路の左側壁に衝突し、乗客7名が死亡、乗客38名が重軽傷を負う事故が発生。同日、国土交通省自動車局長より発出された通達を全国の会員に周知。	26. 4. 1	消費税率8%引き上げに伴い、乗合バスの上限運賃を変更。また、関東でICカードに1円単位の運賃が導入される。
24. 5. 8	関越自動車道の高速ツアーバスの事故を受けて、日本バス議連を開催。	26. 4. 1	貸切バスの新たな運賃・料金制度を実施。
24. 5. 11	国土交通省からの要請を受け、長距離夜行便の運転者の実態調査及び二人乗務化の検討など安全対策の推進についての通知を发出。	26. 4. 11	自民党バス議員連盟総会において「バス事業の現状と重点取組事項について」を高橋会長等が説明。
〃	厚生労働大臣からの「バス運転者の労働時間管理等の徹底に関する要請書」を堀内会長が直接受け取り、全国の会員事業者に周知徹底。	26. 6. 12	貸切バス事業に関する適正化コンサルティング事業開始。
24. 5. 15	原油価格高騰のため全日本トラック協会、日本バス協会、全国ハイヤー・タクシー協会、労働組合主催による「燃料価格高騰による経営危機全国統一行動・関東ブロック総決起集会」が、日比谷公会堂にて開催された。	26. 6. 17	バス事業110年の軌跡を作成、全会員事業者に送付。
24. 5. 16	国土交通大臣からの「高速ツアーバス等の安全対策強化に関する要請書」を堀内会長が直接受け取り、全国の会員事業者に周知徹底するとともに、夜間長距離高速乗合バスと夜間長距離高速ツアーバスを運行する会員事業者に対し、交替運転者の配置指針等についての実態調査を実施。	26. 7. 26	「平成27年度政府予算編成(バス対策関係)に関する要望について」を国土交通省、総務省および警察庁に提出。
24. 5. 30	国土交通省、「高速バス等の運転時間・乗務距離等に関するアンケート調査」を実施。	26. 8. 12	「平成27年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出。
24. 8. 9	「平成25年度政府予算編成(バス対策関係)に関する要望について」を国土交通省、総務省および警察庁に提出	26. 9. 20	第27回バスの日
24. 8. 22	衆議院国土交通委員会において、「交通基本法案」についての参考人意見陳述を高橋会長が行う。	26. 10. 4	バスフェスタ2014 in TOKYO(代々木公園ケヤキ並木)
24. 9. 20	第25回バスの日	26. 11. 7	自民党バス議員連盟において「平成27年度予算、税制等に関する重点要望事項」を要望。
24. 10. 13	「バスフェスタ2012 in TOKYO」代々木公園ケヤキ並木で開催。	26. 11. 20	改正地域公共交通活性化再生法施行。
25. 4. 2	国土交通省において「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」発表。	26. 12. 17	貸切バスハンドブックを作成、会員事業者に配布。
25. 5. 16	平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を生かし、今後発生が予想される東海地震等の大規模災害に対応するため、「大規模災害基本対応マニュアル」を策定した。	27. 2. 13	交通政策基本計画が閣議決定。
25. 8. 2	新高速乗合バス、貸切バスにおける交替運転者等の配置基準施行。	27. 7. 30	「平成28年度政府予算編成(バス対策関係)に関する要望について」を国土交通省、総務省、厚生労働省および警察庁に提出。
〃	「平成26年度政府予算編成(バス対策関係)に関する要望について」及び「平成26年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省および警察庁に提出。	27. 8. 25	「平成28年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出。
〃	平成19年に策定した「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」に定めた「2010年度におけるCO ₂ 排出原単位を1997年度比12%改善する。」との目標を概ね達成したことを受けて、引き続き地球温暖化対策の取組みを強化していくため、「平成32年度(2020年度)におけるCO ₂ 排出原単位を平成22年度(2010年度)比6%改善する。」を目標とする「バス事業における低炭素社会実行計画」を策定した。	27. 9. 20	第28回バスの日
		27. 10. 3	バスフェスタ2015 in TOKYO(代々木公園ケヤキ並木)
		27. 11. 17	「平成28年度予算、税制等に関する重点要望事項」を自由民主党の政策懇談会に要望。
		〃	自民党バス議員連盟において「平成28年度予算、税制等に関する重点要望事項」を要望。
		28. 1. 15	午前1時55分頃、長野県軽井沢の国道18号線において、大型観光バスが対向車線をはみ出して崖下に転落し15人が死亡(うち乗員は2人とも死亡)26人が重軽傷を負う事故が発生。同日、国土交通省自動車局長より発出された通達を全国の会員に周知。
		28. 1. 22	長野県軽井沢スキーバス転落事故を受けて、日本バス議員連盟緊急総会を開催。
		28. 4. 4	新宿高速バスターミナル(バスタ新宿)開業。
		28. 6. 3	国土交通省において、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を公表。
		28. 7. 26	「平成29年度政府予算編成(バス対策関係)に関する要望について」を国土交通省、総務省および警察庁に提出。
		28. 8. 30	日本旅行業協会、全国旅行業協会及び日本バス協会は「安全運行パートナーシップガイドライン」を「安全運行パートナーシップ宣言」に改訂し公表。
		28. 8. 31	「平成29年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出。
		28. 9. 20	第29回バスの日
		28. 11. 31	自民党バス議員連盟において「平成29年度予算、税制等に関する重点要望事項」を要望。
		28. 12. 2	貸切バス事業許可の更新制の導入などを盛り込んだ道路運送法の一部を改正する法律が成立。
		29. 1. 27	運転中の携帯電話・スマートフォンの使用事案が相次

日本のバス事業略年表

- いで発生したため、同種事案の再発防止を図るため「乗務中における携帯電話・スマートフォンの使用に関する社内規程策定のガイドライン」を策定。
29. 3. 28 政府にて総理を議長とする働き方改革実現会議において、非正規雇用の処遇改善、賃金引上げと労働生産性向上、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備など9つの分野において、方向性を示す「働き方改革実行計画」がまとめられた。
29. 4. 1 貸切バス運行管理システムのサービス運用開始。
29. 4. 3 平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会においてとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」により平成28年12月2日に改正された道路運送法に基づき、全国10ブロックに貸切バス適正化センターが設立され、適正化機関の指定を受けて平成29年8月上旬より貸切バス事業者の巡回指導が開始。
29. 7. 31 「平成30年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」を国土交通省、総務省、警察庁及び厚生労働省に提出。
29. 9. 6 「平成30年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出。
29. 9. 20 第30回バスの日
29. 9. 29 国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2020」を受け、①平成32年までに交通事故死者数をゼロにする、②平成32年までに人身事故件数を1,100件以下にする、③飲酒運転をゼロとするとの3つの目標を掲げた「バス事業における総合安全プラン2020」を策定。
29. 11. 29 平成28年5月の「地球温暖化対策計画」の閣議決定以降の政府の取組強化を受け、「バス事業における低炭素社会実行計画」において「2030年度の目標値を2015年度対比で6%改善する。」目標を新たに設定。
29. 12. 1 自民党バス議員連盟において「平成30年度予算・税制等に関する重点要望事項」を要望。
30. 2. 19 訪日外国人旅行者の利便の一層の向上と旅行者の増加を目指し「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」を策定。
30. 3. 15 働き方改革実行計画において、運転業務については5年間の猶予期間の後に年間960時間以内の時間外労働の上限規制が行われることから、上限規制に対応するため国土交通大臣からの要請により、「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」を策定。
30. 4. 18 インバウンドの一層の振興と国際観光旅客税の収税を国際観光振興の諸対策に充てるための「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律」が公布。法律の名称も「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」に改正。
30. 5. 25 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部が改正となり、交通事業者等がハード・ソフト対策に関する計画の作成、取組状況の報告及び公表する制度が創設され、また、貸切バスが新たに法律の対象となった。
30. 6. 29 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）等に関する制度の実施が決定。
30. 8. 3 「平成30年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」を国土交通省、総務省、警察庁及び厚生労働省に提出。
30. 8. 9 「平成30年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出。
30. 9. 20 第30回バスの日
30. 11. 15 日本バス協会の会員章である「NBA ステッカー」をリニューアルし、11万枚を全会員事業者へ配付。基本となるデザインはそのままに、配付先の管理を適切に行えるよう6ケタの通し番号を左上枠部分に記載し、また、従来のステッカーと区別するため枠部分の色をグレーから白に変更。
30. 11. 20 自民党バス議員連盟において「平成30年度予算・税制等に関する重点要望事項」を要望。
1. 8. 2 「令和2年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出。
1. 9. 20 第31回バスの日
1. 11. 19 自民党バス議員連盟において、「令和2年度予算・税制等について」を要望。
2. 2. 21 「新型コロナウイルスの影響によるバス事業への支援要望について」を観光庁、国土交通省に提出。
2. 3. 24 自民党バス議員連盟において、「新型コロナウイルス感染症による影響について」を要望。
2. 4. 9 「新型コロナウイルス感染関連の支援要望及び需要喚起策」について、国土交通省、自由民主党バス議員連盟及び公明党へ提出し、貸切バスの需要喚起策、感染予防に対する支援等を要望。
2. 4. 28 「タクシーの相乗り導入に対する要望書」を国土交通省へ提出し、乗合バス事業への影響を考慮した措置とするよう要望。
2. 5. 12 「乗合バス事業への支援要望」について、国土交通省、自由民主党バス議員連盟及び、公明党へ提出し、新型コロナウイルスによる需要減少に対する支援措置、感染予防に対する支援等を要望。
2. 5. 13 「雇用調整助成金の特例措置に関する要望」を厚生労働省へ提出し、バス事業者を特例措置の対象とすること等を要望。また、特例措置の期限到来が迫るごとに次のとおり延長要望。R2.8.7～8.26国土交通大臣、厚生労働大臣等へ要望。R2.10.22自由民主党、公明党へ要望。R2.11.13自由民主党へ要望。R3.1.15～1.19国土交通省、厚生労働省等へ要望。
2. 5. 14 「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を策定・公表。以降、新型コロナウイルス感染予防対策の知見等を踏まえ、重ねて改訂。
2. 5. 18 「貸切バス事業への支援」について、自由民主党、公明党へ提出し、新型コロナウイルス感染症が終息した際の需要喚起や感染予防に対する支援等を要望。
2. 5. 20 「地域公共交通計画」と乗合バス運行費補助の連動化に関する配慮」について、国土交通省へ提出し、都道府県等による計画策定が進んでいない現状を考慮し十分な猶予期間を設ける等の対応を要望。
2. 6. 11 厚生労働省から「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」を受託。同事業は、非正規で働く就職氷河期世代に大型二種免許の取得とバス事業者への正社員としての就職支援を行うもの。
2. 6. 19 貸切バス旅行連絡会（日本バス協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会）が「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」を策定・公表。以降、新型コロナウイルス感染予防対策の知見等を踏まえ、重ね

日本のバス事業略年表

- て改訂。
2. 6. 23 「政策要望」について、自由民主党バス議員連盟役員会へ提出し、令和3年度バス関係予算・税制、安全対策や運転者確保対策等を要望。同内容についてR2.6.24国土交通省へ提出。
2. 8. 7 「GoTo トラベル事業における貸切バスを活用した団体旅行の推進」について、自由民主党及び国土交通省に提出し、地域枠、団体旅行枠の設定等を要望。同内容についてR2.8.18国土交通大臣へ提出。
2. 9. 20 第30回バスの日
2. 9. 23 「令和3年度政府予算編成（バス対策関係）」について、国土交通省、総務省、警察庁及び厚生労働省へ提出し、地方創生臨時交付金の更なる拡充、感染防止対策や需要喚起策等の支援措置及び地域公共交通維持の予算確保等を要望。
2. 9. 23 「令和3年度バス関係税制」について、国土交通省、総務省へ提出し、新型コロナウイルスの影響による税金等支払いの免税・猶予、適用期限が迫る自動車減税措置の延長・拡充及び自動車関係諸税の負担軽減等を要望。
2. 10. 14 自由民主党バス議員連盟総会において「令和3年度予算税制」を提出し、新型コロナウイルス対策、地域公共交通維持のための予算確保等について要望。
3. 1. 15 「新型コロナウイルス感染症で影響を受けているバス事業者への支援」について、国土交通省等へ提出し、乗合バスに対する支援の拡充、GoTo トラベル事業におけるバス利用の促進等を要望。
3. 1. 22 「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種についての要望書」を全日本トラック協会及び全国ハイヤー・タクシー連合会との3団体連名で国土交通省大臣へ提出し、エッセンシャルワーカーである運転者等が優先的にワクチン接種を受けられるよう要望。
3. 2. 18 自由民主党バス議員連盟総会において新型コロナウイルスのバス事業への影響を踏まえ、予算執行や雇用調整助成金特例措置の延長等の支援を要望。
3. 2. 19 「GoTo トラベル事業における団体旅行の促進」について、日本旅行業協会及び全国旅行業協会との3団体連名で国土交通省へ提出し、GoTo トラベル事業の再開と団体旅行の需要促進等を要望。
3. 3. 23 「新型コロナウイルスのワクチン接種に係るバス車両の活用」について、自由民主党バス議員連盟へ被接種者の輸送及び接種会場等への活用及び運転者等への事前ワクチン接種を要望。同内容について、R3.3.25国土交通省、厚生労働省、総務省へ要望。
3. 3. 30 国土交通省が「事業用自動車総合安全プラン2025」を策定・公表。
3. 3. 31 国土交通省が新たな「公共交通機関の「バリアフリー整備ガイドライン」」を定め、ガイドラインの役務編を策定・公表。
3. 4. 27 雇用調整助成金特例措置の更なる延長について、厚生労働大臣、自民党雇用調査会、自民党バス議連及び公明党の幹部へ要望。また、特例措置の期限到来が迫るごとに次のとおり延長要望。R3.5.21～24財務大臣及び国土交通大臣等へ要望。R3.6.12～14厚生労働大臣、自民党、公明党等へ要望。R3.7.8厚生労働大臣、自民党、公明党等へ要望。R3.8.5～17厚生労働大臣、国土交通大臣、国土交通省、厚生労働省、自民党等へ要望。R3.10.13厚生労働大臣、国土交通大臣、自民党、公明党等へ要望。R4.2.9厚生労働大臣、自民党、公明党等へ要望。
3. 5. 11 自民党バス議連、タクシー・ハイヤー議連合同総会が開催され、雇用調整助成金特例措置の延長、地方創生臨時交付金、ワクチン接種に係るバスの活用、GoTo トラベル、金融支援、産業雇用安定助成金を要望。
3. 5. 16 公明党ハイヤー・タクシー振興議員懇話会、国土交通部会合同会議、自民党国土交通部会が開催され、雇用調整助成金特例措置の延長、地方創生臨時交付金、ワクチン接種に係るバスの活用、GoTo トラベル、金融支援、産業雇用安定助成金を要望。
3. 6. 8 「バス事業における総合安全プラン2025」を策定・公表。国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2025」を受け、①乗客の死者数ゼロ、②令和7年（2025年）までに交通事故死者数をゼロとする、③令和7年（2025年）までに重傷者数を150人以下とする、④令和7年（2025年）までに人身事故件数を800件以下とする、⑤飲酒運転をゼロとする、⑥令和7年（2025年）までに乗合バスの車内事故件数85件以下とする、⑦令和7年（2025年）までに貸切バスの乗客の負傷事故件数20件以下とする、の7つの目標を掲げている。
3. 6. 9 オリンピック・パラリンピック組織委員会の輸送局長あてに関係者輸送を担うバス運転者への優先的なワクチン接種の要望書を提出。
3. 7. 8 公明党バス振興懇話会が開催され、雇用調整助成金特例措置延長、地方創生臨時交付金のバス事業への活用、ワクチン接種でのバスの利用、GoTo トラベル事業等におけるバス利用の促進、事業規模に見合った金融支援の拡充を要望。
3. 8. 3 自民党バス議員連盟総会が開催され、雇用調整助成金特例措置延長、地方創生臨時交付金のバス事業への活用、ワクチン接種でのバスの利用、GoTo トラベル事業等におけるバス利用の促進、事業規模に見合った金融支援の拡充を要望。
3. 8. 6 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ「東京パラリンピック競技大会の有観客開催について」、「東京オリンピック競技大会の観客対応変更に係るバス事業者の支援について」要望書を提出。
3. 8. 11 「令和4年度政府予算編成等（バス対策関係）」に関する要望について、国土交通省、総務省、警察庁及び厚生労働省に提出し、雇用調整臨時交付金の特例措置の延長、地方創生臨時交付金の予算確保及び国から地方公共団体への更なる働きかけ等支援をはじめ、乗合バス事業及び貸切バス事業維持等を要望。
3. 9. 20 第31回バスの日
3. 10. 13 長引くコロナ禍によるバス事業の危機的な状況を訴え応援を求める新聞広告を掲載。以後、同年度内に複数回新聞広告を掲載。
3. 10. 13 観光庁長官へGoTo トラベル事業の貸切バスの利用促進について要望書を提出。
3. 10. 29 国土交通省が今後の観光需要の回復を見据えてた貸切

日本のバス事業略年表

- バスの安全対策、「安全・安心な貸切バスの運行に向けた取り組みを推進します～貸切バスを用いた旅行需要の回復に備え、官民が連携して対策を実施～」を公表。同日、国土交通省が公表した安全対策で業界が取り組む内容である貸切バスの選定ガイドライン、安全運行パートナーシップ宣言の再周知及び当協作成パートナーシップ宣言の自己点検表について各都道府県バス協会を通じ会員へ通知。
3. 11. 11 バス事業存続のための要望を国土交通大臣と与党バス議連等の先生方へ要望。
3. 11. 30 自民党バス議員連盟が開催され、バス事業の窮状を訴えるとともに、コロナの影響を受けた事業者の支援及び燃料高騰に伴うトリガー条項の凍結解除、運賃改定の省令改正等を要望。
3. 12. 2 「燃料価格高騰経営危機突破総決起大会」を、(公社)全日本トラック協会及び(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会と合同で開催。自民党及び公明党の各業界議員連盟の国会議員とともに、燃料価格高騰の現状を打破すべく「燃料価格高騰経営危機突破総決起大会決議」を決議した。
3. 12. 15 旅行業協会と連名で自民党観光立国調査会へGoToトラベル事業の早期再開等について要望書を提出。
4. 2. 3 自民党観光立国調査会が開催され、旅行関係団体合同で雇用調整助成金特例措置の延長、GoToトラベル事業の早期再開等の要望書を提出。
4. 2. 14 自民党鉄道・バス合同議員連盟が開催され、雇用調整助成金特例措置の延長、GoToトラベル事業の再開及びバス利用の促進、地方創生臨時交付金のバス事業への活用、金融支援の拡充及び燃料価格高騰への対応を要望。(後日、自民党鉄道・バス合同議員連盟にて事業者ヒアリングが行われた)
4. 3. 1 軽油価格高騰に関する要望書を国土交通大臣及び自民党バス議員連盟会長へ提出し、バス事業者への直接的な支援制度の創設、負担経変のための燃料税制対策の実施及び燃料の安定供給の確保を要望。
4. 3. 4 貸切バス事業者向けに法令順守の基本内容をまとめた「貸切バスハンドブック」について、平成15年度に第1版、平成26年度に第2版を作成したが、各種規制強化や法令順守事項も大幅に変更されたことから、第3版を作成し各バス事業者へ配付した。
4. 3. 9 自民党バス議員連盟総会にて「バス事業の現状と課題」を提出し、乗合バス・貸切バス事業とも経営が大変厳しく危機的な状況にあることを説明。事業存続のため支援や、GoToトラベルの早期再開と制度の充実などを要望。同日、日本旅行業協会及び全国旅行業協会と3団体連名で「新たなGoToトラベル事業」に関する要望書を国土交通大臣、観光庁長官へ提出。
4. 3. 16 自民党バス議連の決議文とGoToトラベル要望書を、自民党観光立国調査会長、官房長官等に提出。同内容をR4.3.17～18に自民党、国土交通大臣、観光庁長官へ提出。
4. 3. 29 国土交通省が「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を策定・公表。

4. 都道府県バス協会名簿

普通会員 (第二種) (地方協会)

(一社)は一般社団法人、(公社)は公益社団法人の略

協 会	〒	所 在 地	T E L F A X
(一社) 北海道バス協会	060-0001	札幌市中央区北1条西19～2	011-621-4161 011-621-1566
(公社) 青森県バス協会	030-0843	青森市大字浜田字豊田139～21 青森県交通会館	017-739-0571 017-739-0573
(公社) 岩手県バス協会	020-0878	盛岡市肴町4～5 カガヤ肴町ビル 4階	019-651-0680 019-651-0740
(公社) 宮城県バス協会	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1～2 猪股ビル3階	022-295-9894 022-295-9896
(公社) 福島県バス協会	960-8165	福島市吉倉字吉田40 福島県自動車会館	024-546-1478 024-546-1473
(公社) 秋田県バス協会	010-0962	秋田市八橋大畑2～12～55 秋田県自動車会議所2階	018-863-5349 018-864-4549
(一社) 山形県バス協会	990-2161	山形市大字漆山字行段1422	023-686-6135 023-686-6168
(一社) 茨城県バス協会	310-0913	水戸市見川町2440～1 茨城県トラック総合会館	029-306-8700 029-303-8701
(一社) 栃木県バス協会	321-0169	宇都宮市八千代1～4～12	028-658-2622 028-658-2923
(一社) 群馬県バス協会	379-2166	前橋市野中町588	027-261-2072 027-261-5537
(一社) 埼玉県バス協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂2～2～15 埼玉県交通会館内	048-824-5539 048-831-5416
(一社) 千葉県バス協会	260-0855	千葉市中央区市場町7～9 千葉県土地開発公社内	043-215-8805 043-215-8807
(一社) 東京バス協会	151-0061	渋谷区初台1～34～14 初台 TN ビル 1階	03-3379-2441 03-3378-9970
(一社) 神奈川県バス協会	222-0033	横浜市港北区新横浜2～11～1 神奈川県トラック総合会館4階	045-548-3521 045-472-8008
(一社) 山梨県バス協会	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000～7 山梨県自動車総合会館	055-262-1201 055-262-1202
(公社) 新潟県バス協会	950-0088	新潟市中央区万代1～6～1 万代シティバスセンタービル 3階	025-247-8131 025-243-9793
(公社) 長野県バス協会	380-0935	長野市大字中御所鶴田560～4	026-226-3288 026-226-3654
(公社) 富山県バス協会	930-0992	富山市新庄町字馬場24～2 富山県自動車会館	076-424-9317 076-492-3168
(公社) 石川県バス協会	920-8213	金沢市直江東1～2 石川県自動車会館2階	076-225-7560 076-225-7510
(公社) 福井県バス協会	918-8023	福井市西谷1～1401 福井県自動車会館2階	0776-34-1730 0776-34-1748
(公社) 岐阜県バス協会	501-6133	岐阜市日置江2648～2 岐阜県自動車会館5階	058-279-3700 058-279-3709
(一社) 静岡県バス協会	420-0031	静岡市葵区呉服町1～20 呉服町タワー2階	054-255-9281 054-251-5305
(公社) 愛知県バス協会	466-8558	名古屋市昭和区滝子町30～16 愛知県自動車会館	052-613-8133 052-613-8143
(公社) 三重県バス協会	514-0303	津市雲出長常町1190～1	059-234-1101 059-234-0616
(一社) 滋賀県バス協会	524-0104	守山市木浜町2298～4 グリーンルーフ2階	077-585-8333 077-585-8335
(一社) 京都府バス協会	612-8418	京都市伏見区竹田向代町51～5 京都自動車会館	075-691-6517 075-681-9499
(一社) 大阪バス協会	530-0004	大阪市北区堂島浜2～1～25 中央電気倶楽部4階	06-6341-8006 06-6348-9500
(公社) 兵庫県バス協会	650-0011	神戸市中央区下山手通4～15～8	078-391-0543 078-331-2495
(公社) 奈良県バス協会	630-8244	奈良市三条町511～3 奈良交通第2ビル5階	0742-25-2110 0742-23-0208
(公社) 和歌山県バス協会	640-8404	和歌山市湊1106	073-422-8090 073-433-4049
(一社) 鳥取県バス協会	680-0006	鳥取市丸山町246～10	0857-22-2724 0857-22-2726
(一社) 島根県旅客自動車協会	690-0821	松江市上東川津町1238	0852-60-0928 0852-60-0805
(公社) 岡山県バス協会	701-1133	岡山市北区富吉5301～8 岡山県自動車会館2階	086-259-5582 086-259-5506
(公社) 広島県バス協会	732-0056	広島市東区上大須賀町1～16 交通会館ビル2階	082-261-3238 082-261-1743
(公社) 山口県バス協会	753-0821	山口市葵1～5～58	083-922-5031 083-925-8242

(一社) 徳島県バス協会	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1～6	088-641-3617 088-641-3627
(一社) 香川県バス協会	760-0021	高松市西の丸町1～26 大川バスビル3階	087-851-2320 087-821-6161
(一社) 愛媛県バス協会	790-0067	松山市大手町1～7～4 伊予鉄大手町ビル2階	089-931-4094 089-931-5054
(一社) 高知県バス協会	781-5103	高知市大津乙1879～9	088-866-0505 088-866-0506
(一社) 福岡県バス協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3～10～17 陸運会館5階	092-431-9704 092-452-3761
(一社) 佐賀県バス・タクシー協会	849-0928	佐賀市若楠2～7～2 佐賀県交通会館	0952-31-2341 0952-31-2342
(一社) 長崎県バス協会	850-0032	長崎市興善町4～6	095-822-9018 095-826-6411
(一社) 熊本県バス協会	860-0806	熊本市中央区花畑町4～1 太陽生命熊本第2ビル9階	096-352-9694 096-352-9670
(一社) 大分県バス協会	870-0907	大分市大津町3～4～13 大分県交通会館3階	097-558-3946 097-558-0308
(一社) 宮崎県バス協会	880-0902	宮崎市大淀4～5～3 南宮崎駅前ビル1号館3階	0985-51-0158 0985-51-0159
(公社) 鹿児島県バス協会	890-0064	鹿児島市鴨池新町12～12 第2岩崎ビル5階	099-252-8670 099-252-8674
(一社) 沖縄県バス協会	900-0015	那覇市久茂地1～2～28 よなみねビル3階	098-867-2316 098-863-5926



2021年度版 日本のバス事業60

令和4年5月発行

編集 公益社団法人 日本バス協会
発行者 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
(新国際ビル912号)
TEL 03-3216-4011
FAX 03-3216-4016
ホームページ <http://www.bus.or.jp>